

第2章 財政状況

2-0 本章では、第1節で被保険者の現状及び推移、第2節で受給権者の現状及び推移を述べた後、これらを踏まえ、第3節で公的年金各制度の財政収支の現状及び推移、第4節で財政指標（年金扶養比率、総合費用率等）の現状及び推移について述べる。

第1節 被保険者の現状及び推移

2-1-1 本節における被保険者の現状及び推移における平成27(2015)年9月以前の数値については、一元化前の各制度における数値である。

1 被保険者数

2-1-2 令和5(2023)年度末の被保険者数は、**図表2-1-1**及び**図表2-1-2**に示すとおり、公的年金制度全体で6,745万人であり、うち、厚生年金の被保険者が4,672万人、国民年金第1号被保険者が1,387万人、国民年金第3号被保険者が686万人である。

厚生年金の被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者（民間被用者）が4,211万人、第2号厚生年金被保険者（国家公務員）が107万人、第3号厚生年金被保険者（地方公務員）が294万人、第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）が60万人となっている。このうち、短時間労働者は、第1号厚生年金被保険者（民間被用者）が92万人、第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）が1万人となっている¹。

ここで、国共済と地共済については、共済組合の組合員は常時勤務に服することを要する公務員とされているため、第2号厚生年金被保険者（国家公務員）及び第3号厚生年金被保険者（地方公務員）には短時間労働者はいない。国及び地方公共団体等において短時間労働者に該当する職員が雇用されている場合は、第1号厚生年金被保険者として適用されている。

2-1-3 令和5(2023)年度の対前年度増減率をみると、公的年金制度全体ではほぼ横ばいとなっている。これは、国民年金第1号被保険者及び国民年金第3号被保険者が減少したものの、厚生年金の被保険者が増加したためである。厚生年金の被保険者数の対前年度増減率は1.2%²となっているが、短時間労働者を除いた対前年度増減率は1.0%、短時間労働者の対前年度増減率は11.7%³となっている。

¹ 短時間労働者のうち労使合意に基づき厚生年金に適用された被保険者は、第1号厚生年金被保険者（民間被用者）12千人、第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）856人である。

² 厚生年金被保険者の前年度からの増加53万9千人のうち、短時間労働者を除いた被保険者の増加が44万1千人、短時間労働者の増加が9万8千人となっている。

³ 男性の短時間労働者数の対前年度増減率は8.9%、女性の短時間労働者数の対前年度増減率は12.7%となっており、女性の短時間労働者数の増加が大きい。

第2章◆財政状況

被保険者数の推移をみると、厚生年金被保険者は増加している一方、国民年金第1号被保険者及び国民年金第3号被保険者は減少が続いている。これは、生産年齢人口が減少する中で被用者化が進み、国民年金第1号被保険者及び国民年金第3号被保険者から厚生年金被保険者にシフトしている影響、また、高齢者の雇用が進展している影響と考えられる。

図表2-1-1 被保険者数⁴の推移

年度末 平成 /令和	厚生年金											国民年金		公的年金 制度全体 ①+②+③
	計			第1号(民間被用者)			第2号 国家 公務員	第3号 地方 公務員	第4号(私立学校教職員)			第1号	第3号	
	①	短時間 労働者 を除く	短時間 労働者	短時間 労働者 を除く	短時間 労働者	短時間 労働者			短時間 労働者 を除く	短時間 労働者		②	③	
千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7 (1995)	38,648	38,648	・	33,784	33,784	・	1,125	3,339	400	400	・	19,104	12,201	69,952
12 (2000)	37,423	37,423	・	32,659	32,659	・	1,119	3,239	406	406	・	21,537	11,531	70,491
17 (2005)	37,621	37,621	・	33,022	33,022	・	1,082	3,069	448	448	・	21,903	10,922	70,447
22 (2010)	38,829	38,829	・	34,411	34,411	・	1,055	2,878	485	485	・	19,382	10,046	68,258
27 (2015)	41,289	41,289	・	36,864	36,864	・	1,064	2,832	529	529	・	16,679	9,151	67,119
28 (2016)	42,665	42,372	292	38,218	37,927	291	1,066	2,839	542	540	2	15,754	8,890	67,309
29 (2017)	43,581	43,196	385	39,112	38,729	383	1,071	2,846	552	549	3	15,052	8,701	67,335
30 (2018)	44,284	43,846	438	39,806	39,371	435	1,073	2,845	561	558	3	14,711	8,467	67,462
元 (2019)	44,879	44,404	476	40,374	39,902	472	1,078	2,857	570	566	4	14,533	8,203	67,616
2 (2020)	45,134	44,600	534	40,472	39,942	530	1,084	2,998	580	576	4	14,495	7,930	67,558
3 (2021)	45,354	44,781	574	40,645	40,076	569	1,086	3,037	586	582	4	14,312	7,627	67,293
4 (2022)	46,179	45,348	831	41,569	40,747	822	1,079	2,935	596	586	9	14,047	7,212	67,438
5 (2023)	46,718	45,789	929	42,109	41,190	919	1,071	2,937	601	591	10	13,871	6,856	67,445

対前年度増減率(%)														
17 (2005)	1.3	1.3	・	1.6	1.6	・	△0.4	△1.3	1.5	1.5	・	△1.2	△0.6	0.2
22 (2010)	0.4	0.4	・	0.5	0.5	・	1.1	△1.0	1.4	1.4	・	△2.4	△1.6	△0.7
27 (2015)	2.2	2.2	・	2.4	2.4	・	0.3	0.0	2.3	2.3	・	△4.3	△1.8	△0.0
28 (2016)	3.3	2.6	・	3.7	2.9	・	0.2	0.2	2.5	2.1	・	△5.5	△2.9	0.3
29 (2017)	2.1	1.9	31.9	2.3	2.1	31.8	0.4	0.3	1.8	1.7	45.9	△4.5	△2.1	0.04
30 (2018)	1.6	1.5	13.6	1.8	1.7	13.6	0.1	△0.1	1.6	1.6	17.5	△2.3	△2.7	0.2
元 (2019)	1.3	1.3	8.6	1.4	1.3	8.6	0.5	0.4	1.7	1.6	18.2	△1.2	△3.1	0.2
2 (2020)	0.6	0.4	12.3	0.2	0.1	12.3	0.6	4.9	1.7	1.6	12.1	△0.3	△3.3	△0.1
3 (2021)	0.5	0.4	7.4	0.4	0.3	7.4	0.2	1.3	1.1	1.1	10.6	△1.3	△3.8	△0.4
4 (2022)	1.8	1.3	44.9	2.3	1.7	44.5	△0.6	△3.4	1.6	0.8	104.2	△1.9	△5.4	0.2
5 (2023)	1.2	1.0	11.7	1.3	1.1	11.7	△0.7	0.1	0.9	0.7	12.3	△1.3	△4.9	0.0

注1 国民年金第1号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

注2 第1号厚生年金(民間被用者)の平成7(1995)年度末は旧三共済(467千人)及び旧農林年金(509千人)を含み、平成12(2000)年度末は旧農林年金(467千人)を含む。

注3 平成28(2016)年10月に一定の要件(従業員501人以上の企業等において、月収8.8万円以上、週所定労働時間20時間以上等)を満たす短時間労働者の厚生年金への適用拡大が実施された。その後平成29(2017)年4月には、従業員500人以下の企業等も、労使合意に基づき、企業単位で適用拡大が可能となり、国・地方公共団体は、規模にかかわらず強制適用となった。更に、令和4(2022)年10月には従業員101人以上の企業等に拡大している。(その他の適用拡大については、第1章の脚注6を参照。)

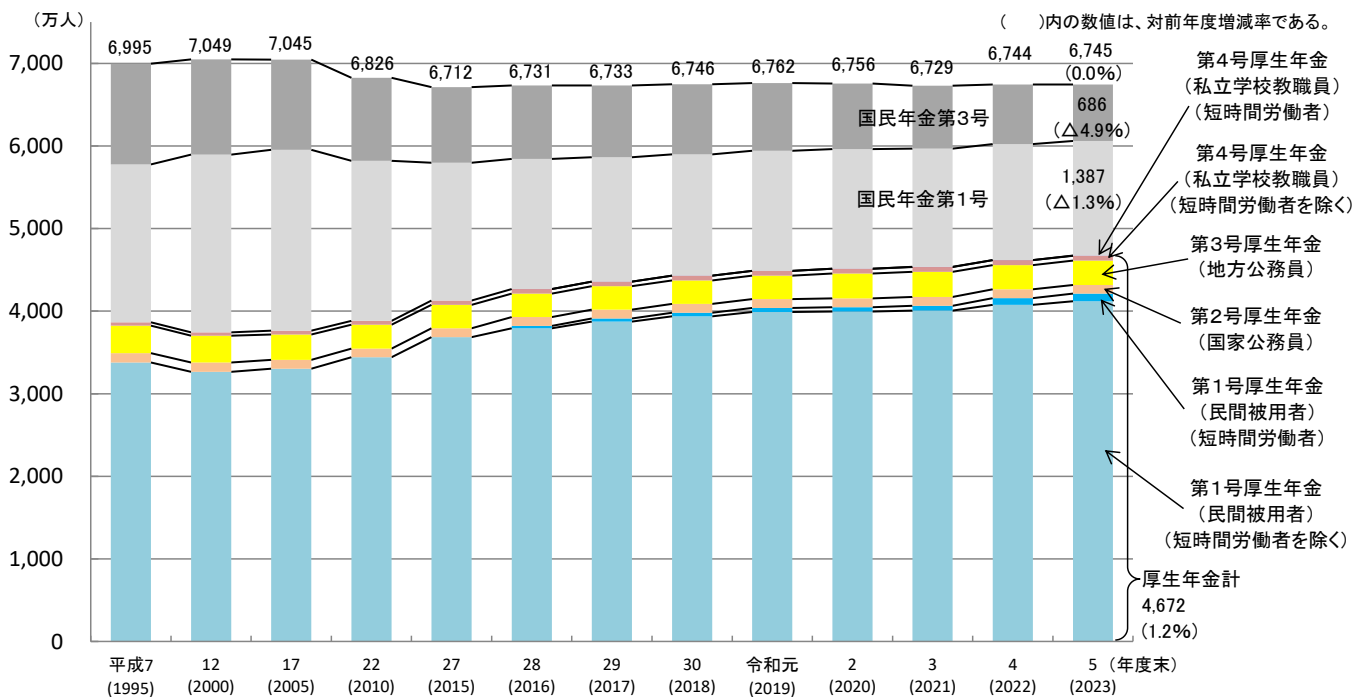
⁴ 厚生労働省年金局の集計によると、外国人の公的年金加入者数は268万人(令和6(2024)年11月1日現在)で、その内訳をみると、国民年金第1号被保険者は72万人、国民年金第2号被保険者等(厚生年金被保険者)は171万人、国民年金第3号被保険者25万人となっている。

また、公的年金制度全体の被保険者数は平成 18(2006)年度以降一貫して減少⁵していたが、平成 28(2016)年度からは増加に転じた。その後、令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度は減少したものの、令和 4(2022)年度からは再び増加している。

厚生年金の被保険者の種別別では、第 1 号厚生年金被保険者（民間被用者）、第 3 号厚生年金被保険者（地方公務員）及び第 4 号厚生年金被保険者（私立学校教職員）は増加しているが、第 2 号厚生年金被保険者（国家公務員）は減少している。

平成 28(2016)年 10 月に一定の要件⁶を満たす短時間労働者の厚生年金への適用拡大が実施されたことから、平成 28(2016)年度末には 29 万人の短時間労働者が厚生年金の被保険者となった。その後の制度改正⁷等の影響も受けて短時間労働者は増加を続け、令和 3(2021)年度末には 57 万人となったが、令和 4(2022)年 10 月の更なる適用拡大⁸により、令和 4(2022)年度末には 83 万人と大幅に増加し、令和 5(2023)年度末には 93 万人（厚生年金に占める割合は 2.0%）となっている。

図表 2-1-2 被保険者数の推移



⁵ 被保険者数の推移は長期時系列表を参照。なお、公的年金制度全体の被保険者数が最も多かったのは平成 11(1999)年度末である(70,616 千人)。

⁶ 従業員 501 人以上の企業等において、月収 8.8 万円以上、週所定労働時間 20 時間以上等。

⁷ 平成 29(2017)年 4 月に、従業員 500 人以下の企業等も、労使合意に基づき、企業単位で適用拡大が可能となった。(国・地方公共団体は、規模にかかわらず強制適用)

⁸ 従業員 101 人以上の企業等に拡大された。その他の適用拡大については、第 1 章の脚注 6 (51 頁)を参照。なお、令和 6 年 10 月には従業員 51 人以上の企業等に拡大されている。

2 男女構成

2-1-4 図表 2-1-3 は、令和 5 (2023) 年度末の男女別被保険者数を示したものである。厚生年金の被保険者に占める女性の割合は 40.5%となっている。被保険者の種別別では、第 4 号厚生年金被保険者(私立学校教職員)の女性の割合が 60.6%で最も大きく、第 2 号厚生年金被保険者(国家公務員)の 29.4%が最も小さい。短時間労働者の女性の割合は、第 1 号厚生年金被保険者(民間被用者)、第 4 号厚生年金被保険者(私立学校教職員)とともに 7 割を超えており、短時間労働者は女性の割合が大きい。

また、国民年金の女性の割合は、第 1 号被保険者で 47.3%、第 3 号被保険者で 98.1%となっている。

図表 2-1-3 男女別被保険者数 —令和 5 (2023) 年度末—

区分	厚生年金											国民年金		公的年金 制度全体
	計			第 1 号（民間被用者）			第 2 号	第 3 号	第 4 号（私立学校教職員）			第 1 号	第 3 号	
				短時間 労働者 を除く	短時間 労働者	短時間 労働者 を除く	短時間 労働者	〔国家 公務員〕	〔地方 公務員〕	短時間 労働者 を除く	短時間 労働者			
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	46,718	45,789	929	42,109	41,190	919	1,071	2,937	601	591	10	13,871	6,856	67,445
男性	27,793	27,570	223	25,122	24,901	221	756	1,678	237	235	2	7,307	129	35,229
女性	18,925	18,219	706	16,987	16,289	698	315	1,259	364	356	8	6,564	6,728	32,217
女性 割合	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	40.5	39.8	76.0	40.3	39.5	76.0	29.4	42.9	60.6	60.2	79.0	47.3	98.1	47.8

注 国民年金第 1 号被保険者数には任意加入被保険者を含む。

3 年齢分布

(1) 年齢分布

2-1-5 図表 2-1-4 は、令和 5 (2023) 年度末の被保険者の平均年齢及び年齢分布を示したものであり、図表 2-1-5 は、令和 5 (2023) 年度末の被保険者の年齢分布を図示したものである。平均年齢は、厚生年金は 44.6 歳、国民年金第 1 号被保険者は 39.3 歳、国民年金第 3 号被保険者は 45.9 歳、公的年金制度全体では 43.6 歳である。

厚生年金の被保険者の種別別では、第 1 号厚生年金被保険者(民間被用者)が 44.8 歳で最も高く、第 2 号厚生年金被保険者(国家公務員)が 42.4 歳で最も低い。短時間労働者では、第 1 号厚生年金被保険者(民間被用者)が 50.6 歳、第 4 号厚生年金被保険者(私立学校教職員)が 48.1 歳と短時間労働者を除く平均年齢より高い。

2-1-6 令和 5 (2023) 年度末における被保険者の年齢分布をみると、厚生年金計では 50～54 歳の年齢階級の割合が最も大きく、国民年金第 1 号被保険者では 20～24 歳の年齢階級、国民年金第 3 号被保険者では 50～54 歳の年齢階級の割合が最も大きい。

厚生年金の被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者（民間被用者）及び第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）では65歳以上の年齢階級の割合がそれぞれ4.6%、4.4%となっているのに対し、第2号厚生年金被保険者（国家公務員）、第3号厚生年金被保険者（地方公務員）ではいずれも0.7%と小さくなっている。第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）は、25～29歳の年齢階級の割合が最も大きく、特に女性の被保険者は若い年齢階級に多い。

短時間労働者（第1号厚生年金（民間被用者）＋第4号厚生年金（私立学校教職員））では、男性は60歳以上の被保険者が多く、女性は45～64歳の被保険者が多い。

図表2-1-4 被保険者の年齢 ―令和5（2023）年度末―

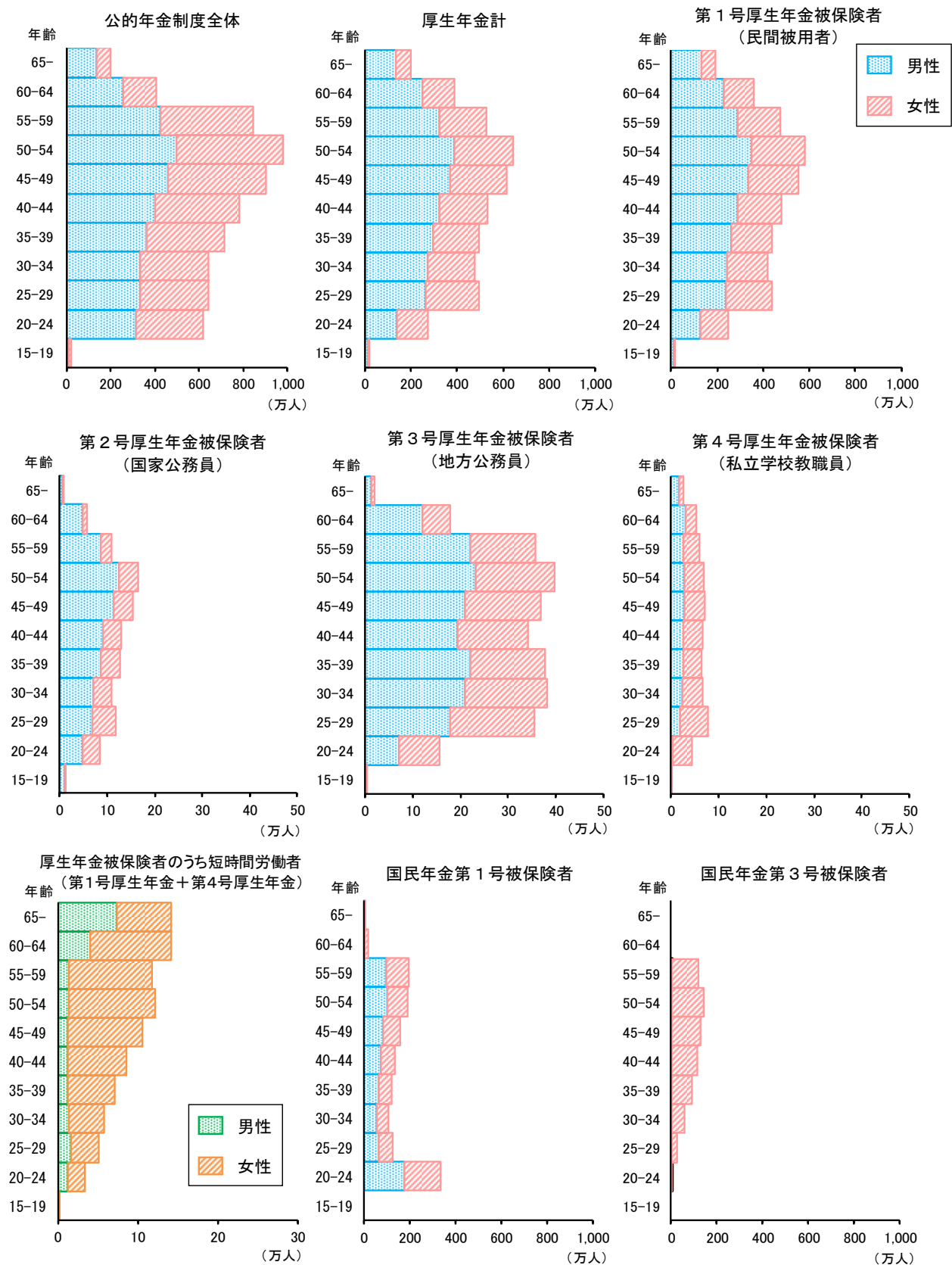
区分	厚生年金											国民年金		公的年金 制度全体
	計			第1号（民間被用者）			第2号	第3号	第4号（私立学校教職員）			第1号	第3号	
		短時間 労働者 を除く	短時間 労働者		短時間 労働者 を除く	短時間 労働者	（国家 公務員）	（地方 公務員）		短時間 労働者 を除く	短時間 労働者			
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
計	44.6	44.5	50.6	44.8	44.6	50.6	42.4	42.9	43.5	43.4	48.1	39.3	45.9	43.6
男性	45.3	45.2	52.9	45.4	45.3	52.9	43.7	43.7	47.3	47.3	49.5	39.1	46.5	44.0
女性	43.5	43.3	49.9	43.8	43.5	49.9	39.5	41.7	41.0	40.8	47.7	39.5	45.9	43.2
年齢分布（男女計）	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
20歳未満	0.4	0.4	0.3	0.4	0.4	0.3	1.1	0.2	0.0	0.0	0.0	・	・	0.3
20～24歳	5.9	5.9	3.6	5.8	5.9	3.6	7.8	5.3	7.5	7.6	3.9	24.3	0.7	9.1
25～29歳	10.6	10.7	5.4	10.4	10.6	5.4	11.0	12.0	13.2	13.2	7.7	8.9	3.7	9.5
30～34歳	10.2	10.3	6.1	10.0	10.1	6.1	10.2	13.0	11.1	11.1	7.9	7.8	8.4	9.5
35～39歳	10.6	10.7	7.7	10.4	10.5	7.7	11.9	12.8	10.7	10.7	9.1	8.9	13.6	10.6
40～44歳	11.4	11.4	9.2	11.4	11.4	9.2	12.0	11.6	11.0	11.0	10.8	9.8	16.8	11.6
45～49歳	13.1	13.2	11.3	13.2	13.2	11.3	14.4	12.5	11.8	11.8	12.9	11.3	19.0	13.4
50～54歳	13.8	13.8	13.1	13.8	13.9	13.1	15.4	13.5	11.7	11.6	13.8	13.8	20.7	14.5
55～59歳	11.3	11.3	12.6	11.3	11.3	12.6	10.2	12.1	9.9	9.9	11.0	14.2	17.1	12.5
60～64歳	8.3	8.2	15.2	8.6	8.4	15.3	5.3	6.1	8.8	8.7	12.4	1.2	・	6.0
65歳以上	4.3	4.1	15.3	4.6	4.4	15.4	0.7	0.7	4.4	4.3	10.5	0.0	・	3.0

注1 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

注2 第1号厚生年金（民間被用者）の坑内員・船員は男性に計上している。

注3 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に0.5を加えた数値である。

図表2-1-5 被保険者の年齢分布 —令和5(2023)年度末—



注 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。

(2) 年齢分布の変化

2-1-7 図表 2-1-6 は、被保険者の年齢分布について、この 10 年間の変化をみるために、令和 5 (2023) 年度末の年齢階級別被保険者数を、10 年前の平成 25 (2013) 年度末及び 5 年前の平成 30 (2018) 年度末の年齢階級別被保険者数と比較したものである。なお、平成 28 (2016) 年 10 月に適用拡大の対象となった短時間労働者については、5 年前の平成 30 (2018) 年度末から令和 5 (2023) 年度末までの各年度末の分布を併せて示している。

2-1-8 厚生年金計の男性では、最も被保険者数が多い年齢階級が 10 年前は 40～44 歳、5 年前は 45～49 歳、令和 5 (2023) 年度末では 50～54 歳にシフトしているが、これは団塊ジュニア世代の年齢が高くなったことによる。厚生年金計の女性では、5 年前と比べて 15～24 歳及び 40～44 歳を除き被保険者数が増加している。

被保険者数を人口⁹比でみると、5 年前と比べ、男性の 15～19 歳及び 25～34 歳、女性の 15～19 歳を除き上昇しているが、65～69 歳ではこの 5 年で、男性が 26.6%から 37.9%に、女性が 10.3%から 17.5%になっており、65 歳以上の雇用が進展していることが窺える（図表 2-1-7 参照）。

2-1-9 厚生年金計のうち短時間労働者については、5 年前と比べ、男女とも全ての年齢階級で被保険者が増加している。被保険者数を人口比でみると、5 年前と比べ、男女とも全ての年齢階級で増加している。

なお、令和 3 (2021) 年度から令和 4 (2022) 年度にかけて被保険者数が大きく増加しているが、これは令和 4 (2022) 年 10 月に施行された適用拡大によるものである。

2-1-10 第 1 号厚生年金被保険者（民間被用者）及びそのうちの短時間労働者については、その数が厚生年金被保険者の約 9 割（短時間労働者については 99%）を占めるため、厚生年金計とほぼ同様の変化である。

2-1-11 第 2 号厚生年金被保険者（国家公務員）の男性では、5 年前と比べ、25～29 歳及び 50 歳以上の被保険者数が増加する一方で、15～24 歳及び 30～49 歳の被保険者数が減少している。第 2 号厚生年金被保険者（国家公務員）の女性では、5 年前と比べ、15～19 歳、30～34 歳及び 40～49 歳を除き被保険者数が増加している。

2-1-12 第 3 号厚生年金被保険者（地方公務員）の男性では、5 年前と比べ、30～39 歳及び 60 歳以上の被保険者数が増加している一方で 29 歳以下、40～59 歳の被保険者数が減少している。第 2 号厚生年金被保険者（地方公務員）の女性では、5 年前と比べ、40～49 歳を除き被保険者数が増加している。

⁹ 人口は、総務省統計局「人口推計」による平成 31 (2019) 年 4 月 1 日現在及び令和 6 (2024) 年 4 月 1 日現在の総人口である。

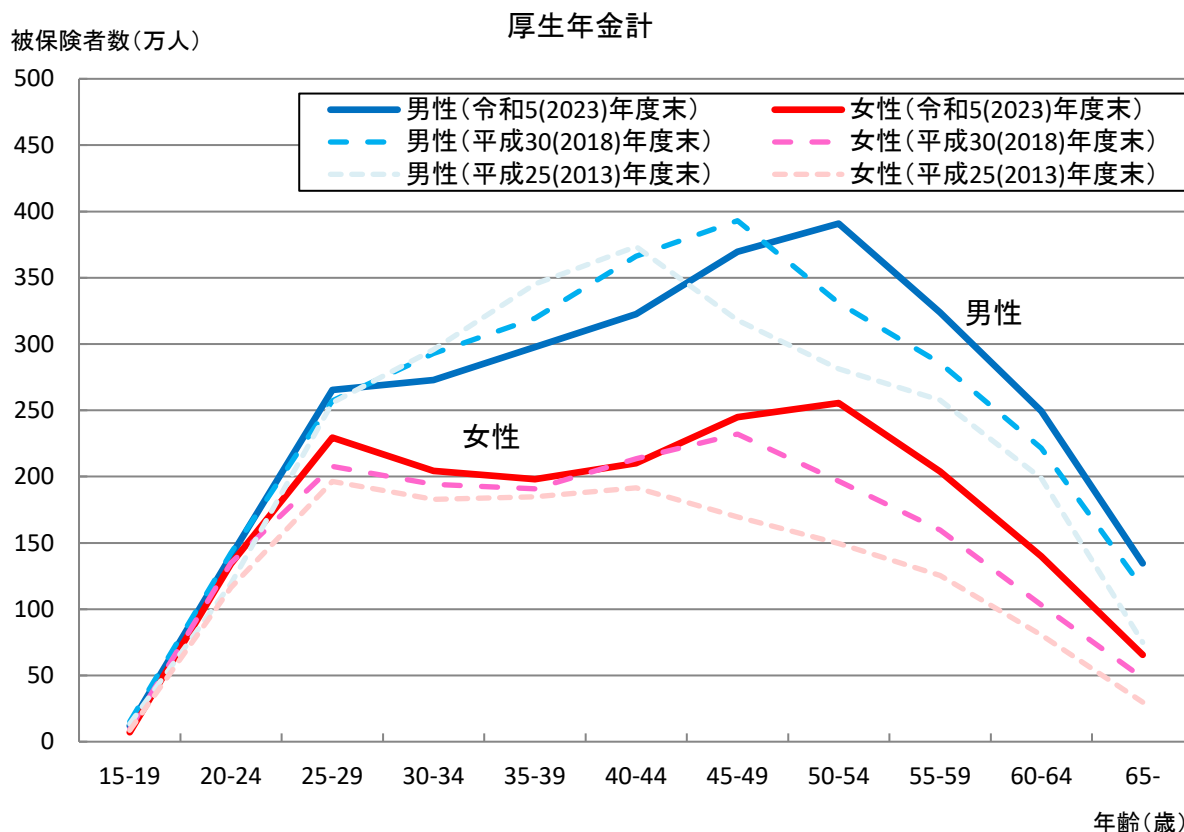
2-1-13 第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の男性では、5年前と比べ、50～54歳及び60歳以上の被保険者数が増加している。第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の女性では、5年前と比べ、24歳未満を除き被保険者数が増加している。

2-1-14 第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）のうち短時間労働者については、5年前と比べ、男女とも全ての年齢階級で被保険者数が増加している。

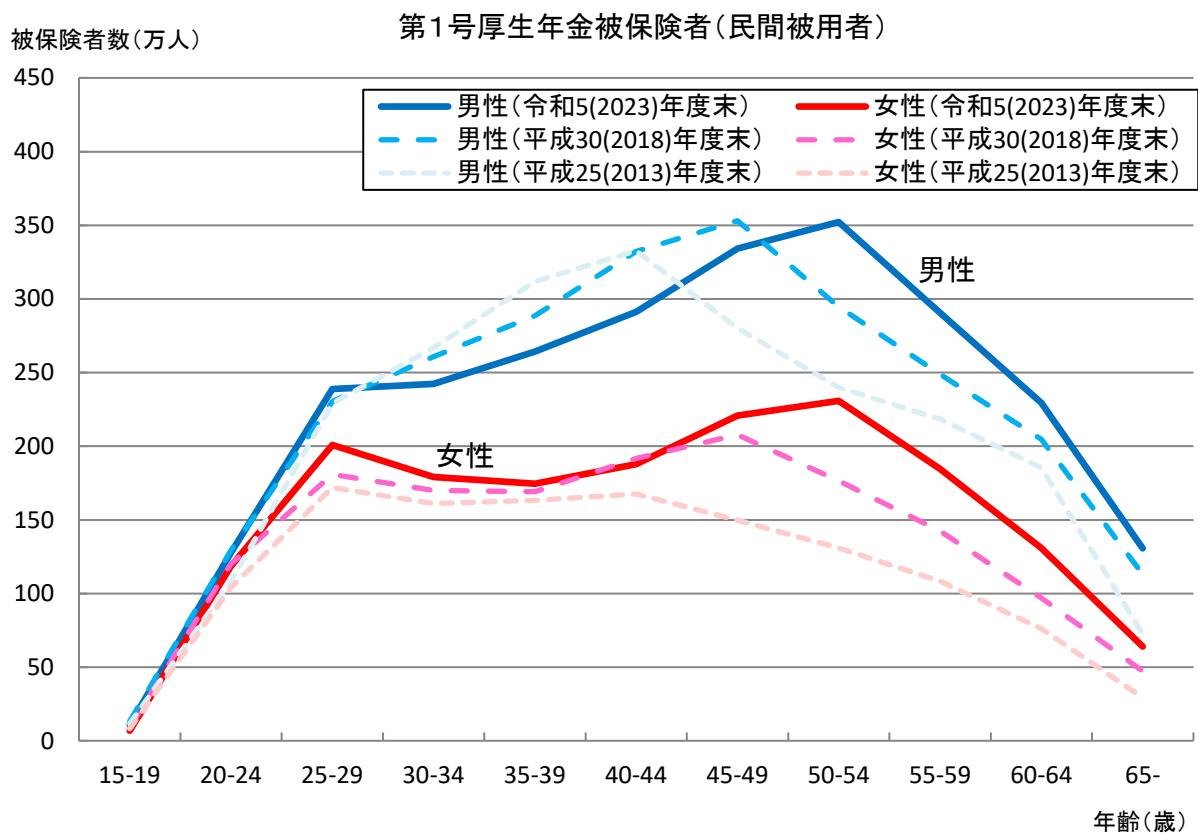
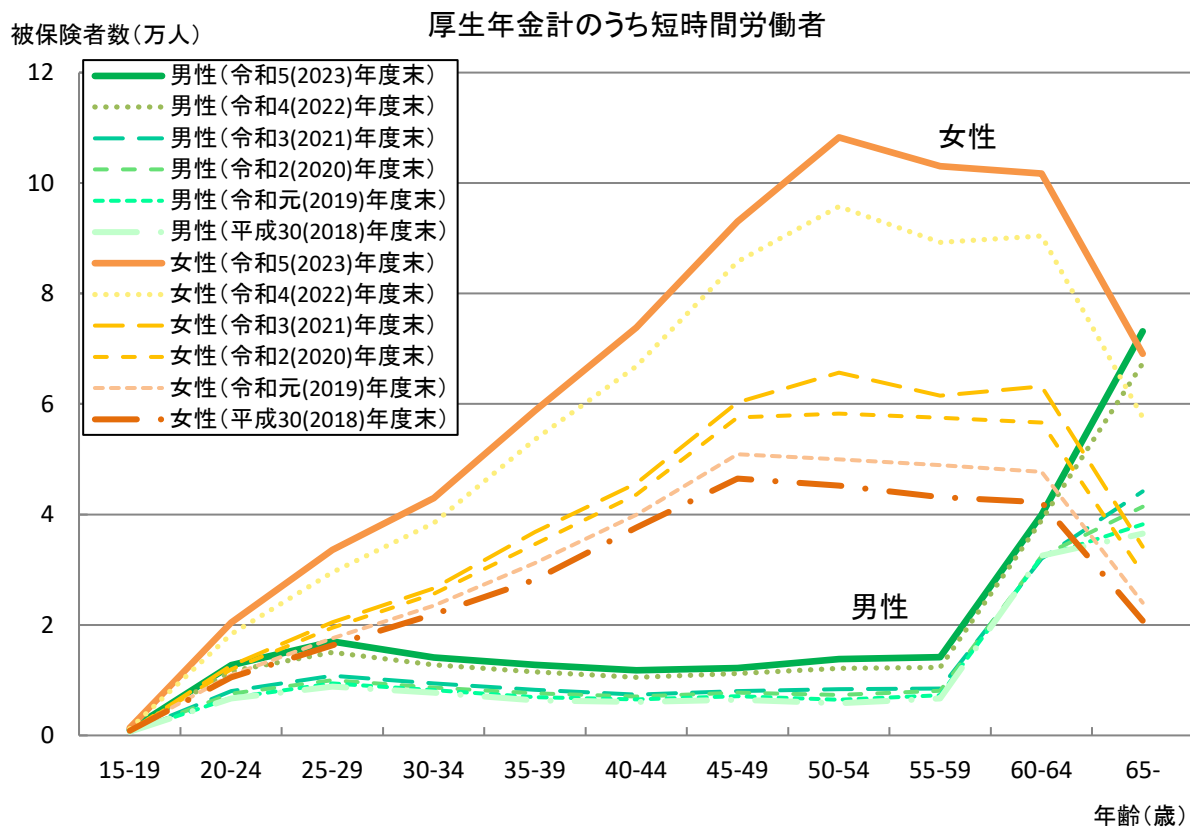
2-1-15 国民年金第1号被保険者では、団塊ジュニア世代のシフトを除くと、男女ともに全体的に被保険者数が減少している。被保険者数を人口比でみると、5年前と比べ、男性は20～24歳及び55～64歳を除き低下している。女性は20～24歳及び60～64歳を除き低下している。

2-1-16 国民年金第3号被保険者の女性では、49歳以下の被保険者数の減少が著しい。被保険者数を人口比でみると、男性は5年前から大きな変化はなく、女性は5年前と比べ、全ての年齢階級で低下している。

図表2-1-6 被保険者の年齢分布の変化

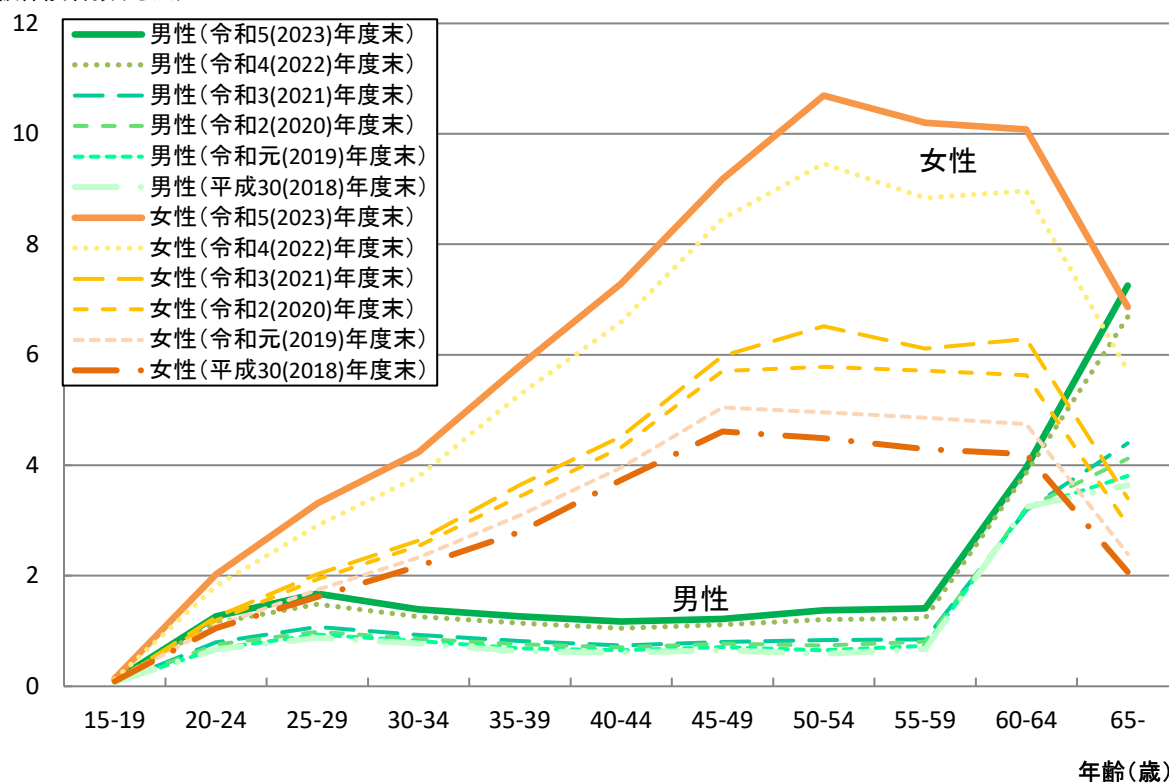


図表 2-1-6 被保険者の年齢分布の変化（続き）

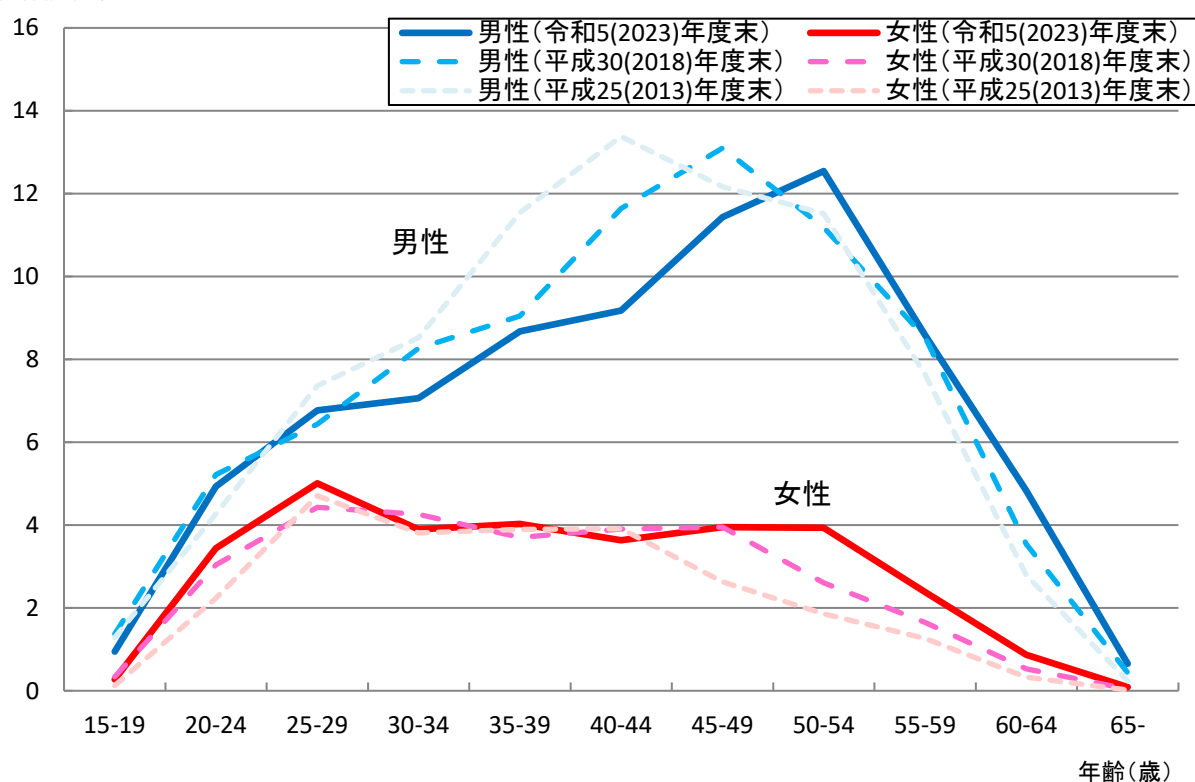


図表 2-1-6 被保険者の年齢分布の変化（続き）

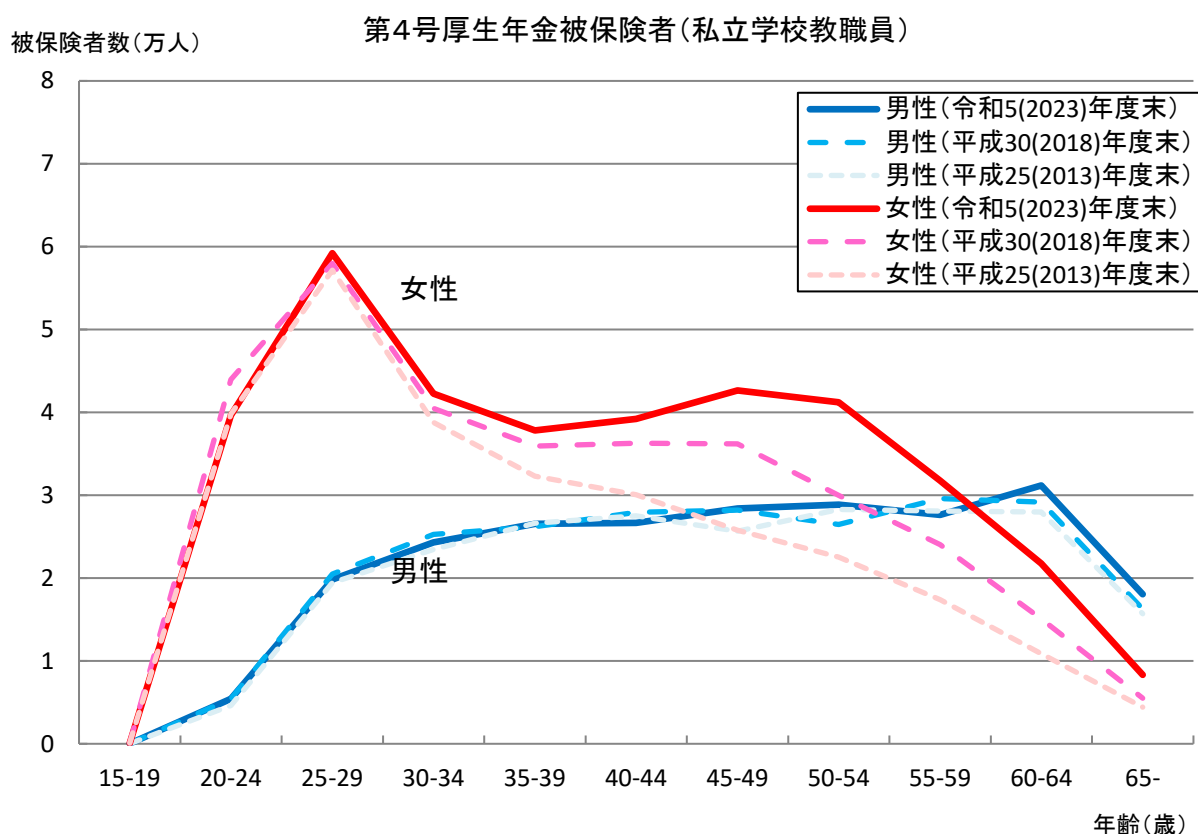
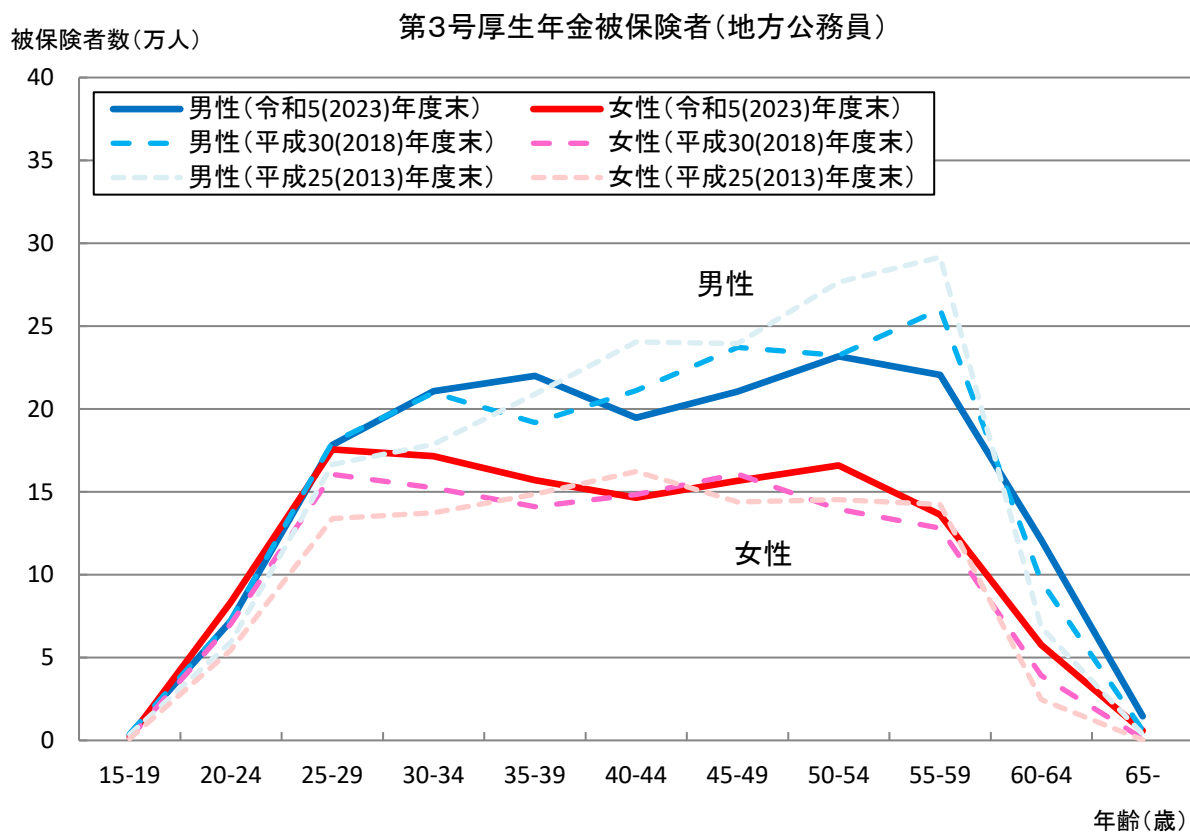
被保険者数(万人) 第1号厚生年金被保険者(民間被用者)のうち短時間労働者



被保険者数(万人) 第2号厚生年金被保険者(国家公務員)

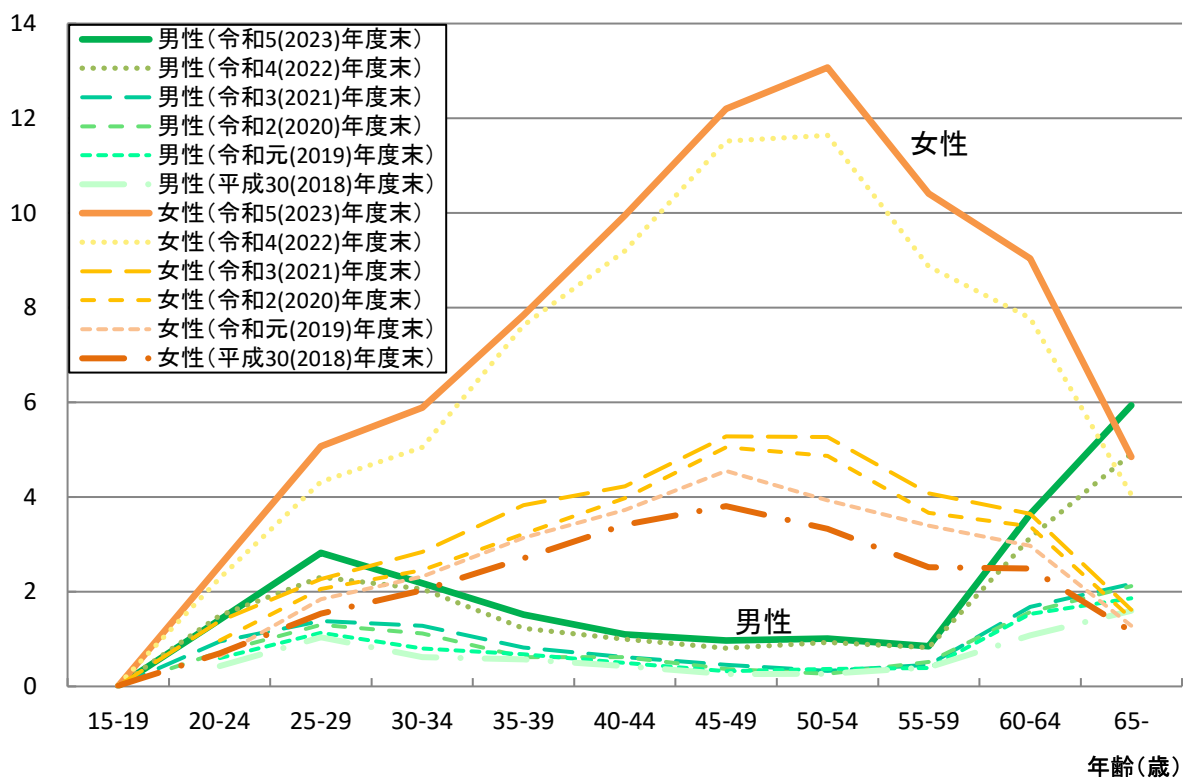


図表 2-1-6 被保険者の年齢分布の変化（続き）

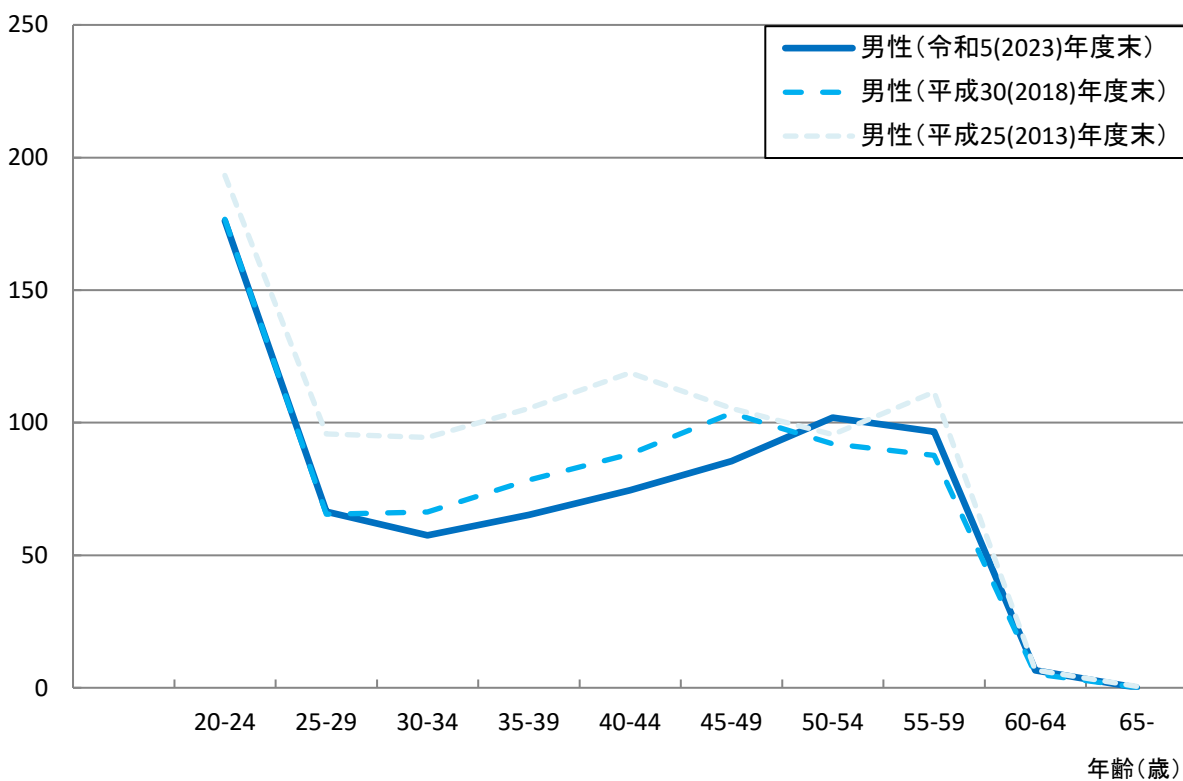


図表 2-1-6 被保険者の年齢分布の変化（続き）

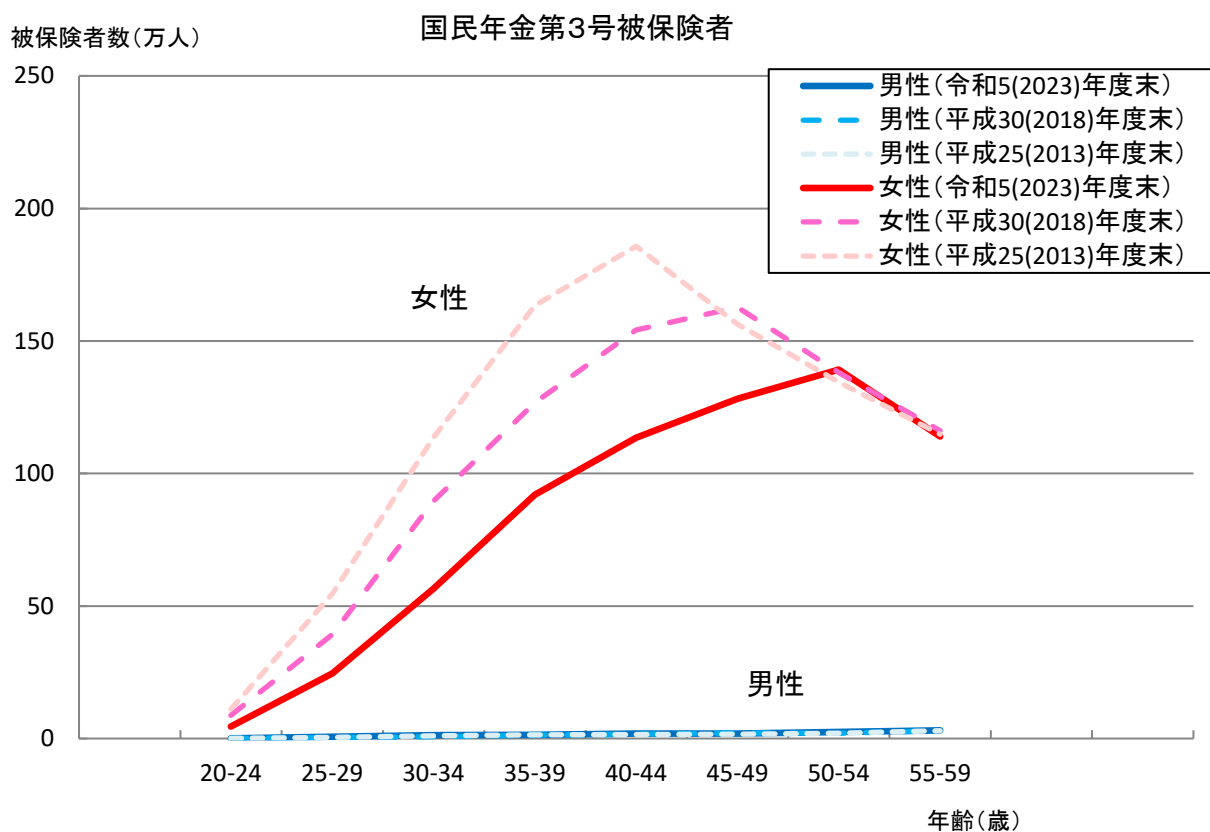
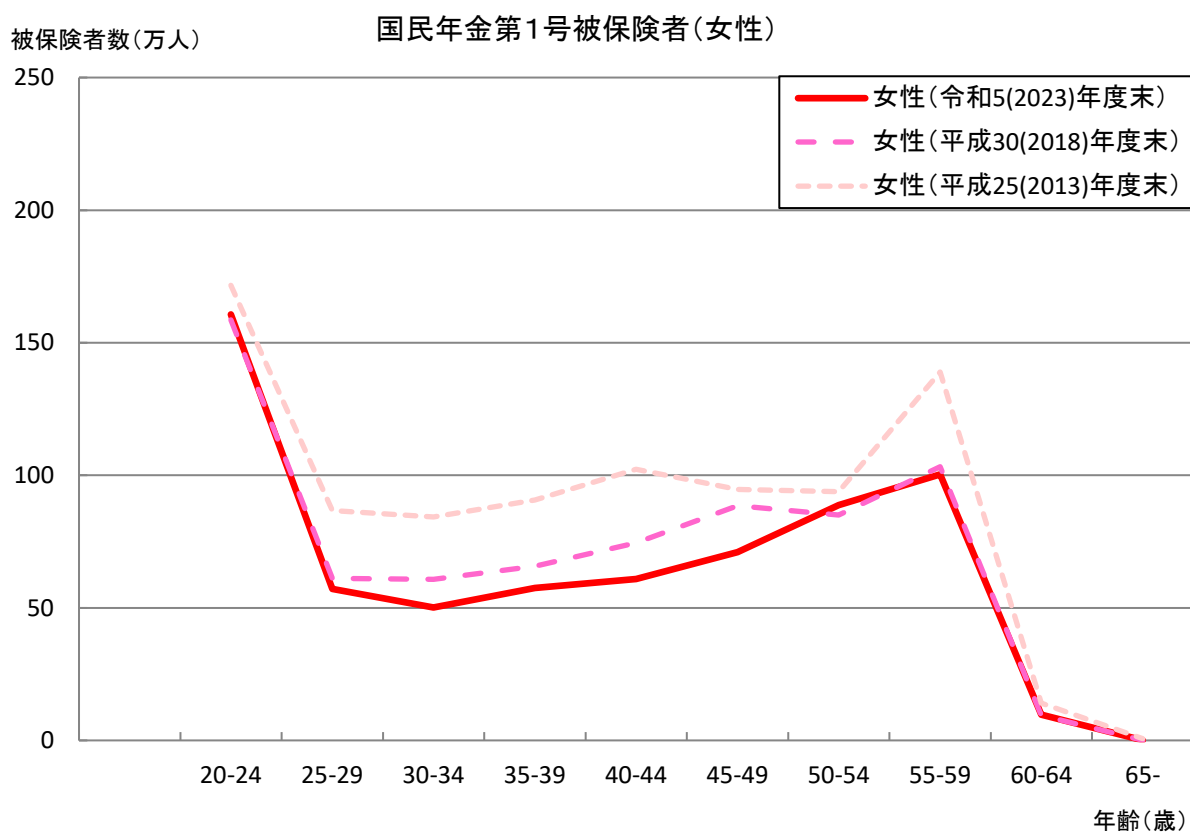
被保険者数(百人) 第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)のうち短時間労働者



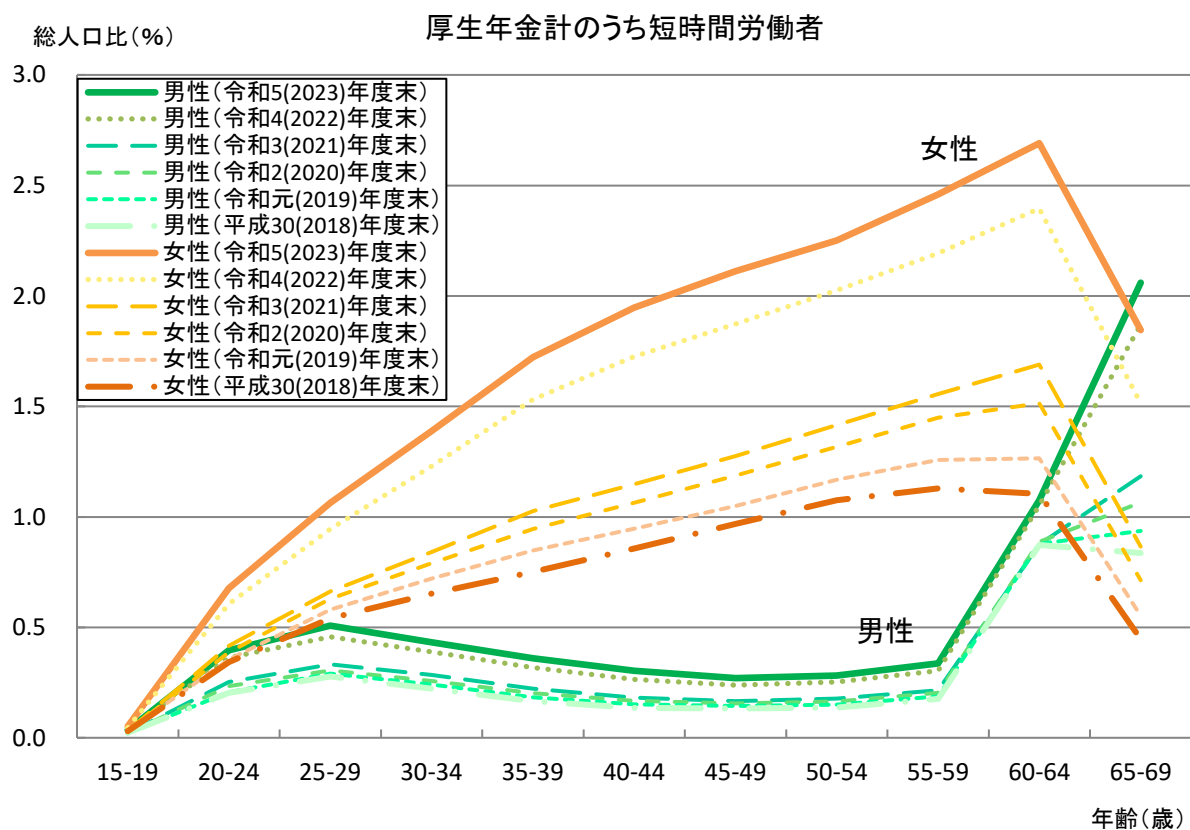
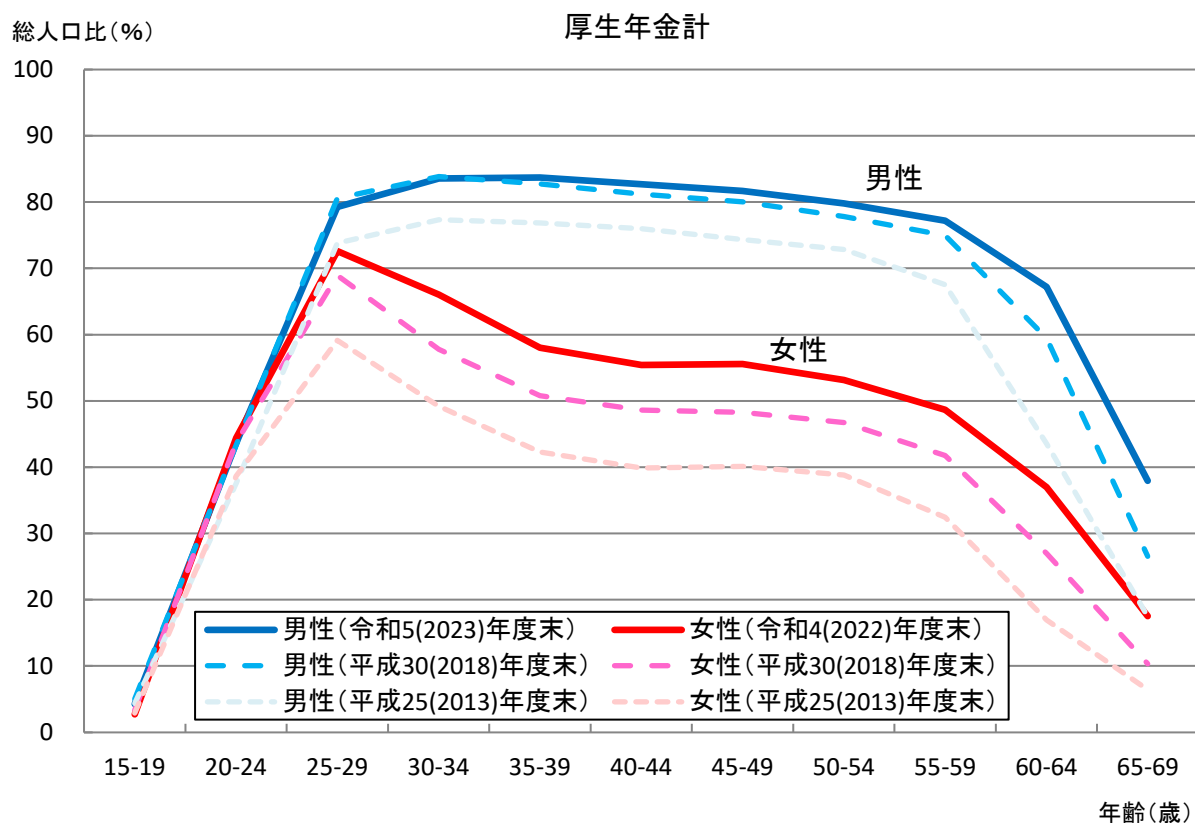
被保険者数(万人) 国民年金第1号被保険者(男性)



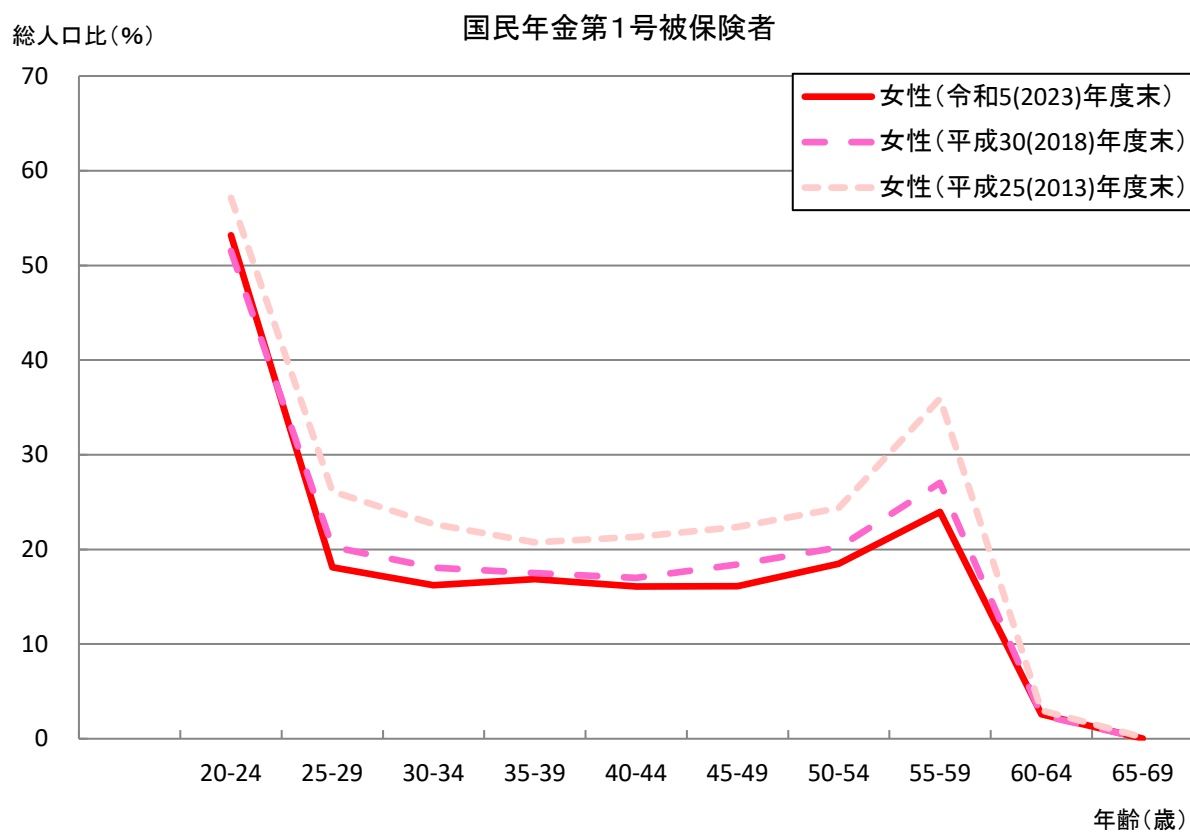
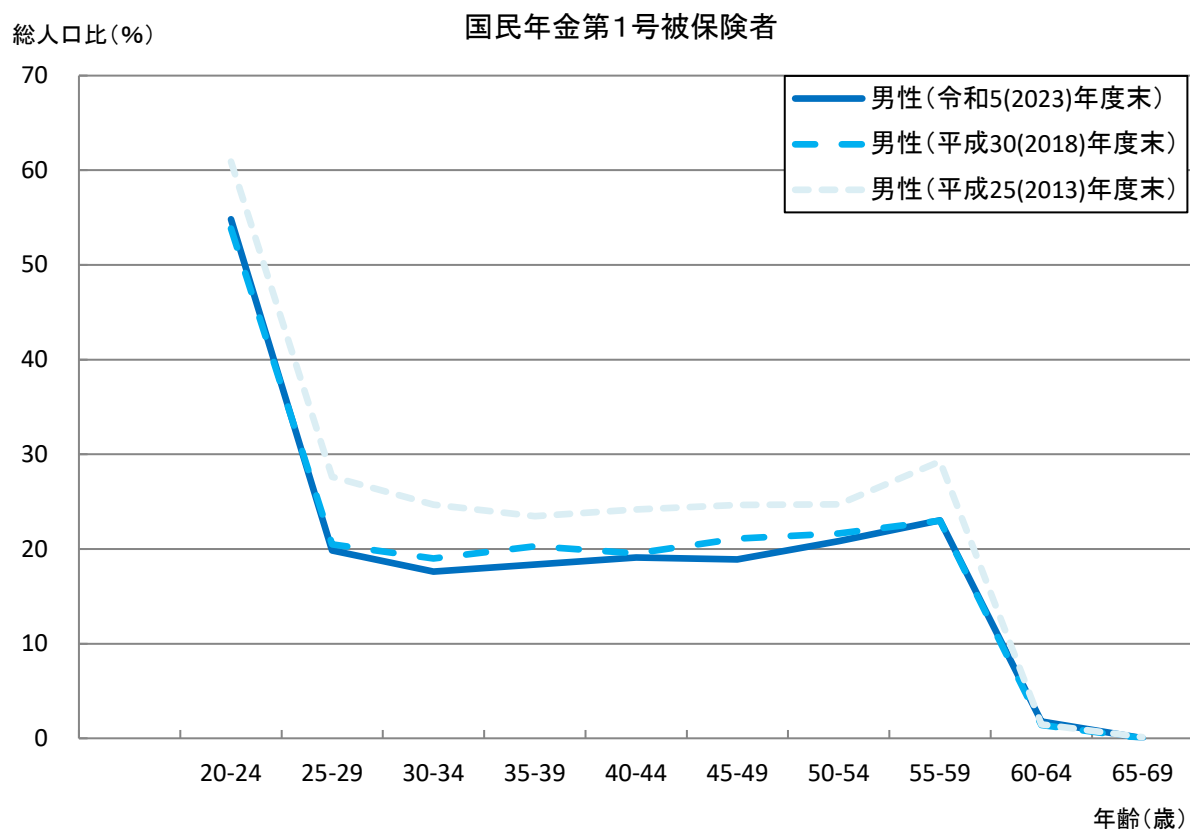
図表 2-1-6 被保険者の年齢分布の変化（続き）



図表2-1-7 年齢階級別被保険者数の総人口比



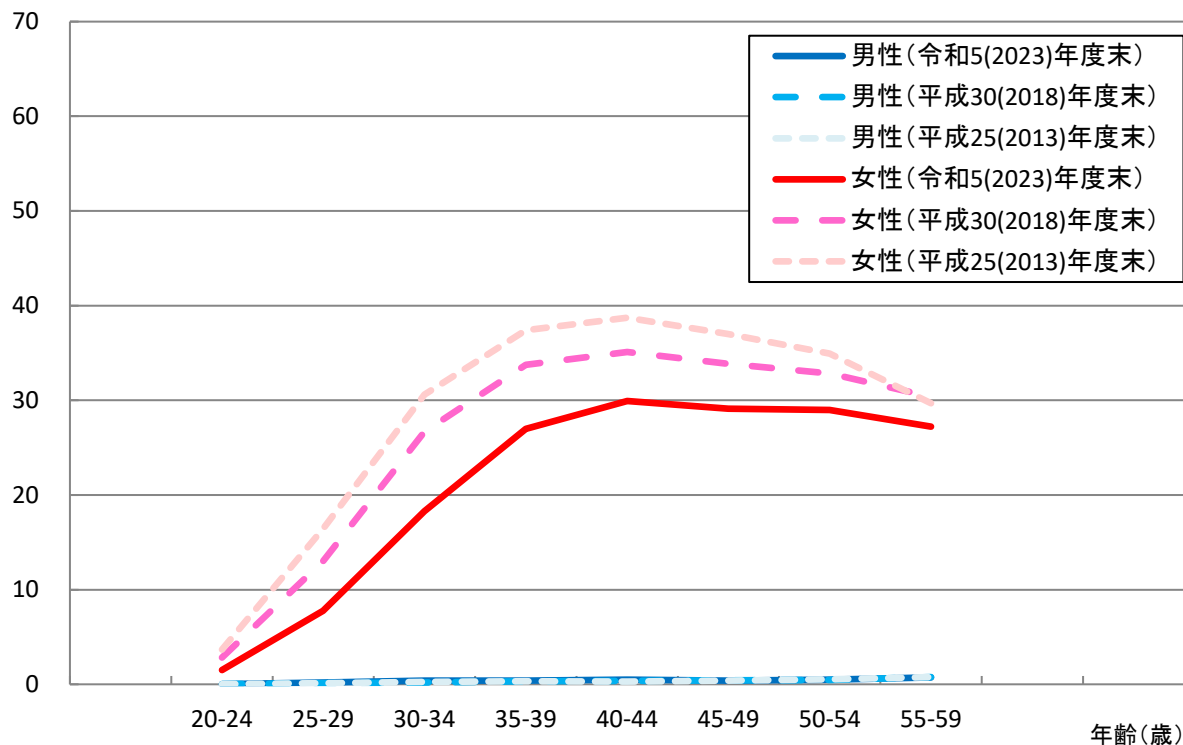
図表 2-1-7 年齢階級別被保険者数の総人口比（続き）



図表 2-1-7 年齢階級別被保険者数の総人口比（続き）

総人口比（%）

国民年金第3号被保険者



※ 図表 2-1-7 に掲載した数値

区分		年度末	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳
厚生年金計	男性	平成25(2013)	4.3	37.5	73.8	77.3	76.9	76.0	74.3	72.8	67.5	43.5	17.5
		30(2018)	5.0	43.3	80.6	83.8	82.7	81.2	80.0	77.8	74.9	59.5	26.6
		令和5(2023)	4.3	43.6	79.3	83.5	83.7	82.7	81.7	79.8	77.2	67.2	37.9
	女性	平成25(2013)	2.9	38.7	59.2	49.2	42.3	39.9	40.1	38.8	32.4	17.0	6.5
		30(2018)	3.3	43.8	68.9	57.8	50.8	48.6	48.3	46.7	41.8	27.0	10.3
		令和5(2023)	2.7	44.4	72.6	66.0	58.0	55.4	55.6	53.1	48.6	37.0	17.5
厚生年金計のうち 短時間労働者	男性	平成30(2018)	0.0	0.2	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.9	0.8
		令和元(2019)	0.0	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.9	0.9
		2(2020)	0.0	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.9	1.1
		3(2021)	0.0	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.9	1.2
		4(2022)	0.0	0.4	0.5	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	1.1	1.9
		5(2023)	0.0	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	1.1	2.1
	女性	平成30(2018)	0.0	0.3	0.5	0.7	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1	0.4
		令和元(2019)	0.0	0.4	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	1.2	1.3	1.3	0.6
		2(2020)	0.0	0.4	0.6	0.8	0.9	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	0.7
		3(2021)	0.0	0.4	0.7	0.8	1.0	1.1	1.3	1.4	1.6	1.7	0.9
		4(2022)	0.0	0.6	0.9	1.2	1.5	1.7	1.9	2.0	2.2	2.4	1.5
		5(2023)	0.1	0.7	1.1	1.4	1.7	1.9	2.1	2.3	2.5	2.7	1.8
国民年金 第1号被保険者	男性	平成25(2013)	・	60.9	27.6	24.7	23.5	24.2	24.7	24.7	29.3	1.5	0.1
		30(2018)	・	53.8	20.5	19.0	20.3	19.5	21.1	21.6	23.0	1.4	0.0
		令和5(2023)	・	54.8	19.8	17.6	18.4	19.1	18.9	20.8	23.0	1.8	0.0
	女性	平成25(2013)	・	57.1	26.1	22.7	20.7	21.3	22.4	24.4	35.9	3.0	0.1
		30(2018)	・	51.5	20.3	18.1	17.5	17.0	18.4	20.2	27.0	2.5	0.0
		令和5(2023)	・	53.2	18.1	16.2	16.8	16.1	16.1	18.5	24.0	2.6	0.0
国民年金 第3号被保険者	男性	平成25(2013)	・	0.0	0.1	0.3	0.3	0.3	0.4	0.5	0.8	・	・
		30(2018)	・	0.0	0.1	0.2	0.3	0.4	0.4	0.5	0.8	・	・
		令和5(2023)	・	0.0	0.2	0.4	0.4	0.5	0.4	0.5	0.7	・	・
	女性	平成25(2013)	・	3.7	16.4	30.6	37.4	38.7	37.0	34.9	29.7	・	・
		30(2018)	・	2.8	13.0	26.7	33.8	35.1	33.9	32.8	30.4	・	・
		令和5(2023)	・	1.5	7.8	18.3	27.0	29.9	29.1	29.0	27.2	・	・

注1 総務省統計局「人口推計」による平成26(2014)年4月1日現在、平成31(2019)年4月1日現在及び令和6(2024)年4月1日現在の総人口に対する比である。
ただし、厚生年金計のうち短時間労働者については、平成31(2019)年4月1日現在、令和2(2020)年4月1日現在、令和3(2021)年4月1日現在、令和4(2022)年4月1日現在、令和5(2023)年4月1日及び令和6(2024)年4月1日現在の総人口に対する比である（令和2(2020)年4月1日現在については、令和2年国勢調査結果確定人口に基づく改定数値（令和2年10月～3年6月））。

注2 平成25(2013)年度末の第2号厚生年金被保険者（国家公務員）及び第3号厚生年金被保険者（地方公務員）についても、65～69歳の被保険者数を用いて算出している。

4 厚生年金の1人当たり標準報酬額

2-1-17 令和5(2023)年度の厚生年金の1人当たり標準報酬額(賞与を含む総報酬ベース・月額換算)¹⁰は、図表2-1-8に示すとおり、厚生年金計では39.9万円である。被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)が38.4万円、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)が55.6万円、第3号厚生年金被保険者(地方公務員)が54.0万円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)が46.7万円となっている。短時間労働者の1人当たり標準報酬額は、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)で15.9万円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)で19.2万円である。

2-1-18 1人当たり標準報酬額(賞与を含む総報酬ベース・月額換算)の対前年度増減率を見ると、厚生年金計では1.3%増加となっている。被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)は1.4%増加、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)は1.9%増加¹¹、第3号厚生年金被保険者(地方公務員)は1.6%増加、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)は0.3%増加している。

ここで、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)については、短時間労働者を除く1人当たり標準報酬額は1.7%増加した一方、短時間労働者は1.3%増加している。

第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)については、短時間労働者を除く1人当たり標準報酬額が0.5%増加した一方、短時間労働者の1人当たり標準報酬額は0.1%減少している。

1人当たり標準報酬額(賞与を含む総報酬ベース・月額換算)の動きは、賃金動向等の経済要素の影響を受けるが、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)及び第3号厚生年金被保険者(地方公務員)については、人事・給与制度の変更や特例措置の状況にも影響を受ける¹²。

¹⁰ 1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額換算)は、総報酬ベースの標準報酬総額(年度累計)を年度間平均被保険者数で除した額を12で除した月額である。

¹¹ 令和3年人事院勧告による賞与(期末手当)の引下げが令和4(2022)年6月の期末手当で減額されたことによる令和4年度の水準低下の反動増も含まれるため、他制度よりも高くなっていると考えられる。

¹² 例えば、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)については、国家公務員の給与の特例減額(平成24(2012)年4月から2年間の、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑みた「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」による給与減額の措置)が平成25(2013)年度までで終了したこと、当該終了が標準報酬月額に反映されたのが、定時決定が適用される平成26(2014)年9月であったこと、被用者年金一元化に伴う標準報酬の範囲の整理等により、平成26(2014)年度及び27(2015)年度の1人当たり標準報酬額の対前年度増減率がそれぞれ4.0%、1.4%と他の実施機関に比べて高くなっている。

第3号厚生年金被保険者(地方公務員)については、地方公務員法の改正により、令和2(2020)年4月1日から臨時的任用職員が常時勤務を要する職員として位置づけられ、採用の日から地方公務員等共済

図表2-1-8 厚生年金の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額換算)の推移

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号(私立学校教職員)		
		短時間 労働者 を除く	短時間 労働者		短時間 労働者 を除く	短時間 労働者				短時間 労働者 を除く	短時間 労働者
平成 /令和 (西暦)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17 (2005)	399,171	399,171	・	374,238	374,238	・	545,501	602,790	490,336	490,336	・
22 (2010)	379,564	379,564	・	358,838	358,838	・	532,662	556,707	475,929	475,929	・
27 (2015)	383,396	383,396	・	365,096	365,096	・	538,909	547,209	464,788	464,788	・
28 (2016)	382,586	383,382	131,124	364,587	365,408	130,885	545,562	546,225	462,651	463,119	168,002
29 (2017)	383,008	385,022	140,618	365,507	367,579	140,331	546,619	546,447	461,605	462,873	181,726
30 (2018)	385,703	387,977	148,280	368,694	371,032	148,008	550,363	546,669	461,412	462,848	187,130
元 (2019)	387,589	390,036	151,452	370,862	373,376	151,144	551,096	548,014	462,020	463,677	191,951
2 (2020)	385,178	387,842	155,095	368,684	371,427	154,797	546,285	535,894	462,255	464,074	194,293
3 (2021)	389,029	391,911	157,896	373,308	376,291	157,541	547,437	528,883	465,575	467,522	203,395
4 (2022)	393,554	397,187	157,330	378,549	382,308	156,977	545,586	532,020	466,140	469,397	192,203
5 (2023)	398,725	403,383	159,346	383,866	388,676	158,976	555,918	540,357	467,318	471,966	191,985
対前年度増減率(%)											
17 (2005)	△0.3	△0.3	・	△0.2	△0.2	・	0.4	△0.1	△0.6	△0.6	・
22 (2010)	△0.4	△0.4	・	△0.1	△0.1	・	△1.2	△2.1	△0.6	△0.6	・
27 (2015)	0.3	0.3	・	0.4	0.4	・	1.4	△0.7	△0.4	△0.4	・
28 (2016)	△0.2	△0.0	・	△0.1	0.1	・	1.2	△0.2	△0.5	△0.4	・
29 (2017)	0.1	0.4	7.2	0.3	0.6	7.2	0.2	0.0	△0.2	△0.1	8.2
30 (2018)	0.7	0.8	5.4	0.9	0.9	5.5	0.7	0.0	△0.0	△0.0	3.0
元 (2019)	0.5	0.5	2.1	0.6	0.6	2.1	0.1	0.2	0.1	0.2	2.6
2 (2020)	△0.6	△0.6	2.4	△0.6	△0.5	2.4	△0.9	△2.2	0.1	0.1	1.2
3 (2021)	1.0	1.0	1.8	1.3	1.3	1.8	0.2	△1.3	0.7	0.7	4.7
4 (2022)	1.2	1.3	△0.4	1.4	1.6	△0.4	△0.3	0.6	0.1	0.4	△5.5
5 (2023)	1.3	1.6	1.3	1.4	1.7	1.3	1.9	1.6	0.3	0.5	△0.1

注1 総報酬ベースの標準報酬総額(年度累計)を年度間平均被保険者数で除した額を12で除した月額である。

注2 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)は、給料月額を標準報酬月額ベースに換算した上で算出している。

注3 平成28(2016)年度の厚生年金計、第1号(民間被用者)及び第4号(私立学校教職員)の短時間労働者の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで)の平均である。

注4 平成28(2016)年度の第1号(民間被用者)の短時間労働者の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)は、標準賞与総額について、「厚生年金保険・国民年金事業月報」(厚生労働省)の「標準賞与額別被保険者数」を用いて推計したものである。

注5 平成28(2016)年度の第4号(私立学校教職員)の短時間労働者の1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額)は、標準賞与総額として、平成28(2016)年度末における短時間労働者の平成28(2016)年度下半期分(短時間労働者ではなかった期間も含む)を用いて算出したものである。

組合法が適用された影響もあり、令和2(2020)年度の1人当たり標準報酬額の対前年度増減率がマイナス2.2%となっている。また、令和4(2022)年10月1日より臨時的任用職員が第3号厚生年金被保険者から第1号厚生年金被保険者となったことによる影響もあり、令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度の1人当たり標準報酬額の対前年度増減率がそれぞれ0.6%、1.6%となっている。

2-1-19 令和5(2023)年度の厚生年金の1人当たり標準報酬月額¹³は、図表2-1-9に示すとおり、厚生年金計では33.1万円である。被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)が32.3万円、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)42.0万円、第3号厚生年金被保険者(地方公務員)は40.7万円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)が36.7万円となっている。また、短時間労働者では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)が15.0万円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)が18.2万円である。

この1人当たり標準報酬月額の対前年度増減率をみると、厚生年金計では1.1%増加している。被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)は1.2%増加、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)は0.9%増加、第3号厚生年金被保険者(地方公務員)は0.7%増加、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)は0.4%増加している。

第1号厚生年金被保険者(民間被用者)については、短時間労働者を除いた1人当たり標準報酬月額は1.5%増加、短時間労働者は1.4%増加している。

第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)については、短時間労働者を除いた1人当たり標準報酬月額が0.6%増加、短時間労働者は0.6%減少している。

令和5(2023)年度における厚生年金の1人当たり標準報酬月額の対前年度増減率について、1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額換算)(図表2-1-8)と比較すると、1人当たり標準報酬月額の方が増加の幅が小さくなっている。これを被保険者の種別別にみると、短時間労働者である第1号厚生年金被保険者(民間被用者)、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)(短時間労働者以外、短時間労働者ともに)を除いて、1人当たり標準報酬月額の方が1人当たり標準報酬額(総報酬ベース・月額換算)よりも増加幅が小さくなっている。

¹³ 標準報酬月額と言った場合には、賞与は含まれない。また、1人当たり標準報酬月額は、標準報酬月額総額(年度累計)を年度間平均被保険者数で除した額を12で除した月額である。

図表 2-1-9 厚生年金の1人当たり標準報酬月額推移

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号 (国家公務員)	第3号 (地方公務員)	第4号(私立学校教職員)		
		短時間 労働者 を除く	短時間 労働者		短時間 労働者 を除く	短時間 労働者				短時間 労働者 を除く	短時間 労働者
平成 /令和 (西暦)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17 (2005)	327,464	327,464	・	312,674	312,674	・	407,137	452,836	367,267	367,267	・
22 (2010)	317,297	317,297	・	304,554	304,554	・	407,739	429,452	365,340	365,340	・
27 (2015)	318,921	318,921	・	308,007	308,007	・	412,920	417,492	360,262	360,262	・
28 (2016)	318,345	318,953	126,289	307,896	308,535	126,062	415,569	413,488	358,853	359,167	161,285
29 (2017)	318,376	319,892	135,826	308,352	309,942	135,560	415,637	411,678	358,105	358,940	173,927
30 (2018)	320,459	322,157	143,252	310,870	312,648	142,997	416,367	410,886	358,910	359,849	179,596
元 (2019)	322,334	324,158	146,313	312,996	314,906	146,026	416,794	411,521	359,750	360,829	184,017
2 (2020)	321,906	323,938	146,430	312,838	314,976	146,131	414,151	403,964	361,531	362,725	185,637
3 (2021)	324,415	326,616	147,879	315,728	318,053	147,527	414,362	401,341	364,075	365,346	192,944
4 (2022)	327,749	330,511	148,143	319,409	322,321	147,792	415,742	403,905	365,791	367,966	182,826
5 (2023)	331,347	334,871	150,276	323,319	327,028	149,920	419,565	406,929	367,140	370,269	181,778
対前年度増減率(%)											
17 (2005)	△0.1	△0.1	・	△0.1	△0.1	・	0.8	0.3	△0.1	△0.1	・
22 (2010)	△0.6	△0.6	・	△0.5	△0.5	・	△0.3	△0.9	△0.2	△0.2	・
27 (2015)	0.2	0.2	・	0.4	0.4	・	1.5	△1.2	△0.3	△0.3	・
28 (2016)	△0.2	0.0	・	△0.0	0.2	・	0.6	△1.0	△0.4	△0.3	・
29 (2017)	0.0	0.3	7.6	0.1	0.5	7.5	0.0	△0.4	△0.2	△0.1	7.8
30 (2018)	0.7	0.7	5.5	0.8	0.9	5.5	0.2	△0.2	0.2	0.3	3.3
元 (2019)	0.6	0.6	2.1	0.7	0.7	2.1	0.1	0.2	0.2	0.3	2.5
2 (2020)	△0.1	△0.1	0.1	△0.1	0.0	0.1	△0.6	△1.8	0.5	0.5	0.9
3 (2021)	0.8	0.8	1.0	0.9	1.0	1.0	0.1	△0.6	0.7	0.7	3.9
4 (2022)	1.0	1.2	0.2	1.2	1.3	0.2	0.3	0.6	0.5	0.7	△5.2
5 (2023)	1.1	1.3	1.4	1.2	1.5	1.4	0.9	0.7	0.4	0.6	△0.6

注1 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)の1人当たり標準報酬月額、給料月額を標準報酬月額ベースに換算して算出している。

注2 平成28(2016)年度の厚生年金計、第1号(民間被用者)及び第4号(私立学校教職員)の短時間労働者の1人当たり標準報酬月額は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月まで)の平均である。

2-1-20 図表 2-1-10 は、令和 5 (2023)年度の厚生年金 1 人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）を男女別に示したものである。1 人当たり標準報酬額の男女間の差を、男性を 100 とした女性の水準でみると厚生年金計では 69.9 である。被保険者の種別別では、第 2 号厚生年金被保険者（国家公務員）、第 3 号厚生年金被保険者（地方公務員）がそれぞれ 81.9、85.8 となっており、第 1 号厚生年金被保険者（民間被用者）の 68.0、第 4 号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の 69.1 に比べて男女間の差が小さい。短時間労働者では、第 1 号厚生年金被保険者（民間被用者）は 89.4 と男女間の差は小さいが、第 4 号厚生年金被保険者（私立学校教職員）では 72.4 と男女間の差が大きい。

図表 2-1-10 厚生年金の男女別 1 人当たり標準報酬額（総報酬ベース・月額換算）
—令和 5（2023）年度—

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号 〔国家公務員〕	第3号 〔地方公務員〕	第4号(私立学校教職員)		
		短時間労働者を除く	短時間労働者		短時間労働者を除く	短時間労働者				短時間労働者を除く	短時間労働者
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計	398,725	403,383	159,346	383,866	388,676	158,976	555,918	540,357	467,318	471,966	191,985
男性	453,839	456,044	173,555	440,584	442,893	172,847	587,193	575,501	575,014	577,984	245,405
女性	317,364	323,392	154,767	299,502	305,446	154,498	481,006	493,507	397,097	401,943	177,580
男性を100とした女性の水準	69.9	70.9	89.2	68.0	69.0	89.4	81.9	85.8	69.1	69.5	72.4

注1 総報酬ベースの標準報酬総額（年度累計）を年度間平均被保険者数で除した額を12で除した月額である。

注2 第1号（民間被用者）の坑内員・船員は男性に計上している。

2-1-21 図表 2-1-11 は、令和 5（2023）年度の厚生年金 1 人当たり標準報酬月額を男女別に示したものである。1 人当たり標準報酬月額の男女間の差を、男性を 100 とした女性の水準でみると、総報酬ベース（図表 2-1-10）に比べやや高めとなっている。このことから、賞与の男女間の差に比べると毎月の給与の男女間の差の方が小さいことが分かる。

図表 2-1-11 厚生年金の男女別 1 人当たり標準報酬月額 —令和 5（2023）年度—

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号 〔国家公務員〕	第3号 〔地方公務員〕	第4号(私立学校教職員)		
		短時間労働者を除く	短時間労働者		短時間労働者を除く	短時間労働者				短時間労働者を除く	短時間労働者
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計	331,347	334,871	150,276	323,319	327,028	149,920	419,565	406,929	367,140	370,269	181,778
男性	373,855	375,516	162,682	367,238	369,007	162,032	441,454	432,523	445,740	447,697	228,600
女性	268,597	273,131	146,279	257,994	262,584	146,009	367,133	372,810	315,890	319,130	169,153
男性を100とした女性の水準	71.8	72.7	89.9	70.3	71.2	90.1	83.2	86.2	70.9	71.3	74.0

注 第1号（民間被用者）の坑内員・船員は男性に計上している。

5 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布

2-1-22 図表 2-1-12 は、令和 5 (2023) 年度末の厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布を示したものである。この 10 年間の変化をみるために、平成 25 (2013) 年度末及び平成 30 (2018) 年度末の分布も併せて示している。ただし、第 3 号厚生年金被保険者（地方公務員）の平成 25 (2013) 年度については、地共済が給料月額ベースであったため標準報酬月額の分布はなく、結果として厚生年金計にも第 3 号厚生年金被保険者（地方公務員）は含まれていない。また、第 1 号厚生年金被保険者（民間被用者）のうち短時間労働者と第 4 号厚生年金被保険者（私立学校教職員）のうち短時間労働者については、平成 28 (2016) 年 10 月に適用拡大が実施されたため、5 年前の平成 30 (2018) 年度末から令和 5 (2023) 年度末までの各年度末の分布を併せて示している。

なお、令和 2 (2020) 年 9 月に標準報酬月額の上限が改定され¹⁴、従前の標準報酬月額の上限等級（62 万円）の上に一等級（65 万円）¹⁵追加されている。

このため、5 年前と比較する際には、令和 5 (2023) 年度末の 62 万円と 65 万円の被保険者数を合計したものを、平成 30 (2018) 年度末の 62 万円の被保険者数と比較し、62 万円以上の増減としている。

2-1-23 厚生年金計の男性は、65 万円の被保険者が最も多くなっており、他には、26～30 万円と 41 万円にピークがある分布となっている。厚生年金計の女性は、22 万円にピークがある分布となっている。5 年前の分布と比較すると、男性では、9.8～26 万円を除き被保険者数が増加している。女性では、11～18 万円を除き増加している。

2-1-24 厚生年金計のうち短時間労働者は、男性、女性ともに 11.8 万円にピークがある。5 年前の分布と比較すると、令和 4 (2022) 年 10 月施行の適用拡大により短時間労働者の被保険者数が大幅に増加したことから、男女とも全ての等級で被保険者数が増加している。

2-1-25 第 1 号厚生年金被保険者（民間被用者）の分布は厚生年金計の分布とほぼ同様である。5 年前の分布と比較すると、男性では、9.8～26 万円を除き被保険者数が増加している。女性では、11～18 万円を除き増加している。

2-1-26 第 1 号厚生年金被保険者（民間被用者）のうち短時間労働者の分布は厚生年金計の短時間労働者の分布とほぼ同様である。5 年前の分布と比較すると、令和 4 (2022)

¹⁴ 年度末における全被保険者の標準報酬月額の平均の 2 倍に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を上回り、その状態が継続すると認められる場合には、政令で、最高等級の上に等級を追加することができることとされている。

¹⁵ 平成 28 (2016) 年 10 月には標準報酬月額の下限の変更が行われている。

年10月施行の適用拡大により短時間労働者の被保険者数が大幅に増加したことから、男女とも全ての等級で被保険者数が増加している。

2-1-27 第2号厚生年金被保険者（国家公務員）の男性は、65万円の被保険者数が最も多くなっており、次いで44万円が多くなっている。第2号厚生年金被保険者（国家公務員）の女性は、22～50万円に広く被保険者が分布している。5年前の分布と比較すると、男性では、被保険者総数が減少する中で、17万円、22～32万円、62万円以上の被保険者数が増加している。女性では、被保険者総数が増加する中で、12.6～16万円、18～20万円、30万円の被保険者数が減少している。

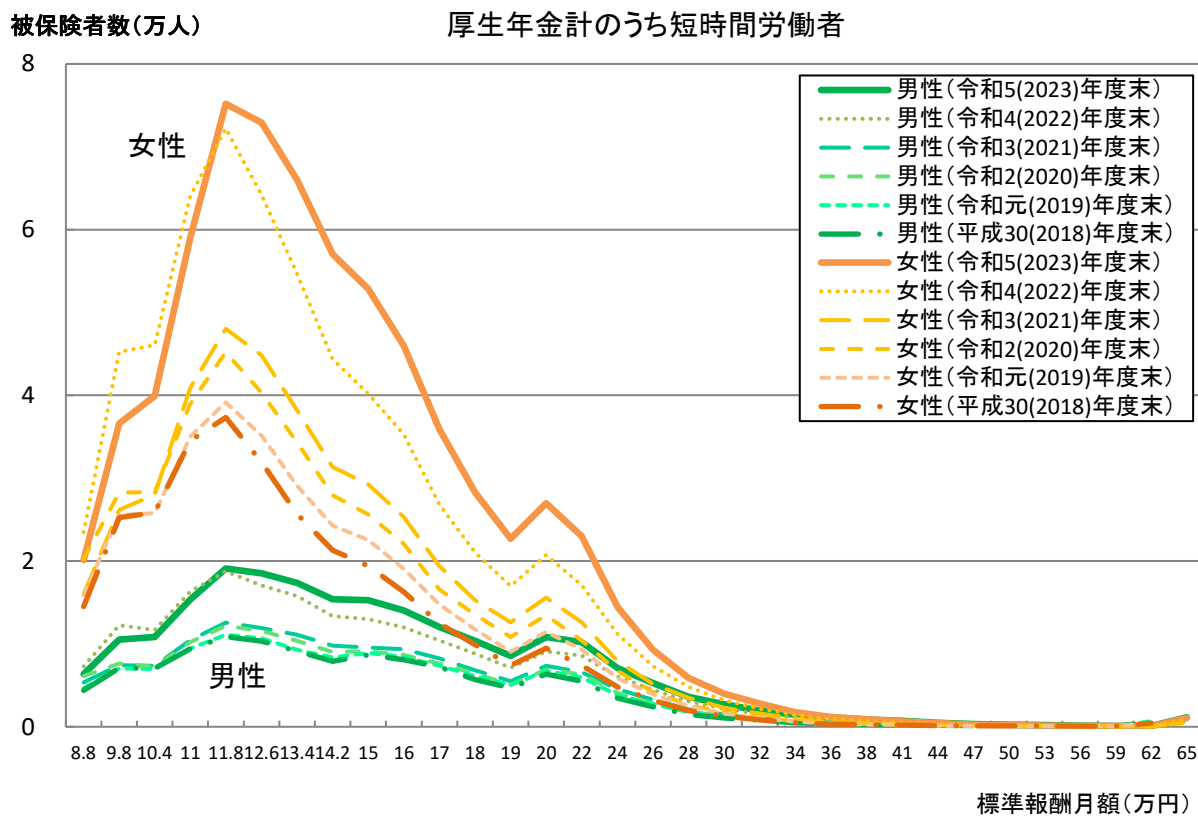
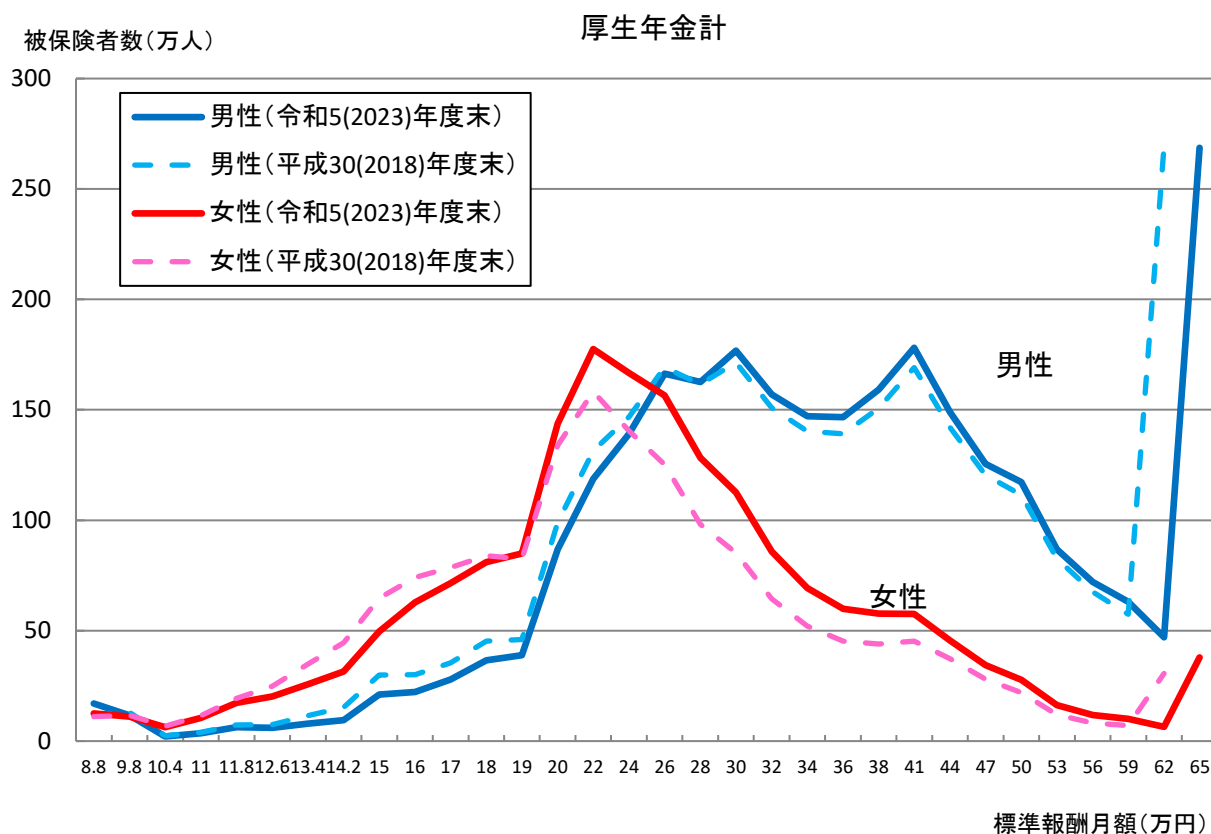
2-1-28 第3号厚生年金被保険者（地方公務員）では、男性は47万円、女性は44万円にピークがある分布になっている。第3号厚生年金被保険者（地方公務員）の分布では、男性と女性でグラフの形状が比較的似通ったものとなっていることが特徴である。平成27(2015)年10月の被用者年金一元化前については、地共済は給料月額ベースであったため、平成25(2013)年度の標準報酬月額別の分布はない。5年前の分布と比較すると、男性では、被保険者総数が減少する中で、8.8万円、10.4～11万円、12.6万円、14.2万円、28～38万円、62万円以上の被保険者数が増加している。女性では、被保険者総数が増加する中で、9.8万円、11～11.8万円、13.4～14.2万円、44万円の被保険者数が減少している。

2-1-29 第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の男性は、全体の約2割が65万円に集中しているのが特徴である。一方、第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）の女性は24万円にピークがある分布となっている。5年前の分布と比較すると、男女ともに、被保険者総数が増加する中で、男性は9.8～28万円、56～59万円で被保険者数が減少、女性は14.2～22万円で被保険者数が減少している。

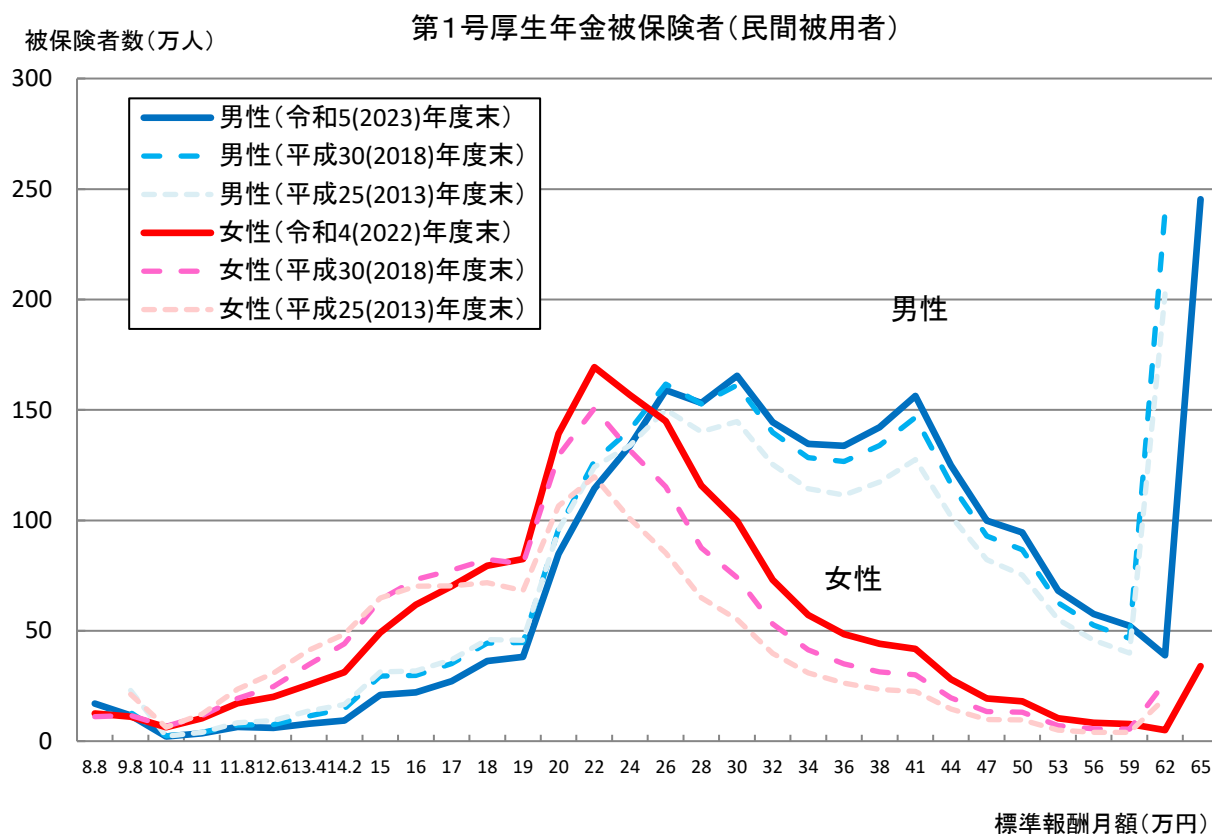
2-1-30 第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）のうち短時間労働者は、男性では26万円の被保険者が最も多くなっている。一方女性では、11.8万円の被保険者が最も多くなっている。5年前の分布と比較すると、令和4(2022)年10月施行の適用拡大により短時間労働者の被保険者数が大幅に増加したことから、男女とも全ての等級で被保険者数が増加している。

2-1-31 なお、令和5(2023)年度末の厚生年金の標準報酬月額別構成割合をみると、図表2-1-13のとおりである。

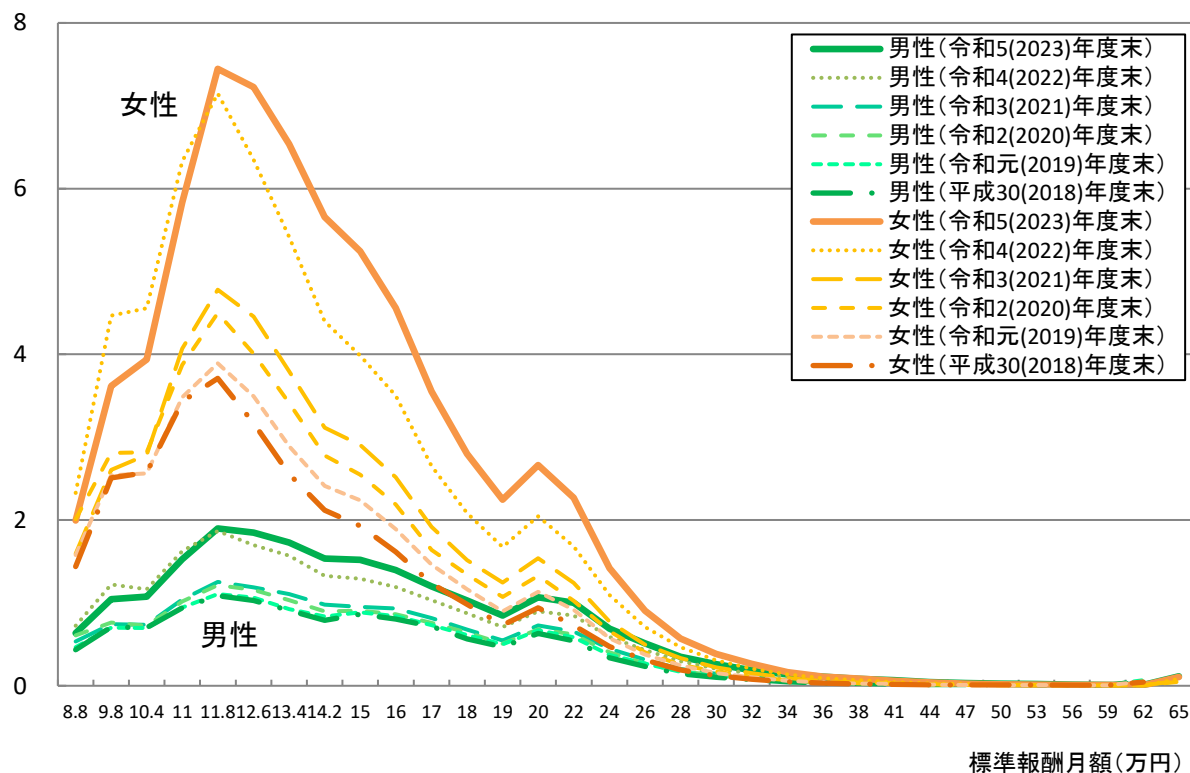
図表2-1-12 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布



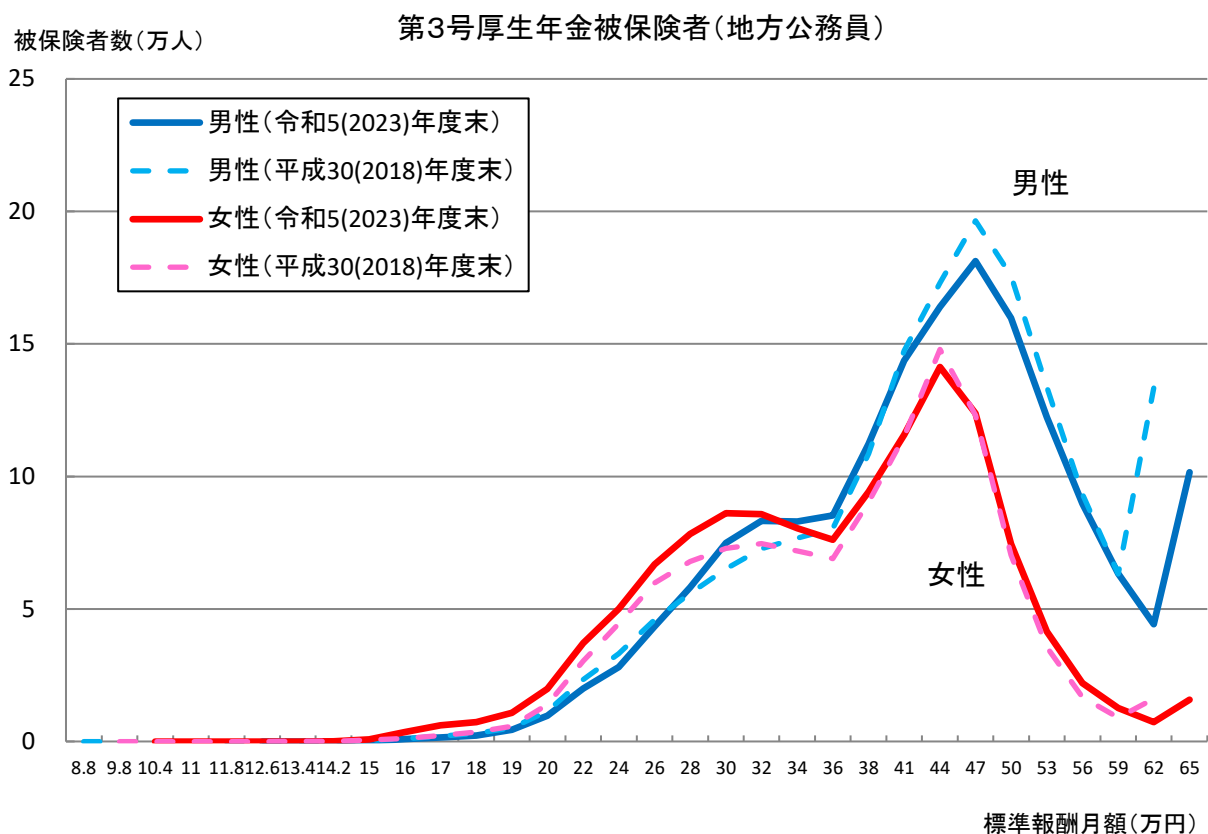
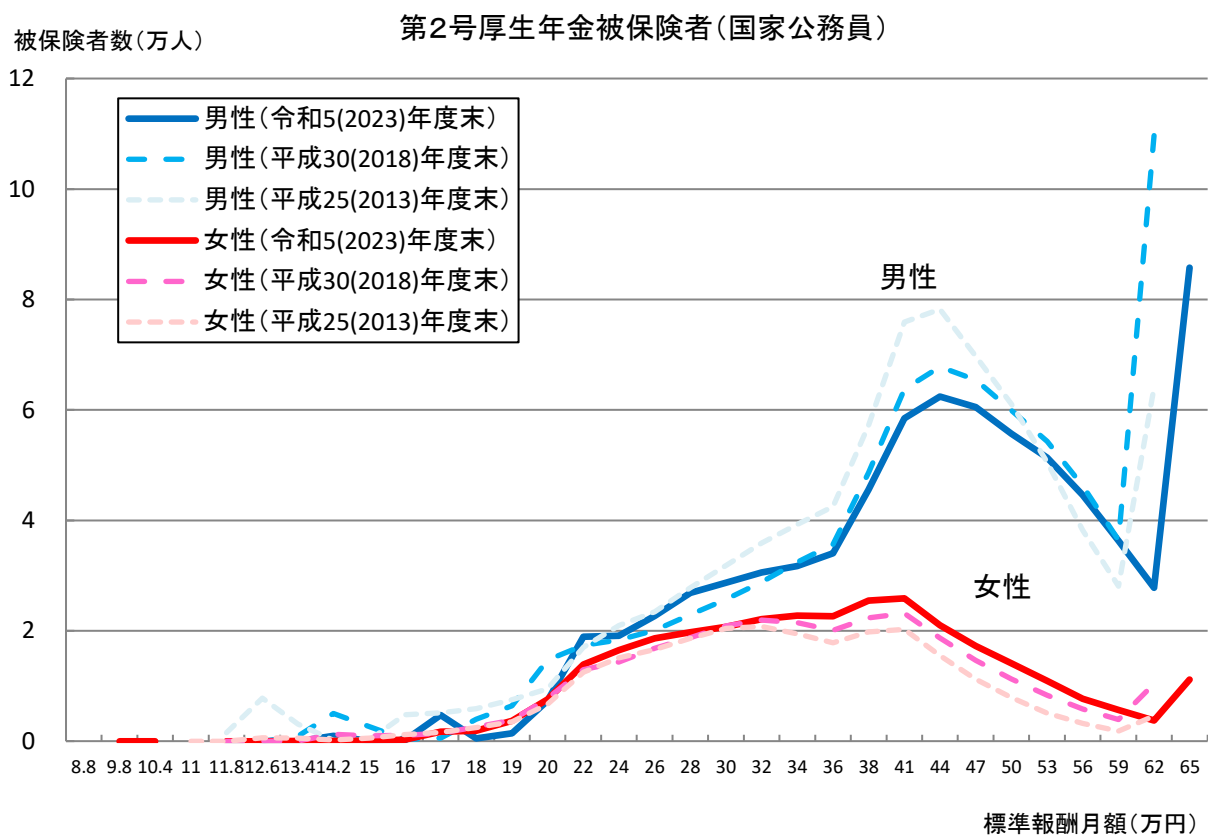
図表 2-1-12 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布（続き）



被保険者数(万人) 第1号厚生年金被保険者(民間被用者)のうち短時間労働者



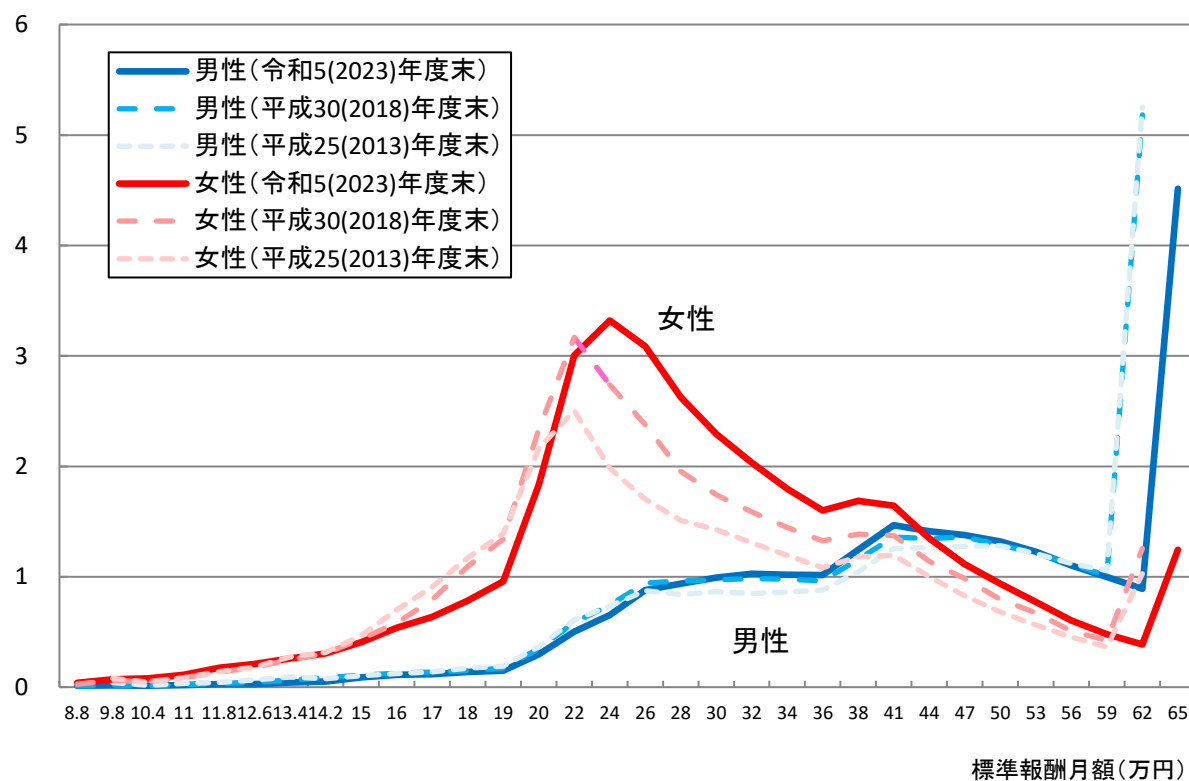
図表 2-1-12 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布（続き）



図表 2-1-12 厚生年金の標準報酬月額別被保険者数の分布（続き）

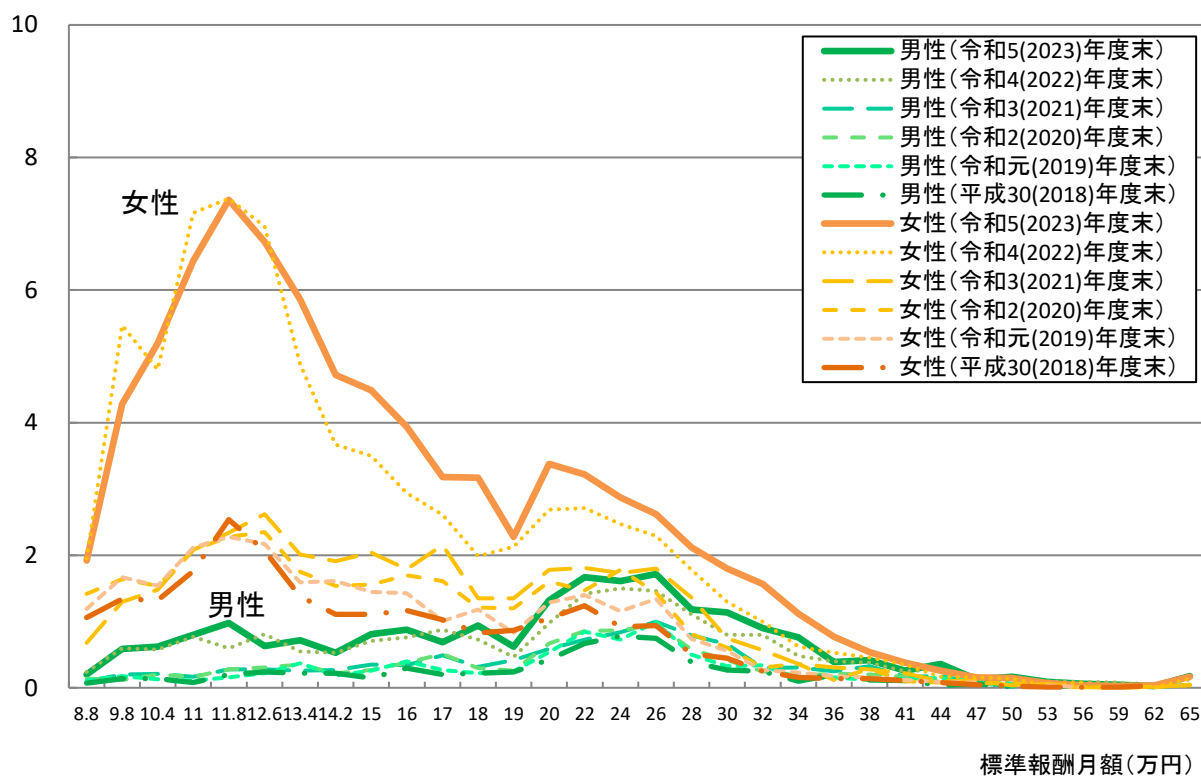
被保険者数(万人)

第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)



被保険者数(百人)

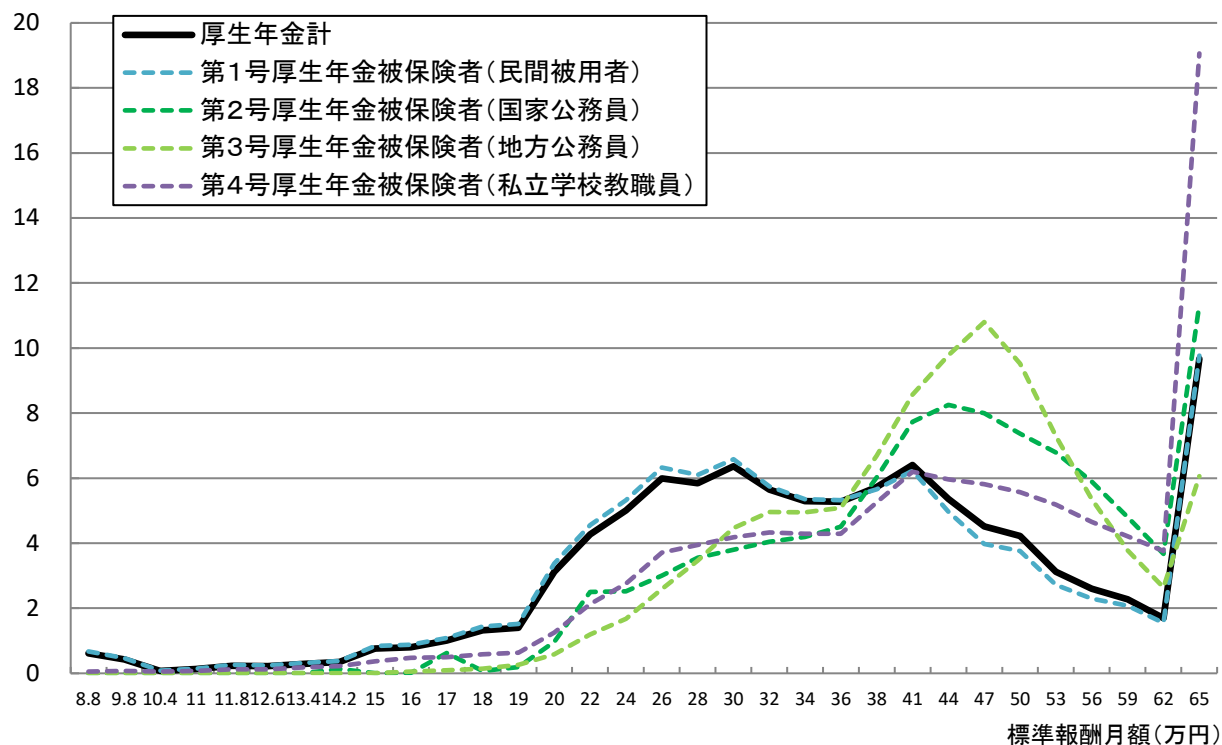
第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)のうち短時間労働者



図表2-1-13 厚生年金の標準報酬月額別構成割合 —令和5(2023)年度末—

(%)

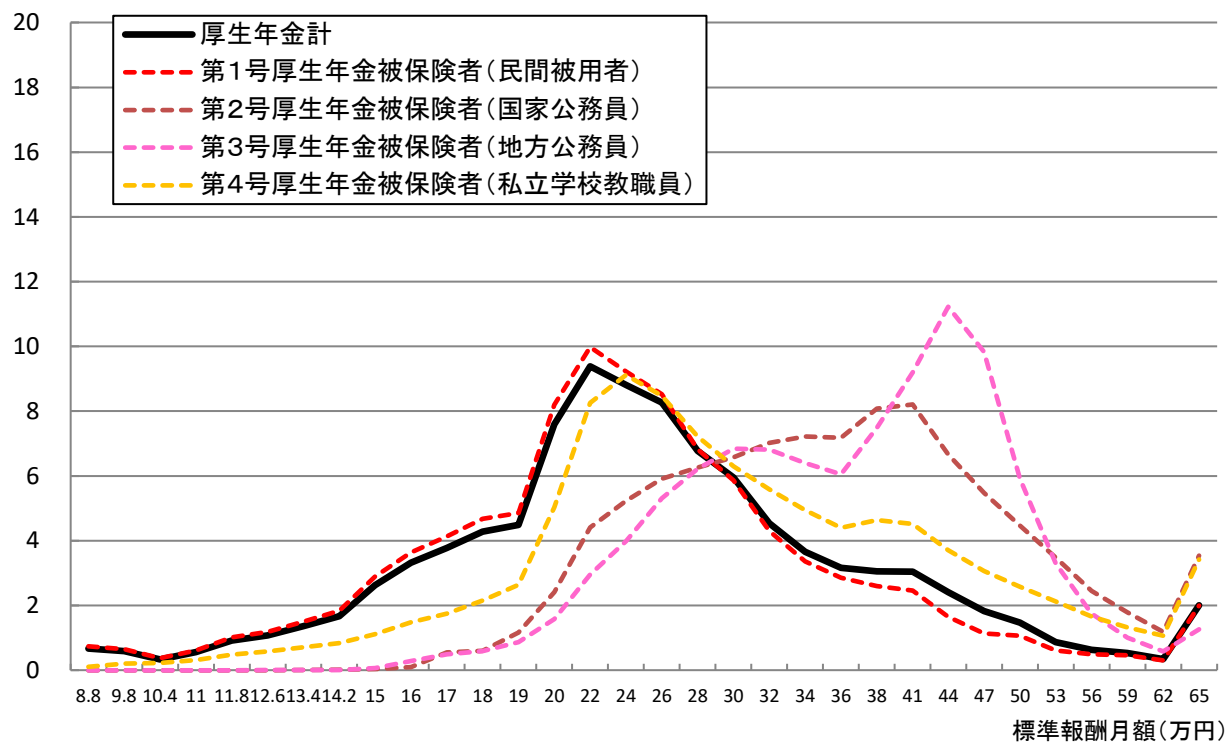
男性(令和5(2023)年度末)



注 令和5(2023)年度末の男性の被保険者数は、厚生年金計で2,779万人、第1号厚生年金被保険者で2,512万人、第2号厚生年金被保険者で76万人、第3号厚生年金被保険者で168万人、第4号厚生年金被保険者で24万人である。

(%)

女性(令和5(2023)年度末)



注 令和5(2023)年度末の女性の被保険者数は、厚生年金計で1,892万人、第1号厚生年金被保険者で1,699万人、第2号厚生年金被保険者で32万人、第3号厚生年金被保険者で126万人、第4号厚生年金被保険者で36万人である。

※ 図表 2-1-13 に掲載した数値

男性（令和5（2023）年度末）

標準報酬月額（万円）	8.8	9.8	10.4	11	11.8	12.6	13.4	14.2	15	16	17	18	19	20	22	24
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
厚生年金被保険者計	0.6	0.4	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.8	0.8	1.0	1.3	1.4	3.1	4.3	5.0
第1号厚生年金被保険者（民間被用者）	0.7	0.5	0.1	0.1	0.3	0.2	0.3	0.4	0.8	0.9	1.1	1.4	1.5	3.4	4.6	5.3
第2号厚生年金被保険者（国家公務員）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.6	0.1	0.2	1.0	2.5	2.5
第3号厚生年金被保険者（地方公務員）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.3	0.6	1.2	1.7
第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.4	0.5	0.5	0.6	0.6	1.3	2.1	2.8

標準報酬月額（万円）	26	28	30	32	34	36	38	41	44	47	50	53	56	59	62	65
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
厚生年金被保険者計	6.0	5.8	6.4	5.6	5.3	5.3	5.7	6.4	5.4	4.5	4.2	3.1	2.6	2.3	1.7	9.7
第1号厚生年金被保険者（民間被用者）	6.3	6.1	6.6	5.8	5.4	5.3	5.7	6.2	5.0	4.0	3.8	2.7	2.3	2.1	1.5	9.8
第2号厚生年金被保険者（国家公務員）	3.0	3.6	3.8	4.0	4.2	4.5	6.0	7.7	8.3	8.0	7.4	6.8	5.9	4.8	3.7	11.3
第3号厚生年金被保険者（地方公務員）	2.6	3.5	4.5	5.0	4.9	5.1	6.7	8.6	9.8	10.8	9.5	7.3	5.3	3.8	2.6	6.1
第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）	3.7	4.0	4.2	4.3	4.3	4.3	5.3	6.2	6.0	5.8	5.6	5.2	4.7	4.2	3.8	19.1

女性（令和5（2023）年度末）

標準報酬月額（万円）	8.8	9.8	10.4	11	11.8	12.6	13.4	14.2	15	16	17	18	19	20	22	24
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
厚生年金被保険者計	0.7	0.6	0.3	0.6	0.9	1.1	1.4	1.7	2.6	3.3	3.8	4.3	4.5	7.6	9.4	8.8
第1号厚生年金被保険者（民間被用者）	0.7	0.7	0.4	0.6	1.0	1.2	1.5	1.8	2.9	3.6	4.1	4.7	4.9	8.2	10.0	9.2
第2号厚生年金被保険者（国家公務員）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.5	0.6	1.2	2.4	4.4	5.2
第3号厚生年金被保険者（地方公務員）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.5	0.6	0.9	1.6	3.0	4.0
第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）	0.1	0.2	0.2	0.3	0.5	0.6	0.7	0.8	1.1	1.5	1.7	2.2	2.6	5.0	8.3	9.1

標準報酬月額（万円）	26	28	30	32	34	36	38	41	44	47	50	53	56	59	62	65
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
厚生年金被保険者計	8.3	6.8	6.0	4.5	3.7	3.2	3.1	3.0	2.4	1.8	1.5	0.9	0.6	0.5	0.3	2.0
第1号厚生年金被保険者（民間被用者）	8.5	6.8	5.9	4.3	3.4	2.9	2.6	2.5	1.7	1.1	1.1	0.6	0.5	0.5	0.3	2.0
第2号厚生年金被保険者（国家公務員）	5.9	6.3	6.6	7.0	7.2	7.2	8.1	8.2	6.7	5.5	4.5	3.5	2.4	1.8	1.2	3.5
第3号厚生年金被保険者（地方公務員）	5.3	6.2	6.8	6.8	6.4	6.0	7.5	9.2	11.2	9.8	5.9	3.3	1.8	1.0	0.6	1.3
第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）	8.5	7.2	6.3	5.6	4.9	4.4	4.6	4.5	3.7	3.1	2.6	2.1	1.7	1.3	1.1	3.4

6 厚生年金の標準報酬総額

2-1-32 厚生年金の令和5(2023)年度の標準報酬総額(総報酬ベース・年度間累計)は、
図表2-1-13に示すとおり、224.1兆円である。

被保険者の種別別では、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)が194.4兆円、第2号厚生年金被保険者(国家公務員)が7.2兆円、第3号厚生年金被保険者(地方公務員)が19.1兆円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)が3.4兆円である。
そのうち短時間労働者分は、第1号厚生年金被保険者(民間被用者)で1兆6,863億円、第4号厚生年金被保険者(私立学校教職員)で231億円である。

標準報酬総額の推移をみると、令和5(2023)年度は、第3号厚生年金被保険者で減少したものの、それ以外の種別では増加しており、厚生年金計では2.9%増加している。なお、短時間労働者分は、第1号厚生年金被保険者、第4号厚生年金被保険者ともに増加し、厚生年金計では29.6%増加している。

図表2-1-14 厚生年金の標準報酬総額(総報酬ベース・年度累計)の推移

年度	厚生年金計			第1号(民間被用者)			第2号 国家 公務員	第3号 地方 公務員	第4号(私立学校教職員)		
	短時間 労働者 を除く	短時間 労働者		短時間 労働者 を除く	短時間 労働者				短時間 労働者 を除く	短時間 労働者	
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17 (2005)	1,806,849	1,806,849	・	1,487,083	1,487,083	・	70,654	222,616	26,495	26,495	・
22 (2010)	1,779,480	1,779,480	・	1,492,051	1,492,051	・	67,137	192,503	27,788	27,788	・
27 (2015)	1,896,341	1,896,341	・	1,611,726	1,611,726	・	68,744	186,294	29,577	29,577	・
28 (2016)	1,945,852	1,943,748	2,104	1,659,457	1,657,370	2,086	69,880	186,392	30,123	30,105	17
29 (2017)	2,004,021	1,997,959	6,062	1,716,136	1,710,128	6,008	70,237	186,983	30,665	30,611	54
30 (2018)	2,052,704	2,045,216	7,488	1,763,725	1,756,303	7,422	70,841	186,981	31,157	31,091	66
元 (2019)	2,093,630	2,085,240	8,390	1,802,599	1,794,289	8,310	71,105	188,228	31,699	31,619	80
2 (2020)	2,095,606	2,085,947	9,659	1,799,640	1,790,072	9,568	71,025	192,668	32,272	32,181	91
3 (2021)	2,127,839	2,117,202	10,638	1,830,599	1,820,067	10,532	71,399	192,919	32,921	32,815	106
4 (2022)	2,178,280	2,165,091	13,189	1,883,094	1,870,067	13,027	70,861	190,974	33,351	33,189	162
5 (2023)	2,240,811	2,223,718	17,093	1,944,434	1,927,572	16,863	71,705	190,854	33,818	33,587	231
対前年度増減率(%)											
17 (2005)	0.9	0.9	・	1.3	1.3	・	△0.1	△1.5	0.9	0.9	・
22 (2010)	△0.4	△0.4	・	0.0	0.0	・	△1.9	△3.1	0.7	0.7	・
27 (2015)	2.3	2.3	・	2.7	2.7	・	1.8	△0.7	1.7	1.7	・
28 (2016)	2.6	2.5	・	3.0	2.8	・	1.7	0.1	1.8	1.8	・
29 (2017)	3.0	2.8	188.2	3.4	3.2	187.9	0.5	0.3	1.8	1.7	213.7
30 (2018)	2.4	2.4	23.5	2.8	2.7	23.5	0.9	△0.0	1.6	1.6	20.9
元 (2019)	2.0	2.0	12.0	2.2	2.2	12.0	0.4	0.7	1.7	1.7	22.0
2 (2020)	0.1	0.0	15.1	△0.2	△0.2	15.1	△0.1	2.4	1.8	1.8	13.9
3 (2021)	1.5	1.5	10.1	1.7	1.7	10.1	0.5	0.1	2.0	2.0	15.9
4 (2022)	2.4	2.3	24.0	2.9	2.7	23.7	△0.8	△1.0	1.3	1.1	52.4
5 (2023)	2.9	2.7	29.6	3.3	3.1	29.4	1.2	△0.1	1.4	1.2	42.7

注1 平成27(2015)年9月までの第3号(地方公務員)は、給料総額を標準報酬月額ベースに換算した場合の総額である。

注2 第1号(民間被用者)の平成28(2016)年度の短時間労働者の標準報酬総額(総報酬ベース・年度累計)は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月までの累計)であり、標準賞与総額について、「厚生年金保険・国民年金事業月報」(厚生労働省)の「標準賞与額別被保険者数」を用いて推計したものである。

注3 第4号(私立学校教職員)の平成28(2016)年度の短時間労働者の標準報酬総額(総報酬ベース・年度累計)は、平成28(2016)年度下半期(平成28(2016)年10月から平成29(2017)年3月までの累計)であり、標準賞与総額として、平成28(2016)年度末における短時間労働者の平成28(2016)年度下半期分(短時間労働者ではなかった期間も含む)を用いて算出している。

7 厚生年金の年齢階級別標準報酬総額(推計値)のコーホート分析

2-1-33 被保険者の種別別に標準報酬総額の動向をより詳細に把握するため、ここでは、年齢別コーホート¹⁶（＝同じ出生年度の集団）に着目して、令和4（2022）年度から令和5（2023）年度にかけての標準報酬総額の動向及びその要因を分析する。

（1）分析方法

2-1-34 この分析においては、各年齢における標準報酬総額(推計値)¹⁷を

1人当たり標準報酬額×年度間平均被保険者数

で算出し、年齢別のコーホート増減額を推計する。

2-1-35 こうして得られたコーホート別標準報酬総額の増減を、以下の方法で、「人数の変化分」、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」の3つの要因に分解する。

- ・まず、令和4（2022）年度の年齢別コーホートの標準報酬総額について、被保険者数だけを令和5（2023）年度の当該コーホートの人数に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「人数の変化分¹⁸」とする。
- ・次に、1人当たり標準報酬額を令和4（2022）年度における1歳上の年齢の値に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「年齢上昇に伴う賃金の変化分」とする。
- ・さらに、1人当たり標準報酬額を令和4（2022）年度と同一年齢の令和5（2023）年度の値に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「マクロベースの賃金の変化分」とする。

2-1-36 ここで、短時間労働者については、その影響を分けて示している。

¹⁶ 年齢別コーホートは、年度末時点で同年齢の集団であり、同じ出生年度の集団であるため、「出生年度別コーホート」とも呼ばれる。例えば、令和4（2022）年度末に29歳であった者の集団が令和5（2023）年度末に30歳になるまでの動きを捉えるものである。すなわち、「 $n-1$ 年度末に $x-1$ 歳」であった者が「 n 年度末に x 歳」になるまでの動向を、このコーホートに着目して分析するものであり、ここでは、 n 年度末の年齢（ x 歳）を基準として表記している。

¹⁷ 各年齢における標準報酬総額を推計する際の年齢分布は、年度末のものである。

¹⁸ 人数の増減の他、年齢構成の変化による影響も含まれる。

(2) 分析結果

2-1-37 分析の結果は図表 2-1-15 であり、これを増減率ベースとしたものが図表 2-1-16 である。令和 4 (2022) 年度から令和 5 (2023) 年度にかけての厚生年金計の標準報酬総額の変動を、図表 2-1-15 上段の総増減額でコーホート別にみると、令和 5 (2023) 年度末に 60 歳以上の各コーホートで減少する一方、59 歳以下の各コーホートで増加している。

第 1 号厚生年金被保険者(民間被用者)の男性及び女性では、厚生年金計のコーホート別の状況と同様となっている。

第 2 号厚生年金被保険者(国家公務員)では、55 歳以上の各コーホートで減少する一方、54 歳以下の各コーホートで増加している。第 3 号厚生年金被保険者(地方公務員)では、50 歳以上の各コーホートで減少する一方、49 歳以下の各コーホートで増加している。

第 4 号厚生年金被保険者(私立学校教職員)では、25～29 歳及び 60 歳以上の各コーホートで減少する一方、他の各コーホートで増加している。

また、短時間労働者については、全てのコーホートで増加している。

2-1-38 次に、要因分析の結果(下の 3 段)をみると、厚生年金計の年齢計では「人数の変化分」、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」の 3 つの要因全てで増加している。コーホート別にみると、「人数の変化分」及び「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は 55 歳以上の各コーホートを除き増加、「マクロベースの賃金の変化分」は全てのコーホートで増加している。

2-1-39 第 1 号厚生年金被保険者(民間被用者)の男性は、年齢計では 3 つの要因全てで増加している。コーホート別にみると、「人数の変化分」は 49 歳以下の各コーホートを除いて減少、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は 55 歳以上の各コーホートを除き増加、「マクロベースの賃金の変化分」は全てのコーホートで増加している。

2-1-40 第 1 号厚生年金被保険者(民間被用者)の女性は、年齢計では 3 つの要因全てで増加している。コーホート別にみると、「人数の変化分」は 59 歳以下の各コーホートで増加、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は 44 歳以下の各コーホートで増加、「マクロベースの賃金の変化分」は全てのコーホートで増加している。

2-1-41 第 2 号厚生年金被保険者(国家公務員)は、年齢計では「人数の変化分」が減少し、「マクロベースの賃金の変化分」及び「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は増加している。コーホート別では、「人数の変化分」において 24 歳以下のコーホートを除いて減少、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」は 60～64 歳のコーホートを除き増加している。

2-1-42 第3号厚生年金被保険者（地方公務員）は、年齢計では「人数の変化分」が減少し、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」は増加している。コーホート別では、「人数の変化分」は29歳以下のコーホートを除く各コーホートで減少しているが、60～64歳のコーホートの減少が特に大きい。「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は60～64歳のコーホートを除き増加している。「マクロベースの賃金の変化分」は全てのコーホートで増加している。

2-1-43 第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員）は、年齢計では、「人数の変化分」は減少し、「年齢上昇に伴う賃金の変化分」及び「マクロベースの賃金の変化分」は増加している。コーホート別では、「人数の変化分」における25～39歳の各コーホートで減少しており、これは出産・育児等での離職の影響も考えられる。「年齢上昇に伴う賃金の変化分」は60歳以上の各コーホートを除き増加、「マクロベースの賃金の変化分」は40～44歳及び50歳以上の各コーホートを除いて増加している。

図表2-1-15 厚生年金の年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額の
要因分析（令和4（2022）年度→令和5（2023）年度）

年齢階級 令和5 (2023) 年度末		厚生年金計			第1号（民間被用者）						第2号 〔国家 公務員〕	第3号 〔地方 公務員〕	第4号（私立学校教職員）		
					男性			女性							
		短時間労働者 を除く	短時間 労働者		短時間労働者 を除く	短時間 労働者		短時間労働者 を除く	短時間 労働者						
総 増 減 額		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
	～24歳	34,282	34,005	277	16,134	16,019	115	13,541	13,385	156	1,070	2,892	645	639	6
	25～29歳	17,199	16,945	254	10,683	10,595	87	4,942	4,782	160	298	1,283	△7	△13	6
	30～34歳	9,967	9,685	282	6,727	6,656	70	2,301	2,096	205	261	638	40	34	6
	35～39歳	9,603	9,276	327	5,827	5,778	49	2,788	2,517	271	321	581	86	79	7
	40～44歳	9,977	9,580	397	5,130	5,072	58	3,911	3,579	333	293	514	129	122	7
	45～49歳	9,737	9,265	472	4,521	4,467	54	4,504	4,094	410	284	298	130	122	8
	50～54歳	6,803	6,257	546	3,205	3,128	77	3,504	3,043	461	128	△119	85	77	8
	55～59歳	975	467	509	377	299	78	1,570	1,146	424	△371	△631	30	23	7
	60～64歳	△16,050	△16,777	727	△8,263	△8,559	296	△1,595	△2,017	422	△1,099	△4,949	△143	△152	9
	65歳～	△19,963	△20,076	113	△14,244	△14,286	42	△4,222	△4,290	67	△340	△629	△528	△532	4
	計	62,531	58,626	3,905	30,096	29,170	926	31,244	28,335	2,909	844	△120	467	398	69
人 数 の 変 化 分		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
	～24歳	25,910	25,706	204	12,393	12,332	60	10,173	10,034	139	593	2,280	472	467	4
	25～29歳	6,117	5,892	226	4,316	4,249	67	1,747	1,595	152	△70	240	△116	△123	7
	30～34歳	1,446	1,186	261	1,338	1,284	54	456	256	200	△15	△266	△65	△72	6
	35～39歳	1,360	1,043	317	753	705	48	1,057	796	261	△17	△419	△15	△22	8
	40～44歳	2,166	1,801	365	512	470	41	2,069	1,752	317	△29	△435	50	43	7
	45～49歳	2,424	1,980	444	353	300	53	2,563	2,180	383	△46	△512	66	59	8
	50～54歳	816	315	501	△65	△125	60	1,767	1,334	433	△140	△783	37	29	8
	55～59歳	△1,773	△2,252	479	△749	△818	69	546	143	403	△477	△1,101	9	2	7
	60～64歳	△9,057	△9,756	699	△3,043	△3,345	302	△1,068	△1,456	388	△854	△4,032	△60	△69	9
	65歳～	△18,933	△19,086	153	△13,177	△13,263	86	△4,261	△4,323	63	△352	△663	△480	△485	5
	計	10,477	6,828	3,649	2,632	1,792	840	15,049	12,310	2,739	△1,409	△5,692	△103	△172	69
年 齢 上 昇 に 伴 う 賃 金 の 変 化 分		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
	～24歳	5,912	5,870	43	2,703	2,674	29	2,403	2,391	11	295	362	149	147	2
	25～29歳	6,075	6,072	3	3,984	3,984	0	1,293	1,289	4	186	546	65	66	△1
	30～34歳	3,576	3,569	7	2,809	2,803	6	43	43	1	146	495	82	82	△0
	35～39歳	3,991	3,992	△1	2,635	2,640	△5	442	437	4	210	629	76	76	△1
	40～44歳	2,790	2,793	△3	1,689	1,692	△3	317	317	0	193	511	79	80	△0
	45～49歳	2,202	2,198	5	1,720	1,708	11	△2	4	△6	134	299	51	51	△0
	50～54歳	1,824	1,822	2	1,508	1,501	8	△108	△102	△6	151	215	56	56	△0
	55～59歳	△1,108	△1,094	△14	△900	△896	△4	△452	△443	△10	54	144	47	47	0
	60～64歳	△11,265	△11,284	19	△8,349	△8,359	10	△1,576	△1,584	8	△240	△1,025	△75	△76	1
	65歳～	△2,493	△2,455	△38	△2,181	△2,159	△22	△313	△297	△16	11	28	△38	△38	0
	計	11,504	11,483	20	5,618	5,589	29	2,047	2,056	△9	1,141	2,205	493	492	1
マ ク ロ ベ ー ス の 賃 金 の 変 化 分		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
	～24歳	2,460	2,429	31	1,038	1,013	26	965	960	5	182	251	24	25	△0
	25～29歳	5,006	4,981	25	2,382	2,362	21	1,902	1,898	4	182	497	44	43	1
	30～34歳	4,945	4,930	15	2,579	2,569	10	1,802	1,798	5	130	410	23	23	△0
	35～39歳	4,253	4,241	12	2,440	2,433	6	1,289	1,284	5	128	371	25	25	0
	40～44歳	5,021	4,986	35	2,929	2,910	20	1,525	1,509	16	129	438	△1	△1	0
	45～49歳	5,110	5,086	23	2,448	2,458	△10	1,943	1,910	33	196	511	13	12	1
	50～54歳	4,164	4,120	43	1,762	1,753	9	1,845	1,811	34	117	448	△9	△9	0
	55～59歳	3,856	3,812	44	2,026	2,013	13	1,476	1,446	31	53	326	△25	△25	△0
	60～64歳	4,273	4,263	9	3,128	3,144	△16	1,049	1,023	26	△5	108	△8	△7	△1
	65歳～	1,463	1,465	△2	1,114	1,136	△22	352	330	21	1	6	△10	△9	△1
	計	40,551	40,315	236	21,847	21,790	57	14,148	13,969	179	1,112	3,367	77	77	△1

注 年齢階級は、各コーホートの令和5（2023）年度末における年齢である。

図表2-1-16 厚生年金の年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額の
要因分析（令和4（2022）年度→令和5（2023）年度・増減率ベース）

年齢階級 （令和5 （2023） 年度末）		厚生年金計			第1号（民間被用者）						第2号 （国家 公務員）	第3号 （地方 公務員）	第4号（私立学校教職員）		
					男性			女性							
		短時間労働者 を除く	短時間 労働者	短時間労働者 を除く	短時間 労働者	短時間労働者 を除く	短時間 労働者								
総 増 減 額	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	～24歳	1.6	1.6	2.1	1.2	1.2	3.2	2.3	2.4	1.6	1.5	1.5	1.9	1.9	3.8
	25～29歳	0.8	0.8	1.9	0.8	0.8	2.5	0.9	0.8	1.7	0.4	0.7	△0.0	△0.0	3.9
	30～34歳	0.5	0.4	2.1	0.5	0.5	2.0	0.4	0.4	2.2	0.4	0.3	0.1	0.1	3.9
	35～39歳	0.4	0.4	2.5	0.4	0.4	1.4	0.5	0.4	2.9	0.5	0.3	0.3	0.2	4.3
	40～44歳	0.5	0.4	3.0	0.4	0.4	1.6	0.7	0.6	3.5	0.4	0.3	0.4	0.4	4.4
	45～49歳	0.4	0.4	3.6	0.3	0.3	1.5	0.8	0.7	4.3	0.4	0.2	0.4	0.4	5.1
	50～54歳	0.3	0.3	4.1	0.2	0.2	2.2	0.6	0.5	4.9	0.2	△0.1	0.3	0.2	5.0
	55～59歳	0.0	0.0	3.9	0.0	0.0	2.2	0.3	0.2	4.5	△0.5	△0.3	0.1	0.1	4.2
	60～64歳	△0.7	△0.8	5.5	△0.6	△0.7	8.3	△0.3	△0.4	4.4	△1.6	△2.6	△0.4	△0.5	5.8
	65歳～	△0.9	△0.9	0.9	△1.1	△1.1	1.2	△0.7	△0.8	0.7	△0.5	△0.3	△1.6	△1.6	2.6
計	2.9	2.7	29.6	2.3	2.2	26.1	5.4	5.0	30.7	1.2	△0.1	1.4	1.2	42.7	
人 数 の 変 化 分	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	～24歳	1.2	1.2	1.5	1.0	0.9	1.7	1.8	1.8	1.5	0.8	1.2	1.4	1.4	2.7
	25～29歳	0.3	0.3	1.7	0.3	0.3	1.9	0.3	0.3	1.6	△0.1	0.1	△0.3	△0.4	4.3
	30～34歳	0.1	0.1	2.0	0.1	0.1	1.5	0.1	0.0	2.1	△0.0	△0.1	△0.2	△0.2	4.0
	35～39歳	0.1	0.0	2.4	0.1	0.1	1.4	0.2	0.1	2.8	△0.0	△0.2	△0.0	△0.1	4.6
	40～44歳	0.1	0.1	2.8	0.0	0.0	1.2	0.4	0.3	3.3	△0.0	△0.2	0.1	0.1	4.2
	45～49歳	0.1	0.1	3.4	0.0	0.0	1.5	0.4	0.4	4.0	△0.1	△0.3	0.2	0.2	4.9
	50～54歳	0.0	0.0	3.8	△0.0	△0.0	1.7	0.3	0.2	4.6	△0.2	△0.4	0.1	0.1	5.0
	55～59歳	△0.1	△0.1	3.6	△0.1	△0.1	1.9	0.1	0.0	4.3	△0.7	△0.6	0.0	0.0	4.3
	60～64歳	△0.4	△0.5	5.3	△0.2	△0.3	8.5	△0.2	△0.3	4.1	△1.2	△2.1	△0.2	△0.2	5.7
	65歳～	△0.9	△0.9	1.2	△1.0	△1.0	2.4	△0.7	△0.8	0.7	△0.5	△0.3	△1.4	△1.5	2.9
計	0.5	0.3	27.7	0.2	0.1	23.7	2.6	2.2	28.9	△2.0	△3.0	△0.3	△0.5	42.6	
年 齢 上 昇 に 伴 う 賃 金 の 変 化 分	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	～24歳	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.8	0.4	0.4	0.1	0.4	0.2	0.4	0.4	1.2
	25～29歳	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.2	0.2	0.0	0.3	0.3	0.2	0.2	△0.7
	30～34歳	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	0.2	0.2	△0.1
	35～39歳	0.2	0.2	△0.0	0.2	0.2	△0.1	0.1	0.1	0.0	0.3	0.3	0.2	0.2	△0.4
	40～44歳	0.1	0.1	△0.0	0.1	0.1	△0.1	0.1	0.1	0.0	0.3	0.3	0.2	0.2	△0.1
	45～49歳	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.3	△0.0	0.0	△0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	△0.1
	50～54歳	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	△0.0	△0.0	△0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	△0.1
	55～59歳	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	△0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
	60～64歳	△0.5	△0.5	0.1	△0.6	△0.6	0.3	△0.3	△0.3	0.1	△0.3	△0.5	△0.2	△0.2	0.5
	65歳～	△0.1	△0.1	△0.3	△0.2	△0.2	△0.6	△0.1	△0.1	△0.2	0.0	0.0	△0.1	△0.1	0.2
計	0.5	0.5	0.2	0.4	0.4	0.8	0.4	0.4	△0.1	1.6	1.2	1.5	1.5	0.5	
マ ク ロ ベ ー ス の 賃 金 の 変 化 分	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	～24歳	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.7	0.2	0.2	0.1	0.3	0.1	0.1	0.1	△0.2
	25～29歳	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.6	0.3	0.3	0.0	0.3	0.3	0.1	0.1	0.3
	30～34歳	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.0	0.2	0.2	0.1	0.1	△0.0
	35～39歳	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0
	40～44歳	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.6	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	△0.0	△0.0	0.1
	45～49歳	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	△0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.0	0.0	0.3
	50～54歳	0.2	0.2	0.3	0.1	0.1	0.3	0.3	0.3	0.4	0.2	0.2	△0.0	△0.0	0.1
	55～59歳	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.4	0.3	0.3	0.3	0.1	0.2	△0.1	△0.1	△0.2
	60～64歳	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	△0.4	0.2	0.2	0.3	△0.0	0.1	△0.0	△0.0	△0.4
	65歳～	0.1	0.1	△0.0	0.1	0.1	△0.6	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0	△0.0	△0.0	△0.5
計	1.9	1.9	1.8	1.7	1.7	1.6	2.4	2.5	1.9	1.6	1.8	0.2	0.2	△0.4	

注 年齢階級は、各コーホートの令和5（2023）年度末における年齢である。

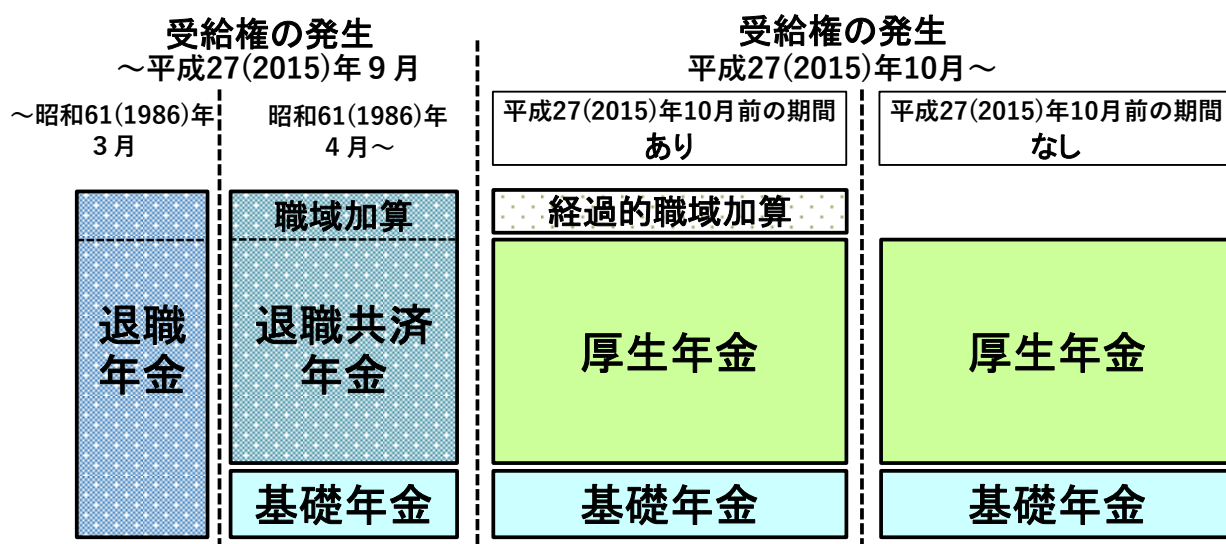
第2節 受給権者の現状及び推移

2-2-1 被用者年金の一元化後も、給付については、基本的に各実施機関の加入期間に応じて各実施機関から支給される。また、一元化（平成27(2015)年10月）前に受給権が発生した共済年金の年金額には、職域加算部分¹⁹が含まれる（図表2-2-1参照）。

これらを踏まえ、本節における受給権者の現状及び推移については、厚生年金勘定から直接給付される受給権者及びその年金については「旧厚生年金」とし、旧厚生年金、国共済、地共済、私学共済を各制度と呼び、各制度別表章を基本としている。その際、年金総額等における合計は職域加算部分が含まれる（経過的職域加算額は含まない）ことから被用者年金計とし、厚生年金計と区別している。

また、被用者年金の受給権者は、基礎年金の受給権を有するだけでなく、一元化後の厚生年金でも複数の実施機関から給付を受ける受給権者がいることから、受給権者数や受給者数については、原則として合計は表章していない。

図表2-2-1 共済組合等の年金給付の概念図



1 受給権者数

(1) 受給権者数

2-2-2 令和5(2023)年度末の受給権者数は、図表2-2-2に示すとおり、旧厚生年金3,767万人、国共済132万人、地共済321万人、私学共済62万人、国民年金²⁰3,691万人である。

2-2-3 令和5(2023)年度は、全ての制度で増加しており、旧厚生年金0.5%、国共済0.6%、地共済0.4%、私学共済3.1%、国民年金0.2%の増加となっている。

¹⁹ 退職年金にも職域加算部分に相当する分があり、これと職域加算部分を合わせて職域加算部分と呼ぶ。

²⁰ 国民年金の数値は、新法基礎年金と旧法国民年金の合計である。

2-2-4 ここで、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化以降に実施機関たる共済組合等で裁定された令和5(2023)年度末の厚生年金の受給権者数は、国共済56.4万人、地共済147.0万人、私学共済32.8万人である。

2-2-5 これら受給権者は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有する等1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。これらの重複を除いた、何らかの公的年金の受給権を有する実受給権者数²¹は、3,978万人である。なお、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

図表2-2-2 受給権者数の推移

年度末 平成 /令和 (西暦)	旧厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
		旧三共済	旧農林年金				
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7 (1995)	14,448	633	266	778	1,747	173	15,152
12 (2000)	19,529		331	862	1,984	224	19,737
17 (2005)		25,110		984	2,289	281	24,393
22 (2010)		31,982		1,178	2,742	370	28,857
27 (2015)		35,999		1,280	3,055	467	33,832
28 (2016)		36,257		1,279	3,065	486	34,470
29 (2017)		37,179		1,293	3,117	513	35,469
30 (2018)		37,347		1,314	3,185	541	35,933
元 (2019)		37,355		1,303	3,157	552	36,287
2 (2020)		37,684		1,312	3,183	573	36,604
3 (2021)		37,685		1,320	3,237	598	36,791
4 (2022)		37,488		1,309	3,198	602	36,818
5 (2023)		37,671		1,318	3,212	621	36,910
対前年度増減率(%)							
17 (2005)		3.6		2.3	2.2	3.6	4.1
22 (2010)		4.6		3.5	3.7	6.5	2.0
27 (2015)		2.1		1.4	2.5	6.1	2.5
28 (2016)		0.7		△ 0.1	0.3	4.1	1.9
29 (2017)		2.5		1.1	1.7	5.6	2.9
30 (2018)		0.5		1.6	2.2	5.4	1.3
元 (2019)		0.0		△ 0.9	△ 0.9	2.0	1.0
2 (2020)		0.9		0.7	0.8	3.7	0.9
3 (2021)		0.0		0.6	1.7	4.5	0.5
4 (2022)		△ 0.5		△ 0.8	△ 1.2	0.7	0.1
5 (2023)		0.5		0.6	0.4	3.1	0.2

注1 旧厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

²¹ 福祉年金受給権者を含む数値である。

(2) 受給者数

2-2-6 図表 2-2-3 は、受給者数（受給権者のうち、年金が全額支給停止²²されている者を除く人数）の推移をみたものである。受給権者数の動向とおおむね同様の傾向となっている。

2-2-7 ここで、平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化以降に実施機関たる共済組合等で裁定された令和 5 (2023)年度末の厚生年金の受給者数は、国共済 54.5 万人、地共済 142.6 万人、私学共済 31.9 万人である。

図表 2-2-3 受給者数の推移

年度末 平成 / 令和 (西暦)	旧厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	旧三共済 千人	旧農林年金 千人				
7 (1995)	13,621	...	258	...	1,680	158	14,751
12 (2000)	18,074		320	837	1,913	207	19,304
17 (2005)		23,156		956	2,206	259	23,954
22 (2010)		29,433		1,144	2,613	345	28,343
27 (2015)		33,703		1,253	2,945	449	33,229
28 (2016)		34,094		1,250	2,954	468	33,858
29 (2017)		35,060		1,260	2,995	493	34,839
30 (2018)		35,296		1,274	3,048	517	35,294
元 (2019)		35,432		1,265	3,024	531	35,645
2 (2020)		35,815		1,274	3,050	552	35,961
3 (2021)		35,878		1,280	3,100	577	36,142
4 (2022)		35,981		1,277	3,080	589	36,164
5 (2023)		36,225		1,285	3,094	609	36,255
対前年度増減率(%)							
17 (2005)		3.7		2.4	2.5	4.8	4.2
22 (2010)		4.6		3.5	3.7	6.7	2.0
27 (2015)		2.3		1.7	2.2	6.5	2.5
28 (2016)		1.2		△ 0.2	0.3	4.2	1.9
29 (2017)		2.8		0.8	1.4	5.4	2.9
30 (2018)		0.7		1.1	1.8	4.9	1.3
元 (2019)		0.4		△ 0.7	△ 0.8	2.6	1.0
2 (2020)		1.1		0.8	0.9	4.1	0.9
3 (2021)		0.2		0.4	1.7	4.5	0.5
4 (2022)		0.3		△ 0.2	△ 0.6	2.0	0.1
5 (2023)		0.7		0.6	0.4	3.5	0.3

注1 旧厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給者数の合計である。

²² 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額または一部が支給停止となることがある。例えば、遺族年金では、配偶者と子は同順位の受給権者であるが、配偶者が受給している間、子は全額支給停止となっている。

2 受給権者数の年金種別別構成

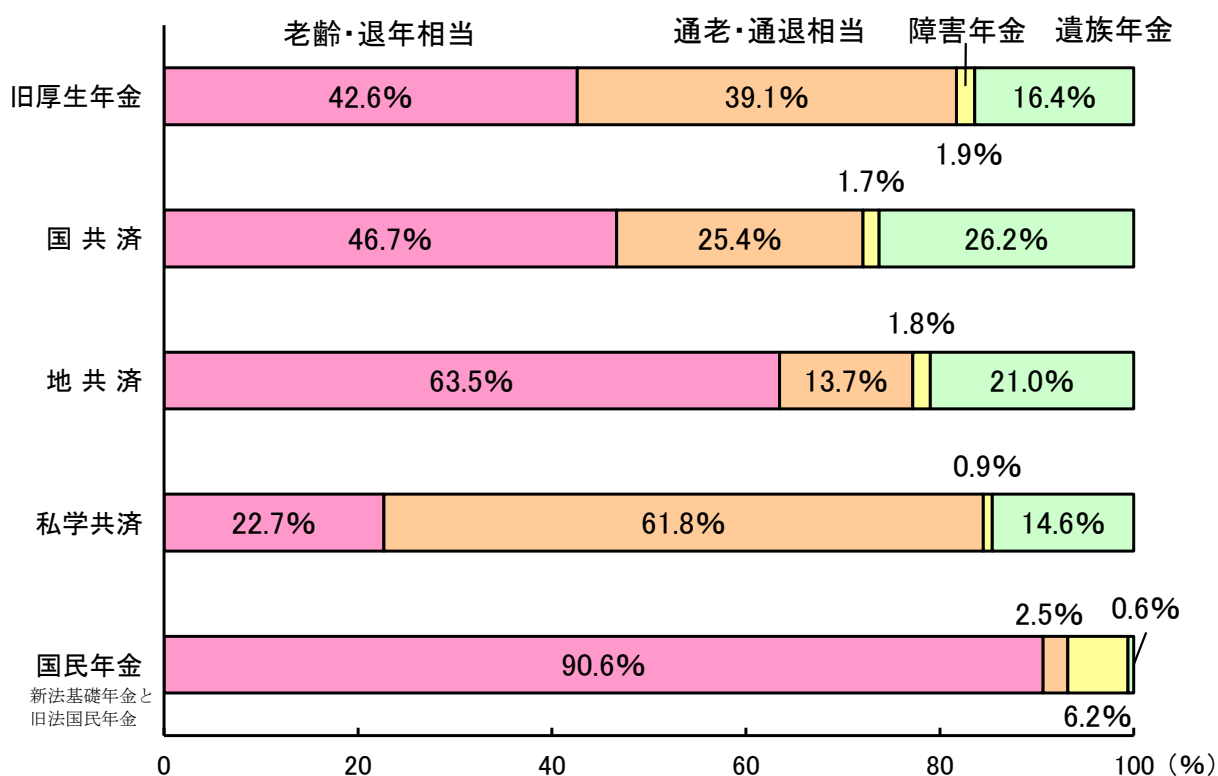
2-2-8 受給権者数を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金²³（以下「老齢・退年相当²⁴」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当²⁵」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

2-2-9 受給権者数の年金種別別構成をみると、図表 2-2-4 及び図表 2-2-5 に示すように、旧厚生年金、国共済、地共済、国民年金では老齢・退年相当の割合が最も大きくなっている。ただし、私学共済では通老・通退相当の割合が最も大きい等、制度によってその構成には違いが見られる。

図表 2-2-4 受給権者数の年金種別別構成 — 令和 5 (2023) 年度末 —



²³ 国民年金及び厚生年金は老齢年金、共済年金は退職年金であったため、「老齢・退職年金」としている。

²⁴ 「老齢・退年相当」とは、当該制度の加入期間が 25 年以上（経過的期間短縮を受けているものを含む）の新法の老齢厚生年金・退職共済年金・老齢基礎年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことである。

²⁵ 「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金・老齢基礎年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。

2-2-10 年金種別別にみた受給権者数の構成比をみると、旧厚生年金では、老齢・退年相当の割合が 42.6%と最も大きく、次いで通老・通退相当の割合が 39.1%となっている。遺族年金の割合は 16.4%、障害年金の割合は 1.9%となっている。

2-2-11 国共済では、老齢・退年相当の割合が 46.7%、通老・通退相当の割合は 25.4%となっており、旧厚生年金に比べて老齢・退年相当の割合が大きくなっている。また、遺族年金の割合が 26.2%で、各制度で最も大きくなっている。

2-2-12 地共済では、老齢・退年相当の割合が 63.5%、通老・通退相当の割合は 13.7%となっており、老齢・退年相当の割合が国共済よりもさらに大きい。また、遺族年金の割合が 21.0%で国共済に次いで大きい。

2-2-13 私学共済では、通老・通退相当の割合が 61.8%と 6 割以上を占めている。通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりもその割合が大きいことが、他制度に比べて特徴的²⁶である。

2-2-14 国民年金では、老齢・退年相当の割合が 90.6%で、全体の 9 割以上を占めている。また、遺族年金の割合が 0.6%と被用者年金に比べて小さく、障害年金の 6.2%よりも小さい水準である。国民年金で遺族年金の割合が被用者年金より小さいのは、国民年金の遺族基礎年金²⁷の受給権が、基本的には 18 歳未満の子²⁸または 18 歳未満の子を持つ配偶者²⁹にしか発生しないためである。これに対し、被用者年金の遺族年金は、原則として、死亡した老齢・退職年金受給権者の配偶者にも受給権が発生する。

2-2-15 図表 2-2-5 の下段には、受給者の年金種別別構成を示しているが、受給者の年金種別別構成は、受給権者の年金種別別構成とおおむね同様の傾向となっている。

²⁶ 私学共済では、幼稚園の教員等を中心として短期間で退職する者が多いためと考えられる。

²⁷ 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるが、ウェイトは小さい。

²⁸ 正確には、18 歳に到達した年度の末日までにある子または 20 歳未満の障害等級の 1 級・2 級の障害の状態にある子のことである。

²⁹ 平成 25(2013)年度まで妻であったが、平成 26(2014)年度から配偶者となっている。

図表2-2-5 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 ―令和5(2023)年度末―

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
受給権者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	37,671	1,318	3,212	621	36,910
老齢・退職年金	16,055	615	2,039	141	33,456
老齢・退年相当	14,725	335	441	384	941
通老・通退相当	717	22	59	6	2,292
障害年金	6,174	346	674	91	221
遺族年金					
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	42.6	46.7	63.5	22.7	90.6
老齢・退年相当	39.1	25.4	13.7	61.8	2.5
通老・通退相当	1.9	1.7	1.8	0.9	6.2
障害年金	16.4	26.2	21.0	14.6	0.6
遺族年金					
受給者数	千人	千人	千人	千人	千人
計	36,225	1,285	3,094	609	36,255
老齢・退職年金	15,724	609	2,013	139	33,057
老齢・退年相当	14,171	328	432	380	931
通老・通退相当	523	16	33	4	2,180
障害年金	5,807	332	616	85	88
遺族年金					
構成比	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	43.4	47.4	65.1	22.9	91.2
老齢・退年相当	39.1	25.5	14.0	62.4	2.6
通老・通退相当	1.4	1.3	1.1	0.7	6.0
障害年金	16.0	25.8	19.9	14.0	0.2
遺族年金					

注1 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

注2 国共済、地共済及び私学共済は、被用者年金一元化前の共済年金の受給（権）者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給（権）者数の合計である。

3 年金総額

(1) 年金総額

2-2-16 図表 2-2-6 及び図表 2-2-7 は、受給権者の年金総額（年度末における受給権者の年金額の総額）の推移を示したものである。令和 5（2023）年度末の年金総額は、旧厚生年金 26.4 兆円、国共済 1.4 兆円、地共済 4.3 兆円、私学共済 0.4 兆円、国民年金³⁰25.5 兆円となっており、公的年金制度全体では 58.1 兆円である。令和 5（2023）年度末の年金総額は、年金額改定率がプラス³¹だったこともあり、前年度末に比べ、全ての制度で増加しており、旧厚生年金 1.7%、国共済 0.2%、地共済 0.7%、私学共済 2.5%、国民年金 2.5%の増加となっている。

2-2-17 なお、令和 4（2022）年度末の被用者年金制度の年金総額が、前年度末に比べ減少しているのは、令和 4（2022）年度から男性及び共済組合等の女性において報酬比例部分の支給開始年齢が 64 歳に引き上げられ、63 歳の受給権者が大きく減少したことが影響している。

また、令和 3（2021）年度末の年金総額が、前年度末に比べ旧厚生年金で減少しているのは、令和 3（2021）年度から旧厚生年金の女性において報酬比例部分の支給開始年齢が 62 歳に引き上げられ、61 歳の受給権者が大きく減少したことが影響している。

同様に、令和元（2019）年度末の被用者年金制度の年金総額が、前年度末に比べ減少しているのは、令和元（2019）年度から男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が 63 歳に引き上げられ、62 歳の受給権者が大きく減少したことが影響している³²。

さらに、平成 30（2018）年度末の年金総額が、前年度末に比べ旧厚生年金で減少しているのは、平成 30（2018）年度から旧厚生年金の女性において報酬比例部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上げられ、60 歳の受給権者が大きく減少するとともに特別支給の定額部分がなくなったことが影響している。

平成 28（2016）年度末の年金総額が、前年度末に比べ被用者年金制度で減少しているのは、平成 28（2016）年度から男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が 62 歳に引き上げられ、61 歳の受給権者が大きく減少したことが影響している。

³⁰ 国民年金は、新法基礎年金と旧法国民年金の合計である。この額には、旧法被用者年金の基礎年金相当分は含まれていない。

³¹ 新規裁定年金（67 歳以下）が 2.2%、既裁定年金（68 歳以上）が 1.9%。

³² 用語解説「特別支給の老齢・退職年金」（370 頁）、用語解説参考図表 4（382 頁）を参照。

2-2-18 ここで、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化以降に実施機関たる共済組合等で裁定された令和5(2023)年度末の厚生年金の受給権者の年金総額は、国共済0.5兆円、地共済1.7兆円、私学共済0.1兆円である。

図表2-2-6 受給権者の年金総額の推移

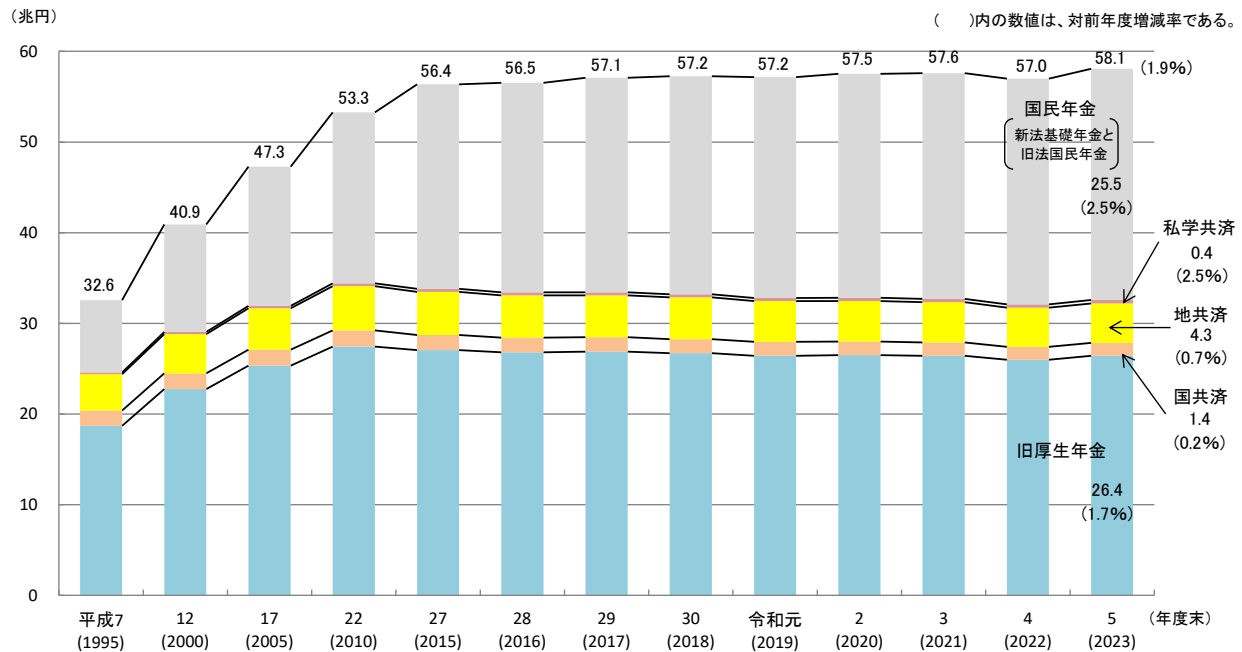
年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)	183,438	16,845	40,053	1,922	245,880	79,731	325,612
12 (2000)	223,292	17,557	43,257	2,432	290,668	118,360	409,028
17 (2005)	253,435	17,621	45,471	2,803	319,330	153,501	472,831
22 (2010)	274,359	17,852	48,727	3,208	344,146	188,595	532,741
27 (2015)	270,460	16,638	47,570	3,497	338,165	225,500	563,665
28 (2016)	268,132	16,167	46,489	3,504	334,291	230,966	565,257
29 (2017)	268,863	15,854	46,072	3,536	334,324	236,514	570,839
30 (2018)	267,035	15,652	45,920	3,575	332,182	240,297	572,479
元 (2019)	264,361	15,249	44,878	3,583	328,071	243,670	571,741
2 (2020)	264,886	15,036	44,654	3,616	328,192	247,137	575,329
3 (2021)	264,180	14,721	44,486	3,660	327,047	248,936	575,983
4 (2022)	259,858	14,258	43,195	3,628	320,939	248,889	569,829
5 (2023)	264,222	14,288	43,492	3,718	325,721	255,146	580,867
対前年度増減率(%)							
17 (2005)	1.7	0.2	1.0	2.7	1.6	5.2	2.7
22 (2010)	1.4	△0.4	0.9	2.1	1.3	2.7	1.8
27 (2015)	0.7	0.1	1.5	3.9	0.8	4.1	2.1
28 (2016)	△0.9	△2.8	△2.3	0.2	△1.1	2.4	0.3
29 (2017)	0.3	△1.9	△0.9	0.9	0.0	2.4	1.0
30 (2018)	△0.7	△1.3	△0.3	1.1	△0.6	1.6	0.3
元 (2019)	△1.0	△2.6	△2.3	0.2	△1.2	1.4	△0.1
2 (2020)	0.2	△1.4	△0.5	0.9	0.0	1.4	0.6
3 (2021)	△0.3	△2.1	△0.4	1.2	△0.3	0.7	0.1
4 (2022)	△1.6	△3.1	△2.9	△0.9	△1.9	△0.0	△1.1
5 (2023)	1.7	0.2	0.7	2.5	1.5	2.5	1.9

注1 旧厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済を含む。

注2 旧厚生年金の平成7(1995)、12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注3 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者の年金総額の合計である。

図表 2-2-7 受給権者の年金総額の推移



2-2-19 全額支給停止されている年金額を除いた受給者ベースでみると、図表 2-2-8 に示すとおり、公的年金制度全体の年金総額は、令和 5 (2023) 年度末で 56.8 兆円である。受給者の年金総額の動向は、受給権者の年金総額の動向とおおむね同様の傾向となっている。

なお、受給者ベースの年金総額において、一部が支給停止となっている年金については、支給停止前の年金額となっている。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、その全てが支給されているわけではないことに留意が必要である。

2-2-20 ここで、平成 27 (2015) 年 10 月の被用者年金一元化以降に実施機関たる共済組合等で裁定された令和 5 (2023) 年度末の厚生年金の受給者の年金総額は、国共済 0.5 兆円、地共済 1.7 兆円、私学共済 0.1 兆円である。

図表2-2-8 受給者の年金総額の推移

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
平成 /令和 17 (2005)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
22 (2010)	240,934	17,186	44,271	2,491	304,881	150,681	455,562
27 (2015)	258,761	17,385	46,906	2,908	325,960	185,352	511,311
28 (2016)	258,123	16,305	46,019	3,304	323,751	221,751	545,502
29 (2017)	257,008	15,839	45,016	3,335	321,198	227,156	548,354
30 (2018)	258,091	15,512	44,483	3,380	321,465	232,642	554,107
元 (2019)	256,643	15,263	44,197	3,422	319,524	236,380	555,904
2 (2020)	254,965	14,894	43,207	3,453	316,519	239,742	556,262
3 (2021)	255,715	14,697	42,959	3,495	316,866	243,212	560,079
4 (2022)	254,996	14,365	42,781	3,535	315,678	244,997	560,674
5 (2023)	253,087	13,973	41,708	3,540	312,308	244,936	557,244
5 (2023)	257,560	13,998	41,975	3,638	317,172	251,109	568,281

対前年度増減率(%)							
22 (2010)	1.3	△0.3	0.9	2.6	1.2	2.7	1.7
27 (2015)	0.8	0.4	1.0	3.9	0.9	4.1	2.1
28 (2016)	△0.4	△2.9	△2.2	0.9	△0.8	2.4	0.5
29 (2017)	0.4	△2.1	△1.2	1.3	0.1	2.4	1.0
30 (2018)	△0.6	△1.6	△0.6	1.2	△0.6	1.6	0.3
元 (2019)	△0.7	△2.4	△2.2	0.9	△0.9	1.4	0.1
2 (2020)	0.3	△1.3	△0.6	1.2	0.1	1.4	0.7
3 (2021)	△0.3	△2.3	△0.4	1.1	△0.4	0.7	0.1
4 (2022)	△0.7	△2.7	△2.5	0.1	△1.1	△0.0	△0.6
5 (2023)	1.8	0.2	0.6	2.8	1.6	2.5	2.0

注 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計は、被用者年金一元化前の共済年金の受給者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給者の年金総額の合計である。

(2) 年金総額の年金種別別構成

2-2-21 年金種別別の年金総額（受給権者ベース）の構成比をみると、図表 2-2-9 に示すように、全ての制度で老齢・退年相当の割合が最も大きくなっている。老齢・退年相当の割合は、被用者年金では 6～7 割程度であるのに対し、国民年金では 9 割と大きい。被用者年金で比較すると、私学共済の通老・通退相当の割合が 2 割と、他制度に比べて大きくなっている。

また、被用者年金では、遺族年金の割合が 2～3 割程度、障害年金の割合が 2%未満であるのに対し、国民年金では、遺族年金の割合が 0.7%、障害年金の割合が 7.8%と、2-2-14 で述べたのと同様の違いがみられる。

図表 2-2-9 年金種別別にみた年金総額 —令和 5 (2023) 年度末—

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	264,222	14,288	43,492	3,718	325,721	255,146	580,867
老齢・退職年金	老齢・退年相当	9,442	32,456	2,265	218,434	231,181	449,615
	通老・通退相当	548	995	768	28,710	2,268	30,978
障害年金	5,059	206	639	53	5,957	19,993	25,950
遺族年金	58,492	4,091	9,403	633	72,619	1,703	74,322
構成比	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	66.1	74.6	60.9	67.1	90.6	77.4
	通老・通退相当	3.8	2.3	20.6	8.8	0.9	5.3
障害年金	1.9	1.4	1.5	1.4	1.8	7.8	4.5
遺族年金	22.1	28.6	21.6	17.0	22.3	0.7	12.8
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	257,560	13,998	41,975	3,638	317,172	251,109	568,281
老齢・退職年金	老齢・退年相当	9,350	31,973	2,242	215,361	228,886	444,246
	通老・通退相当	530	967	757	27,716	2,243	29,959
障害年金	3,521	147	347	38	4,054	19,068	23,122
遺族年金	56,780	3,971	8,689	601	70,040	913	70,953
構成比	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	老齢・退年相当	66.8	76.2	61.6	67.9	91.1	78.2
	通老・通退相当	3.8	2.3	20.8	8.7	0.9	5.3
障害年金	1.4	1.0	0.8	1.1	1.3	7.6	4.1
遺族年金	22.0	28.4	20.7	16.5	22.1	0.4	12.5

注1 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

注2 国共済、地共済、私学共済及び被用者年金計は、被用者年金一元化前の共済年金の受給(権)者の年金総額と被用者年金一元化後の厚生年金の受給(権)者の年金総額の合計である。

4 老齢・退年相当の受給権者

2-2-22 ここでは、受給権者のうち老齢・退年相当の受給権者に焦点を当て、その受給権者数、男女構成、平均年齢、年齢分布、平均年金月額等の状況をみる。

なお、老齢・退年相当の受給権者とは、当該制度の被保険者期間を原則 25 年以上有する老齢・退職年金の受給権者³³であり、複数の被用者年金の老齢・退年相当の受給権を持つことは極めて限定的であることから、老齢・退年相当の受給権者数及び平均年齢については被用者年金計も表章している。

(1) 老齢・退年相当の受給権者数の推移

2-2-23 令和 5 (2023) 年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、図表 2-2-10 に示すとおり、被用者年金計で 1,885 万人、国民年金で 3,346 万人である。被用者年金の内訳は、旧厚生年金 1,605 万人、国共済 62 万人、地共済 204 万人、私学共済 14 万人となっている。

2-2-24 老齢・退年相当の受給権者数の推移をみると、令和 5 (2023) 年度末は、前年度末に比べ、被用者年金計では 0.3%、国民年金では 0.1%の増加となっている。

なお、令和 4 (2022) 年度末の被用者年金計で減少しているのは、令和 4 (2022) 年度から男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が 64 歳に引き上げられ、63 歳の受給権者が大きく減少したことが影響している。

同様に、令和元(2019)年度末の被用者年金計で減少しているのは、令和元(2019)年度から男性及び共済組合等の女性において、報酬比例部分の支給開始年齢が 63 歳に引き上げられ、62 歳の受給権者が大きく減少したことが、平成 28(2016)年度末の被用者年金計の老齢・退年相当の受給権者数が前年度末に比べ減少しているのは、平成 28(2016)年度から男性及び共済組合等の女性において報酬比例部分の支給開始年齢が 62 歳に引き上げられ、61 歳の受給権者が大きく減少したことが影響している。

³³ 用語解説「老齢・退年相当と通老・通退相当」(375 頁)を参照。

図表2-2-10 老齢・退年相当の受給権者数の推移

年度末	旧厚生年金			国共済	地共済	私学共済	被用者 年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	旧三共済	旧農林年金					
平成 /令和		千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7 (1995)	6,592	459	133	565	1,266	49	9,064	11,400
12 (2000)		9,014	151	592	1,394	68	11,220	16,061
17 (2005)		11,523		633	1,578	89	13,823	20,929
22 (2010)		14,413		691	1,882	116	17,102	25,642
27 (2015)		15,684		692	2,054	133	18,562	30,964
28 (2016)		15,688		674	2,033	133	18,528	31,657
29 (2017)		15,900		666	2,053	135	18,754	32,247
30 (2018)		16,087		666	2,089	138	18,980	32,664
元 (2019)		15,987		649	2,055	137	18,829	32,992
2 (2020)		16,100		643	2,060	139	18,942	33,282
3 (2021)		16,180		638	2,086	141	19,045	33,429
4 (2022)		15,997		620	2,041	140	18,798	33,416
5 (2023)		16,055		615	2,039	141	18,849	33,456
対前年度増減率(%)								
17 (2005)		3.2		0.6	1.7	3.9	2.9	5.1
22 (2010)		4.0		1.3	3.5	4.7	3.9	2.5
27 (2015)		1.7		0.1	2.1	2.9	1.7	3.0
28 (2016)		0.0		△ 2.6	△ 1.0	0.2	△ 0.2	2.2
29 (2017)		1.3		△ 1.1	1.0	1.6	1.2	1.9
30 (2018)		1.2		△ 0.0	1.8	1.7	1.2	1.3
元 (2019)		△ 0.6		△ 2.6	△ 1.6	△ 0.0	△ 0.8	1.0
2 (2020)		0.7		△ 0.9	0.3	1.1	0.6	0.9
3 (2021)		0.5		△ 0.8	1.2	1.6	0.5	0.4
4 (2022)		△ 1.1		△ 2.8	△ 2.1	△ 0.9	△ 1.3	△ 0.0
5 (2023)		0.4		△ 0.8	△ 0.1	0.6	0.3	0.1

注1 旧厚生年金の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

(2) 老齢・退年相当の受給権者の男女構成及び平均年齢

2-2-25 老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、図表 2-2-11 に示すとおり、被用者年金計で 33.8%、国民年金で 56.9%となっている。被用者年金では、国共済が 16.5%で女性の割合が小さく、その他の制度では 30～40%台である。

平均年齢は、被用者年金計で 76.1 歳、国民年金が 77.6 歳となっている。被用者年金では、男女ともに、国共済の受給権者の平均年齢が他の制度より高くなっている。

2-2-26 なお、図表中「公的年金制度全体 34,600 千人」とあるのは老齢基礎年金等受給権者の人数（推計値）³⁴である。

図表 2-2-11 老齢・退年相当の受給権者数及び平均年齢 ―令和 5 (2023) 年度末―

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数 計	千人 16,055	千人 615	千人 2,039	千人 141	千人 18,849	千人 33,456	千人 34,600
男性	10,602	514	1,277	84	12,478	14,435	老齢基礎 年金等受 給権者数 (推計値)
女性	5,453	101	761	57	6,372	19,021	
女性割合 (%)	34.0	16.5	37.3	40.1	33.8	56.9	
平均年齢 計	歳 76.1	歳 77.5	歳 76.1	歳 76.7	歳 76.1	歳 77.6	
男性	75.7	77.0	75.8	76.2	75.8	76.7	
女性	76.8	79.8	76.7	77.4	76.8	78.4	

注 1 平均年齢は、年度末の年齢（月数を考慮しないベース）を単純に平均した値に 0.5 を加えた数値である。

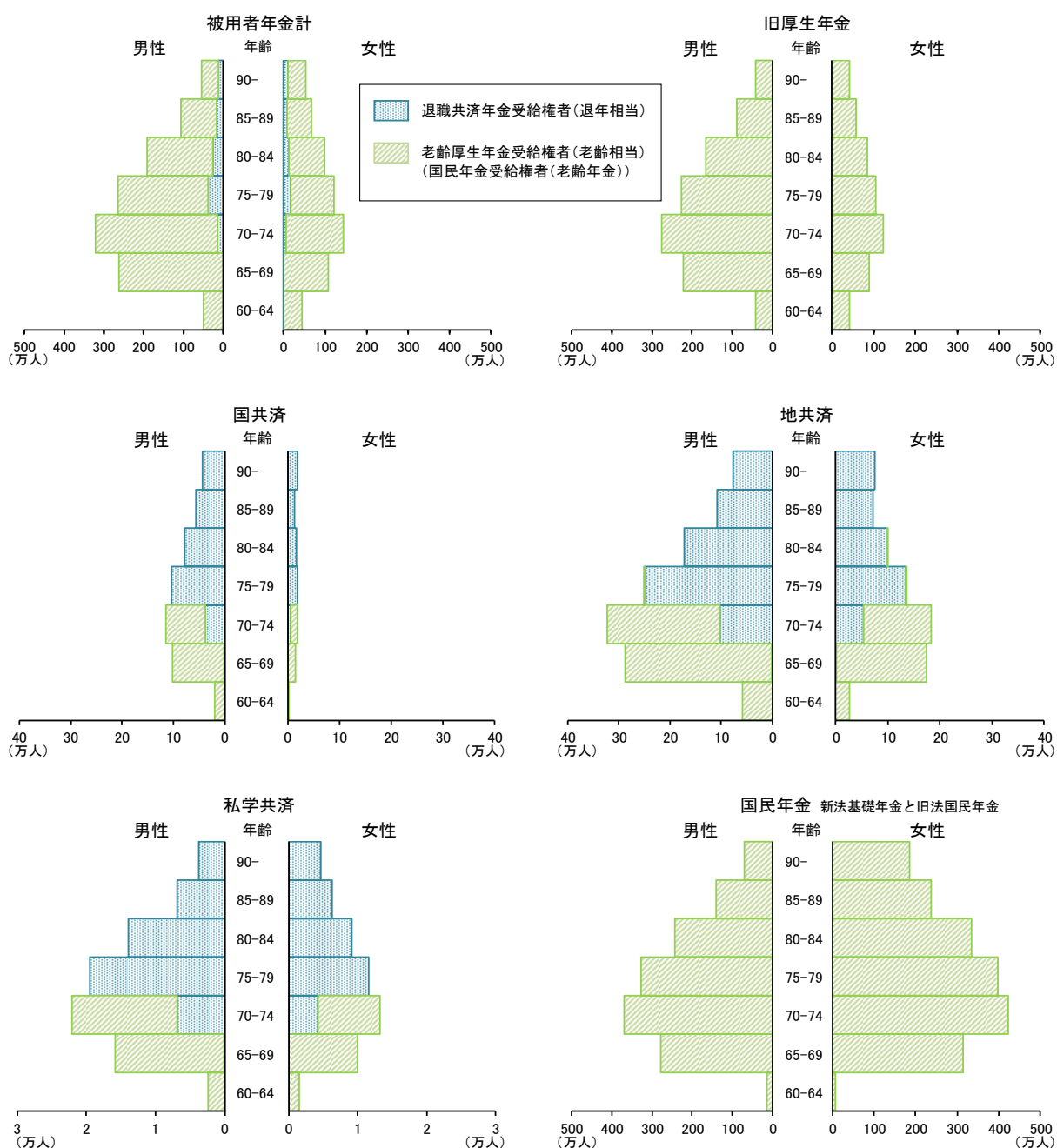
注 2 国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給権者は、退年相当の退職共済年金受給権者と老齢相当の老齢厚生年金受給権者の合計（平均）である。

³⁴ 老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の 65 歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

(3) 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布

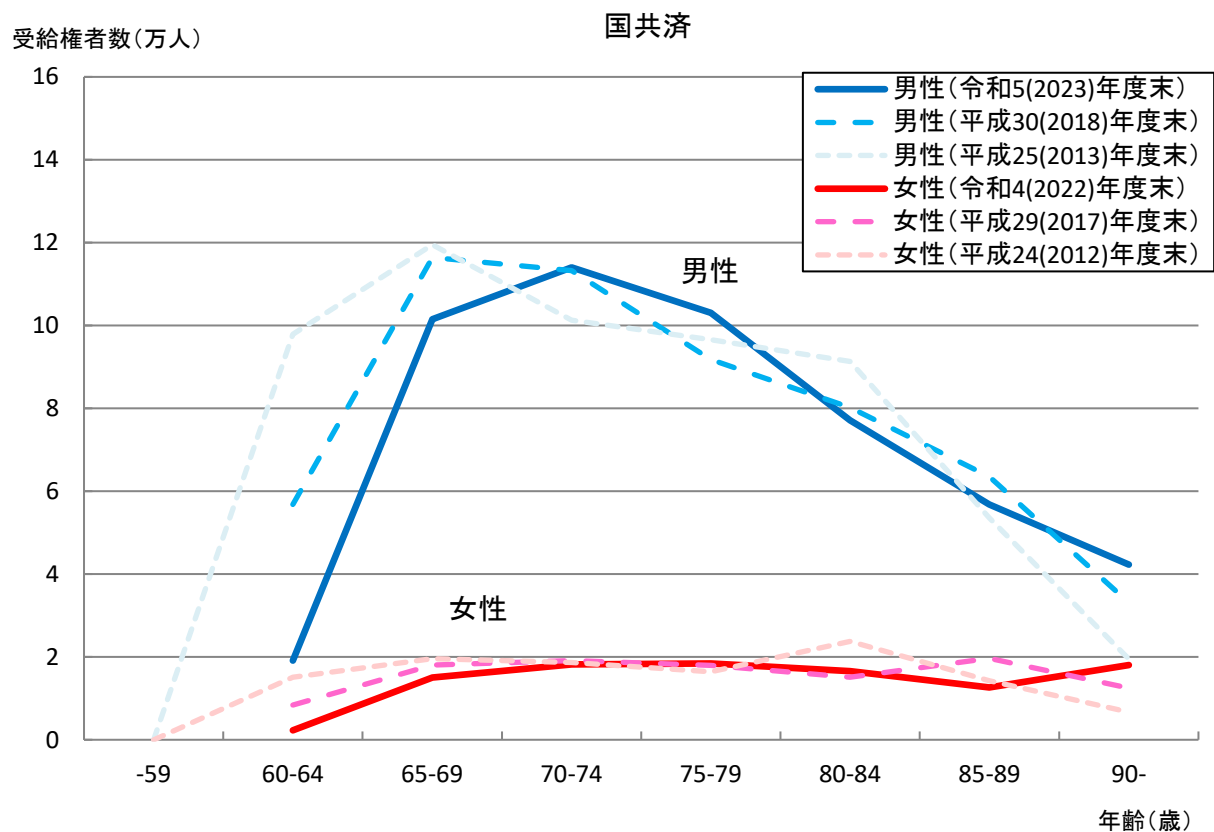
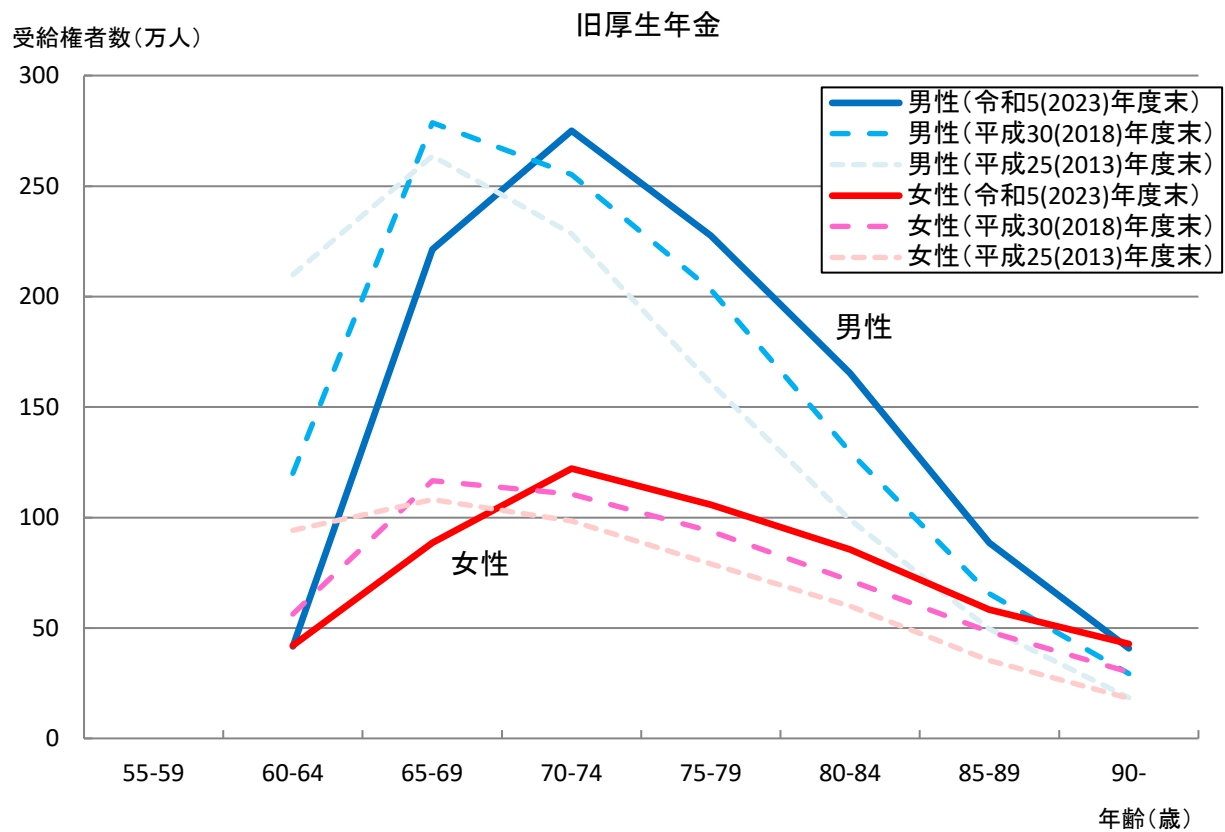
2-2-27 図表 2-2-12 は、令和5(2023)年度末の老齢・退年相当の受給権者の年齢分布を図示したものであるが、国共済の女性を除き、70～74歳の年齢階級の受給権者数が最も多くなっている。国共済では、女性の受給権者が少ないことと、女性においては75～79歳の年齢階級の受給権者数が最も多くなっているものの、65歳以上の各年齢階級における受給権者数にあまり差がないのが特徴である。また、共済組合等において平成27(2015)年10月の被用者年金一元化以降に裁定された老齢厚生年金の受給権者は、原則60～74歳の年齢階級にのみ存在する。

図表 2-2-12 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布 —令和5(2023)年度末—

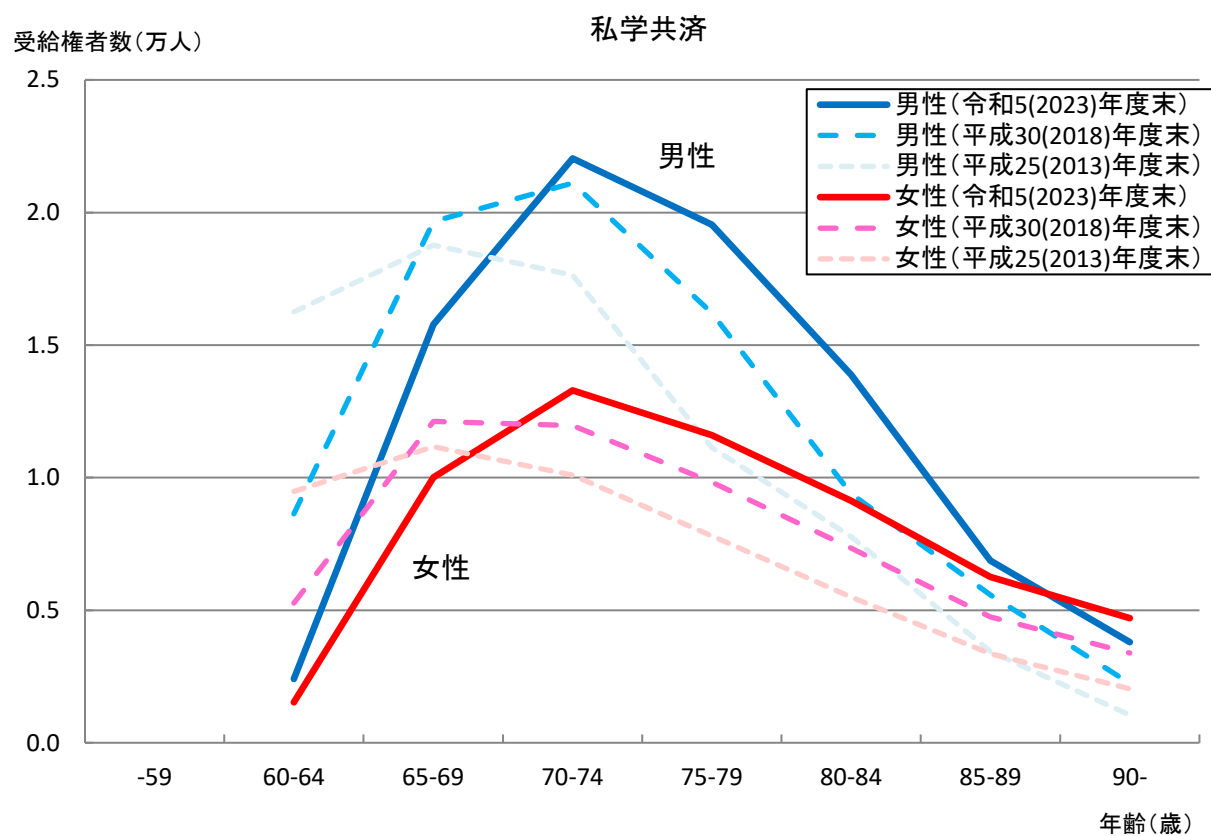
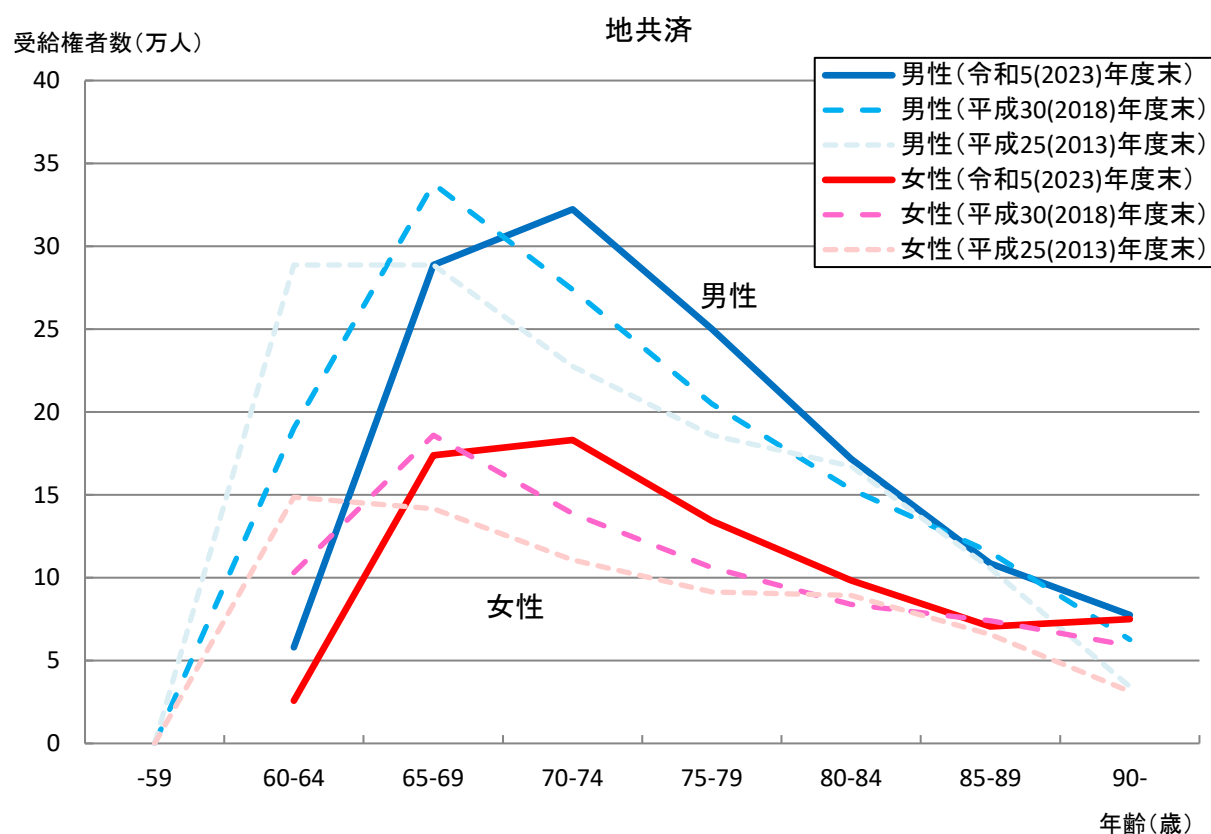


- 2-2-28 図表 2-2-13 は、老齢・退年相当の受給権者の年齢分布について、この 10 年間の変化をみるために、令和 5 (2023) 年度末の年齢階級別受給権者数を、10 年前の平成 25 (2013) 年度末及び 5 年前の平成 30 (2018) 年度末の年齢階級別受給権者数と比較したものである。
- 2-2-29 旧厚生年金では、10 年前及び 5 年前は 65～69 歳にピークがあり年齢とともに受給権者数が減少していたが、令和 5 (2023) 年度末は 70～74 歳にピークがシフトしている。これは、団塊世代を中心とした人口構造の変化の影響によるものである。なお、60～64 歳の受給権者数の減少については支給開始年齢の引上げの影響も受けたものである。
- 2-2-30 国共済、地共済及び私学共済でも旧厚生年金と同じような変化をしているが、国共済は 10 年前の女性の 80～84 歳に第二のピークがあり、これがシフトしてきているなどの違いがある。
- 2-2-31 国民年金では、10 年前及び 5 年前は 65～69 歳にピークがあったが、令和 5 (2023) 年度末は 70～74 歳にシフトしている。なお、10 年前の 85 歳以上の受給権者数が少ないことには、昭和 61 (1986) 年度の基礎年金制度導入前の旧法の厚生年金及び共済年金の受給権者は、基礎年金相当給付である 1 階部分の定額給付も各制度から給付されており、これらの老齢・退年相当の受給権者が旧法国民年金の老齢相当の受給権者でもあることは少ないことも影響している。

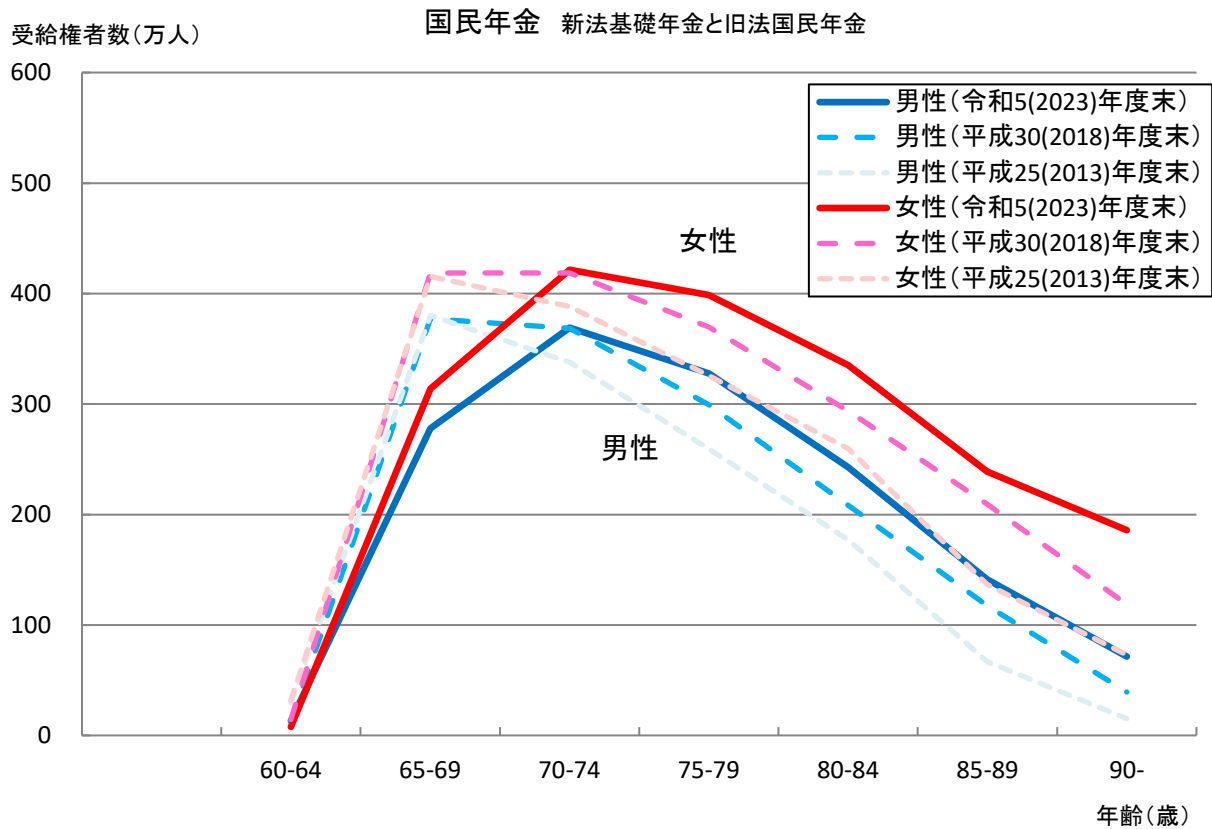
図表2-2-13 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布の変化



図表 2-2-13 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布の変化（続き）



図表 2-2-13 老齢・退年相当の受給権者の年齢分布の変化（続き）



(4) 老齢・退年相当の平均年金月額

2-2-32 令和5(2023)年度末の老齢・退年相当の平均年金月額³⁵(老齢基礎年金分を含む)

をみると、**図表 2-2-14**に示すとおり、被用者年金では、私学共済が最も高く19.2万円、次いで地共済19.1万円、国共済18.7万円、旧厚生年金(厚生年金基金が代行している部分も含む)14.6万円となっている。また、国民年金では5.8万円である。

2-2-33 平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額または増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者³⁶

を除くと、地共済19.4万円、私学共済19.1万円、国共済19.1万円、旧厚生年金(厚生年金基金が代行している部分も含む)15.0万円となる(**図表 2-2-14**の下段参照)。

2-2-34 老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げ支給を除いたものの平均年金月額は5.9万円である。

2-2-35 令和5(2023)年度末の女性の平均年金月額(老齢基礎年金分を含む)をみると、旧厚生年金は10.7万円、男性16.7万円の64%程度の水準である。これに対し、国共済や地共済では90%程度となっており、男女間の差が小さい。これは、国共済及び地共済では、加入期間や標準報酬額の男女間の差が小さいためと考えられる。

2-2-36 ここで、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化以降に実施機関たる共済組合等で裁定された令和5(2023)年度末の老齢相当の老齢厚生年金の平均年金月額(老齢基礎年金分を含む)は、国共済17.4万円、地共済17.4万円、私学共済17.4万円である。

³⁵ 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」(372頁)を参照。

³⁶ 65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、2-2-17(128頁)で述べたとおり、定額部分の支給がなくなり、報酬比例部分についても、男性及び共済組合等の女性において、平成25(2013)年度から61歳に、平成28(2016)年度から62歳に、令和元(2019)年度から63歳に、令和4(2022)年度から64歳に、また、旧厚生年金の女性において、平成30(2018)年度から61歳に、令和3(2021)年度から62歳に引き上げられている。なお、旧厚生年金については、特別支給の老齢厚生年金を除いている。

図表2-2-14 老齢・退年相当の平均年金月額 —令和5(2023)年度末—

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	146,429	187,115	190,847	192,027	57,584
男性	166,606	190,607	197,675	209,235	59,965
女性	107,200	169,378	179,389	166,339	55,777
男性を100とした女性の水準	64.3	88.9	90.7	79.5	93.0
平均加入期間	月	月	月	月	月
計	412	436	434	410	403
男性	446	440	446	419	431
女性	345	416	413	395	381
繰上げ・繰下げ等除く平均年金月額 ^{注1} (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	150,330	190,637	194,211	190,806	59,089
					58,712

- 注1 繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。
特別支給の老齢・退職年金について、定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く（旧厚生年金については、特別支給の老齢厚生年金を除く。）。
- ただし、国民年金については、繰上げ支給されたものを除いた平均年金月額である。
- 注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。
- 注3 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

(5) 老齢・退年相当の平均年金月額の分析

2-2-37 老齢・退年相当の平均年金月額について、共済組合等の共済年金には職域加算部分が含まれており、そのままでは厚生年金計の平均年金月額を算出できないことから、共済組合等について職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の年金額を推計した上で、旧厚生年金も合わせた厚生年金全体の平均年金月額を算出することとする。その際、職域加算部分の推計は、次により行っている。

- ① 昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入前の退職年金については、年金額の 110 分の 10 を職域加算部分に相当する分とみなすこと
- ② 昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入後の退職共済年金については、経過的加算や加給年金を考慮した上で、生年月日に応じた職域加算部分の給付乗率分とすること

2-2-38 共済組合等の職域加算部分を除いた厚生年金計の老齢・退年相当の平均年金月額を、こうした考え方で推計したものが**図表 2-2-15**であり、同平均年金月額は 15.1 万円である。男女別では男性 16.9 万円、女性 11.6 万円となっており、男性を 100 とした女性の水準は 68.4 となっている。

2-2-39 共済組合等についてみると、職域加算部分を除いた平均年金月額は、国共済が 17.6 万円、地共済が 18.0 万円、私学共済が 18.0 万円となっており、**図表 2-2-14**でみた職域加算部分を含む平均年金月額と比べると、いずれの共済組合等においても約 1 割弱低い水準となっている。男女別にみても同様である。

2-2-40 また、実施機関別にみると、職域加算部分を除いても、共済組合等の平均年金月額は旧厚生年金より約 2 割高い水準となっている。

2-2-41 男性の平均年金月額は、旧厚生年金に比べ国共済では 8%程度、地共済では 12%程度、私学共済では 18%程度高くなっている。平均加入期間は旧厚生年金の方が国共済及び私学共済より長いものの、年金額の算定基礎となる標準報酬額が共済組合等の方が高いと考えられること、**図表 2-2-11** 及び **図表 2-2-12** でみたように、共済組合等における受給権者の年齢が旧厚生年金より高いことから、平均年金月額に差が生じていると考えられる。受給権者の年齢と年金額との関係については、**2-2-54** で分析している。

2-2-42 一方、女性では、共済組合等の平均年金月額が旧厚生年金より 5 割前後高くなっている。これは、年金額の算定基礎となる標準報酬額に差があると考えられること、共済組合等の平均加入期間が旧厚生年金よりも相当程度長いこと、また、国共済及び

私学共済においては受給権者の年齢が旧厚生年金より高いことによって差が生じたと考えられる。

2-2-43 このように、平均年金月額、受給権者の年齢分布や男女構成、年金額の算定基礎となる標準報酬額、平均加入期間などにより差が生じることにより留意しつつ比較を行う必要がある。

図表 2-2-15 共済組合等の職域加算部分を除いた老齢・退年相当の平均年金月額（推計）

－令和5（2023）年度末－

区分	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計
平均年金月額 （老齢基礎年金分を含む）	円	円	円	円	円
計	146,429	176,206	180,086	180,241	151,294
男性	166,606	179,524	186,342	195,897	169,356
女性	107,200	159,357	169,588	156,868	115,924
男性を100とした女性の水準	64.3	88.8	91.0	80.1	68.4
平均加入期間	月	月	月	月	月
計	412	436	434	410	415
男性	446	440	446	419	446
女性	345	416	413	395	354

注1 国共済、地共済及び私学共済の退年相当の退職共済年金の職域加算部分を除いた年金額は推計値である。

注2 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

(6) 本来支給、特別支給の平均年金月額

2-2-44 老齢・退年相当の平均年金月額について、さらに詳細な状況をみる。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生（退職共済）年金が支給されている。平成6(1994)年の制度改革により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられ、男性及び共済組合等の女性の場合、平成25(2013)年度に、旧厚生年金の女性についても、平成30(2018)年度に定額部分の支給はなくなった。報酬比例部分については、男性及び共済組合等の女性において、平成25(2013)年度から61歳に、平成28(2016)年度から62歳に、令和元(2019)年度から63歳に、令和5(2023)年度から64歳に、旧厚生年金の女性において、平成30(2018)年度から61歳に、令和3(2021)年度から62歳に引き上げられ、今後も段階的に引上げが続く。こうした状況³⁷を示したものが図表2-2-16である。ここで、国共済、地共済及び私学共済の平均年金月額は、被用者年金一元化前に裁定された退年相当の退職共済年金の受給権者と被用者年金一元化後に裁定された老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である³⁸。したがって、被用者年金一元化前に裁定された受給権者については職域加算を含み、被用者年金一元化後に裁定された受給権者については経過職域加算を含まない。

2-2-45 今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）は、令和5(2023)年度末で旧厚生年金15.0万円、国共済19.1万円、地共済19.4万円、私学共済が19.7万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

2-2-46 65歳未満の新法特別支給分についてみると、65歳以上の本来支給分に比べ平均年金月額が低くなっている。これには、平成13(2001)年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられ、令和5(2023)年度においては、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることが反映されている。また、支給開始年齢未満の年齢において基礎年金額を加算した平均年金月額が支給開始年齢以上の年齢に比べて高くなっているのは、支給開始年齢到達前に報酬比例部分を繰り上げた場合、基礎年金も合わせて繰り上げることになるからである。

³⁷ 用語解説参考図表4（382頁）を参照。

³⁸ 令和5(2023)年度末では、被用者年金一元化前に裁定された退年相当の退職共済年金の受給権者は「65歳以上本来支給分」及び「旧法部分」にのみ存在する。

図表2-2-16 老齢・退年相当の平均年金月額（詳細版） — 令和5（2023）年度末 —
（単位：円）

男女合計			旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕			90,457 〔146,429〕	127,888 〔187,115〕	132,666 〔190,847〕	133,995 〔192,027〕
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳 〔基礎年金分を含む〕	〔96,492〕	68,423 〔117,357〕	70,626 〔117,483〕	62,385 〔62,385〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	〔100,317〕	72,440 〔122,259〕	78,957 〔127,456〕	71,034 〔71,034〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	〔63,244〕	72,684 〔121,148〕	108,042 〔119,863〕	68,778 〔68,778〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	〔65,313〕	80,973 〔131,138〕	112,454 〔122,774〕	78,947 〔127,020〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	〔81,700〕	107,802 〔110,593〕	112,732 〔114,382〕	105,786 〔106,866〕
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	91,050 〔150,459〕	126,757 〔190,696〕	131,507 〔194,112〕	134,700 〔197,484〕
	旧法部分		136,996	168,017 138,179	200,760 121,126	151,266 121,876

男性			旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕			108,119 〔166,606〕	130,683 〔190,607〕	138,416 〔197,675〕	150,774 〔209,235〕
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳 〔基礎年金分を含む〕	〔98,221〕	68,457 〔117,412〕	70,877 〔117,605〕	66,032 〔66,032〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	〔102,329〕	72,562 〔122,377〕	79,706 〔128,062〕	75,594 〔75,594〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	〔103,769〕	72,982 〔121,429〕	109,966 〔119,774〕	71,463 〔71,463〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	〔114,346〕	81,171 〔131,279〕	113,948 〔122,316〕	84,379 〔131,334〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	〔94,182〕	109,169 〔112,159〕	115,539 〔117,441〕	114,722 〔115,989〕
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	108,572 〔169,365〕	129,954 〔194,026〕	138,724 〔201,564〕	151,861 〔212,333〕
	旧法部分		190,820	176,102 141,388	211,865 140,003	176,905 133,298

女性			旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕			56,118 〔107,200〕	113,689 〔169,378〕	123,019 〔179,389〕	108,960 〔166,339〕
新 法 部 分	特 別 支 給 分	60歳 〔基礎年金分を含む〕	〔86,038〕	67,978 〔116,631〕	69,620 〔117,014〕	56,913 〔56,913〕
		61歳 〔基礎年金分を含む〕	〔88,522〕	69,936 〔119,802〕	76,386 〔125,369〕	59,960 〔59,960〕
		62歳 〔基礎年金分を含む〕	〔56,643〕	66,426 〔115,236〕	84,264 〔120,966〕	63,409 〔63,409〕
		63歳 〔基礎年金分を含む〕	〔57,447〕	77,078 〔128,371〕	92,100 〔129,008〕	65,723 〔116,441〕
		64歳 〔基礎年金分を含む〕	〔53,346〕	97,224 〔98,481〕	107,797 〔109,004〕	91,905 〔92,693〕
		65歳以上本来支給分 〔基礎年金分を含む〕	54,918 〔111,474〕	109,795 〔173,015〕	118,888 〔181,081〕	108,457 〔169,320〕
	旧法部分		111,705	154,353 83,915	197,054 109,731	146,196 114,750

注1 国共済、地共済及び私学共済は、退職相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

注2 〔 〕内は基礎年金額（国共済、地共済及び私学共済については基礎年金額の推計値）を加算した平均年金額である（60～63歳（旧厚生年金の女性は60歳、61歳）については報酬比例部分を繰り上げた者について加算している。）。

注3 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注4 共済の「旧法部分」は、上段が旧法適用かつ通年方式で算定されている者、下段が旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者についての数値である。

(7) 老齢・退年相当の平均年金月額の推移

2-2-47 図表 2-2-17 は、老齢・退年相当の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）の推移を示したものである。近年、被用者年金の平均年金月額が低下傾向にあり、この要因については 2-2-54 で分析しているが、令和 5 (2023) 年度は、年金額改定率がプラスだったこともあり、全ての制度で増加している。

図表 2-2-17 平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）の推移 —老齢・退年相当—

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成 /令和 (西暦)	円	円	円	円	円
7 (1995)	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
12 (2000)	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
17 (2005)	165,083	209,025	222,659	207,494	52,963
22 (2010)	150,406	195,812	204,688	191,642	54,529
27 (2015)	145,305	187,220	192,075	189,549	55,157
28 (2016)	145,638	187,169	191,539	190,522	55,373
29 (2017)	144,903	186,200	189,695	189,639	55,518
30 (2018)	143,761	184,426	187,484	188,385	55,708
元 (2019)	144,268	185,330	188,357	189,436	55,946
2 (2020)	144,366	185,491	188,741	189,648	56,252
3 (2021)	143,965	184,102	187,401	188,450	56,368
4 (2022)	143,973	184,220	187,614	188,722	56,316
5 (2023)	146,429	187,115	190,847	192,027	57,584
対前年度増減率(%)					
17 (2005)	△0.2	△0.1	△0.2	0.2	0.9
22 (2010)	△2.2	△1.8	△2.4	△2.0	0.5
27 (2015)	0.3	0.6	0.4	0.8	1.4
28 (2016)	0.2	△0.0	△0.3	0.5	0.4
29 (2017)	△0.5	△0.5	△1.0	△0.5	0.3
30 (2018)	△0.8	△1.0	△1.2	△0.7	0.3
元 (2019)	0.4	0.5	0.5	0.6	0.4
2 (2020)	0.1	0.1	0.2	0.1	0.5
3 (2021)	△0.3	△0.7	△0.7	△0.6	0.2
4 (2022)	0.0	0.1	0.1	0.1	△0.1
5 (2023)	1.7	1.6	1.7	1.8	2.3

注 1 旧厚生年金の平成7(1995)年度は、旧三共済分は含むが、旧三共済に係る基礎年金額は含まない。
また、平成7(1995)、12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注 2 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

2-2-48 図表 2-2-18 は、被用者年金の老齢・退年相当の平均年金月額（老齢基礎年金分を含まない）の推移を示したものである。令和5（2023）年度の対前年度増減率は、年金額改定率がプラスだったこともあり、旧厚生年金 1.0%、国共済 0.7%、地共済 0.7%、私学共済 1.1%の増加となっている。

図表 2-2-18 平均年金月額（老齢基礎年金分を含まない）の推移 —老齢・退年相当—

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成 /令和 (西暦)	円	円	円	円
7 (1995)	155,814	206,265	221,687	202,671
12 (2000)	149,564	196,201	210,629	192,790
17 (2005)	131,132	176,827	190,441	172,474
22 (2010)	111,656	158,062	168,480	152,827
27 (2015)	98,541	140,835	147,961	142,442
28 (2016)	96,912	138,576	144,955	141,234
29 (2017)	95,210	136,030	141,688	139,077
30 (2018)	93,306	133,372	138,531	136,853
元 (2019)	92,259	132,059	136,692	136,071
2 (2020)	91,489	130,704	135,375	135,211
3 (2021)	90,615	128,697	133,362	133,664
4 (2022)	89,556	127,022	131,682	132,579
5 (2023)	90,457	127,888	132,666	133,995
対前年度増減率(%)				
17 (2005)	△1.7	△1.3	△1.2	△0.9
22 (2010)	△3.2	△2.6	△2.9	△2.6
27 (2015)	△1.3	△0.4	△0.7	△0.1
28 (2016)	△1.7	△1.6	△2.0	△0.8
29 (2017)	△1.8	△1.8	△2.3	△1.5
30 (2018)	△2.0	△2.0	△2.2	△1.6
元 (2019)	△1.1	△1.0	△1.3	△0.6
2 (2020)	△0.8	△1.0	△1.0	△0.6
3 (2021)	△1.0	△1.5	△1.5	△1.1
4 (2022)	△1.2	△1.3	△1.3	△0.8
5 (2023)	1.0	0.7	0.7	1.1

注1 旧厚生年金の平成7(1995)、12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

2-2-49 図表 2-2-19 は、新法 65 歳以上³⁹の老齢・退年相当の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）の推移を男女別に示したものである。平均年金月額が近年低下傾向にある要因については、2-2-54 で分析しているが、令和 5（2023）年度は、年金額改定率がプラスだったこともあり、全ての制度で増加している。

図表 2-2-19 新法 65 歳以上の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む）の推移

－老齢・退年相当－

年度末 平成 /令和 (西暦)	旧厚生年金		国共済		地共済		私学共済	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	円	円	円	円	円	円	円	円
12 (2000)	209,541	120,039	…	…	…	…	264,616	200,220
17 (2005)	198,489	114,598	227,452	196,295	241,181	200,777	252,136	190,555
22 (2010)	191,322	112,518	219,320	189,465	233,124	196,149	242,368	184,195
27 (2015)	178,049	109,214	203,893	178,142	214,877	186,374	226,268	174,481
28 (2016)	175,892	108,961	201,607	176,617	212,100	184,650	223,311	172,849
29 (2017)	173,893	108,757	199,364	175,210	209,439	183,028	220,335	171,423
30 (2018)	172,217	108,725	197,545	174,169	207,182	181,821	217,786	170,251
元 (2019)	170,882	108,777	196,159	173,383	205,358	180,994	215,931	169,435
2 (2020)	170,059	109,179	195,218	172,934	203,971	180,611	214,520	168,958
3 (2021)	168,757	109,241	193,634	171,870	201,951	179,666	212,483	168,025
4 (2022)	167,217	109,154	191,572	170,427	199,424	178,271	210,043	166,802
5 (2023)	169,365	111,474	194,026	173,015	201,564	181,081	212,333	169,320
対前年度増減率(%)								
17 (2005)	△0.9	△0.6	△0.9	△0.8	△0.8	△0.7	△0.7	△0.7
22 (2010)	△0.5	△0.1	△0.6	△0.5	△0.6	△0.2	△0.5	△0.4
27 (2015)	△0.2	0.7	△0.0	0.2	△0.2	0.3	△0.3	0.0
28 (2016)	△1.2	△0.2	△1.1	△0.9	△1.3	△0.9	△1.3	△0.9
29 (2017)	△1.1	△0.2	△1.1	△0.8	△1.3	△0.9	△1.3	△0.8
30 (2018)	△1.0	△0.0	△0.9	△0.6	△1.1	△0.7	△1.2	△0.7
元 (2019)	△0.8	0.0	△0.7	△0.5	△0.9	△0.5	△0.9	△0.5
2 (2020)	△0.5	0.4	△0.5	△0.3	△0.7	△0.2	△0.7	△0.3
3 (2021)	△0.8	0.1	△0.8	△0.6	△1.0	△0.5	△0.9	△0.6
4 (2022)	△0.9	△0.1	△1.1	△0.8	△1.3	△0.8	△1.1	△0.7
5 (2023)	1.3	2.1	1.3	1.5	1.1	1.6	1.1	1.5

注 1 旧厚生年金の平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注 2 旧厚生年金は、65歳以上の老齢相当の新法厚生年金の受給権者の平均であり、国共済、地共済及び私学共済は、65歳以上の退年相当の(新法)退職共済年金の受給権者(みなし従前額保障を適用される者を除く)と65歳以上の老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

³⁹ 給付体系の異なる旧法の受給権者、支給開始年齢の引上げにより報酬比例部分だけの年金になっている受給権者や年金を繰り上げた受給権者が大半を占める年齢の受給権者を除いた平均年金月額の推移となっている。

(8) 老齢・退年相当の平均加入期間

2-2-50 平均年金月額の影響を与える平均加入期間の動向をみる。令和5(2023)年度末の老齢・退年相当の受給権者の平均加入期間は、図表2-2-20のとおり、旧厚生年金412月、国共済436月、地共済434月、私学共済410月、国民年金403月となっており、全ての制度で前年度より長くなっている。

2-2-51 受給権者の平均加入期間の推移をみると、おおむね年々長くなってきている。特に国民年金については、近年、年3～4月の増加となっており、令和5(2023)年度末は、平成7(1995)年度末からの28年間で162月延びている。この要因としては、昭和61(1986)年度の基礎年金制度導入前に国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間（いわゆる「カラ」期間）を有する者の割合が減少していることが考えられる。

図表2-2-20 受給権者の平均加入期間の推移 —老齢・退年相当—

年度末	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成 /令和 7 (1995)	月 347	月 410	月 405	月 353	月 241
12 (2000)	364	413	410	366	284
17 (2005)	380	420	415	378	322
22 (2010)	394	425	421	387	353
27 (2015)	405	428	426	396	377
28 (2016)	405	429	427	398	381
29 (2017)	405	430	428	400	384
30 (2018)	404	431	429	402	388
元 (2019)	405	432	430	403	391
2 (2020)	406	433	431	405	394
3 (2021)	408	434	432	407	397
4 (2022)	410	435	433	409	400
5 (2023)	412	436	434	410	403
対前年度増減差					
17 (2005)	3	1	1	2	8
22 (2010)	2	1	1	2	5
27 (2015)	2	1	1	1	4
28 (2016)	△0	0	1	2	4
29 (2017)	△0	2	1	2	3
30 (2018)	△0	1	1	2	3
元 (2019)	0	1	1	1	3
2 (2020)	2	1	1	2	3
3 (2021)	1	1	1	2	3
4 (2022)	3	1	1	2	3
5 (2023)	2	1	1	1	3

注1 旧厚生年金の平成7(1995)、12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済は、退年相当の退職共済年金の受給権者と老齢相当の老齢厚生年金の受給権者の平均である。

(9) 老齢・退年相当の新規裁定者の平均年金月額及び平均加入期間

2-2-52 新規裁定者について平均年金月額の推移をみたのが、図表 2-2-21 である。

新規裁定者の平均年金月額については、

- ・旧厚生年金及び国民年金については老齢基礎年金分を含み、国共済、地共済及び私学共済については老齢基礎年金分を含まない。
- ・旧厚生年金は、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が 65 歳に到達した以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給）を受給するようになった場合は、厚生年金及び国民年金ともに新規裁定者には計上していない。
- ・国共済及び地共済については、特別支給の退職共済年金・老齢厚生年金の受給権者が 65 歳に到達した以降、本来支給の退職共済年金・老齢厚生年金を受給するようになった場合は、新規裁定者には計上していない。

ことから、旧厚生年金の男性、国共済、地共済、私学共済の特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の定額部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上がった平成 13(2001)年度に大きく減少している。旧厚生年金の女性については 5 年遅れの引上げスケジュール（国共済、地共済及び私学共済の女性は男性と同じスケジュール）を受けて、平成 18(2006)年度に大きく減少している。なお、当該年度に支給開始年齢に達した者であっても翌年度に裁定された者については翌年度の新規裁定者に計上されていることから、平成 12(2000)年度（旧厚生年金の女性については平成 17(2005)年度、以下同様）以前に支給開始年齢に達し、かつ平成 13(2001)年度に裁定された者の影響が、平成 13(2001)年度（旧厚生年金の女性については平成 18(2006)年度）の数値に現れていると考えられる。

また、平成 27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済については、職域加算部分を含む退職共済年金の新規裁定者と職域加算部分がない老齢厚生年金の新規裁定者の平均となっていることから、平成 27(2015)年度から平成 28(2016)年度にかけて新規裁定者の平均年金月額が大きく減少している。

旧厚生年金の男性及び共済では、報酬比例部分の支給開始年齢が平成 25(2013)年度に 61 歳、平成 28(2016)年度に 62 歳、令和元(2019)年度に 63 歳、令和 4(2022)年度に 64 歳へ引き上げられたため、旧厚生年金の女性では、平成 30(2018)年度に 61 歳、令和 3(2021)年度に 62 歳へ引き上げられたため、これらの年度では新規裁定者

数が大きく減少⁴⁰しており、この影響も平均年金月額に現れていると考えられる。

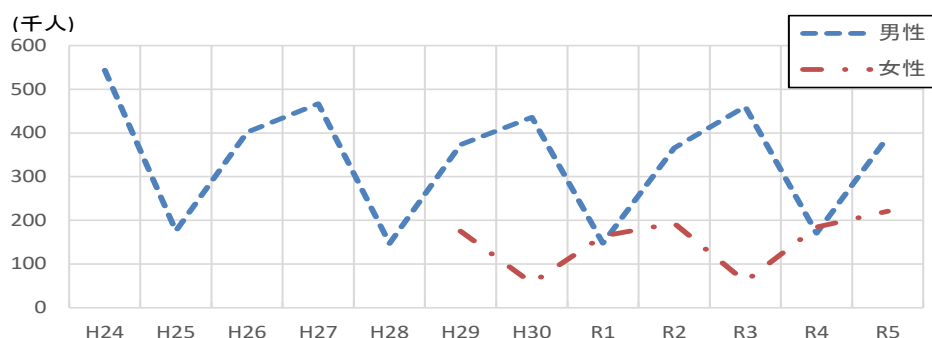
男女をあわせた旧厚生年金の全体では、支給開始年齢の引上げがあった年度に新規裁定者の男女構成の変化により平均年金月額に大きな変化が生じている。

男女をあわせた旧厚生年金の全体で、

- ① 平成 28(2016)年度、令和元(2019)年度及び令和 4 (2022)年度に新規裁定者の平均年金月額が大きく減少しているのは、男性の支給開始年齢の引上げにより、女性と比較して平均年金月額の高い男性の新規裁定者が減少したことにより、男性と比較して平均年金月額が低い女性の新規裁定者に占める割合が大きくなったことによる。令和元(2019)年度及び令和 4 (2022)年度については、③の理由で前年度に女性の新規裁定者が減少した状況が解消されたことによる影響もある。
- ② 平成 29(2017)年度、令和 2 (2020)年度及び令和 5 (2023)年度に新規裁定者の平均年金月額が大きく増加しているのは、前年度の男性の支給開始年齢の引上げにより、女性の割合が大きくなっていた新規裁定者の男女構成が元に戻ったことによる。
- ③ 平成 30(2018)年度及び令和 3 (2021)年度に新規裁定者の平均年金月額が大きく増加しているのは、女性の支給開始年齢の引上げにより、男性と比較して平均年金月額の低い女性の新規裁定者が減少したことにより、女性と比較して平均年金月額の高い男性の新規裁定者に占める割合が大きくなったことによる。

国民年金で平成 29(2017)年度に大きく減少したのは、新規裁定者の加入期間が前年に比べ短いことに影響され、平成 30(2018)年度に大きく増加したのは、新規裁定者の加入期間が前年に比べ長いことに影響されたと考えられる（2-2-53 及び図表 2-2-22 参照）。

⁴⁰ 例えば、旧厚生年金（老齢年金・加入期間 20 年以上）の新規裁定者数の推移は以下の通り。なお、報酬比例部分の支給開始年齢が 61 歳に引き上がるのは、男性が平成 25(2013)年度、女性が平成 30(2018)年度からであるため、その前年度から表示している。



図表2-2-21 新規裁定者の平均年金月額推移 ー老齢・退年相当ー

年度末 平成 /令和 (西暦)	老齢基礎年金分を含む			老齢基礎年金分を含まない			老齢基礎年金 分を含む
	旧厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	円	円	円				
7 (1995)	184,342	206,561	118,858	…	229,342	216,170	50,325
12 (2000)	182,009	197,808	113,728	214,527	224,541	191,422	53,928
13 (2001)	138,342	146,025	113,422	163,330	178,279	163,638	53,527
14 (2002)	117,287	118,510	113,183	154,142	167,067	157,663	53,821
15 (2003)	112,400	112,342	112,592	148,006	163,775	157,724	52,615
16 (2004)	108,650	107,699	111,655	130,466	146,803	146,805	53,092
17 (2005)	105,783	104,468	110,035	129,379	146,977	150,048	54,103
18 (2006)	89,654	99,008	59,682	126,812	143,621	147,328	52,947
19 (2007)	89,384	103,004	50,288	124,651	135,798	142,253	48,602
20 (2008)	88,139	101,362	51,216	123,830	136,669	141,824	48,921
21 (2009)	86,770	99,950	50,121	123,900	135,826	140,209	49,170
22 (2010)	84,672	97,682	49,937	122,789	132,450	138,113	49,192
23 (2011)	84,473	97,130	50,783	123,437	132,770	136,241	50,011
24 (2012)	84,529	97,301	50,984	124,215	132,422	136,299	51,082
25 (2013)	75,886	103,670	50,941	128,188	136,160	139,204	51,493
26 (2014)	80,977	95,241	50,397	122,952	132,452	134,334	51,033
27 (2015)	82,630	95,491	50,610	120,838	125,311	129,619	51,859
28 (2016)	73,181	101,554	50,332	108,312	112,678	116,872	52,336
29 (2017)	81,175	95,909	49,774	105,772	110,201	113,235	49,896
30 (2018)	92,077	96,452	58,054	105,850	110,602	112,721	53,572
元 (2019)	76,621	106,359	49,874	109,851	113,467	119,126	53,914
2 (2020)	83,104	100,495	50,184	107,972	110,339	116,535	54,421
3 (2021)	94,711	99,542	57,617	108,004	110,957	115,170	54,050
4 (2022)	79,659	110,118	51,492	110,299	112,087	118,194	53,619
5 (2023)	86,218	105,312	52,369	109,603	113,372	119,000	55,256
対前年度増減率(%)							
17 (2005)	△2.6	△3.0	△1.5	△0.8	0.1	2.2	1.9
22 (2010)	△2.4	△2.3	△0.4	△0.9	△2.5	△1.5	0.0
27 (2015)	2.0	0.3	0.4	△1.7	△5.4	△3.5	1.6
28 (2016)	△11.4	6.3	△0.5	△10.4	△10.1	△9.8	0.9
29 (2017)	10.9	△5.6	△1.1	△2.3	△2.2	△3.1	△4.7
30 (2018)	13.4	0.6	16.6	0.1	0.4	△0.5	7.4
元 (2019)	△16.8	10.3	△14.1	3.8	2.6	5.7	0.6
2 (2020)	8.5	△5.5	0.6	△1.7	△2.8	△2.2	0.9
3 (2021)	14.0	△0.9	14.8	0.0	0.6	△1.2	△0.7
4 (2022)	△15.9	10.6	△10.6	2.1	1.0	2.6	△0.8
5 (2023)	8.2	△4.4	1.7	△0.6	1.1	0.7	3.1

注1 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 旧厚生年金及び平成26(2014)年度までの地共済については、加入期間20年以上の新規裁定者に係る平均年金額である。

注3 旧厚生年金については、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(本来支給)を受給するようになった場合は、厚生年金及び国民年金ともに新規裁定者には計上されていない。

注4 国共済及び地共済については、特別支給の退職共済年金・老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、本来支給の退職共済年金・老齢厚生年金を受給するようになった場合は、新規裁定には計上していない。

注5 当該年度に支給開始年齢に達した者であっても翌年度に裁定された者については翌年度の新規裁定者に計上されている。

注6 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済、私学共済については、退年相当の退職共済年金の新規裁定者と老齢相当の老齢厚生年金の新規裁定者の平均である。

2-2-53 新規裁定者について平均加入期間の推移をみたのが、図表 2-2-22 である。令和 5 (2023) 年度の新規裁定者の平均加入期間は、旧厚生年金の男性の 456 月が最も長く、次いで国共済の 450 月、地共済の 449 月、私学共済の 427 月、国民年金の 426 月、旧厚生年金の女性の 372 月の順となっている。

国民年金で平成 29 (2017) 年度に 16 月の減少と大きく減少したのは、平成 29 (2017) 年 8 月に施行された受給資格期間の短縮に伴い、短縮により受給権が発生するであろうと年金請求を行ったところ従前の短縮前の受給要件を満たしていることが判明した者が一定数存在し、このような新規裁定者の加入期間は比較的短いことが影響していると考えられる。こうした事情は、平成 30 (2018) 年度には、平均加入期間の増加が 24 月と前年度の減少幅を上回っていたことから、ほぼ解消しているものと考えられる。

旧厚生年金については、支給開始年齢の引上げが行われた年度には当該年齢への到達に伴う新規裁定者が基本的には生じないこと、またその翌年度以降は支給開始年齢が引き上がったことで支給開始年齢時点での加入期間が延びていると考えられ、平均加入期間にはこうした事情を反映したと思われる変化が見られる。

旧厚生年金の男性について見ると、平成 25 (2013) 年度、平成 28 (2016) 年度、令和元 (2019) 年度及び令和 4 (2022) 年度に支給開始年齢が引き上げられており、これらの年度の平均加入期間は前年度より減少し、その翌年度には前年度の減少を上回って増加している。

男女をあわせた旧厚生年金の全体では、支給開始年齢の引上げがあった年度に新規裁定者の男女構成の変化により平均加入期間に大きな変化が生じている。平成 25 (2013) 年度、平成 28 (2016) 年度、令和元 (2019) 年度及び令和 4 (2022) 年度には、男性の支給開始年齢の引上げにより、女性と比較して平均加入期間の長い男性の新規裁定者が減少したことにより、男性と比較して平均加入期間が短い女性の新規裁定者に占める割合が大きくなったことから、平均加入期間が大幅に減少している。また平成 30 (2018) 年度及び令和 3 (2021) 年度には、女性の支給開始年齢の引上げにより、男性と比較して平均加入期間の短い女性の新規裁定者が減少したことにより、女性と比較して平均加入期間が長い男性の新規裁定者に占める割合が大きくなったことから、平均加入期間が大幅に増加している。

図表2-2-22 新規裁定者の平均加入期間の推移 ー老齢・退年相当ー

年度	旧厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	男性	女性					
平成 /令和 (西暦)	月	月	月	月	月	月	月
7 (1995)	389	415	313	…	417	377	…
12 (2000)	409	427	331	430	424	384	336
17 (2005)	412	434	344	436	431	396	374
22 (2010)	407	427	352	427	430	399	387
23 (2011)	407	427	354	428	431	398	393
24 (2012)	407	426	355	430	431	400	395
25 (2013)	386	419	357	434	442	408	397
26 (2014)	407	430	358	435	437	407	400
27 (2015)	411	432	359	433	439	401	403
28 (2016)	388	423	360	435	441	400	405
29 (2017)	411	436	358	440	442	407	389
30 (2018)	431	440	359	443	441	413	414
元 (2019)	397	433	365	439	443	416	417
2 (2020)	419	446	366	444	442	419	420
3 (2021)	439	449	364	446	444	422	419
4 (2022)	405	441	372	443	445	421	423
5 (2023)	426	456	372	450	449	427	426
対前年度増減差							
17 (2005)	△1	0	1	0	0	3	6
22 (2010)	△1	△1	2	△2	1	0	3
23 (2011)	△0	△1	1	1	1	△1	6
24 (2012)	△0	△1	2	2	0	2	2
25 (2013)	△20	△7	1	4	11	8	1
26 (2014)	21	11	1	1	△5	△1	3
27 (2015)	4	2	1	△1	2	△6	3
28 (2016)	△24	△9	1	1	2	△0	2
29 (2017)	23	13	△2	5	0	7	△16
30 (2018)	20	4	1	3	△0	5	24
元 (2019)	△34	△7	6	△3	2	4	4
2 (2020)	22	14	1	5	△1	3	3
3 (2021)	21	3	△2	2	3	3	△1
4 (2022)	△34	△8	8	△3	1	△1	4
5 (2023)	21	15	1	7	4	6	2

注1 旧厚生年金の平成13(2001)年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 旧厚生年金及び平成26(2014)年度までの地共済については、加入期間20年以上の新規裁定者に係る平均加入期間である。

注3 旧厚生年金については、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金(本来支給)を受給するようになった場合は、厚生年金及び国民年金ともに新規裁定者には計上されていない(このため、特別支給の老齢厚生年金の受給権者となった以降の加入期間については反映されていない。)

注4 国共済及び地共済については、特別支給の退職共済年金・老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した以降、本来支給の退職共済年金・老齢厚生年金を受給するようになった場合は、新規裁定には計上していない(このため、特別支給の退職共済年金・老齢厚生年金の受給権者となった以降の加入期間については反映されていない。)

注5 当該年度に支給開始年齢に達した者であっても翌年度に裁定された者については翌年度の新規裁定者に計上されている。

注6 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済、私学共済については、退年相当の退職共済年金の新規裁定者と老齢相当の老齢厚生年金の新規裁定者の平均である。

（１０） 被用者年金の平均年金月額の減少要因

2-2-54 被用者年金の平均年金月額は、受給権者全体の平均加入期間が伸長する中で、減少傾向にある。その要因として以下のことが考えられる。なお、以下の要因は、その影響の大きさの順に掲げたものではない。

① 報酬比例部分の給付乗率の引下げ

給付乗率の大きい年金の受給権者が年々減少していくこと。なお、給付乗率は、昭和2（1927）年4月1日以前生まれ（令和5（2023）年度末で97歳以上）の者の1000分の7.308から昭和21（1946）年4月2日以後生まれ（令和5（2023）年度末で77歳以下）の者の1000分の5.481まで、生年月日に応じて逓減している。

② 定額部分の定額単価の引下げ

定額単価の高い受給権者が年々減少していくこと。なお、定額単価は、生年月日の応じて異なる乗率（昭和2（1927）年4月1日以前生まれ（令和5（2023）年度末で97歳以上）の者の1.875から昭和21（1946）年4月2日以後生まれ（令和5（2023）年度末で77歳以下）の者の1.000まで、生年月日に応じて逓減）を乗じることにより算出される。また、経過的加算額⁴¹についても、定額単価の引下げに合わせて引き下がっていくことになる。

③ 定額部分の支給開始年齢の引上げ⁴²

- ・ 男性及び共済組合等の女性では、平成13（2001）年度に特別支給の老齢・退職年金の定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられ、その後、平成16（2004）年度に62歳、平成19（2007）年度に63歳、平成22（2010）年度に64歳に引き上げられ、平成25（2013）年度には定額部分がなくなったこと。
- ・ 旧厚生年金の女性では、平成18（2006）年度に定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられ、その後、平成21（2009）年度に62歳、平成24（2012）年度に63歳、平成27（2015）年度に64歳に引き上げられ、平成30（2018）年度には定額部分がなくなったこと。

④ 加給年金の対象者の減少⁴³

男性の生涯未婚率の増加により単身者割合が増加するなど、配偶者に係る加給年金が加算される受給権者が減少していること。

⁴¹ 経過的に生じる定額単価と老齢基礎年金の加入1年当たりの単価との差額分や昭和36（1961）年4月前の期間、20歳前及び60歳以後の期間（老齢基礎年金は額計算の基礎となる期間を20歳以上60歳未満としているため、20歳前・60歳以降の厚生年金保険の加入期間を有する人については、その期間に対応する定額部分相当額が老齢厚生年金に加算される）に係る定額部分に相当する額の加算。

⁴² 用語解説参考図表4（382頁）を参照。

⁴³ 世帯の年金額としてみた場合には、減少要因にならない場合もある。

⑤ 年金額改定率⁴⁴

平成 15(2003)年度、平成 16(2004)年度、平成 18(2006)年度、平成 23(2011)年度、平成 24(2012)年度、平成 29(2017)年度、令和 3(2021)年度、令和 4(2022)年度については、年金額改定率がそれぞれ 0.9%、0.3%、0.3%、0.4%、0.3%、0.1%、0.1%、0.4%の引下げであったこと（⑥を除く）。

⑥ 特例水準の解消⁴⁵

平成 25(2013)年 9 月分までの年金は、平成 12(2000)年度から平成 14(2002)年度にかけての物価下落の中でも、特例法によりマイナスの物価スライドを行わず年金額を据え置いたこと等により、本来の年金額より 2.5%高い水準（特例水準）となっていたが、世代間公平の観点から、特例水準の計画的な解消が行われたこと。具体的には、平成 25(2013)年 10 月に 1.0%、平成 26(2014)年 4 月に 1.0%、平成 27(2015)年 4 月に 0.5%解消され、特例水準は解消された。（第 1 章第 2 節 6（3）参照）。

⑦ 被用者年金一元化法による追加費用削減のための恩給期間に係る給付の引下げ

国共済及び地共済については、平成 25(2013)年 8 月（同 10 月支給分）から、追加費用削減のため、追加費用財源の恩給期間に係る給付について、減額率の上限を共済年金全体の 10%とし年間 230 万円以下の給付（共済年金全体）は減額しない配慮措置を設けた上で、負担に見合った水準まで一律に 27%引き下げたこと。

⑧ 被用者年金一元化法に伴う共済組合等の職域加算部分の廃止

共済組合等について、被用者年金の一元化に伴い職域加算部分が廃止されたこと。

2-2-55 図表 2-2-23～図表 2-2-26 は、旧厚生年金の老齢相当の受給権者について、令和 5(2023)年度、平成 30(2018)及び平成 25(2013)年度の年齢階級別の平均年金月額を示したものである。男性、女性ともに、おおむね年齢階級が高くなるほど平均年金月額が高くなっている。これは、2-2-54 で述べた報酬比例部分の給付乗率の引下げの影響が大きいと考えられる。ただし、年齢階級別に平均年金月額をみる場合には、平均年金月額に影響を与える平均加入期間に係る経過措置⁴⁶に留意する必要がある。

⁴⁴ 平成 11(1999)年度以降の年金額改定率の推移については、図表 1-2-15 を参照。なお、マクロ経済スライドは、平成 27(2015)年度に発動され給付水準を抑制しているが、年金の名目額を引き下げないよう実施されるため、平均年金月額の減少要因とはならない。

⁴⁵ 特例水準解消までの経緯については、図表 1-2-16 を参照。

⁴⁶ 老齢相当とは、加入期間が 25 年以上の老齢厚生年金のことであるが、経過的に期間短縮を受けているものを含む。経過的期間短縮とは、昭和 27(1952)年 4 月 1 日以前生まれ（令和 5(2023)年度末で 72 歳以上）の 20 年から昭和 30(1955)年 4 月 2 日以後昭和 31(1956)年 4 月 1 日以前生まれ（令和 5(2023)年度末で 68 歳）の者の 24 年まで（中高齢特例については、昭和 22(1947)年 4 月 1 日以前生まれ（令和 5(2023)年度末で 77 歳以上）の 15 年から昭和 25(1950)年 4 月 2 日以後昭和 26(1951)年 4 月 1 日以前生まれ（令和 5(2023)年度末で 73 歳）の者の 19 年まで）、生年月日に応じて短縮された資格期間のことである。

令和5(2023)年度末と平成30(2018)年度末を比較すると、男性は70歳以上の各年齢階級で平均年金月額が減少し、また、女性は80～89歳で減少しているが、減少額は男性に比べて小さい。なお、男性において平成30(2018)年度末の65～69歳の平均年金月額(160,532円)よりも令和5(2023)年度末の70～74歳の平均年金月額(159,392円)が低くなっている理由は、配偶者に係る加給年金は配偶者が65歳に達すると加算されなくなることの影響もあると考えられる。

図表2-2-23 旧厚生年金の老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金月額

－令和5(2023)年度末－

年齢階級	男女計		男性		女性	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	千人	円	千人	円	千人	円
60～64歳	836	75,945	416	96,118	421	55,993
65～69歳	3,099	147,428	2,214	161,134	886	113,176
70～74歳	3,971	144,520	2,750	159,392	1,221	111,019
75～79歳	3,334	147,936	2,276	166,387	1,058	108,267
80～84歳	2,509	155,635	1,654	179,194	855	110,080
85～89歳	1,468	162,348	885	194,391	583	113,717
90歳～	836	160,721	407	206,749	429	116,965
計(平均)	16,055	146,429	10,602	166,606	5,453	107,200
65歳～ 計(平均)	15,218	150,303	10,186	169,484	5,032	111,479

注 平均年金月額には基礎年金分を含む。

図表2-2-24 旧厚生年金の老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金月額

－平成30(2018)年度末－

年齢階級	男女計		男性		女性	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	千人	円	千人	円	千人	円
60～64歳	1,762	79,135	1,200	92,471	563	50,715
65～69歳	3,953	144,521	2,787	160,532	1,166	106,251
70～74歳	3,658	146,813	2,552	164,391	1,106	106,249
75～79歳	2,969	153,816	2,031	174,983	938	107,997
80～84歳	2,012	161,663	1,297	189,296	715	111,513
85～89歳	1,139	164,831	656	201,422	483	115,128
90歳～	594	160,367	294	208,477	300	113,277
計(平均)	16,087	143,761	10,816	163,840	5,271	102,558
65歳～ 計(平均)	14,325	151,712	9,617	172,742	4,708	108,756

注 平均年金月額には基礎年金分を含む。

図表2-2-25 旧厚生年金の老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金月額

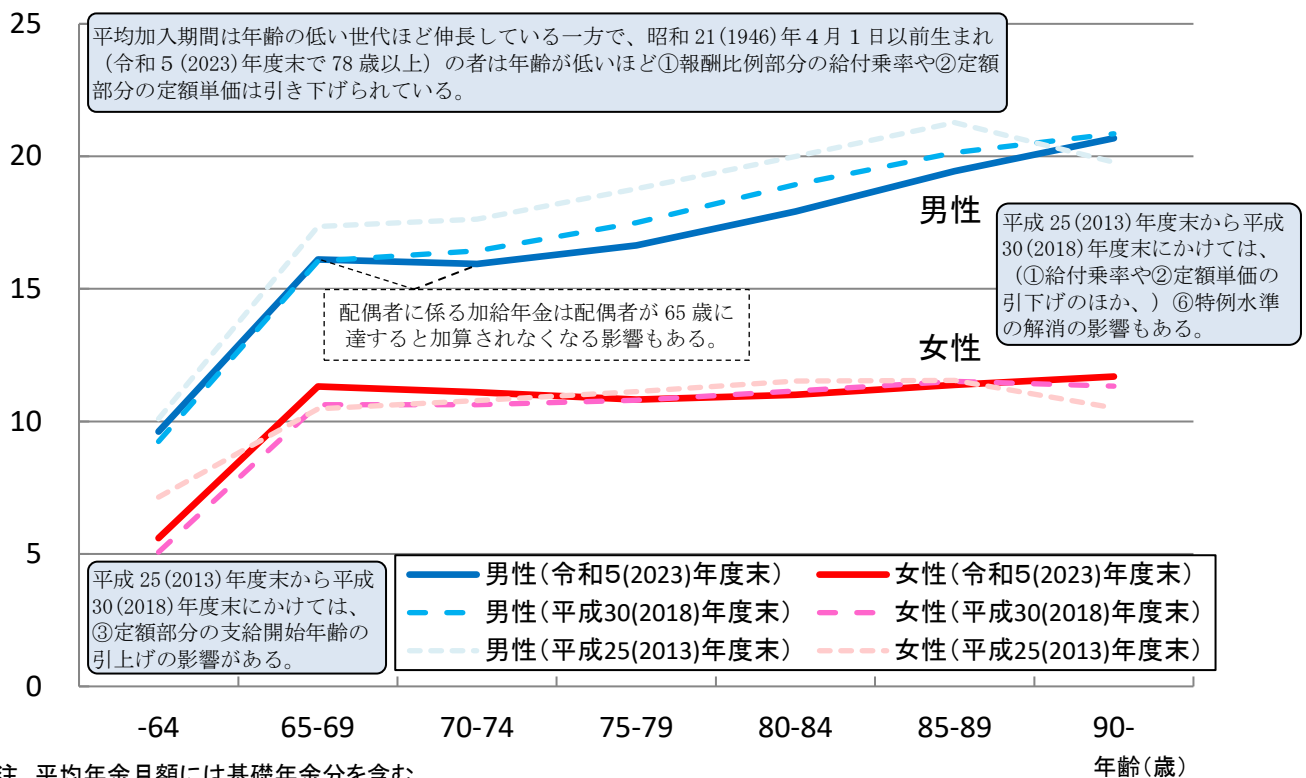
—平成25(2013)年度末—

年齢階級	男女計		男性		女性	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
	千人	円	千人	円	千人	円
～64歳	3,041	91,884	2,099	101,036	942	71,482
65～69歳	3,718	153,492	2,637	173,478	1,081	104,730
70～74歳	3,268	155,636	2,285	176,223	984	107,810
75～79歳	2,398	162,539	1,608	187,743	790	111,230
80～84歳	1,589	167,969	990	199,910	599	115,197
85～89歳	849	172,380	496	212,774	352	115,479
90歳～	367	151,803	185	197,716	182	105,057
計(平均)	15,230	145,596	10,301	166,418	4,929	102,086
65歳～ 計(平均)	12,189	158,998	8,201	183,155	3,987	109,314

注 平均年金月額には基礎年金分を含む。

図表2-2-26 旧厚生年金の老齢相当の受給権者の年齢階級別平均年金月額

平均年金月額(万円)



5 老齢（退職）年金の年金月額別の受給権者数

2-2-56 図表 2-2-27 は、老齢（退職）年金の受給権者について、年金月額階級別の受給権者数を、老齢（退年）相当、通老（通退）相当別に示したものである⁴⁷。

なお、国共済、地共済及び私学共済では、被用者年金一元化前に受給権が発生した共済年金の受給権者と一元化後に受給権が発生した厚生年金の受給権者に分けて示している。国民年金については、「新法基礎年金と旧法国民年金」及び「基礎のみ共済なし・旧国年」⁴⁸を示している。

ここで、この統計を見る際の留意点に触れておきたい。第一に、旧厚生年金の年金月額には基礎年金分⁴⁹を含み、国共済、地共済及び私学共済の年金月額には基礎年金分を含まないため、これらの間で比較することはできないことである。

第二に、年金の全額または一部が支給停止となる者を含むとともに、旧厚生年金と共済組合等の年金の両方を受給している場合には、それぞれの統計に人数が重複して計上され、年金月額はそれぞれの実施機関の被保険者期間にかかる額となっており、一人の受給権者に対して実際に支給されている年金額全てを合算し、その月額別に集計されたものではないことである。

第三に、老齢（退年）相当・通老（通退）相当を区分する際、被用者年金一元化後の平成 27(2015)年 10 月以降に受給権の発生した受給権者の被保険者期間は、国共済、地共済及び私学共済の統計ではそれぞれの実施機関の被保険者期間であるが、旧厚生年金の統計では共済組合等の被保険者期間も合算していることである⁵⁰。

2-2-57 これらの留意点に関して言えば、将来的には厚生年金（共済年金の厚生年金相当部分を含む）の年金月額の分布統計については全ての実施機関の被保険者期間を通算

⁴⁷ 本報告では、年度末における年金月額階級別の受給権者数を分析している。年金月額階級別の新規裁定者数については、事業年報（厚生労働省年金局）を参照。

⁴⁸ 基礎のみ共済なしは、老齢基礎年金受給権者のうち、老齢厚生年金（旧共済組合を除く）の受給権を有しない者で、さらに、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない者について集計をしている。ここで旧共済組合とは、旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合、旧日本電信電話共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合された時点でこれらの受給権が発生していた者の年金のことである。なお、共済組合等については用語解説（357 頁）を参照。

また、旧国年は、旧法国民年金（5 年年金除く）の受給権者について集計している。

⁴⁹ 旧厚生年金の統計の年金月額には基礎年金も含まれているが、特別支給の者や基礎年金のみを繰り下げている者については、基礎年金が支給されていない。

⁵⁰ この項で指摘する課題はあるものの、年金月額階級別受給権者数について、被用者年金一元化後に裁定された受給権者の年金月額に共済組合員期間分を含めた統計とそれを含めない統計を比較した限りでは、年金月額の分布に大きな差異はなく、年金月額の分布の概略を把握する目的で利用する限りにおいては一定の情報を提供するものと考えられる。（厚生年金保険・国民年金令和 4 年度事業年報参照。なお、令和 5 年度事業年報は未公表。）

するとともに基礎年金を含めた統計の整備が望まれる⁵¹。それまでの間にあっても各実施機関で作成する統計の集計条件について統一化が図られるよう取り組むべきである。

2-2-58 旧厚生年金についてみると、基礎年金を含む額で、老齢相当で男性は17～19万円に、女性は9～11万円にピークがあるのに対し、通老相当では男女共に7～8万円にピークがある。

2-2-59 国共済についてみると、老齢（退年）相当で、共済年金の受給権者の男性は13～14万円に、女性は11～14万円に山があり、厚生年金の受給権者の男性は9～14万円に、女性は9～11万円に山がある。通老（通退）相当では、共済年金及び厚生年金の男女とも1万円未満の受給権者が最も多い。

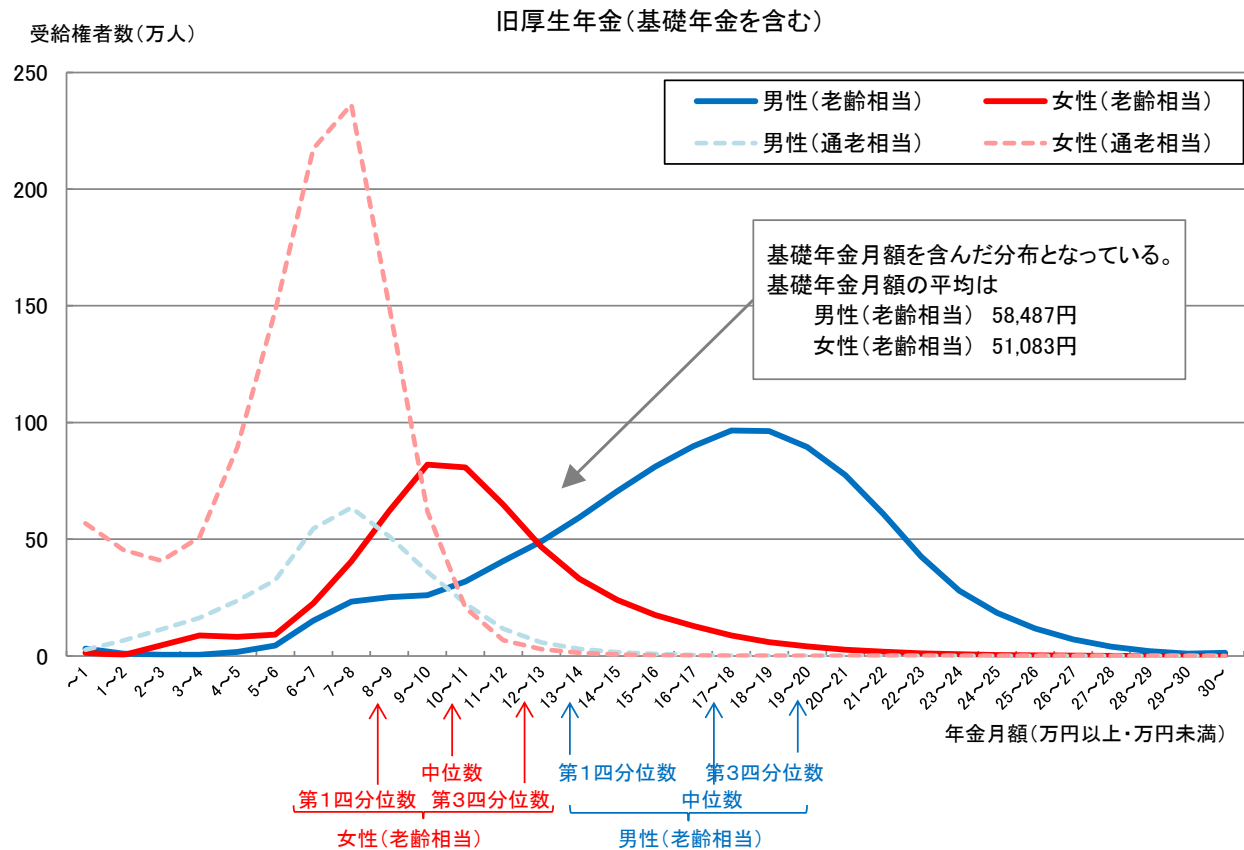
2-2-60 地共済についてみると、老齢（退年）相当で、共済年金の受給権者の男性は15～16万円に、女性は14～15万円にピークがあり、厚生年金の受給権者の男性は12～13万円に、女性は11～12万円にピークがある。厚生年金の受給権者の男性では15～16万円にも山があるが、これは、加給年金が加算されている影響と考えられる。通老（通退）相当では、共済年金及び厚生年金の男女とも1万円未満の受給権者が最も多い。

2-2-61 私学共済についてみると、老齢（退年）相当で、共済年金の受給権者の男性は15～20万円の受給権者が多くなっているのに対し、女性は6～14万円で多くなっている。厚生年金の受給権者の男性は11～17万円の受給権者が多くなっているのに対し、女性は3～16万円で多くなっている。通老（通退）相当では、共済年金及び厚生年金の男女とも1万円未満の受給権者が最も多い。

2-2-62 国民年金についてみると、新法基礎年金と旧法国民年金では、老齢相当で男女とも6～7万円にピークがあるのに対して、通老相当では1～2万円にピークがある。基礎のみ共済なし・旧国年では、老齢相当では男女共に6～7万円にピークがあるのに対し、通老相当では男女ともに1～2万円にピークがある。

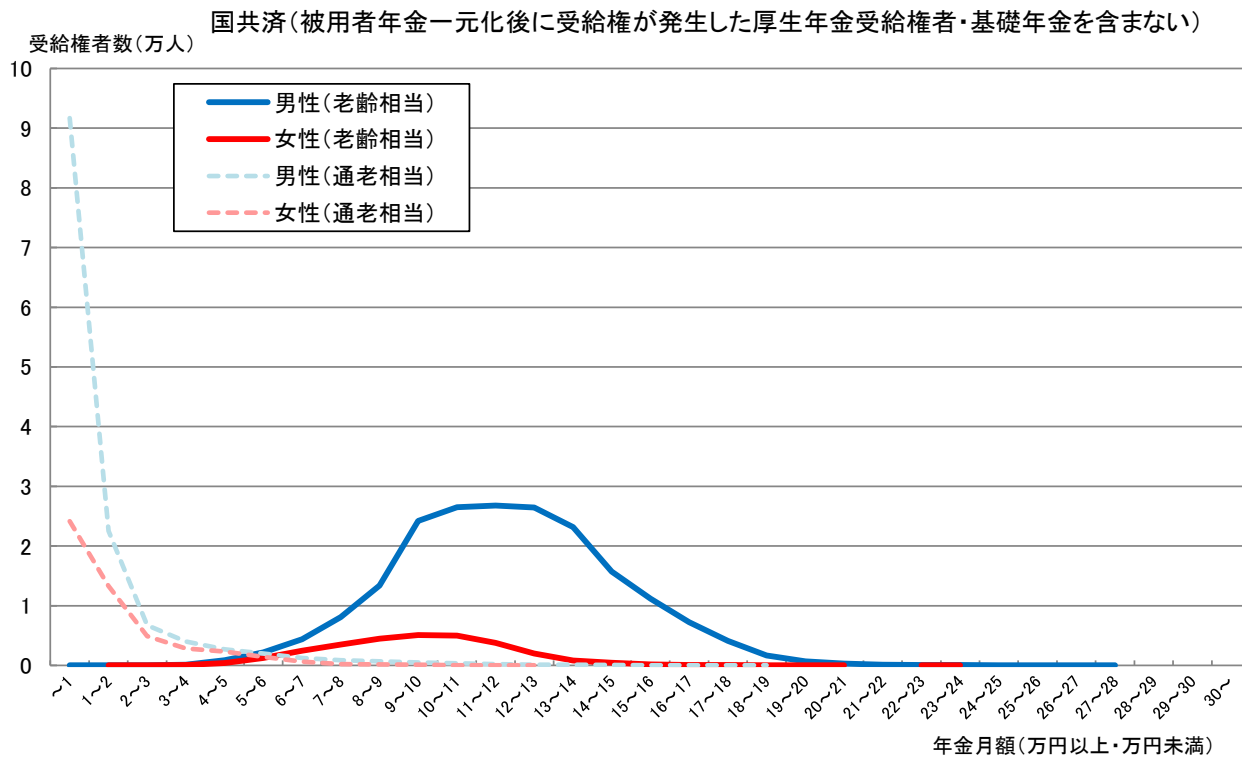
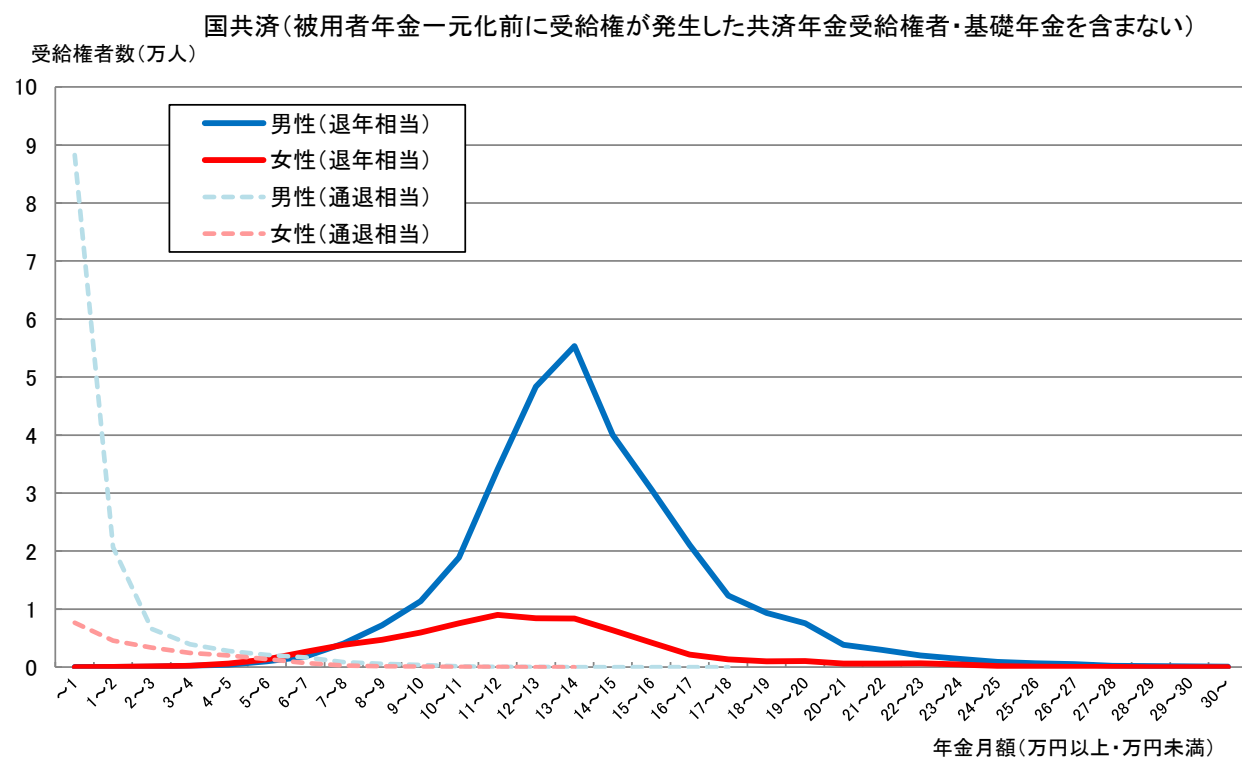
⁵¹ 被用者年金一元化後に裁定された受給権者については、共済組合員期間分を含めた統計が作成されている。

図表2-2-27 老齢（退職）年金月額階級別受給権者数－令和5（2023）年度末－

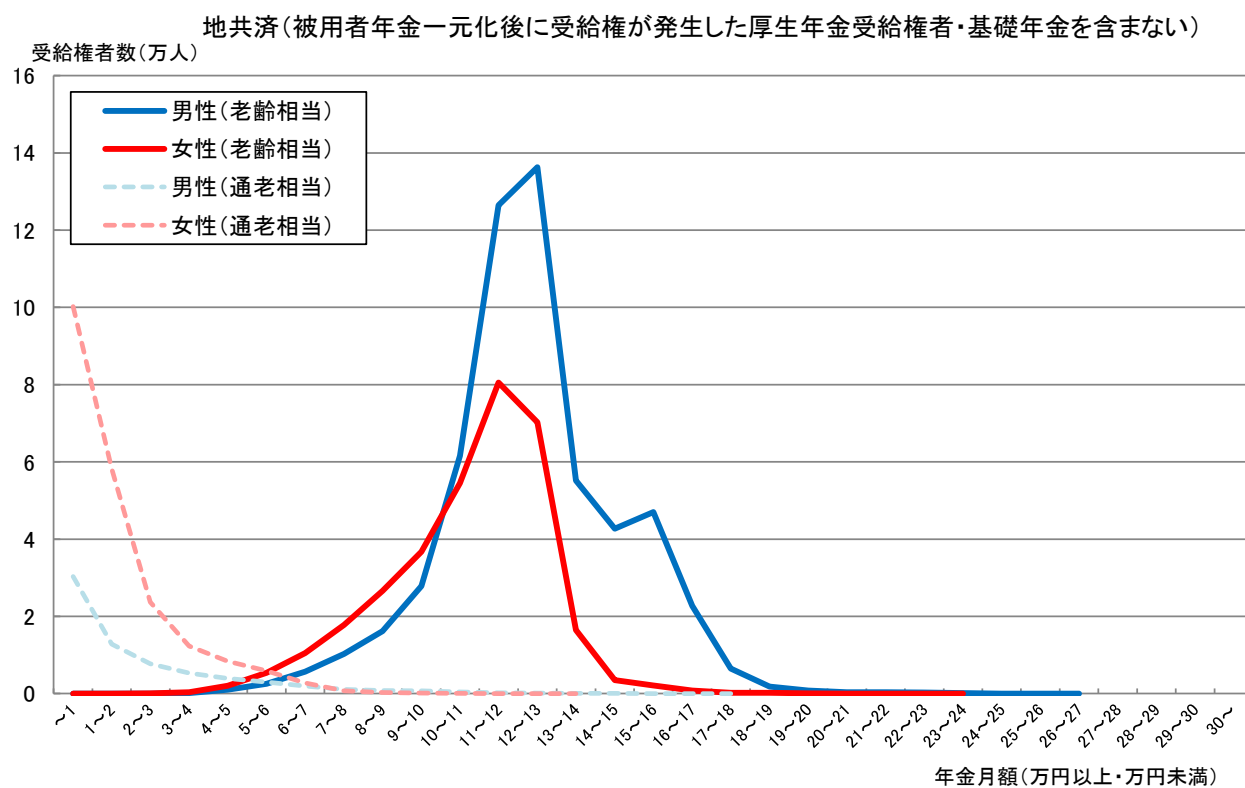
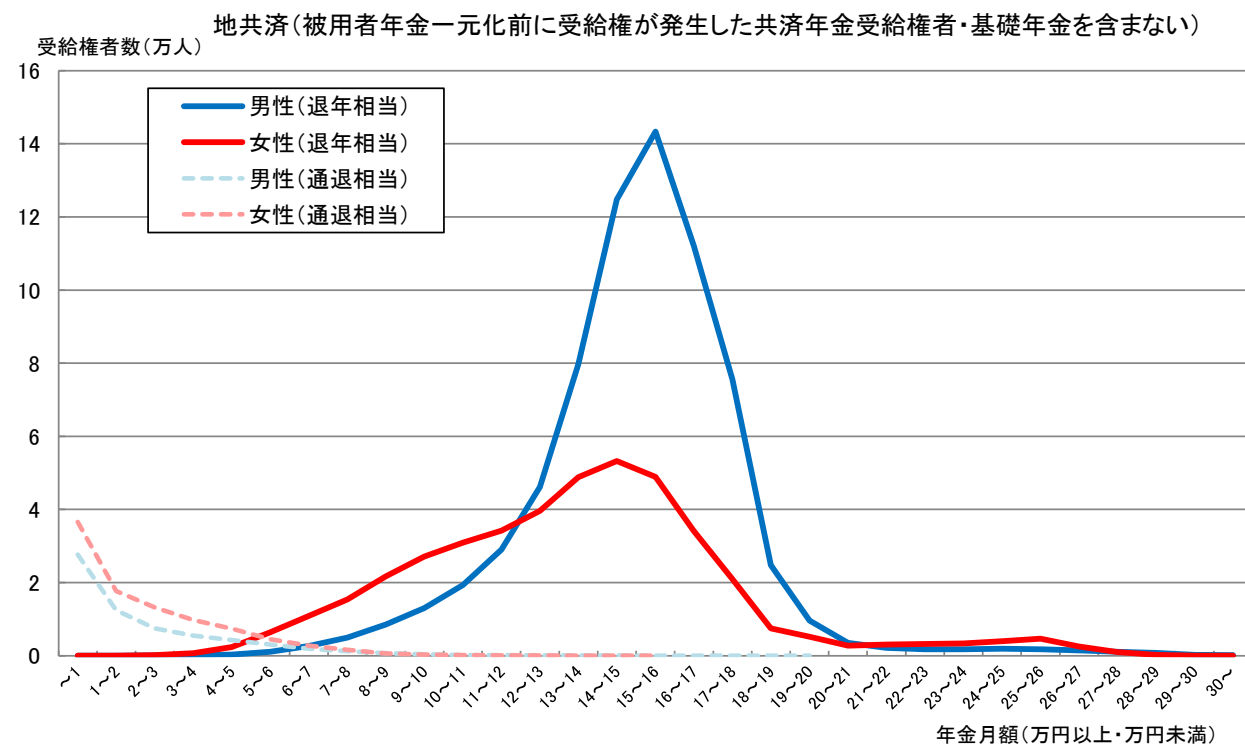


※ 第1四分位数、中位数、第3四分位数が含まれる階級を表示した。なお、国共済、地共済及び私学共済については、基礎年金を含まないこと、被用者年金一元化前に受給権が発生した受給権者と一元化後に受給権が発生した受給権者に分かれていることから、この表示を省略した。

図表 2-2-27 老齢（退職）年金月額階級別受給権者数－令和5（2023）年度末－（続き）

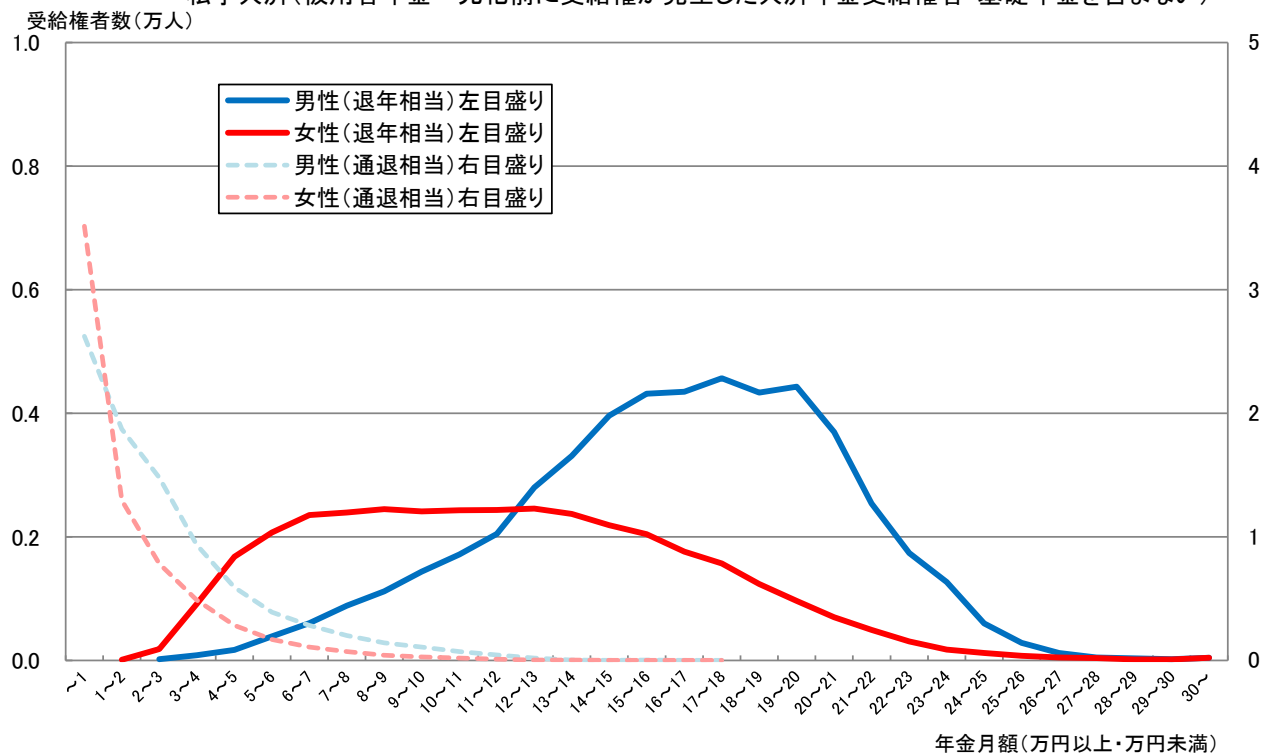


図表 2-2-27 老齢（退職）年金月額階級別受給権者数－令和5（2023）年度末－（続き）

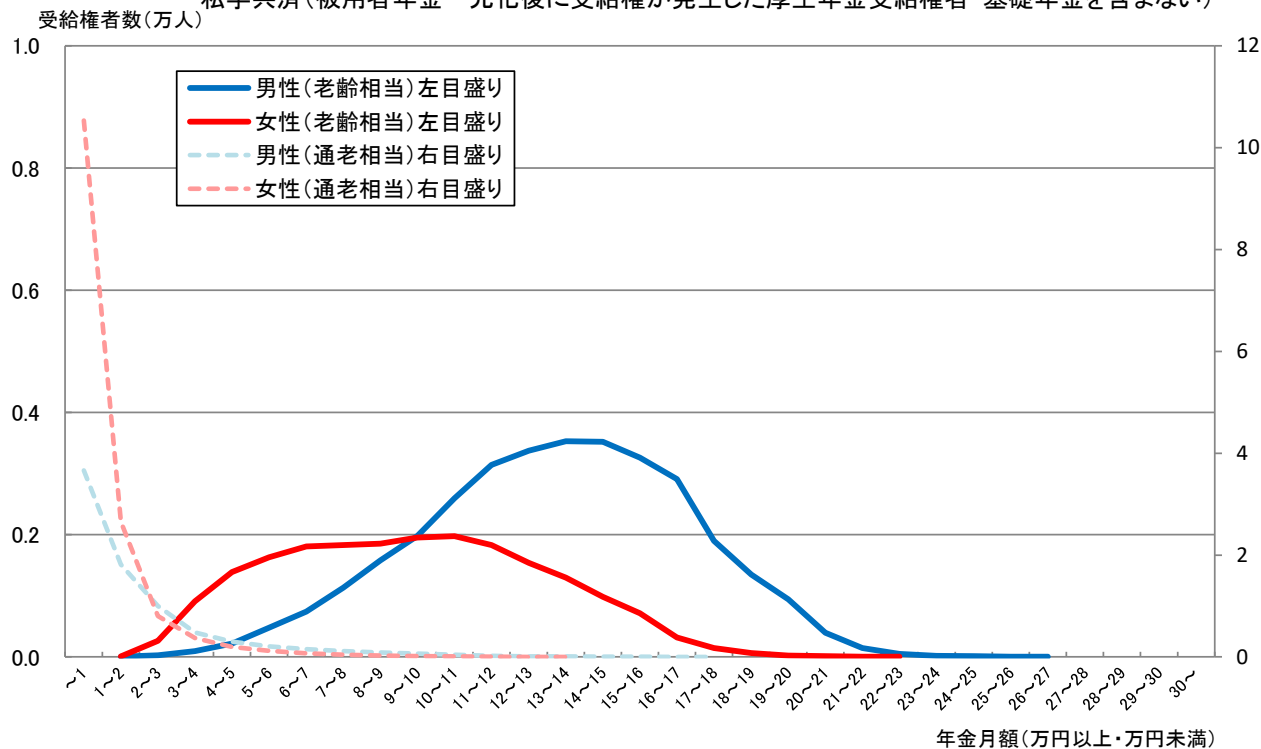


図表 2-2-27 老齢（退職）年金月額階級別受給権者数－令和5（2023）年度末－（続き）

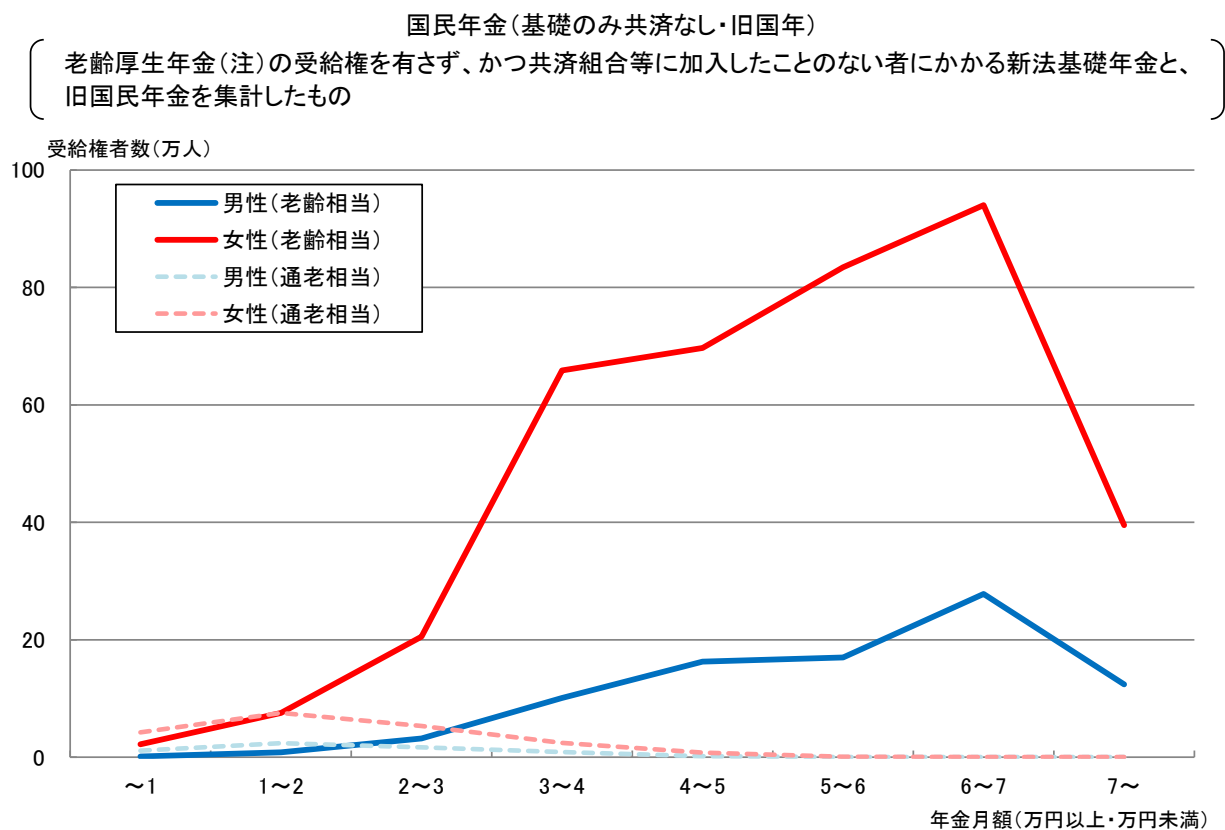
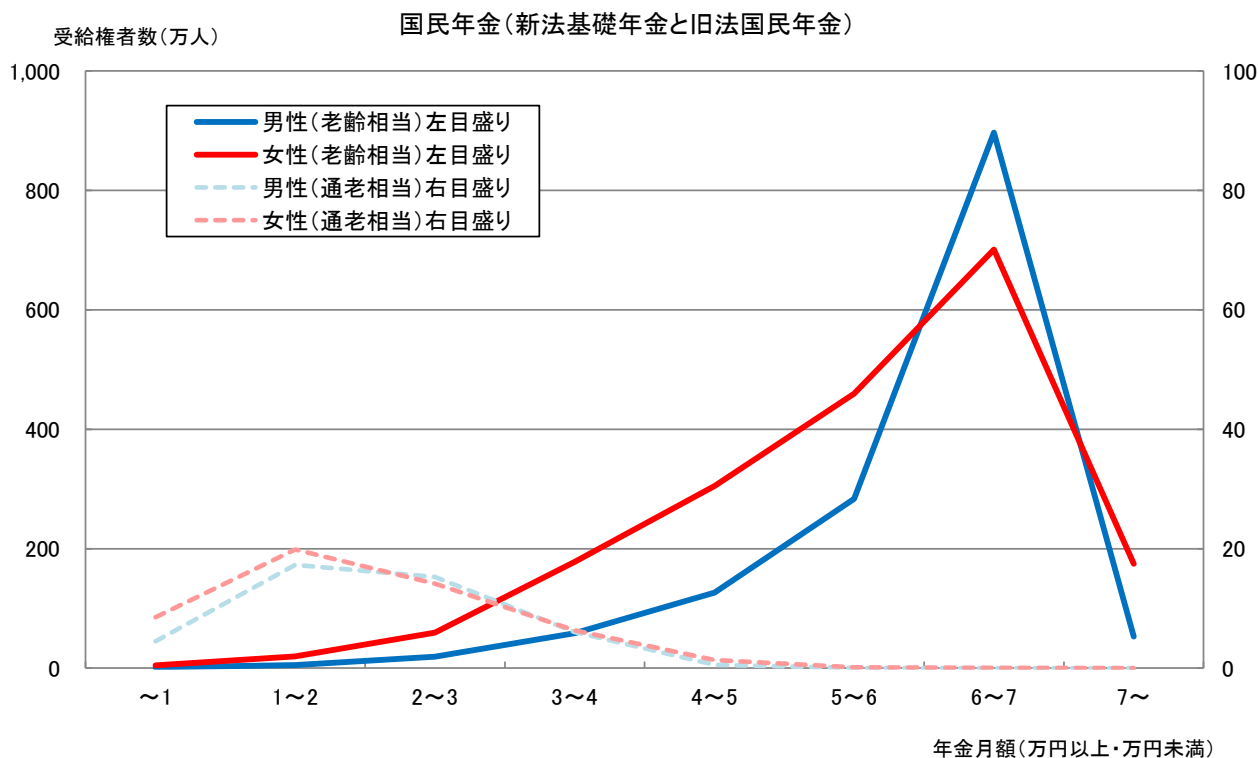
私学共済（被用者年金一元化前に受給権が発生した共済年金受給権者・基礎年金を含まない）



私学共済（被用者年金一元化後に受給権が発生した厚生年金受給権者・基礎年金を含まない）



図表 2-2-27 老齢（退職）年金月額階級別受給権者数－令和5（2023）年度末－（続き）



注 旧共済組合（旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合、旧日本電信電話共済組合、旧農林漁業団体職員共済組合）が厚生年金に統合された時点でこれらの受給権が発生していた者の年金）を除く。

6 繰上げ（減額）支給・繰下げ（増額）支給の老齢（退職）年金受給権者数

2-2-63 図表 2-2-28 は、繰上げ（減額）支給・繰下げ（増額）支給の老齢（退職）年金の受給権者数⁵²の推移をみたものである。

繰上げ（減額）支給の受給権者は、旧厚生年金、地共済及び私学共済では増加し、国共済及び国民年金では減少している。繰下げ（増額）支給の受給権者は、全ての制度で増加している。

なお、年度末時点で70歳の老齢厚生年金受給権者の繰下げ状況⁵³をみると、令和5（2023）年度末において、繰下げ率は、旧厚生年金3.2%、国共済3.0%、地共済1.4%、私学共済6.2%⁵⁴となっている。また、年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者（基礎のみ）の繰上げ・繰下げ状況をみると、令和5（2023）年度末において、繰上げ率が11.5%、繰下げ率が4.6%となっている。

図表 2-2-28 繰上げ（減額）支給・繰下げ（増額）支給の老齢（退職）年金の受給権者数の推移

年度末	繰上げ（減額）支給					繰下げ（増額）支給					(参考)
	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	繰下げ支給
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
平成（西暦）											
17（2005）	・	123	70	0.9	5,799					162	82
22（2010）	・	106	64	0.9	5,463		0.3	0.6	1.8	310	204
27（2015）	33	87	61	1.6	4,837		1.9	4.5	11.9	381	264
28（2016）	46	82	61	2.1	4,663		2.3	5.3	13.1	401	279
29（2017）	60	78	61	2.5	4,498	167	2.8	6.2	14.4	425	
30（2018）	78	74	61	2.8	4,326	190	3.5	7.5	15.9	453	
元（2019）	102	71	60	3.3	4,163	222	4.4	9.0	17.5	493	
2（2020）	128	67	60	3.8	4,004	268	5.9	11.0	19.4	553	
3（2021）	156	62	59	4.2	3,844	322	7.7	13.5	21.5	612	
4（2022）	207	60	60	5.1	3,694	374	9.8	16.2	23.4	672	
5（2023）	260	57	61	6.0	3,567	445	12.4	19.8	26.3	759	
対前年度増減率・増減差											
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
17（2005）	・	△ 2.4	△ 2.4	△ 0.7	△ 1.2					13.7	20.6
22（2010）	・	△ 3.6	△ 2.0	△ 1.4	△ 1.4		67.6	98.1	124.4	12.2	13.5
27（2015）	49.6	△ 3.9	0.2	23.7	△ 3.1		44.1	48.6	39.3	4.6	6.0
28（2016）	41.2	△ 5.2	0.3	29.0	△ 3.6		20.2	17.9	9.5	5.2	5.7
29（2017）	29.3	△ 4.9	△ 0.5	19.2	△ 3.5		23.3	18.5	10.3	6.1	
30（2018）	29.5	△ 5.2	△ 0.8	12.9	△ 3.8	13.9	25.2	19.5	10.1	6.6	
元（2019）	32.2	△ 4.9	△ 0.5	17.6	△ 3.8	16.6	25.5	20.3	10.4	8.8	
2（2020）	25.0	△ 5.2	△ 0.3	14.0	△ 3.8	20.7	32.8	22.9	10.8	12.3	
3（2021）	21.7	△ 6.9	△ 1.1	10.8	△ 4.0	20.4	31.1	22.6	10.7	10.6	
4（2022）	32.6	△ 4.2	1.2	20.4	△ 3.9	16.2	27.0	19.9	9.0	9.9	
5（2023）	25.7	△ 4.2	0.8	17.7	△ 3.4	18.9	26.0	22.5	12.3	12.8	

注1 国共済、地共済及び私学共済の平成27(2015)年度以降は、被用者年金一元化前の共済年金の受給権者数と被用者年金一元化後の厚生年金の受給権者数の合計である。

注2 旧厚生年金の繰下げ支給については、平成29（2017）年度より本来と繰下げの分類を変更している。

・平成28(2016)年度までの本来と繰下げの分類は、平成19(2007)年3月以前に本来・繰下げ支給の受給権が発生した受給権者については基礎年金の状況で判定しており、平成28(2016)年度以前の数値には、当該受給権者のうち基礎年金のみの繰下げ者が含まれている。

・平成29(2017)年度からは、当該受給権者についても老齢厚生年金の状況で繰下げを判定するよう変更した。

このため、平成28(2016)年度以前については参考に掲げた。

注3 旧厚生年金の繰上げ（減額）支給には、旧三共済・旧農林年金の減額支給の受給権者数を含まない。

⁵² 国共済、地共済及び私学共済については、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化前の減額支給の退職共済年金を含み、旧厚生年金については、旧三共済及び旧農林年金の減額支給を含まない。

⁵³ 老齢厚生年金の繰上げ制度は、報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。旧厚生年金における令和5（2023）年度末時点において70歳の者の繰上げ率0.9%である。

⁵⁴ 第99回社会保障審議会年金数理部会における説明によると、私学共済の繰下げ率が高めである理由として、大学教員等において定年が高めに設定されている場合があるため、繰下げを選択する者の割合が多いと考えられるとのことであった。

第3節 財政収支の現状及び推移

1 一元化後の財政収支状況

2-3-1 一元化後の財政収支状況を取りまとめるに当たり、厚生年金財政と被用者年金の一元化との関係について述べる。

被用者年金の一元化においては、効率的な事務処理を行う観点から、被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等について共済組合等を実施機関として活用することとされたため、厚生年金の財政は、厚生年金勘定⁵⁵及び厚生年金の実施機関たる共済組合等の厚生年金保険経理に分かれている。厚生年金勘定と共済組合等の厚生年金保険経理の間では、厚生年金拠出金・厚生年金交付金を通じて財政的に一元化されている。

2-3-2 ここで、被用者年金が一元化された平成27(2015)年10月以降、共済組合等における経理区分は、厚生年金相当部分（基礎年金拠出金等を含む）を継承した厚生年金保険経理と、その他職域加算部分等を継承した経過的長期経理に分割された（図表2-3-1 参照）。

このように、厚生年金の財政が厚生年金勘定及び厚生年金の実施機関たる共済組合等の厚生年金保険経理に分かれているため、厚生年金全体の財政状況を取りまとめるためには、厚生年金勘定と各共済組合等の厚生年金保険経理を合算することが必要となる。

また、時系列比較のため、共済組合等における経過的長期経理⁵⁶も合算した共済組合等の職域加算部分等⁵⁷を含む単年度収支状況についても取りまとめることとする。

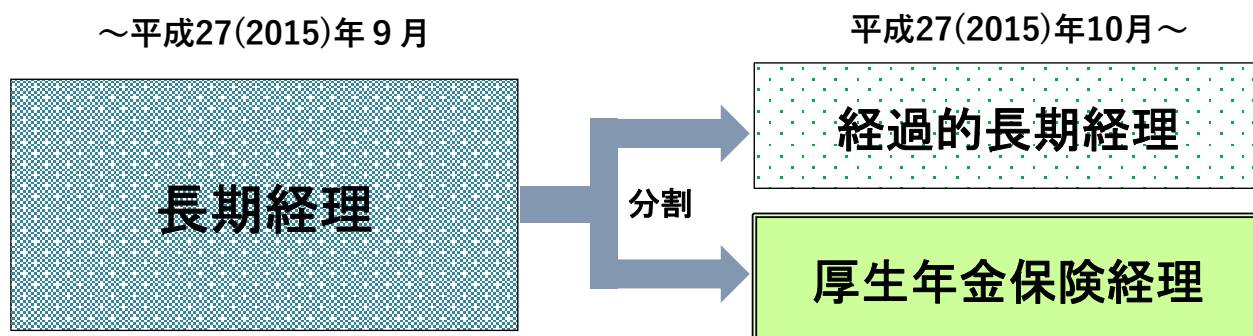
⁵⁵ 厚生年金勘定には、厚生年金基金が代行している部分は含まれない。

⁵⁶ 共済組合等における経過的長期経理の財政の安定性は本報告での確認の対象外である。

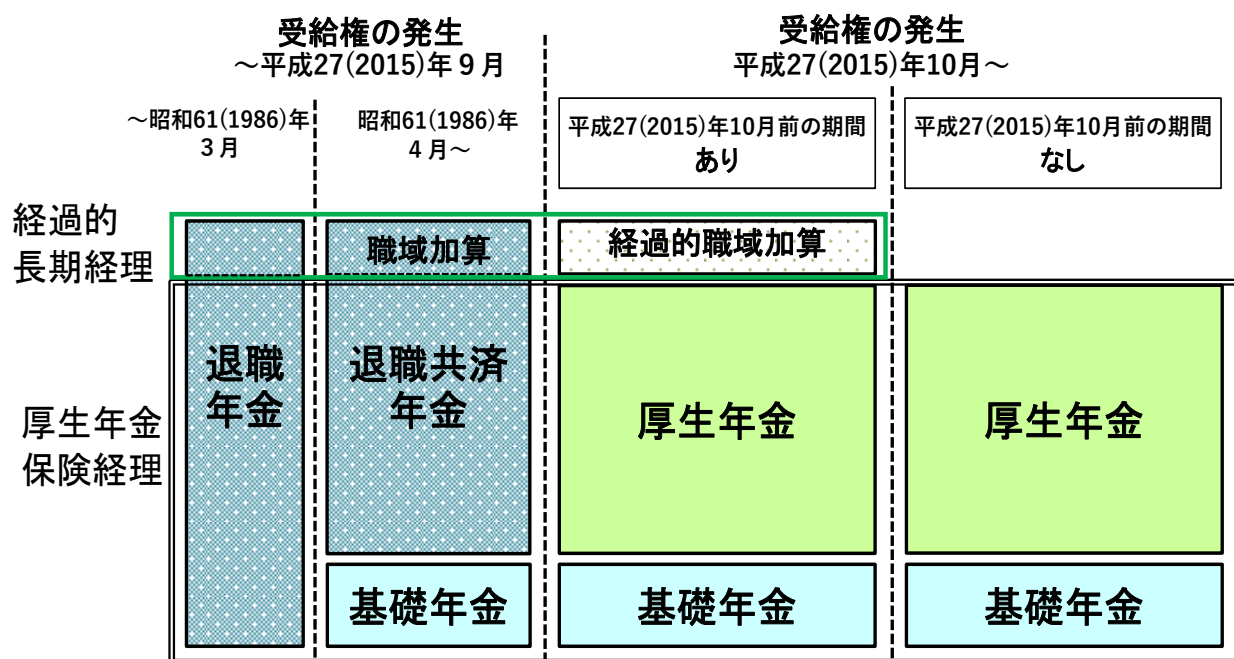
⁵⁷ 職域加算部分と経過的職域加算部分をまとめて職域加算部分等と呼ぶ。

図表2-3-1 被用者年金一元化に伴う共済組合等の年金経理

○ 共済組合等の年金経理



○ 平成27(2015)年10月以降の共済組合等の年金給付のイメージと各経理の関係



2 令和5(2023)年度の単年度収支状況

2-3-3 図表 2-3-2 は、令和5(2023)年度における単年度収支状況をまとめたものである。この単年度収支状況は、公的年金財政状況の把握の観点から制度横断的に比較・分析しているものであり、賦課方式を基本とする財政運営が行われていることを踏まえ、収支状況を「運用損益⁵⁸分を除いた単年度収支残」と「運用損益」の2つに分けて分析している。

ここでは、

- ① 単年度の収入総額については、「運用損益」及び国民年金（基礎年金勘定）の「積立金より受入」⁵⁹2兆4,845億円を除いて算出
- ② 単年度の支出総額については、国共済及び地共済の「有価証券売却損等」を「その他」から除いて算出
- ③ 運用損益分を除いた単年度収支残は、単年度の収入総額と支出総額の差としている⁶⁰。

2-3-4 収入面では、公的年金制度全体の保険料収入が41兆7,509億円、国庫・公経済負担が12兆1,034億円となっている。国共済及び地共済の収入項目にある追加費用⁶¹は3,536億円、厚生年金勘定及び国民年金（国民年金勘定）の収入項目にある独立行政法人福祉医療機構納付金⁶²は476億円、厚生年金勘定の収入項目にある職域等費用納付金は374億円、解散厚生年金基金等徴収金は157億円である。

⁵⁸ 決算等では「運用収入」であるが、本報告書では統一して「運用損益」を用いる。

⁵⁹ 厚生年金及び国民年金（国民年金勘定）では、平成16(2004)年改正以降、積立金を活用する財政運営となっていることから、当年度の事業運営上の財源に充てるため必要があるときには、あらかじめ積立金からの繰入を当年度の予算に計上している。

また、国民年金（基礎年金勘定）の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、被用者年金一元化法により、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）が改正され、平成24(2012)年度決算以降、収支残の一部または全部を積立金として積み立てている。国民年金（基礎年金勘定）における積立金からの受入は、当該年度の給付等の支出を支障なく行うという事業運営の観点から行われている。

⁶⁰ 平成26(2014)年度に国民年金（国民年金勘定）に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

⁶¹ 追加費用は、年金給付のうち制度発足前の期間である恩給公務員期間等の期間、すなわち基本的には国共済は昭和34(1959)年前、地共済は昭和37(1962)年前の期間に対応する部分に係る費用（恩給公務員期間は全額を、旧令共済期間については後発債務部分）を、国または地方公共団体等が事業主として負担しているものである。国共済、地共済制度の発足に際して、これらの期間相当分の給付についても新しい制度の給付と通算して給付することとされたが、その費用負担としては、これらの期間の雇用主であった国・地方公共団体等が、将来における給付発生都度支払う方法が採られた。このため、現在も毎年度、国または地方公共団体等が当該給付分を追加費用として負担している。（本節4(3)(193頁)も参照）。

⁶² 独立行政法人福祉医療機構納付金は、旧年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を承継した独立行政法人福祉医療機構が、当該業務で回収した回収金を年金特別会計の厚生年金勘定及び国民年金勘定へ納付したものである。旧年金資金運用基金が解散したことに伴い、事業の廃止に必要な費用等を平成17(2005)年度に厚生年金及び国民年金が支出したことに対応して、平成18(2006)年度以降、年金住宅融資回収金等が収入となっている。

図表2-3-2 公的年金の単年度収支状況（制度横断的に比較・分析したもの）

－令和5（2023）年度－

区 分		厚生年金計	国民年金		公的年金 制度全体
			国民年金勘定	基礎年金勘定	
前年度末積立金（㉔） 時価ベース		億円	億円	億円	億円
前年度末積立金（㉔） 時価ベース		2,341,567	104,518	58,717	2,504,802
収 入 （ 単 年 度 ）	総額	注1 514,461	32,989	230,717	注1 543,904
	保険料収入	404,157	13,352	・	417,509
	国庫・公経済負担	102,762	18,272	・	121,034
	追加費用	3,536	・	・	3,536
	基礎年金交付金	2,351	1,335	・	①
	職域等費用納付金	374	・	・	374
	解散厚生年金基金等徴収金	157	・	・	157
	基礎年金拠出金収入	・	・	230,578	②
	独立行政法人福祉医療機構納付金	451	25	・	476
	その他	673	5	140	818
支 出 （ 単 年 度 ）	総額	注1 493,322	35,011	250,633	注1 544,703
	給付費	291,972	2,075	246,945	540,991
	基礎年金拠出金	198,808	31,769	・	②
	基礎年金相当給付費（基礎年金交付金）	・	・	3,686	①
	その他	2,542	1,167	3	3,712
運用損益分を除いた単年度収支残（㉕）		注2 21,139 <20,982>	△2,022	△19,916	注2 △799 <△956>
運用損益（㉖） 時価ベース		512,996	22,567	3	535,566
その他（㉗）注3 時価ベース		440	110	-	550
年度末積立金（㉔+㉕+㉖+㉗） 時価ベース		2,876,142	125,173	38,804	3,040,119
年度末積立金の対前年度増減額 時価ベース		534,575	20,654	△19,913	535,317

注1 厚生年金計は、厚生年金全体としての財政収支状況をとらえるため、厚生年金実施機関間でのやりとりを収入・支出両面から除いている。また、公的年金制度全体は、これに加えて公的年金制度内でのやりとり（①、②）を収入・支出両面から除いている。

注2 厚生年金計及び公的年金制度全体の<>内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。

注3 「その他（㉗）」に計上している額は、厚生年金勘定及び国民年金（国民年金勘定）の「業務勘定から積立金への繰入れ」である。

注4 国共済及び地共済では、基礎年金交付金の対象となる給付の一部が経過長期経理から支出されているが、ここでは、これを公的年金の収支に含めている。

2-3-5 この他、収入項目として、基礎年金拠出金収入(23兆578億円)、基礎年金交付金(3,686億円)、実施機関拠出金収入(4兆4,027億円)、厚生年金交付金(4兆7,559億円)、財政調整拠出金収入(2,218億円)があるが、これらは、本来、公的年金制度の合計でみると、収入・支出の双方に同額が計上され、それぞれ対応する支出項目と財政的には相殺するものである。

具体的には、

- ①厚生年金勘定の収入項目である「実施機関拠出金収入」は、国共済、地共済及び私学共済の支出項目である「厚生年金拠出金」に
 - ②国共済、地共済及び私学共済の収入項目である「厚生年金交付金」は、厚生年金勘定の支出項目である「実施機関保険給付費等交付金」に
 - ③国共済又は地共済の収入項目である「財政調整拠出金収入」は、国共済又は地共済の支出項目である「財政調整拠出金」に
 - ④基礎年金勘定以外の収入項目である「基礎年金交付金」は、基礎年金勘定の支出項目の「基礎年金相当給付費（基礎年金交付金）」に
 - ⑤基礎年金勘定の収入項目である「基礎年金拠出金収入」は、基礎年金勘定以外の支出項目である「基礎年金拠出金」に
- 対応している⁶³。

⁶³ これらのうち、「実施機関拠出金収入」、「厚生年金拠出金」、「厚生年金交付金」、「実施機関保険給付費等交付金」、「財政調整拠出金収入」及び「財政調整拠出金」は、厚生年金実施機関間でのやりとりを示す収入・支出項目であり、**図表 2-3-2**の厚生年金計の収入・支出両面から除いている。

2-3-6 したがって、公的年金制度全体の財政収支状況をみる場合には、公的年金制度内でのやりとりであるこれらの項目を収入・支出両面から除く必要がある（図表 2-3-3 参照）。

2-3-7 公的年金の収入総額をこうした考え方に基づいて算出すると、令和 5（2023）年度の運用損益分を除いた公的年金制度全体の収入総額は 54 兆 3,904 億円となる。支出面では、公的年金制度全体の給付費⁶⁴が 54 兆 991 億円であり、同様に公的年金制度内でのやりとりを除いて算出した公的年金制度全体の支出総額は、54 兆 4,703 億円である。

2-3-8 これらの結果、公的年金制度全体の運用損益分を除いた単年度収支残は 799 億円のマイナスとなっている。また、運用損益は全制度でプラスとなっており、公的年金制度全体では時価ベースで 53 兆 5,566 億円のプラスとなっている。その結果、時価ベースの年度末積立金は、前年度末に比べ 53 兆 5,317 億円増加し、304 兆 119 億円となっている⁶⁵。

2-3-9 単年度収支状況を制度及び厚生年金の実施機関別にみると、厚生年金勘定及び私学共済では、運用損益分を除いた単年度収支残がプラス、国共済、地共済、国民年金（国民年金勘定）及び国民年金（基礎年金勘定）ではマイナスとなっている。ここで、解散厚生年金基金等徴収金という一時的要因を除いても、厚生年金勘定で 2 兆 3,459 億円のプラスとなっている（図表 2-3-4 参照）。

⁶⁴ 給付費のうち、被用者年金各制度及び国民年金勘定の給付費には、その一部として基礎年金相当給付費が含まれており、これと基礎年金勘定の給付費である基礎年金給付費がいわゆる 1 階部分にあたる給付費となる。また、各制度が拠出した基礎年金拠出金、基礎年金相当給付費（いずれも公的年金制度全体では対応する収入項目と相殺するものである。）は、他制度の収入として受け入れられた後、最終的には公的年金制度の給付費の一部として支出される（図表 2-3-3（174 頁）参照）。

⁶⁵ 厚生年金勘定の年度末積立金の対前年度増減額が、「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用損益」の合計に 440 億円一致しないのは、「業務勘定から積立金への繰入れ」のためである。国民年金（国民年金勘定）における 110 億円の不一致も同様の理由である。

図表2-3-3 公的年金の単年度収支状況 - 令和5(2023)年度 -

区 分		公的年金 制度全体
		億円
前年度末積立金 (㉔)		時価ベース 2,504,802
収 入 (単年度)	総額	543,904
	保険料収入	417,509
	国庫・公経済負担	121,034
	追加費用	3,536
	基礎年金交付金	④ 3,686
	実施機関拠出金収入	① 44,027
	厚生年金交付金	② 47,559
	財政調整拠出金収入	③ 2,218
	職域等費用納付金	374
	解散厚生年金基金等徴収金	157
	基礎年金拠出金収入	⑤ 230,578
	独立行政法人福祉医療機構納付金	476
	その他	818
支 出 (単年度)	総額	544,703
	給付費	540,991
	基礎年金拠出金	⑤ 230,578
	実施機関保険給付費等交付金	② 47,559
	厚生年金拠出金	① 44,027
	基礎年金相当給付費 (基礎年金交付金)	④ 3,686
	財政調整拠出金	③ 2,218
	その他	3,712
運用損益分を除いた単年度収支残 (①)		△799 <△956>※
運用損益 (㉕)		時価ベース 535,566
その他 (㉖)		時価ベース 550
年度末積立金 (㉔+①+㉕+㉖)		時価ベース 3,040,119
年度末積立金の対前年度増減額		時価ベース 535,317

※ 解散厚生年金基金等徴収金を控除した額

①②③④⑤の項目は、通常、合計でみると収入・支出間で相殺されており、公的年金制度全体の財政には影響しないことから、公的年金制度全体の財政収支状況をみる場合は、これらの項目を収入・支出両面から除いている。

- ① 各実施機関から厚生年金勘定へ
- ② 厚生年金勘定から各実施機関へ
- ③ 国共済と地共済の両制度間における財政調整
- ④ 基礎年金勘定から各制度(実施機関)へ[基礎年金相当給付費に充てられる]
- ⑤ 各制度(実施機関)から基礎年金勘定へ

図表2-3-4 制度及び厚生年金の実施機関別にみた公的年金の単年度収支状況（制度横断的に比較・分析したもの）－令和5（2023）年度－

区 分	厚生年金					国民年金		公的年金 制度全体
	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	計	国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
前年度末積立金（㉔） 時価ベース	1,975,392	84,874	249,532	31,769	2,341,567	104,518	58,717	2,504,802
収入（単年度）								
総額	490,700	27,589	80,075	9,900	514,461 ^{注1}	32,989	230,717	543,904
保険料収入	351,702	12,947	34,174	5,334	404,157	13,352	・	417,509
国庫・公経済負担	91,979	2,691	6,862	1,230	102,762	18,272	・	121,034
追加費用	・	1,044	2,493	・	3,536	・	・	3,536
基礎年金交付金	1,799	165 ^{注4}	376 ^{注4}	10	2,351	1,335	・	④
実施機関拠出金収入	44,027	・	・	・	①	・	・	①
厚生年金交付金	・	10,702	33,934	2,923	②	・	・	②
財政調整拠出金収入	・	－	2,218	・	③	・	・	③
職域等費用納付金	374	・	・	・	374	・	・	374
解散厚生年金基金等徴収金	157	・	・	・	157	・	・	157
基礎年金拠出金収入	・	・	・	・	・	・	230,578	⑤
独立行政法人福祉医療機構納付金	451	・	・	・	451	25	・	476
その他	210	40	19	404	673	5	140	818
支出（単年度）								
総額	467,084	29,763	81,227	9,052	493,322 ^{注1}	35,011	250,633	544,703
給付費	239,625	12,117 ^{注4}	37,141 ^{注4}	3,088	291,972	2,075	246,945	540,991
基礎年金拠出金	177,525	5,268	13,587	2,429	198,808	31,769	・	⑤
実施機関保険給付費等交付金	47,559	・	・	・	②	・	・	②
厚生年金拠出金	・	10,102	30,420	3,505	①	・	・	①
基礎年金相当給付費（基礎年金交付金）	・	・	・	・	・	・	3,686	④
財政調整拠出金	・	2,218	－	・	③	・	・	③
その他	2,376	58	79	30	2,542	1,167	3	3,712
運用損益分を除いた単年度収支残（㉕）	23,616 ^{注2} <23,459>	△2,174	△1,151	848	21,139 ^{注2} <20,982>	△2,022	△19,916	△799 ^{注2} <△956>
運用損益（㉖） 時価ベース	431,030	18,879	55,616	7,472	512,996	22,567	3	535,566
その他（㉗） ^{注3} 時価ベース	440	－	－	－	440	110	－	550
年度末積立金（㉔+㉖+㉗+㉘） 時価ベース	2,430,478	101,579	303,997	40,089	2,876,142	125,173	38,804	3,040,119
年度末積立金の対前年度増減額 時価ベース	455,086	16,705	54,465	8,320	534,575	20,654	△19,913	535,317

注1 厚生年金計は、厚生年金全体としての財政収支状況をとらえるため、厚生年金実施機関間でのやりとり（①～③）を収入・支出両面から除いている。また、公的年金制度全体は、同様に、①～③に加えて公的年金制度内でのやりとり（④、⑤）を収入・支出両面から除いている。

注2 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体のく>内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。

注3 「その他（㉗）」に計上している額は、厚生年金勘定及び国民年金（国民年金勘定）の「業務勘定から積立金への繰入れ」である。

注4 国共済及び地共済では、基礎年金交付金の対象となる給付の一部が経過的長期経理から支出されているが、ここでは、これを公的年金の収支に含めている。

3 令和5(2023)年度の共済組合等の経過的長期経理を含む単年度収支状況

2-3-10 図表 2-3-5 は、共済組合等の経過的長期経理も合算し共済組合等の職域加算部分等を含めた単年度収支状況を、制度及び厚生年金の実施機関別にみたものである。

2-3-11 共済組合等の経過的長期経理を含む令和5(2023)年度の運用損益分を除いた収入総額は54兆4,347億円、支出総額は55兆2,840億円、運用損益分を除いた収支残は8,493億円のマイナスとなっている。

2-3-12 運用損益は、時価ベースで59兆4,447億円のプラスとなっており、共済組合等の経過的長期経理の積立金を含む時価ベースの年度末積立金は、前年度末に比べ58兆6,503億円増加し、336兆1,555億円となっている⁶⁶。

⁶⁶ 厚生年金勘定及び国民年金（国民年金勘定）の年度末積立金の対前年度増減額が、「運用損益分を除いた単年度収支残」と「運用損益」の合計に一致しない理由については、脚注65（173頁）を参照。

図表2-3-5 共済組合等の職域加算部分等を含め制度及び厚生年金の実施機関別にみた
単年度収支状況（制度横断的に比較・分析したもの）－令和5（2023）年度－

区 分		被用者年金					国民年金		公的年金 制度全体
		厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	計	国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
前年度末積立金（㉑） 時価ベース		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
		1,975,392	84,883	498,382	53,159	2,611,816	104,518	58,717	2,775,052
収 入 （ 単 年 度 ）	総額	490,700	29,294	80,308	9,983	514,903 ^{注1}	32,989	230,717	544,347 ^{注1}
	保険料収入	351,702	12,947	34,174	5,334	404,157	13,352	・	417,509
	国庫・公経済負担	91,979	2,696	6,863	1,230	102,768	18,272	・	121,040
	追加費用	・	1,143	2,704	・	3,847	・	・	3,847
	基礎年金交付金	1,799	165	376	10	2,351	1,335	・	④
	実施機関拠出金収入	44,027	・	・	・	①	・	・	①
	厚生年金交付金	・	10,702	33,934	2,923	②	・	・	②
	財政調整拠出金収入	・	1,578	2,218	・	③	・	・	③
	職域等費用納付金	374	・	・	・	374	・	・	374
	解散厚生年金基金等徴収金	157	・	・	・	157	・	・	157
	基礎年金拠出金収入	・	・	・	・	・	・	230,578	⑤
	独立行政法人福祉医療機構納付金	451	・	・	・	451	25	・	476
	その他	210	63	39	486	798	5	140	943
支 出 （ 単 年 度 ）	総額	467,084	31,451	88,442	9,863	501,458 ^{注1}	35,011	250,633	552,840 ^{注1}
	給付費	239,625	13,792	42,771	3,476	299,664	2,075	246,945	548,684
	基礎年金拠出金	177,525	5,268	13,587	2,429	198,808	31,769	・	⑤
	実施機関保険給付費等交付金	47,559	・	・	・	②	・	・	②
	厚生年金拠出金	・	10,102	30,420	3,505	①	・	・	①
	基礎年金相当給付費（基礎年金交付金）	・	・	・	・	・	・	3,686	④
	財政調整拠出金	・	2,218	1,578	・	③	・	・	③
	その他	2,376	70	87	453	2,986	1,167	3	4,156
運用損益分を除いた単年度収支残（㉒）		23,616 ^{注2} ＜23,459＞	△2,157	△8,134	120	13,445 ^{注2} ＜13,288＞	△2,022	△19,916	△8,493 ^{注2} ＜△8,651＞
運用損益（㉓） 時価ベース		431,030	18,879	112,530	9,438	571,877	22,567	3	594,447
その他（㉔） ^{注3} 時価ベース		440	-	-	-	440	110	-	550
年度末積立金（㉑+㉒+㉓+㉔） 時価ベース		2,430,478	101,605	602,778	62,717	3,197,578	125,173	38,804	3,361,555
年度末積立金の対前年度増減額 時価ベース		455,086	16,722	104,396	9,558	585,762	20,654	△19,913	586,503

注1 被用者年金計は、被用者年金全体としての財政収支状況をとらえるため、厚生年金実施機関間でのやりとり（①～③）を収入・支出両面から除いている。また、公的年金制度全体は、同様に、①～③に加えて公的年金制度内でのやりとり（④、⑤）を収入・支出両面から除いている。

注2 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体の＜＞内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。

注3 厚生年金勘定及び国民年金（国民年金勘定）の「その他（㉔）」に計上している額は、「業務勘定から積立金への繰入れ」である。

4 収入の推移

(1) 保険料収入

2-3-13 図表 2-3-6 は、公的年金の保険料収入の推移を示したものである。令和 5 (2023) 年度の保険料収入は厚生年金計で 40 兆 4,157 億円、国民年金（国民年金勘定）で 1 兆 3,352 億円であり、公的年金制度全体の保険料収入は、41 兆 7,509 億円である。

対前年度増減率をみると、厚生年金計では 2.9%の増加、国民年金（国民年金勘定）では 3.3%の減少、公的年金全体では 2.7%の増加となっている。厚生年金の実施機関別では、厚生年金勘定は 3.3%の増加、国共済は 1.0%の増加、地共済は 0.1%の減少、私学共済は 3.7%の増加となっている。

これら保険料の増減要因については、厚生年金では 2-3-14 から 2-3-15 で、国民年金では 2-3-16 から 2-3-20 で、詳細に分析している。

図表2-3-6 公的年金の保険料収入の推移

年度	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計 (被用者年金計)	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)	186,933	9,066	27,437	2,066	232,864	18,251	251,116
12 (2000)	200,512	10,206	29,882	2,351	246,240	19,678	265,919
17 (2005)	200,584	10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242
22 (2010)	227,252	10,298	29,167	3,419	270,137	16,717	286,854
27 (2015)	278,362	11,595	31,321	4,026	325,304	15,139	340,442
(厚生年金相当部分)	(278,362)	(11,055)	(29,646)	(3,864)	(322,926)		(338,065)
28 (2016)	294,754	12,070	32,003	4,031	342,858	15,069	357,927
29 (2017)	309,442	12,340	32,735	4,207	358,723	13,964	372,687
30 (2018)	319,287	12,744	33,476	4,384	369,892	13,904	383,795
元 (2019)	326,197	12,901	33,771	4,578	377,446	13,458	390,904
2 (2020)	320,612	12,849	34,553	4,788	372,802	13,365	386,168
3 (2021)	333,535	12,918	34,575	4,967	385,995	13,496	399,491
4 (2022)	340,583	12,814	34,197	5,144	392,737	13,802	406,539
5 (2023)	351,702	12,947	34,174	5,334	404,157	13,352	417,509
対前年度増減率 (%)							
17 (2005)	3.1	0.7	1.2	4.1	2.8	0.6	2.6
22 (2010)	2.2	△0.3	△1.1	3.6	1.7	△1.4	1.5
27 (2015)	5.8	2.9	1.2	1.5	5.1	△6.9	4.5
28 (2016)	5.9	9.2	8.0	4.3	6.2	△0.5	5.9
29 (2017)	5.0	2.2	2.3	4.4	4.6	△7.3	4.1
30 (2018)	3.2	3.3	2.3	4.2	3.1	△0.4	3.0
元 (2019)	2.2	1.2	0.9	4.4	2.0	△3.2	1.9
2 (2020)	△1.7	△0.4	2.3	4.6	△1.2	△0.7	△1.2
3 (2021)	4.0	0.5	0.1	3.7	3.5	1.0	3.5
4 (2022)	2.1	△0.8	△1.1	3.6	1.7	2.3	1.8
5 (2023)	3.3	1.0	△0.1	3.7	2.9	△3.3	2.7

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 平成22(2010)年度までの国共済、地共済、私学共済、厚生年金計(被用者年金計)及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

注3 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済は、長期経理の保険料収入と厚生年金保険経理の保険料収入を加えたものである。また、()内の額は、国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の保険料収入のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の保険料収入を加えたものである。

注4 平成28(2016)年度の対前年度増減率は、平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の保険料収入のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の保険料収入を加えたものに対する率である。

注5 被用者年金計及び公的年金制度全体の平成7(1995)年度は旧三共済(4,209億円)及び旧農林年金(3,153億円)を含み、平成12(2000)年度は旧農林年金(3,289億円)を含む。

2-3-14 図表 2-3-7 は、令和 5 (2023) 年度における厚生年金の保険料収入の増減要因を分析したものである。分析にあたっては、以下の方法で行った。

まず、保険料収入を以下の式で表し、各項目に分解する。

$$\text{保険料収入} = \text{被保険者数}^{67} \times 1 \text{ 人当たり標準報酬額}^{68} \times \text{保険料率}^{69} \times \alpha^{70}$$

上記の分解式において、被保険者数、1 人当たり標準報酬額、保険料率を各々「前年度の値」から「今年度の値」に置き換えた値を算出し、その差をとることで、各項目の寄与額を算出した。次に、各項目の寄与額の前年度保険料収入に対する率を算出することで、保険料収入全体の増減率を要因別に分解した。なお、 α の変化による寄与分等を「その他」の要因による寄与分とした。

図表 2-3-7 厚生年金の保険料収入の増減要因の分析 —令和 5 (2023) 年度—

区分		厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済
		%	%	%	%
保険料収入の対前年度増減率		3.3	1.0	△0.1	3.7
要因別の寄与分	被保険者数	1.8	△0.7	△1.6	1.1
	1 人当たり標準報酬額	1.4	1.9	1.6	0.3
	保険料率	—	—	—	2.2
	その他	0.0	△0.2	△0.0	0.1

注 1 要因別の寄与分は推計値であり、前年度の保険料収入に対する率で表している。

注 2 被保険者数は、年度間平均値を用いている。

2-3-15 厚生年金勘定では、被保険者の寄与が 1.8% と大きく、次いで 1 人当たり標準報酬額の寄与が 1.4% となっている。国共済では、被保険者数の減少による寄与が △0.7%、1 人当たり標準報酬額の増加による寄与が 1.9% となっている。地共済では、1 人当たり標準報酬額の増加による寄与が 1.6% であったものの被保険者数の減少による寄与が △1.6% となっていた。私学共済では、令和 5 (2023) 年度中に保険料率が引き上げられたこと⁷¹の寄与が 2.2% と大きく、次いで被保険者数の増加の寄与が 1.1% となっている。

⁶⁷ 年度間平均値を用いた。

⁶⁸ 標準報酬総額（総報酬・年度間累計）を被保険者数（年度間平均値）で除した数値を用いた。

⁶⁹ 対象年度の保険料率を加重平均（収納月を考慮）した数値を用いた。

⁷⁰ α は保険料収入の単純計算値と実績のずれを表す率で、以下の式で算出した。

$$\alpha = \text{保険料収入実績} / (\text{被保険者数} \times 1 \text{ 人当たり標準報酬額} \times \text{保険料率})$$

※ 実績の保険料収入は、厚生年金基金の免除保険料率相当分、育休等による保険料免除分、収納状況、月別の数値が一定でないことによるずれ等の影響があるため、単純計算値（上記 α の式における右辺の分母）とは一致しない。そこで、このずれの状況を集約し α としている。

⁷¹ 図表 2-3-8 参照。

図表2-3-8 公的年金の保険料（率）の推移

年度	厚生年金勘定				国共済	地共済	私学共済	国民年金	
		旧日本鉄道	旧日本たばこ産業	旧農林年金				平成16(2004)年度価格	名目額
平成(西暦)	%	%	%	%	%	%	%		円
15 (2003)	13.58 (4月)	15.69 (4月)	15.55 (4月)	15.22 (10月)	14.38 (9月)	12.96 (4月)	10.46 (4月)		13,300 [平成10年4月～]
16 (2004)	13.934(10月)	↓	↓	14.704(10月)	14.509(10月)	13.384(10月)	↓	13,300	↓
17 (2005)	14.288 (9月)	↓	↓	15.058 (9月)	14.638 (9月)	13.738 (9月)	10.814 (4月)	13,580	13,580 (4月)
18 (2006)	14.642 (9月)	↓	↓	15.412 (9月)	14.767 (9月)	14.092 (9月)	11.168 (4月)	13,860	13,860 (4月)
19 (2007)	14.996 (9月)	↓	↓	15.766 (9月)	14.896 (9月)	14.446 (9月)	11.522 (4月)	14,140	14,100 (4月)
20 (2008)	15.350 (9月)	↓	↓	16.120 (9月)	15.025 (9月)	14.800 (9月)	11.876 (4月)	14,420	14,410 (4月)
	↓	↓	↓	15.350(10月)	↓	↓	↓		↓
21 (2009)		15.704 (9月)			15.154 (9月)		12.230 (4月)	14,700	14,660 (4月)
22 (2010)		16.058 (9月)			15.508 (9月)		12.584 (4月)	14,980	15,100 (4月)
23 (2011)		16.412 (9月)			15.862 (9月)		12.938 (4月)	15,260	15,020 (4月)
24 (2012)		16.766 (9月)			16.216 (9月)		13.292 (4月)	15,540	14,980 (4月)
25 (2013)		17.120 (9月)			16.570 (9月)		13.646 (4月)	15,820	15,040 (4月)
26 (2014)		17.474 (9月)			16.924 (9月)		14.000 (4月)	16,100	15,250 (4月)
27 (2015)		↓			<15.293 :4~8月> <15.074 :4~8月>		14.354 (4月)	16,380	15,590 (4月)
		17.828 (9月)			17.278 (9月)		<13.389 :4~9月>	↓	↓
		↓			<15.613 : 9月> <15.390 : 9月>		↓	↓	↓
		↓			17.278(10月)		↓ [13.557(10月)]	↓	↓
28 (2016)		18.182 (9月)			17.632 (9月)		14.708 (4月) [13.911 (9月)]	16,660	16,260 (4月)
29 (2017)		18.3 (9月)			17.986 (9月)		15.062 (4月) [14.265 (9月)]	16,900	16,490 (4月)
30 (2018)		↓			18.3 (9月)		15.416 (4月) [14.619 (9月)]	↓	16,340 (4月)
元 (2019)				↓			15.770 (4月) [14.973 (9月)]	17,000	16,410 (4月)
2 (2020)				↓			16.124 (4月) [15.327 (9月)]	↓	16,540 (4月)
3 (2021)				↓			16.478 (4月) [15.681 (9月)]	↓	16,610 (4月)
4 (2022)				↓			16.832 (4月) [16.035 (9月)]	↓	16,590 (4月)
5 (2023)				↓			17.186 (4月) [16.389 (9月)]	↓	16,520 (4月)

注1 ()内は改定月である。

注2 被用者年金一元化前の共済年金等の保険料率は、本人負担分の2倍を掲げた。

注3 平成27(2015)年度の< >内は、被用者年金一元化前の保険料率について、厚生年金相当部分を推計したものである。

注4 私学共済については、被用者年金一元化後の厚生年金勘定・職域年金経理の積立金を保険料の軽減に充てることが可能となっており、[]内は軽減後の保険料率（当該年度の9月から翌年度の8月まで適用）である。

2-3-16 国民年金（国民年金勘定）の保険料収入の増減要因の分析に当たり、国民年金保険料収入を現年度保険料収入と過年度保険料収入に分解したのが図表 2-3-9 であり、国民年金の免除等の状況の推移を示したのが図表 2-3-10 である。

令和 5（2023）年度の保険料収入は減少したが、これは現年度保険料収入、過年度保険料収入がともに減少したためである。

国民年金保険料の納付率の推移をみると、現年度納付率、最終納付率ともに年々上昇してきており、令和 5（2023）年度分現年度納付率は 77.6%、令和 3（2021）年度分最終納付率は 83.1%となっている。ここで、国民年金保険料の納付率とは、納付対象月数に対する納付月数の割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち実際に納付された月数である。

免除等の状況の推移をみると、令和 5（2023）年度は前年度と比べ、法定免除⁷²者、申請 4 分の 1 免除者及び産前産後免除者は増加し、その他は減少している。

2-3-17 しかし、現年度納付率、最終納付率ともに年々上昇してきているが、近年、国民年金第 1 号被保険者数が減少傾向にある中で、国民年金第 1 号被保険者に占める全額免除・納付猶予者の割合は増加傾向からここ数年ほぼ横ばいの状況となっており、令和 5（2023）年度においては 43.0%になっている（図表 2-3-10 を参照）。

その動向は、将来の年金水準にも影響を及ぼすことから、全額免除・納付猶予者について、その属性、免除・猶予期間や追納状況等の実態についての分析が望まれる。

⁷² 障害基礎年金又は障害厚生年金（2 級以上）を受けている場合や生活保護による生活扶助を受けている場合等に、国民年金保険料の納付が免除される。

図表2-3-9 国民年金（国民年金勘定）の保険料収入の内訳と国民年金保険料の納付率の推移

年度	保険料収入			現年度納付率	最終納付率
		現年度保険料	過年度保険料		
平成 /令和	億円	億円	億円	%	%
17 (2005)	19,480	18,062	1,418	67.1	72.4
22 (2010)	16,717	15,828	888	59.3	64.5
27 (2015)	15,139	14,037	1,102	63.4	73.1
28 (2016)	15,069	14,280	790	65.0	74.6
29 (2017)	13,964	13,237	728	66.3	76.3
30 (2018)	13,904	13,153	751	68.1	77.2
元 (2019)	13,458	12,817	641	69.3	78.0
2 (2020)	13,365	12,749	616	71.5	80.7
3 (2021)	13,496	12,836	660	73.9	83.1
4 (2022)	13,802	13,135	667	76.1	
5 (2023)	13,352	12,765	587	77.6	

対前年度増減率 (%)				対前年度増減差	
17 (2005)	0.6	1.1	△5.0	3.5	4.2
22 (2010)	△1.4	△1.4	△0.8	△0.7	△0.8
27 (2015)	△6.9	△6.4	△12.4	0.3	0.9
28 (2016)	△0.5	1.7	△28.3	1.7	1.5
29 (2017)	△7.3	△7.3	△7.9	1.3	1.7
30 (2018)	△0.4	△0.6	3.2	1.8	0.9
元 (2019)	△3.2	△2.6	△14.6	1.1	0.8
2 (2020)	△0.7	△0.5	△3.9	2.2	2.7
3 (2021)	1.0	0.7	7.1	2.4	2.4
4 (2022)	2.3	2.3	1.1	2.2	
5 (2023)	△3.3	△2.8	△12.0	1.6	

注1 納付率とは、納付対象月数に対する納付月数の割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数、納付猶予月数及び産前産後免除月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち実際に納付された月数である。なお、納付対象月数、納付月数ともに保険料一部納付者についても1月と計数している。

注2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

注3 現年度保険料には前納保険料（6ヵ月分前納分、1年度分前納分、2年度分前納分のほか、口座振替の早割（当月保険料を当月末引落し）分による納付も含む。）を含んでいる。また、納付受託機関分の保険料が全て含まれている（過年度保険料、追納保険料を含む。）。

第2章◆財政状況

図表 2-3-10 国民年金の免除等の状況の推移

年度 平成 /令和	第1号 被保険者	全額免除・猶予者						一部免除者			
		法定免除者	申請全額免除者	産前産後免除者	学生納付特例者	納付猶予者		申請3/4免除者	申請半額免除者	申請1/4免除者	
	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
17 (2005)	21,903	5,383	1,126	2,156	・	1,760	341	533	・	533	・
22 (2010)	19,382	5,513	1,263	2,215	・	1,659	376	436	243	137	56
27 (2015)	16,679	5,763	1,346	2,296	・	1,723	397	471	253	147	72
28 (2016)	15,754	5,830	1,347	2,211	・	1,757	514	432	220	139	73
29 (2017)	15,052	5,744	1,343	2,107	・	1,760	534	409	207	132	70
30 (2018)	14,711	5,741	1,351	2,050	・	1,788	552	397	200	128	69
元 (2019)	14,533	5,840	1,361	2,120	12	1,796	551	406	204	131	71
2 (2020)	14,495	6,098	1,387	2,355	9	1,766	581	359	185	113	61
3 (2021)	14,312	6,133	1,408	2,415	9	1,706	594	355	177	114	64
4 (2022)	14,047	6,073	1,432	2,395	8	1,656	582	329	165	105	59
5 (2023)	13,871	5,968	1,454	2,331	9	1,595	578	321	158	102	60
対前年度増減率 (%)											
17 (2005)	△1.2	17.5	3.0	22.4	・	1.9	・	28.6	・	28.6	・
22 (2010)	△2.4	3.1	5.0	3.2	・	2.0	0.6	△8.0	△2.9	△12.3	△17.2
27 (2015)	△4.3	△4.3	0.2	△6.4	・	△3.2	△10.5	△23.2	△19.6	△25.2	△30.1
28 (2016)	△5.5	1.2	0.1	△3.7	・	2.0	29.3	△8.4	△12.9	△5.4	1.5
29 (2017)	△4.5	△1.5	△0.3	△4.7	・	0.2	3.9	△5.4	△5.9	△4.9	△4.7
30 (2018)	△2.3	△0.0	0.6	△2.7	・	1.6	3.4	△2.8	△3.3	△2.9	△1.1
元 (2019)	△1.2	1.7	0.8	3.4	・	0.4	△0.1	2.1	1.8	2.2	2.9
2 (2020)	△0.3	4.4	1.9	11.1	△21.5	△1.6	5.4	△11.4	△9.1	△13.3	△14.7
3 (2021)	△1.3	0.6	1.5	2.6	△1.7	△3.4	2.3	△1.3	△4.4	0.3	5.4
4 (2022)	△1.9	△1.0	1.6	△0.8	△10.4	△2.9	△2.1	△7.2	△6.7	△7.8	△7.4
5 (2023)	△1.3	△1.7	1.6	△2.7	10.7	△3.7	△0.7	△2.5	△4.3	△2.4	2.0
国民年金第1号被保険者数に占める割合 (%)											
17 (2005)	100.0	24.6	5.1	9.8	・	8.0	1.6	2.4	・	2.4	・
22 (2010)	100.0	28.4	6.5	11.4	・	8.6	1.9	2.2	1.3	0.7	0.3
27 (2015)	100.0	34.6	8.1	13.8	・	10.3	2.4	2.8	1.5	0.9	0.4
28 (2016)	100.0	37.0	8.6	14.0	・	11.2	3.3	2.7	1.4	0.9	0.5
29 (2017)	100.0	38.2	8.9	14.0	・	11.7	3.5	2.7	1.4	0.9	0.5
30 (2018)	100.0	39.0	9.2	13.9	・	12.2	3.8	2.7	1.4	0.9	0.5
元 (2019)	100.0	40.2	9.4	14.6	0.1	12.4	3.8	2.8	1.4	0.9	0.5
2 (2020)	100.0	42.1	9.6	16.2	0.1	12.2	4.0	2.5	1.3	0.8	0.4
3 (2021)	100.0	42.8	9.8	16.9	0.1	11.9	4.2	2.5	1.2	0.8	0.4
4 (2022)	100.0	43.2	10.2	17.0	0.1	11.8	4.1	2.3	1.2	0.7	0.4
5 (2023)	100.0	43.0	10.5	16.8	0.1	11.5	4.2	2.3	1.1	0.7	0.4

注1 人数はいずれも年度末時点。

注2 第1号被保険者には任意加入者も含む。なお、年金局が毎年公表する「国民年金の加入・保険料納付状況」の全額免除・猶予割合等に用いる分母の第1号被保険者には任意加入者を含めておらず、分子には産前産後免除者を含めていないため、数値に差異があることに留意が必要である。

注3 納付猶予者は、平成27(2015)年度までは30歳未満、平成28(2016)年度以降は50歳未満の者が対象である。

2-3-18 以下、詳細な国民年金（国民年金勘定）の保険料収入の増減要因の分析は、現年度保険料について行う。

2-3-19 図表 2-3-11 は、平成 29(2017)年度以降の国民年金（国民年金勘定）の現年度保険料収入の増減要因を分析したものである。分析にあたっては、以下の方法で行った。
まず、保険料収入を以下の式で表し、各項目に分解する。

$$\text{保険料収入} = \text{被保険者数}^{73} \times (1 - \text{保険料免除被保険者数割合}^{74}) \times \text{保険料額} \\ \times \text{現年度納付率} \times \alpha^{75}$$

この分解式において、被保険者数、保険料免除被保険者数割合、保険料額、現年度納付率を各々「前年度の数値」から「今年度の数値」に置き換えた値を算出し、その差をとることで、各項目の寄与額を算出した。次に、各項目の寄与額の前年度保険料収入に対する率を算出することで、保険料収入全体の増減率を要因別に分解した。なお、 α の変化による寄与分等を「その他」の要因による寄与分とした。

2-3-20 国民年金（国民年金勘定）の現年度保険料収入の減少には、被保険者数の減少や保険料免除被保険者数割合の上昇が寄与している。一方、及び国民年金保険料額が名目額で増加していること（図表 2-3-8 参照）や国民年金保険料の現年度納付率の上昇は現年度保険料収入を増加させる方向に寄与している。

図表 2-3-11 国民年金（国民年金勘定）の現年度保険料収入の増減要因の分析

区分		令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)
現年度保険料収入の対前年度増減率		%	%	%	%	%
		△2.6	△0.5	0.7	2.3	△2.8
要因別の寄与分	被保険者数	△2.0	△0.3	△1.1	△1.4	△1.8
	保険料免除被保険者数割合	△1.8	△3.4	△3.1	△0.7	△0.8
	保険料額	0.3	0.8	0.5	△0.1	△0.4
	現年度納付率	1.7	3.2	3.3	3.0	2.0
	その他	△0.7	△0.9	1.1	1.5	△1.8

注1 要因別の寄与分は推計値であり、前年度の現年度保険料に対する率で表している。

注2 被保険者数は、年度間平均値を用いている。

注3 保険料額は、収納月を考慮して加重平均している。

⁷³ 年度間平均値を用いた。

⁷⁴ 全額免除者、産前産後免除者、学生納付特例者及び納付猶予者を1、4分の3免除者を3/4、半額免除者を1/2、4分の1免除者を1/4とカウントした被保険者数（年度間平均値）の全被保険者数（年度間平均値）に対する割合。

⁷⁵ α は保険料収入の単純計算値と実績のずれを表す率で、以下の式で算出した。

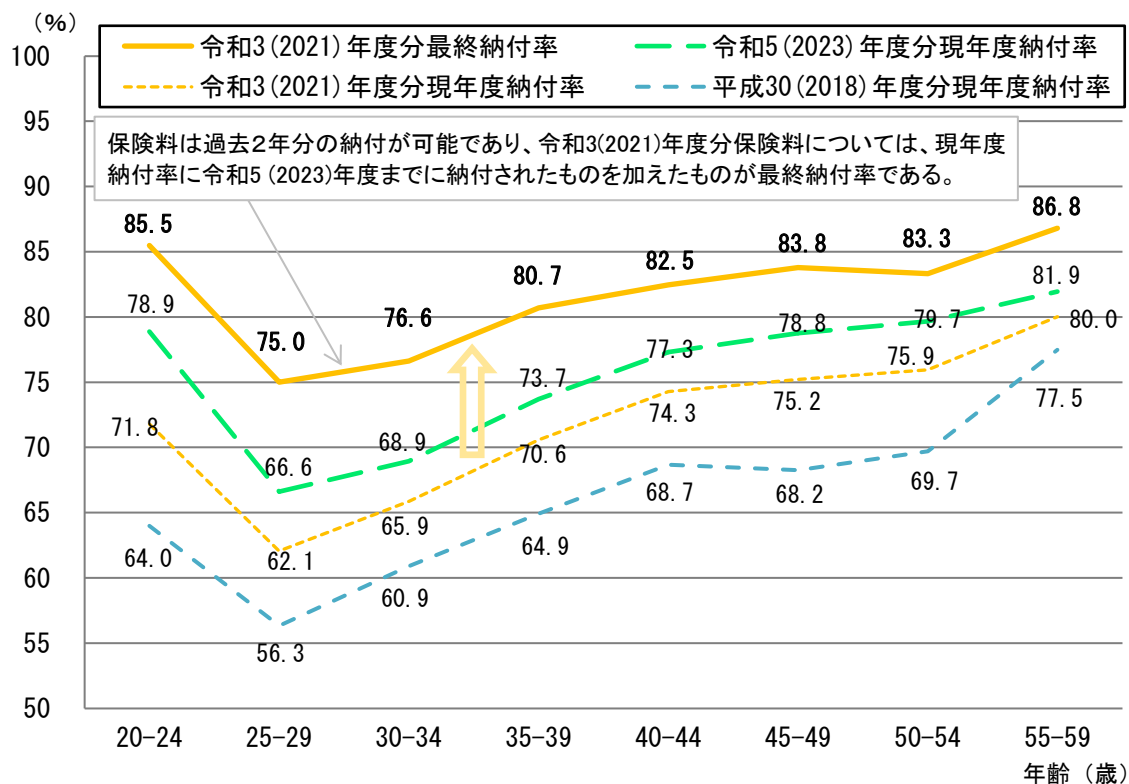
$$\alpha = \text{保険料収入実績}$$

$$/ (\text{被保険者数} \times (1 - \text{保険料免除被保険者数割合}) \times \text{保険料額} \times \text{現年度納付率})$$

※ 実績の保険料収入は、前納保険料分、月別の数値が一定でないことによるずれ等の影響があるため、単純計算値（上記 α の式における右辺の分母）とは一致しない。その他、現年度保険料には、納付受託機関分の保険料が全て含まれている（過年度保険料、追納保険料を含む。）ことや、納付率は一部免除の場合も1月とカウントすることもずれの要因となり得る。そこで、このずれの状況を集約し α としている。

2-3-21 国民年金保険料の納付率について、年齢階級別にみたものが図表 2-3-12 である。最終的な納付状況を示す令和 3 (2021) 年度分最終納付率をみると、55～59 歳の年齢階級が最も高く、次いで 20～24 歳、45～49 歳、50～54 歳の年齢階級で高くなっている。また、納付状況の途中経過を示す令和 5 (2023) 年度分現年度納付率をみると、55～59 歳の年齢階級で最も高くなっている。

図表 2-3-12 国民年金保険料の年齢階級別納付率



2-3-22 令和 3 (2021) 年度分最終納付率と令和 3 (2021) 年度分現年度納付率を比較すると、全ての年齢階級において上昇しており、特に若い年齢階級での上昇幅が大きい。現年度納付率について、令和 5 (2023) 年度と平成 30 (2018) 年度を比較すると、全ての年齢階級において納付率は上昇しており、特に 20 歳台前半では 15 ポイント程度、40 歳台後半では 11 ポイント程度の上昇幅となっている。納付率に影響を与える要因には、経済環境の変化、国民年金保険料に対する納付意識の変化、第 1 号被保険者集団の変化、口座振替、クレジットカード、コンビニエンスストア、インターネットバンキングやスマホ決済アプリによる納付方法の周知及び利用促進等の納めやすい環境づくりなど様々あり得るが、日本年金機構において国民年金の納付

率向上の取組として、現年度納付率及び最終納付率に数値目標を設定し⁷⁶、未納者に対する納付督促や強制徴収を実施していることもその一つであると考えられる。

2-3-23 図表 2-3-13 は、共済組合等の職域加算部分等を含む保険料収入の推移を示したものである。共済組合等の職域加算部分は一元化により廃止されたため、平成28(2016)年度以降の共済組合等の職域加算部分等を含む保険料収入は、図表 2-3-6 と同額である。

図表 2-3-13 共済組合等の職域加算部分等を含む保険料収入の推移

年度	厚生年金勘定			国共済	地共済	私学共済	被用者 年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
		旧三共済	旧農林年金						
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)	186,933	4,209	3,153	9,066	27,437	2,066	232,864	18,251	251,116
12 (2000)	200,512		3,289	10,206	29,882	2,351	246,240	19,678	265,919
17 (2005)	200,584			10,290	30,099	2,789	243,762	19,480	263,242
22 (2010)	227,252			10,298	29,167	3,419	270,137	16,717	286,854
27 (2015)	278,362			11,595	31,321	4,026	325,304	15,139	340,442
28 (2016)	294,754			12,070	32,003	4,031	342,858	15,069	357,927
29 (2017)	309,442			12,340	32,735	4,207	358,723	13,964	372,687
30 (2018)	319,287			12,744	33,476	4,384	369,892	13,904	383,795
元 (2019)	326,197			12,901	33,771	4,578	377,446	13,458	390,904
2 (2020)	320,612			12,849	34,553	4,788	372,802	13,365	386,168
3 (2021)	333,535			12,918	34,575	4,967	385,995	13,496	399,491
4 (2022)	340,583			12,814	34,197	5,144	392,737	13,802	406,539
5 (2023)	351,702			12,947	34,174	5,334	404,157	13,352	417,509

対前年度増減率 (%)									
17 (2005)	3.1			0.7	1.2	4.1	2.8	0.6	2.6
22 (2010)	2.2			△0.3	△1.1	3.6	1.7	△1.4	1.5
27 (2015)	5.8			2.9	1.2	1.5	5.1	△6.9	4.5
28 (2016)	5.9			4.1	2.2	0.1	5.4	△0.5	5.1
29 (2017)	5.0			2.2	2.3	4.4	4.6	△7.3	4.1
30 (2018)	3.2			3.3	2.3	4.2	3.1	△0.4	3.0
元 (2019)	2.2			1.2	0.9	4.4	2.0	△3.2	1.9
2 (2020)	△1.7			△0.4	2.3	4.6	△1.2	△0.7	△1.2
3 (2021)	4.0			0.5	0.1	3.7	3.5	1.0	3.5
4 (2022)	2.1			△0.8	△1.1	3.6	1.7	2.3	1.8
5 (2023)	3.3			1.0	△0.1	3.7	2.9	△3.3	2.7

注1 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済を含まず、平成12(2000)年度以前は旧農林年金を含まない。

⁷⁶ 納付率の数値目標は、①令和5(2023)年度分保険料の現年度納付率については、前年度実績以上の納付率を確保し、12年連続の向上を図る。②令和4(2022)年度分保険料の令和5(2023)年度末における納付率及び令和3(2021)年度分保険料の最終納付率については、80%台を確保する。とされた。

令和5(2023)年度分保険料の現年度納付率については前年度納付率+1.6ポイントの77.6%(12年連続の向上も達成)、令和4(2022)年度分保険料の過年度1年目における納付率は82.8%、令和3(2021)年度分保険料の最終納付率については83.1%であり、いずれも目標を達成している。

(2) 国庫・公経済負担

2-3-24 図表 2-3-14 は、公的年金の国庫・公経済負担の推移を示したものである。令和 5 (2023) 年度の公的年金制度全体の国庫・公経済負担は、12 兆 1,034 億円である。

国庫・公経済負担の対前年度増減率を制度別にみると、全ての制度で減少している。国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであり、基礎年金拠出金の減少⁷⁷が、国庫・公経済負担の減少の要因となっている。

ここで、国庫・公経済負担とは、基礎年金拠出金の 2 分の 1⁷⁸に相当する額、国民年金が発足した昭和 36(1961)年 4 月前の期間（恩給公務員期間等は除く）に係る給付に要する費用の一定割合⁷⁹に相当する額等について、国庫または地方公共団体等が負担している額⁸⁰のことである。また、国民年金においては、国民年金保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付費、20 歳前障害に係る障害基礎年金の給付費等に特別国庫負担がある。

2-3-25 国庫・公経済負担の推移をみると、国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであり、基礎年金等給付費の増加を反映して基礎年金拠出金が増加してきたことが、国庫・公経済負担の増加の要因となっている。また、平成 16(2004)年度以降平成 21(2009)年度までは、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げ（図表 2-3-15 参照）も増加要因となっていた。

2-3-26 ここで、基礎年金制度では、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の見込額を用いて算出した基礎年金拠出金、基礎年金交付金の概算額が算定され、その後、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値（確定値）を用いて算出した確定額と概算額との差額が翌々年度に精算される仕組みとなっている。基礎年金勘定に実際に拠出・交付される額は、当該年度の概算額と前々年度の精算額の合計である。また、確定値ベースとは、当該年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値（確定値）を用いて算出した額等のことである。平成 22(2010)年度は、概算額算出に用いる国民年金（国民年金勘定）の納付率の変更⁸¹により、各制度の基礎年金拠出金算定対象者数の構成比（図表 2-3-31 参照）が変化したことで、概算額が国民年金（国民年金勘定）で減少し、被用者年金で増加した。これに加え、平成 20(2008)年

⁷⁷ 通常、基礎年金拠出金の増減は、基礎年金給付費の増減に連動するが、令和 5 (2023) 年度は基礎年金給付費が増加しているにもかかわらず大幅に減少している。これは、令和 4 年度までは（基礎年金拠出金を）予算の見通しにより、そのまま繰り入れしていたものを、より実勢に合わせて繰り入れるようにしたため、とのこと（第 102 回年金数理部会において年金局数理課より）。

⁷⁸ 基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げについては、図表 2-3-15（190 頁）を参照。

⁷⁹ 厚生年金は 20%、国共済・地共済は 15.85%、私学共済・旧農林年金は 19.82%。

⁸⁰ 用語解説参考図表 2 「国庫が負担する費用一覧（国民年金及び旧厚生年金の場合）」（378 頁）を参照。

⁸¹ 平成 21(2009)年度までの 80%から、平成 22(2010)年度は 62%に変更。

度に係る精算額も国民年金（国民年金勘定）でマイナス、被用者年金でプラスとなったため、平成22(2010)年度の国庫・公経済負担は、国民年金（国民年金勘定）で大きく減少する一方、被用者年金で増加した。

図表2-3-14 公的年金の国庫・公経済負担の推移

年度	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計 (被用者年金計)	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)	28,295	988	2,602	294	33,393	11,846	45,238
12 (2000)	37,209	1,315	3,346	404	42,853	13,637	56,489
17 (2005)	45,394	1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368
22 (2010)	84,326	2,702	6,630	1,030	94,687	16,898	111,586
27 (2015)	92,264	3,011	7,496	1,215	103,985	18,094	122,079
(厚生年金相当部分)	(92,264)	(3,007)	(7,465)	(1,214)	(103,949)		(122,043)
28 (2016)	92,458	3,136 [3,000]	7,013	1,239	103,845 [103,709]	19,966	123,811 [123,675]
29 (2017)	94,819	2,895 [2,781]	7,037	1,218	105,969 [105,855]	19,363	125,332 [125,218]
30 (2018)	97,988	2,817	7,106	1,268	109,178	18,207	127,385
元 (2019)	100,262	2,967	7,451	1,339	112,019	17,684	129,703
2 (2020)	101,335	2,945	7,684	1,340	113,305	18,308	131,613
3 (2021)	101,906	3,001	7,699	1,358	113,965	18,915	132,880
4 (2022)	102,468	3,036	7,926	1,402	114,832	19,089	133,921
5 (2023)	91,979	2,691	6,862	1,230	102,762	18,272	121,034
対前年度増減率(%)							
17 (2005)	6.1	4.1	0.9	7.6	5.6	11.8	7.1
22 (2010)	8.1	9.7	4.1	11.3	7.9	△17.8	3.0
27 (2015)	5.2	5.9	4.9	6.6	5.2	△6.2	3.4
28 (2016)	0.2	4.3	△6.0	2.0	△0.1	10.3	1.4
29 (2017)	2.6	△7.7	0.3	△1.7	2.0	△3.0	1.2
30 (2018)	3.3	△2.7	1.0	4.1	3.0	△6.0	1.6
元 (2019)	2.3	5.3	4.9	5.6	2.6	△2.9	1.8
2 (2020)	1.1	△0.7	3.1	0.1	1.1	3.5	1.5
3 (2021)	0.6	1.9	0.2	1.3	0.6	3.3	1.0
4 (2022)	0.6	1.2	2.9	3.2	0.8	0.9	0.8
5 (2023)	△10.2	△11.4	△13.4	△12.3	△10.5	△4.3	△9.6

注1 平成22(2010)年度までの国共済、地共済、私学共済、厚生年金計(被用者年金計)及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

注2 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注3 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済は、長期経理の国庫・公経済負担と厚生年金保険経理の国庫・公経済負担を加えたものである。また、()内の額は、国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の国庫・公経済負担のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の国庫・公経済負担を加えたものである。

注4 平成28(2016)年度の対前年度増減率は、平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の国庫・公経済負担のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の国庫・公経済負担を加えたものに対する率である。

注5 平成28(2016)年度及び平成29(2017)年度の[]内の額は、実際に国庫が国共済に負担した額及びそれに基づく厚生年金計、公的年金制度全体の額である。当該額と決算額との差額は、国共済の基礎年金拠出金に係る前々年度の精算額(被用者年金一元化前に係るものに限る。)のうち国庫負担相当額(平成28(2016)年度136億円、平成29(2017)年度115億円)である。

注6 被用者年金計及び公的年金制度全体の平成7(1995)年度は旧三共済(688億円)及び旧農林年金(525億円)を含み、平成12(2000)年度は旧農林年金(580億円)を含む。

図表2-3-15 基礎年金の国庫・公経済負担の引上げ

年度	基礎年金の国庫・公経済負担割合 ①	①欄で*を付した額の内訳					
		公的年金 制度全体 (うち国庫)	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成(西暦)		億円 億円	億円	億円	億円	億円	億円
16 (2004)	1/3 + 296億円*	296 (272)	206	8	21	3	58
17 (2005)	1/3 + 11/1000 + 1,192億円*	1,192 (1,101)	822	30	82	10	248
18 (2006)	1/3 + 25/1000						
19 (2007)	1/3 + 32/1000						
20 (2008)	1/3 + 32/1000						
21(2009)～	1/2						

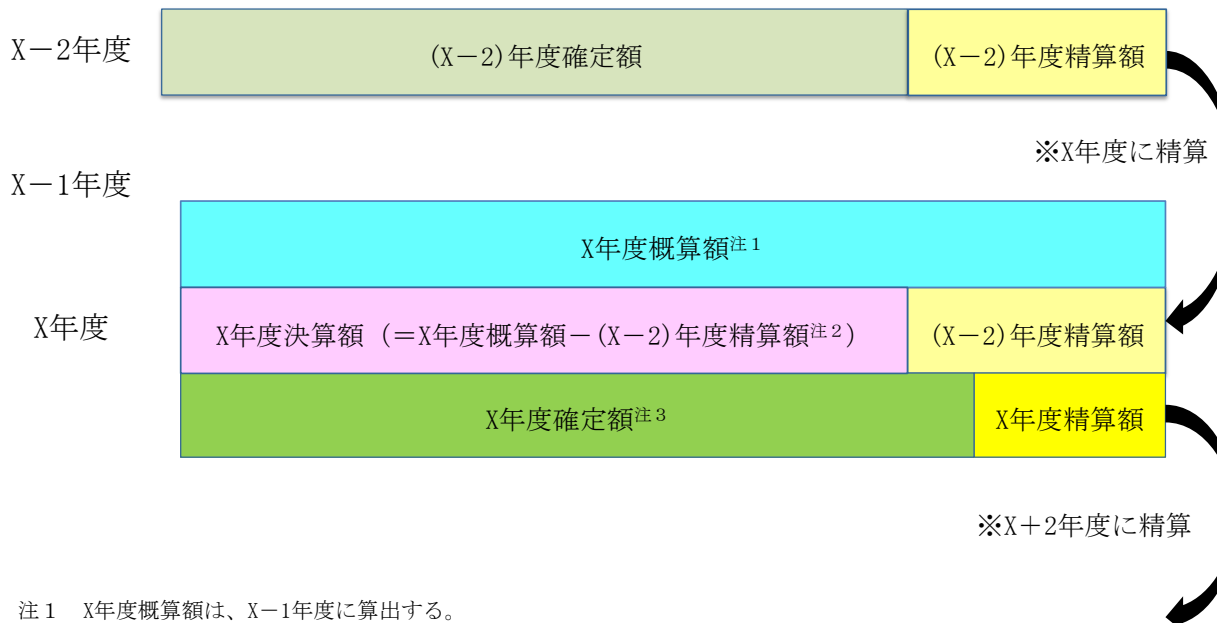
注 基礎年金の国庫・公経済負担には、地方公共団体等の負担を含む。

(参考) 基礎年金拠出金の概算・精算の仕組み

年度		概算額 ①	精算額 〔前々年度の ①-③ ②〕	決算額 ①-②	確定額 (確定値) ③	翌々年度に 精算 ①-③
令和 (西暦)		億円	億円	億円	億円	億円
2 (2020)	厚生年金勘定	207,288	13,031	194,257	187,193	20,096
	国共済	6,049	300	5,750	5,733	316
	地共済	15,842	756	15,085	14,850	991
	私学共済	2,832	190	2,642	2,593	239
	国民年金(国民年金勘定)	31,784	△145	31,928	32,809	△1,025
3 (2021)	公的年金制度全体	263,795	14,132	249,663	243,177	20,617
	厚生年金勘定	212,566	16,048	196,518	188,042	24,524
	国共済	6,166	293	5,873	5,734	432
	地共済	16,281	797	15,484	14,992	1,289
	私学共済	2,902	220	2,682	2,624	278
4 (2022)	国民年金(国民年金勘定)	32,323	△968	33,291	33,390	△1,066
	公的年金制度全体	270,238	16,391	253,847	244,782	25,457
	厚生年金勘定	218,092	20,057	198,035	188,058	30,034
	国共済	6,264	313	5,951	5,634	630
	地共済	16,161	985	15,177	14,627	1,535
5 (2023)	私学共済	3,008	238	2,770	2,625	383
	国民年金(国民年金勘定)	32,643	△962	33,605	33,723	△1,080
	公的年金制度全体	276,169	20,631	255,538	244,667	31,502
	厚生年金勘定	202,033	24,508	177,525	191,916	10,117
	国共済	5,699	431	5,268	5,619	80
	地共済	14,875	1,288	13,587	14,536	339
	私学共済	2,707	278	2,429	2,671	35
	国民年金(国民年金勘定)	30,707	△1,062	31,769	33,940	△3,233
	公的年金制度全体	256,021	25,444	230,578	248,683	7,338

注 精算額は、前々年度の①-③から調整額(基礎年金勘定に納付された基礎年金拠出金から生じた運用収入を拠出金按分率で按分した額)を加算し、過年度拠出に係る算定額を遡及訂正した場合の影響を含めている。

(イメージ図)



注1 X年度概算額は、X-1年度に算出する。

注2 一般的に概算額は確定額より大きくなるが、小さくなることもあり得る。その場合、決算額は当年度概算額に前々年度精算額を加算した額となる。

注3 X年度確定額は、X+1年度に確定する。

2-3-27 共済組合等の職域加算部分等を含む国庫・公経済負担の推移をみたものが図表2-3-16である。国庫・公経済負担の多くは基礎年金拠出金に係るものであることから、共済組合等の職域加算部分等を含むか否かでの差はごく僅かである。

図表2-3-16 共済組合等の職域加算部分等を含む国庫・公経済負担の推移

年度	厚生年金勘定			国共済	地共済	私学共済	被用者 年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済		旧農林年金						
平成 /令和	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)	28,295	688	525	988	2,602	294	33,393	11,846	45,238
12 (2000)	37,209		580	1,315	3,346	404	42,853	13,637	56,489
17 (2005)	45,394			1,589	3,828	537	51,348	17,020	68,368
22 (2010)	84,326			2,702	6,630	1,030	94,687	16,898	111,586
27 (2015)	92,264			3,014	7,496	1,215	103,989	18,094	122,083
28 (2016)	92,458			3,142 [3,006]	7,013	1,240	103,852 [103,717]	19,966	123,818 [123,682]
29 (2017)	94,819			2,902 [2,787]	7,037	1,219	105,977 [105,862]	19,363	125,340 [125,225]
30 (2018)	97,988			2,823	7,106	1,269	109,186	18,207	127,393
元 (2019)	100,262			2,973	7,451	1,340	112,026	17,684	129,710
2 (2020)	101,335			2,951	7,686	1,341	113,313	18,308	131,621
3 (2021)	101,906			3,006	7,701	1,359	113,972	18,915	132,888
4 (2022)	102,468			3,041	7,927	1,403	114,838	19,089	133,927
5 (2023)	91,979			2,696	6,863	1,230	102,768	18,272	121,040
対前年度増減率(%)									
17 (2005)	6.1			4.1	0.9	7.6	5.6	11.8	7.1
22 (2010)	8.1			9.7	4.1	11.3	7.9	△17.8	3.0
27 (2015)	5.2			5.9	4.9	6.6	5.2	△6.2	3.4
28 (2016)	0.2			4.2	△6.4	2.0	△0.1	10.3	1.4
29 (2017)	2.6			△7.6	0.3	△1.7	2.0	△3.0	1.2
30 (2018)	3.3			△2.7	1.0	4.1	3.0	△6.0	1.6
元 (2019)	2.3			5.3	4.9	5.6	2.6	△2.9	1.8
2 (2020)	1.1			△0.8	3.2	0.1	1.1	3.5	1.5
3 (2021)	0.6			1.9	0.2	1.3	0.6	3.3	1.0
4 (2022)	0.6			1.1	2.9	3.2	0.8	0.9	0.8
5 (2023)	△10.2			△11.3	△13.4	△12.3	△10.5	△4.3	△9.6

注1 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注3 平成28(2016)年度及び平成29(2017)年度の[]内の額は、実際に国庫が国共済に負担した額及びそれに基づく厚生年金計、公的年金制度全体の額である。当該額と決算額との差額は、国共済の基礎年金拠出金に係る前々年度の精算額(被用者年金一元化前に係るものに限る。)のうち国庫負担相当額(平成28(2016)年度136億円、平成29(2017)年度115億円)である。

(3) 追加費用

2-3-28 図表 2-3-17 は、国共済及び地共済に係る厚生年金相当部分の追加費用及び職域加算部分等を含む追加費用の推移を示したものである。令和 5 (2023) 年度の厚生年金相当部分の追加費用の額は、国共済 1,044 億円、地共済 2,493 億円となっている。この額の対前年度増減率をみると、国共済は 11.0%、地共済は 14.8%減少している。追加費用は共済制度発足前の期間にかかる給付であることから減少していくものであるが、追加費用についても翌々年度に精算が行われており、このことも増減に対して影響を与えている⁸²。

2-3-29 職域加算部分等を含む追加費用の推移をみると、令和 5 (2023) 年度は、国共済 10.8%の減少、地共済 14.1%の減少となっている。

図表 2-3-17 追加費用の推移

年度	厚生年金相当部分			職域加算部分等を含む		
	国共済	地共済	計	国共済	地共済	計
平成 /令和 7 (1995)	億円	億円	億円	億円	億円	億円
12 (2000)				6,060	15,559	21,619
17 (2005)				5,612	14,756	20,368
22 (2010)				4,702	11,896	16,599
27 (2015)	(2,228)	(2,326)	(4,554)	4,265	11,611	15,875
28 (2016)	2,063	4,067	6,130	2,394	5,125	7,519
29 (2017)	1,945	4,551	6,496	2,251	4,563	6,814
30 (2018)	1,773	3,927	5,700	2,135	5,132	7,267
元 (2019)	1,640	3,661	5,302	1,952	4,377	6,329
2 (2020)	1,545	3,259	4,804	1,792	4,012	5,804
3 (2021)	1,545	3,259	4,804	1,683	3,508	5,191
4 (2022)	1,323	3,086	4,408	1,444	3,308	4,752
5 (2023)	1,172	2,927	4,099	1,281	3,150	4,431
	1,044	2,493	3,536	1,143	2,704	3,847
対前年度増減率 (%)						
17 (2005)				△4.4	△4.6	△4.5
22 (2010)				27.1	20.2	22.0
27 (2015)				△8.1	△20.8	△17.1
28 (2016)	△7.4	74.9	34.6	△6.0	△11.0	△9.4
29 (2017)	△5.7	11.9	6.0	△5.1	12.5	6.7
30 (2018)	△8.9	△13.7	△12.3	△8.6	△14.7	△12.9
元 (2019)	△7.5	△6.8	△7.0	△8.2	△8.3	△8.3
2 (2020)	△5.8	△11.0	△9.4	△6.1	△12.6	△10.6
3 (2021)	△14.4	△5.3	△8.2	△14.2	△5.7	△8.5
4 (2022)	△11.4	△5.1	△7.0	△11.3	△4.8	△6.8
5 (2023)	△11.0	△14.8	△13.7	△10.8	△14.1	△13.2

注 平成27(2015)年度の厚生年金相当部分の額は、長期経理の追加費用のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の追加費用を加えたものである。

⁸² 平成 29(2017)年度の地共済で増加しているのも、平成 28(2016)年度にマイナスの精算があったためである。なお、平成 28(2016)年度の地共済で増加しているのは、平成 27(2015)年度において、厚生年金保険経理からの給付に充てられる追加費用が本来受け入れるべき厚生年金保険経理に受け入れられなかったためである。この額 (2,246 億円)については、平成 29(2017)年度に、利子相当額を含め地共済の経過的長期経理から厚生年金保険経理に移管された。

(4) 運用損益

2-3-30 図表 2-3-18 は、公的年金の運用損益（時価ベース）の推移である。令和 5（2023）年度の厚生年金計の運用損益は 51 兆 2,996 億円のプラス⁸³、公的年金制度全体では 53 兆 5,566 億円のプラスとなっている。

図表 2-3-18 公的年金の運用損益（時価ベース）の推移

年度末 平成 / 令和 (西暦)	厚生年金 勘定 億円	国共済 億円	地共済 億円	私学共済 億円	厚生年金計 (被用者年金計) 億円	国民年金		公的年金 制度全体 億円
						国民年金勘定 億円	基礎年金勘定 億円	
17 (2005)	91,893	4,647	32,363	1,903	130,806	6,451	83	137,340
22 (2010)	△3,069	979	△145	52	△2,183	△194	93	△2,284
27 (2015)	△50,081	14	△8,493	△1,031	△59,591	△3,417	51	△62,957
(厚生年金相当部分)	(△50,081)	(131)	(△3,602)	(△602)	(△54,154)			(△57,520)
28 (2016)	74,076	2,591	9,102	1,146	86,915	4,854	49	91,819
29 (2017)	94,401	3,626	13,744	1,405	113,176	5,892	15	119,084
30 (2018)	22,133	1,182	2,696	298	26,309	1,329	15	27,653
元 (2019)	△78,605	△3,307	△10,138	△1,066	△93,115	△4,595	15	△97,696
2 (2020)	356,837	15,096	46,816	5,624	424,373	20,489	10	444,873
3 (2021)	95,174	4,308	12,582	1,628	113,692	5,319	4	119,016
4 (2022)	27,664	1,234	3,639	613	33,151	1,493	4	34,649
5 (2023)	431,030	18,879	55,616	7,472	512,996	22,567	3	535,566

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金勘定・国民年金の運用損益は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17(2005)年度は旧年金資金運用基金）における当年度の運用損益に年金特別会計で管理する積立金の運用損益を加えたものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金勘定・国民年金への按分は、厚生年金勘定・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注3 平成22(2010)年度までの国共済、地共済、私学共済、厚生年金計（被用者年金計）及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

注4 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済は、長期経理の運用損益と厚生年金保険経理の運用損益を加えたものである。また、()内の額は、国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の運用損益のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の運用損益を加えたものである。

注5 平成28(2016)年度の私学共済については、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益を含めている。

注6 平成27(2015)年度以降の国共済の厚生年金保険経理の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用損益である。

⁸³ 詳細については、「令和 5 年度厚生年金保険法第 79 条の 9 第 1 項に基づく積立金の管理及び運用の状況に関する報告書（令和 7 年 3 月厚生労働省、財務省、総務省、文部科学省）」を参照。

2-3-31 図表 2-3-19 は、共済組合等の職域加算部分等の運用損益を含む運用損益（時価ベース）の推移を示したものである。令和 5（2023）年度は、共済組合等の職域加算部分等の運用損益を含む公的年金制度全体で 59 兆 4,447 億円のプラスとなっている。

図表 2-3-19 共済組合等の職域加算部分等の運用損益を含む運用損益（時価ベース）の推移

年度	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	被用者 年金計	国民年金		公的年金 制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
平成 / 令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17 (2005)	91,893	4,647	32,363	1,903	130,806	6,451	83	137,340
22 (2010)	△3,069	979	△145	52	△2,183	△194	93	△2,284
27 (2015)	△50,081	235	△7,625	△872	△58,343	△3,417	51	△61,709
28 (2016)	74,076	2,793	19,323	1,884	98,076	4,854	49	102,980
29 (2017)	94,401	3,706	28,062	2,439	128,608	5,892	15	134,516
30 (2018)	22,133	1,254	5,175	541	29,104	1,329	15	30,448
元 (2019)	△78,605	△3,287	△20,567	△1,622	△104,082	△4,595	15	△108,662
2 (2020)	356,837	15,172	95,466	8,300	475,775	20,489	10	496,274
3 (2021)	95,174	4,510	25,552	2,177	127,414	5,319	4	132,737
4 (2022)	27,664	1,234	7,138	692	36,729	1,493	4	38,226
5 (2023)	431,030	18,879	112,530	9,438	571,877	22,567	3	594,447

注1 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金勘定・国民年金の運用損益は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17(2005)年度は旧年金資金運用基金）における当年度の運用損益に年金特別会計で管理する積立金の運用損益を加えたものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金勘定・国民年金への按分は、厚生年金勘定・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注3 平成22(2010)年度までの国共済、地共済及び私学共済の運用損益は、長期経理の運用損益であり、正味運用損益（運用損益から有価証券売却損等の費用を減じた収益額）に年度末積立金の評価損益の増減分を加算して推計したものである。

注4 平成27(2015)年度以降の国共済の厚生年金経理及び経過的長期経理の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用損益である。

注5 平成28(2016)年度の私学共済については、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益を含めている。

注6 平成27(2015)年度以降の国共済の厚生年金保険経理の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用損益である。

(5) 運用利回り

2-3-32 図表 2-3-20 は、公的年金の運用利回り（時価ベース）の推移である。

令和 5（2023）年度の運用利回りは、国内外の株価が上昇したことや円安等により大幅に上昇しており、厚生年金計では 21.81%、国民年金（国民年金勘定）では 21.79% となっている。

なお、令和 5（2023）年度の運用利回りは、全ての制度で令和 4（2022）年度を上回っている。

図表 2-3-20 公的年金の運用利回り（時価ベース）の推移

年度	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)
平成 / 令和 (西暦)	%	%	%	%	%	%
17 (2005)	6.82	5.36	8.44	5.78	・	6.88
22 (2010)	△0.26	1.21	△0.04	0.16	・	△0.25
27 (2015)	△3.63	0.18	△1.76	△2.83	△3.23	△3.72
28 (2016)	5.47	3.71	4.75	5.76	5.30	5.63
29 (2017)	6.51	5.20	6.83	6.89	6.50	6.70
30 (2018)	1.43	1.65	1.27	1.35	1.42	1.46
元 (2019)	△5.00	△4.63	△4.81	△4.69	△4.96	△5.07
2 (2020)	23.96	22.62	23.81	25.27	23.90	24.39
3 (2021)	5.16	5.35	5.19	5.70	5.19	5.23
4 (2022)	1.42	1.47	1.46	1.99	1.44	1.43
5 (2023)	21.69	22.77	21.92	22.98	21.81	21.79

注1 運用手数料控除後の運用利回りである。

注2 平成22(2010)年度までの国共済、地共済及び私学共済の運用利回りは、長期経理の運用利回りである。

注3 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の運用利回りは、図表 2-3-18 の運用損益を運用元本平均残高の推計値（共済組合等の平成27年度の運用元本平均残高は、単年度収支状況（厚生年金相当部分の推計）から算出した前年度末積立金（推計値）と平成27(2015)年度末積立金の合計から図表 2-3-18 の運用損益を控除したものを2で除して得た額）で除することにより算出したものである。

注4 平成28(2016)年度の私学共済及び厚生年金計の運用利回りは、私学共済における被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益を含めている。

注5 平成28(2016)年度以降の国共済の数値は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用利回りである。

2-3-33 図表 2-3-21 は、共済組合等の職域加算部分等の運用損益を含む運用利回り（時価ベース）の推移を示したものである。

共済組合等の平成 27(2015)年度については、年度前半は長期経理、年度後半は厚生年金保険経理及び経過的長期経理と分かれているため、各々の運用利回り（半年間の率）を示している。平成 28(2016)年度以降についても、厚生年金保険経理と経過的長期経理の運用利回りを各々示している。

図表 2-3-21 共済組合等の職域加算部分等の運用損益を含む運用利回り（時価ベース）の推移

年度	厚生年金勘定	国共済		地共済		私学共済		国民年金 (国民年金勘定)
平成 /令和 (西暦)	%	% %		% %		% %		%
17 (2005)	6.82	5.36		8.44		5.78		6.88
22 (2010)	△0.26	1.21		△0.04		0.16		△0.25
27 (2015)	△3.63	△1.62		△2.26		△2.34		△3.72
		1.87	3.32	0.53	0.41	△0.79	0.79	
28 (2016)	5.47	3.71	2.96	4.75	4.93	5.76	3.63	5.63
29 (2017)	6.51	5.20	1.09	6.83	6.80	6.89	4.79	6.70
30 (2018)	1.43	1.65	1.15	1.27	1.14	1.35	1.11	1.46
元 (2019)	△5.00	△4.63	0.42	△4.81	△4.85	△4.69	△2.59	△5.07
2 (2020)	23.96	22.62	2.43	23.81	24.32	25.27	13.19	24.39
3 (2021)	5.16	5.35	11.85	5.19	5.27	5.70	2.44	5.23
4 (2022)	1.42	1.47	0.00	1.46	1.38	1.99	0.36	1.43
5 (2023)	21.69	22.77	0.00	21.92	22.46	22.98	9.49	21.79

注1 運用手数料控除後の運用利回りである。

注2 国共済、地共済及び私学共済の運用利回りは、平成26(2014)年度までは長期経理の運用利回りであり、平成27(2015)年度は、上段は長期経理、下段左側は厚生年金保険経理の運用利回り(各々半年間の率)、下段右側は経過的長期経理の運用利回り(半年間の率)、平成28(2016)年度以降は、左側は厚生年金保険経理の運用利回り、右側は経過的長期経理の運用利回りである。

注3 国共済の平成27(2015)年度以降の厚生年金経理及び経過的長期経理の運用利回りは、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の運用利回りである。

注4 平成28(2016)年度の私学共済の運用利回りは、厚生年金保険経理の数値は、私学共済における被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益を含めたものであり、経過的長期経理の数値は当該評価損益を控除したものである。

5 支出の推移

2-3-34 図表 2-3-22 は、支出のほとんどを占める公的年金の給付費の推移である。令和5(2023)年度は54兆991億円、対前年度で1.3%の増加となっている。国民年金(国民年金勘定)で減少したものの、厚生年金計及び国民年金(基礎年金勘定)で増加したため、公的年金制度全体では増加している。

2-3-35 厚生年金計では0.8%の増加であり、その内訳は、厚生年金勘定1.1%の増加、国共済1.3%の減少、地共済0.5%の減少、私学共済2.2%の増加となっている。

図表 2-3-22 公的年金の給付費の推移

年度末 平成 /令和 (西暦)	厚生年金 勘定 億円	国共済 億円	地共済 億円	私学共済 億円	厚生年金計 (被用者年金計) 億円	国民年金		公的年金 制度全体 億円
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
7 (1995)	150,413	16,005	38,176	1,538	222,547	32,193	41,695	296,435
12 (2000)	191,544	16,800	41,430	1,942	255,569	26,454	84,774	366,798
17 (2005)	220,794	16,693	42,915	2,310	282,712	19,527	126,386	428,625
22 (2010)	240,092	16,817	45,433	2,671	305,013	13,386	169,696	488,095
27 (2015)	234,398	48,240	41,569	2,813	327,020	7,311	209,349	543,680
(厚生年金相当部分)	(234,398)	(13,800)	(39,070)	(2,665)	(289,932)			(506,592)
28 (2016)	234,814	13,611	39,101	2,723	290,248	6,400	216,833	513,481
29 (2017)	236,669	13,280	38,066	2,757	290,772	5,541	224,089	520,403
30 (2018)	238,045	13,097	38,149	2,818	292,108	4,770	229,047	525,925
元 (2019)	238,446	12,893	37,955	2,878	292,173	4,082	233,352	529,607
2 (2020)	239,047	12,649	37,454	2,917	292,067	3,491	238,053	533,612
3 (2021)	236,888	12,472	37,368	2,972	289,699	2,965	240,926	533,590
4 (2022)	236,932	12,275	37,314	3,021	289,542	2,476	241,968	533,986
5 (2023)	239,625	12,117	37,141	3,088	291,972	2,075	246,945	540,991
対前年度増減率(%)								
17 (2005)	2.1	△0.5	0.3	2.6	1.7	△6.5	7.0	2.8
22 (2010)	0.7	0.3	1.7	3.5	0.8	△9.4	3.3	1.4
27 (2015)	0.6	△0.2	1.2	3.5	0.7	△11.7	4.7	2.1
28 (2016)	0.2	△1.4	0.1	2.2	0.1	△12.5	3.6	1.4
29 (2017)	0.8	△2.4	△2.6	1.3	0.2	△13.4	3.3	1.3
30 (2018)	0.6	△1.4	0.2	2.2	0.5	△13.9	2.2	1.1
元 (2019)	0.2	△1.6	△0.5	2.1	0.0	△14.4	1.9	0.7
2 (2020)	0.3	△1.9	△1.3	1.3	△0.0	△14.5	2.0	0.8
3 (2021)	△0.9	△1.4	△0.2	1.9	△0.8	△15.1	1.2	△0.0
4 (2022)	0.0	△1.6	△0.1	1.7	△0.1	△16.5	0.4	0.1
5 (2023)	1.1	△1.3	△0.5	2.2	0.8	△16.2	2.1	1.3

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 平成22(2010)年度までの国共済、地共済、私学共済、厚生年金計(被用者年金計)及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

注3 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注4 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済は、長期経理の給付費と厚生年金保険経理の給付費を加えたものである。また、()内の額は、国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の給付費のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の給付費を加えたものである。

注5 平成28(2016)年度の対前年度増減率は、平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の給付費のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の給付費を加えたものに対する率である。

注6 被用者年金計及び公的年金制度全体の平成7(1995)年度は旧三共済(13,040億円)及び旧農林年金(3,376億円)を含み、平成12(2000)年度は旧農林年金(3,854億円)を含む。

注7 平成27(2015)年度以降の国共済及び地共済では、基礎年金交付金の対象となる給付の一部が経過の長期経理から支出されているが、ここでは、これを公的年金の給付費に含めている。

2-3-36 国民年金では、基礎年金勘定で給付費の増加が続いており、令和5(2023)年度は2.1%の増加であった。一方、国民年金勘定では16.2%の減少となっており、一貫して減少している。これは、国民年金勘定の給付が主に旧法国民年金の老齢年金の給付であり、受給者の年齢の上昇とともに受給者数が減少し、給付費も減少していく傾向にあるからである。

2-3-37 図表2-3-23は共済組合等の職域加算部分等を含む給付費の推移を示したものである。令和5(2023)年度の共済組合等の職域加算部分等を含む公的年金制度全体の給付費は、対前年度で1.3%の増加となっている。

図表2-3-23 共済組合等の職域加算部分等を含む給付費の推移

年度	厚生年金勘定			国共済	地共済	私学共済	被用者 年金計	国民年金		公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金						国民年金勘定	基礎年金勘定	
平成 /令和	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)	150,413	13,040	3,376	16,005	38,176	1,538	222,547	32,193	41,695	296,435
12 (2000)	191,544	3,854		16,800	41,430	1,942	255,569	26,454	84,774	366,798
17 (2005)		220,794		16,693	42,915	2,310	282,712	19,527	126,386	428,625
22 (2010)		240,092		16,817	45,433	2,671	305,013	13,386	169,696	488,095
27 (2015)		234,398		15,422	44,049	2,963	296,832	7,311	209,349	513,492
28 (2016)		234,814		15,253	44,007	3,035	297,109	6,400	216,833	520,342
29 (2017)		236,669		14,909	43,370	3,080	298,027	5,541	224,089	527,658
30 (2018)		238,045		14,744	43,509	3,154	299,451	4,770	229,047	533,268
元 (2019)		238,446		14,555	43,421	3,227	299,649	4,082	233,352	537,083
2 (2020)		239,047		14,290	42,923	3,275	299,536	3,491	238,053	541,080
3 (2021)		236,888		14,129	42,922	3,342	297,281	2,965	240,926	541,172
4 (2022)		236,932		13,945	42,893	3,399	297,169	2,476	241,968	541,613
5 (2023)		239,625		13,792	42,771	3,476	299,664	2,075	246,945	548,684

対前年度増減率(%)										
17 (2005)	2.1		△0.5	0.3	2.6	1.7	△6.5	7.0		2.8
22 (2010)	0.7		0.3	1.7	3.5	0.8	△9.4	3.3		1.4
27 (2015)	0.6		△0.2	1.2	3.5	0.7	△11.7	4.7		2.1
28 (2016)	0.2		△1.1	△0.1	2.4	0.1	△12.5	3.6		1.3
29 (2017)	0.8		△2.3	△1.4	1.5	0.3	△13.4	3.3		1.4
30 (2018)	0.6		△1.1	0.3	2.4	0.5	△13.9	2.2		1.1
元 (2019)	0.2		△1.3	△0.2	2.3	0.1	△14.4	1.9		0.7
2 (2020)	0.3		△1.8	△1.1	1.5	△0.0	△14.5	2.0		0.7
3 (2021)	△0.9		△1.1	△0.0	2.0	△0.8	△15.1	1.2		0.0
4 (2022)	0.0		△1.3	△0.1	1.7	△0.0	△16.5	0.4		0.1
5 (2023)	1.1		△1.1	△0.3	2.3	0.8	△16.2	2.1		1.3

注1 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注3 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

6 運用損益分を除いた単年度収支残

2-3-38 図表 2-3-24 は、運用損益分を除いた単年度収支残の推移を示したものである。

令和 5 (2023) 年度は、厚生年金勘定及び私学共済ではプラス、国共済、地共済、国民年金（国民年金勘定）及び国民年金（基礎年金勘定）ではマイナスとなっており、厚生年金計はプラスに、公的年金制度全体はマイナスになっている。各勘定においてマイナスになった場合の不足分は運用益や積立金の取崩しにより賄っていることとなる。

2-3-39 なお、ここでは運用損益分を除いた状況をみているが、実際の財政運営はおおむね 100 年にわたる長期間で財政均衡を図ることとしており、単年度では運用益の活用や積立金の取崩しあるいは積増しを想定していることから、運用損益分を除いた単年度収支残がマイナスであることが、そのまま財政状況の悪化を意味するわけではない。公的年金制度の財政状況に関しては、財政検証による将来見通しと実績を比較してその乖離要因を分析・評価する必要がある。この点については第 3 章で詳述している。

2-3-40 運用損益分を除いた単年度収支残の推移をみると、解散厚生年金基金等徴収金という一時的要因を除くと、長期的には被用者年金制度でマイナスの状況が続いている。厚生年金勘定は、令和 3 (2021) 年度以降、解散厚生年金基金等徴収金を除いた後もプラスとなっているが、これは、被保険者数や 1 人当たり標準報酬額（総報酬ベース）が増加したことによるものと考えられる。

2-3-41 国民年金（国民年金勘定）は、平成 22 (2010) 年度に一時プラスの状況に転じたが、平成 23 (2011) 年度以降は再びマイナスとなっている。

2-3-42 図表 2-3-25 は、共済組合等の経過的長期経理を含む運用損益分を除いた単年度収支残の推移を示したものである。国共済、地共済及び私学共済の経過的長期経理は、積立金から得られる財源を中心に財政運営されていることから、これを含めた場合には、その分の単年度収支残が減少する。ただし、国共済については、令和 5 (2023) 年度は経過的長期経理に係る積立金がほぼなくなったことから、地共済から必要な額の拠出金収入を受け入れて財源としているため、単年度収支残は減少しないこととなる。

図表2-3-24 運用損益分を除いた単年度収支残の推移

年度 平成 /令和 (西暦)	厚生年金勘定		国共済	地共済	私学共済	厚生年金計 (被用者年金計)		国民年金		公的年金 制度全体
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	国民年金勘定	基礎年金勘定	億円
7 (1995)	17,492		△363	5,239	390	22,839		3,606	285	26,730
12 (2000)	△22,288		297	△168	△22	△22,845		698	136	△22,010
17 (2005)	△71,123	<△105,690>	△1,521	△6,082	△252	△78,978	<△113,545>	△6,967	△1,430	△87,375 <△121,942>
22 (2010)	△63,044	<△63,137>	△3,266	△9,660	△282	△76,252	<△76,345>	2,388	5,553	△68,311 <△68,403>
27 (2015)	22,633	<△24,015>	△3,499	△9,876	△77	9,181	<△37,466>	△1,593	238	7,827 <△38,820>
(厚生年金相当部分)	(22,633)	(<△24,015>)	(△3,229)	(△11,947)	(△91)	(7,365)	(<△39,282>)	(△1,593)	(238)	(6,010) (<△40,637>)
28 (2016)	30,955	<△12,889>	△2,401	△6,922	128	21,761	<△22,083>	△3,064	△305	18,392 <△25,452>
29 (2017)	10,078	<△6,075>	△2,084	△644	251	7,600	<△8,553>	△3,414	△1,074	3,113 <△13,041>
30 (2018)	1,961	<△5,340>	△1,160	△3,466	362	△2,303	<△9,604>	△2,100	2,473	△1,931 <△9,231>
元 (2019)	△986	<△1,944>	△1,596	△3,931	433	△6,079	<△7,038>	△1,790	3,911	△3,959 <△4,917>
2 (2020)	△9,011	<△9,561>	△1,294	△4,154	616	△13,844	<△14,394>	△2,514	4,651	△11,706 <△12,257>
3 (2021)	3,304	<2,228>	△1,164	△4,478	543	△1,795	<△2,870>	△3,016	7,592	2,781 <1,706>
4 (2022)	6,888	<6,763>	△1,111	△3,613	499	2,662	<2,537>	△2,725	9,174	9,111 <8,986>
5 (2023)	23,616	<23,459>	△2,174	△1,151	848	21,139	<20,982>	△2,022	△19,916	△799 <△956>

注1 決算の収入から「運用損益」、厚生年金勘定・国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。
 注2 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
 注3 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体の〈 〉内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。
 注4 平成22(2010)年度までの国共済、地共済、私学共済、厚生年金計(被用者年金計)及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。
 注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。
 注6 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済は、長期経理の運用損益分を除いた単年度収支算と厚生年金保険経理の運用損益分を除いた単年度収支算を加えたものである。また、()内の額は、国共済、地共済及び私学共済について、長期経理の運用損益分を除いた単年度収支算のうち厚生年金相当部分を推計し、厚生年金保険経理の運用損益分を除いた単年度収支算を加えたものである。
 注7 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。
 注8 被用者年金計及び公的年金制度全体の平成7(1995)年度は旧三共済(150億円)及び旧農林年金(△664億円)を含み、平成12(2000)年度は旧農林年金(△664億円)を含む。

図表2-3-25 共済組合等の職域加算部分等を含む運用損益分を除いた単年度収支残の推移

年度 平成 /令和 (西暦)	厚生年金勘定			国共済	地共済	私学共済	被用者年金計	国民年金		公的年金制度全体
	億円	旧三共済	旧農林年金	億円	億円	億円	億円	国民年金勘定	基礎年金勘定	億円
7 (1995)	17,492	150	△ 69	△ 363	5,239	390	22,839	3,606	285	26,730
12 (2000)	△22,288		△ 664	297	△ 168	△ 22	△22,845	698	136	△22,010
17 (2005)	△71,123		<△105,690>	△ 1,521	△ 6,082	△ 252	△78,978 <△113,545>	△ 6,967	△ 1,430	△87,375 <△121,942>
22 (2010)	△63,044		<△63,137>	△ 3,266	△ 9,660	△ 282	△76,252 <△76,345>	2,388	5,553	△68,311 <△68,403>
27 (2015)	22,633		<△24,015>	△ 4,045	△ 12,283	△ 326	5,979 <△40,669>	△ 1,593	238	4,624 <△42,023>
28 (2016)	30,955		<△12,889>	△ 2,244	△ 12,837	△ 481	15,393 <△28,451>	△ 3,064	△ 305	12,024 <△31,820>
29 (2017)	10,078		<△6,075>	△ 2,754	△ 8,546	△ 368	△1,589 <△17,743>	△ 3,414	△ 1,074	△6,077 <△22,231>
30 (2018)	1,961		<△5,340>	△ 2,880	△ 8,362	△ 273	△9,554 <△16,854>	△ 2,100	2,473	△9,182 <△16,482>
元 (2019)	△986		<△1,944>	△ 3,091	△ 9,027	△ 221	△13,324 <△14,283>	△ 1,790	3,911	△11,204 <△12,162>
2 (2020)	△9,011		<△9,561>	△ 2,782	△ 9,356	△ 103	△21,253 <△21,803>	△ 2,514	4,651	△19,115 <△19,666>
3 (2021)	3,304		<2,228>	△ 2,691	△ 9,794	△ 241	△9,421 <△10,497>	△ 3,016	7,592	△4,846 <△5,921>
4 (2022)	6,888		<6,763>	△ 2,296	△ 9,307	△ 294	△5,009 <△5,134>	△ 2,725	9,174	1,440 <1,315>
5 (2023)	23,616		<23,459>	△ 2,157	△ 8,134	120	13,445 <13,288>	△ 2,022	△ 19,916	△8,493 <△8,651>

注1 決算の収入から「運用損益」、厚生年金勘定・国民年金の「積立金より受入」、基礎年金勘定の「前年度剰余金受入」を除いた額と、決算の支出から国共済・地共済・私学共済の「有価証券売却損等」を除いた額の差を、「運用損益分を除いた単年度収支残」としている。
 注2 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。
 注3 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含み、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。
 注4 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体の〈 〉内の額は、解散厚生年金基金等徴収金を控除した額である。
 注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。
 注6 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済は、長期経理、厚生年金保険経理及び経過的長期経理を加えたものである。
 注7 平成28(2016)年度の国共済、被用者年金計及び公的年金制度全体は、国共済の経過的長期経理に計上されている被用者年金の一元化に伴い仕付けられた積立金の精算額に係る利子相当額を収入から除いて算出したものである。

7 積立金

2-3-43 図表 2-3-26 は、公的年金の積立金⁸⁴（共済組合等については厚生年金保険経理の積立金であり、経過的長期経理の積立金を含まない）（時価ベース）の推移である。令和5（2023）年度末において、厚生年金全体では 288 兆円、公的年金制度全体では 304 兆円である。前年度末に比べ、厚生年金全体では 22.8%の増加、国民年金（国民年金勘定）では 19.8%の増加、公的年金全体では 21.4%の増加となった。

厚生年金の実施機関別にみると、全ての実施機関で増加している⁸⁵。

図表 2-3-26 公的年金の積立金（時価ベース）の推移

年度末	厚生年金勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金計 (被用者年金計)	国民年金		公的年金 制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17 (2005)	1,403,465	91,690	412,945	34,730	1,942,829	96,766	7,246	2,046,842
22 (2010)	1,141,532	80,942	366,356	33,733	1,622,563	77,394	7,246	1,707,203
27 (2015)	1,339,311	71,552	195,697	20,652	1,627,212	87,768	32,181	1,747,161
28 (2016)	1,444,462	71,145	200,478	20,562	1,736,648	89,668	31,926	1,858,241
29 (2017)	1,549,035	72,687	213,577	22,219	1,857,518	92,210	30,867	1,980,595
30 (2018)	1,573,302	72,709	212,807	22,878	1,881,696	91,543	33,355	2,006,594
元 (2019)	1,493,896	67,805	198,739	22,246	1,782,686	85,232	37,281	1,905,199
2 (2020)	1,841,927	81,607	241,401	28,486	2,193,421	103,259	41,942	2,338,623
3 (2021)	1,940,615	84,751	249,506	30,656	2,305,528	105,642	49,539	2,460,709
4 (2022)	1,975,392	84,874	249,532	31,769	2,341,567	104,518	58,717	2,504,802
5 (2023)	2,430,478	101,579	303,997	40,089	2,876,142	125,173	38,804	3,040,119
対前年度増減率(%)								
17 (2005)	1.5	3.5	6.8	5.0	2.8	△0.4	—	2.6
22 (2010)	△5.5	△2.7	△2.6	△0.7	△4.6	3.1	—	△4.3
27 (2015)	△2.0	・	・	・	・	△5.3	0.9	・
28 (2016)	7.9	△0.6	2.4	△0.4	6.7	2.2	△0.8	6.4
29 (2017)	7.2	2.2	6.5	8.1	7.0	2.8	△3.3	6.6
30 (2018)	1.6	0.0	△0.4	3.0	1.3	△0.7	8.1	1.3
元 (2019)	△5.0	△6.7	△6.6	△2.8	△5.3	△6.9	11.8	△5.1
2 (2020)	23.3	20.4	21.5	28.0	23.0	21.2	12.5	22.7
3 (2021)	5.4	3.9	3.4	7.6	5.1	2.3	18.1	5.2
4 (2022)	1.8	0.1	0.0	3.6	1.6	△1.1	18.5	1.8
5 (2023)	23.0	19.7	21.8	26.2	22.8	19.8	△33.9	21.4

注1 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 平成22(2010)年度までの国共済、地共済、私学共済、厚生年金計(被用者年金計)及び公的年金制度全体には、職域加算部分等を含む。

注3 厚生年金勘定・国民年金の時価ベースの積立金は、年金積立金管理運用独立行政法人(平成17(2005)年度は旧年金資金運用基金)における市場運用分について、株式等の評価損益も運用損益に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金勘定・国民年金への按分は、厚生年金勘定・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注4 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注5 平成27(2015)年10月の被用者年金一元化に伴い積立金の仕分けが行われたため、国共済、地共済、私学共済、厚生年金計(被用者年金計)及び公的年金制度全体について、平成28(2016)年度の対前年度増減率を算出していない。

注6 平成27(2015)年度以降の国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の積立金である。

⁸⁴ 厚生年金の積立金には、厚生年金基金が代行している部分の積立金は含まれていない。

⁸⁵ 平成28(2016)年度の国共済と私学共済で前年度末より積立金が減少しているのは、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算により、厚生年金保険経理の積立金の一部が経過的長期経理に移管されたことが影響している。なお、地共済については、平成28(2016)年度に、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算により、経過的長期経理の積立金の一部が厚生年金保険経理に移管されている。

2-3-44 図表 2-3-27 は、共済組合等の職域加算部分等の積立金も含んだ年度末積立金（時価ベース）の推移を示したものである。令和 5（2023）年度末の積立金は、国民年金（基礎年金勘定）で減少し、厚生年金勘定、国共済、地共済、私学共済、国民年金（国民年金勘定）で増加しており、共済組合等の職域加算部分等の積立金も含んだ公的年金制度全体の積立金は 336 兆円である⁸⁶。

図表 2-3-27 共済組合等の職域加算部分等の積立金を含む積立金（時価ベース）の推移

年度末 平成 /令和 (西暦)	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	被用者 年金計	国民年金		公的年金 制度全体
						国民年金勘定	基礎年金勘定	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
17 (2005)	1,403,465	91,690	412,945	34,730	1,942,829	96,766	7,246	2,046,842
22 (2010)	1,141,532	80,942	366,356	33,733	1,622,563	77,394	7,246	1,707,203
27 (2015)	1,339,311	78,239	405,464	40,727	1,863,740	87,768	32,181	1,983,689
28 (2016)	1,444,462	78,787	411,949	42,130	1,977,329	89,668	31,926	2,098,923
29 (2017)	1,549,035	79,740	431,465	44,202	2,104,441	92,210	30,867	2,227,518
30 (2018)	1,573,302	78,114	428,278	44,470	2,124,164	91,543	33,355	2,249,062
元 (2019)	1,493,896	71,735	398,684	42,627	2,006,942	85,232	37,281	2,129,455
2 (2020)	1,841,927	84,125	484,794	50,824	2,461,669	103,259	41,942	2,606,871
3 (2021)	1,940,615	85,945	500,551	52,760	2,579,871	105,642	49,539	2,735,052
4 (2022)	1,975,392	84,883	498,382	53,159	2,611,816	104,518	58,717	2,775,052
5 (2023)	2,430,478	101,605	602,778	62,717	3,197,578	125,173	38,804	3,361,555
対前年度増減率(%)								
17 (2005)	1.5	3.5	6.8	5.0	2.8	△0.4	—	2.6
22 (2010)	△5.5	△2.7	△2.6	△0.7	△4.6	3.1	—	△4.3
27 (2015)	△2.0	0.3	△4.5	△2.9	△2.5	△5.3	0.9	△2.6
28 (2016)	7.9	0.7	1.6	3.4	6.1	2.2	△0.8	5.8
29 (2017)	7.2	1.2	4.7	4.9	6.4	2.8	△3.3	6.1
30 (2018)	1.6	△2.0	△0.7	0.6	0.9	△0.7	8.1	1.0
元 (2019)	△5.0	△8.2	△6.9	△4.1	△5.5	△6.9	11.8	△5.3
2 (2020)	23.3	17.3	21.6	19.2	22.7	21.2	12.5	22.4
3 (2021)	5.4	2.2	3.3	3.8	4.8	2.3	18.1	4.9
4 (2022)	1.8	△1.2	△0.4	0.8	1.2	△1.1	18.5	1.5
5 (2023)	23.0	19.7	20.9	18.0	22.4	19.8	△33.9	21.1

注1 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 厚生年金勘定・国民年金の時価ベースの積立金は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17(2005)年度は旧年金資金運用基金）における市場運用分について、株式等の評価損益も運用損益に含める時価ベースで評価したものである。なお、平成22(2010)年度以前の時価ベースの評価には、旧年金福祉事業団から承継した資産に係る損益を含めており、承継資産に係る損益の厚生年金勘定・国民年金への按分は、厚生年金勘定・国民年金の積立金の元本平均残高の比率により行っている。

注3 基礎年金勘定の積立金は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注4 平成27(2015)年度以降の国共済の額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の積立金である。

⁸⁶ 共済組合等の経過的長期経理の積立金（共済組合等の職域加算部分等の積立金）も含むため、脚注 85（202 頁）にある平成 28(2016)年度末の国共済や私学共済についても、その年度末積立金（時価ベース）は増加している。

2-3-45 図表 2-3-28 は、令和 5 (2023) 年度末の各制度（共済組合等については厚生年金保険経理分）の積立金の資産構成を示したものである。

図表 2-3-28 積立金の資産構成 —令和 5 (2023) 年度末—

区 分	厚生年金勘定	国民年金 (国民年金勘定)
	時価ベース	時価ベース
預 託 金	% 3.7	% 4.1
市場運用分	96.3	95.9
〈 市場運用分計〉	〈 100.00 〉	〈 100.00 〉
(2,339,421)	(2,339,421)	(119,985)
国内債券	〈 24.86 〉	〈 24.86 〉
国内株式	〈 25.02 〉	〈 25.02 〉
外国債券	〈 24.54 〉	〈 24.54 〉
外国株式	〈 25.57 〉	〈 25.57 〉
年度末積立金	100.0 (2,430,478)	100.0 (125,173)

区 分	国共済(厚生年金保険経理)	
	簿価ベース	時価ベース
流動資産	% 11.1	% 8.0
現金・預金	3.7	2.6
未収収益・未収金等	7.4	5.3
固定資産	96.2	97.2
預託金	16.1	12.4
有価証券等	80.0	84.8
包括信託	80.0	84.8
不動産	—	—
貸付金	—	—
流動負債等	△7.2	△5.2
年度末積立金	100.0 (73,134)	100.0 (101,579)

区 分	地共済(厚生年金保険経理)	
	簿価ベース	時価ベース
流動資産	% 12.2	% 9.2
現金・預金	3.4	2.6
未収収益・未収金等	8.8	6.6
固定資産	87.8	90.9
預託金	—	—
有価証券等	87.8	90.9
包括信託	87.8	90.9
有価証券	—	—
生命保険等	—	—
不動産	—	—
貸付金	—	—
流動負債等	0.1	0.0
年度末積立金	100.0 (228,572)	100.0 (303,997)

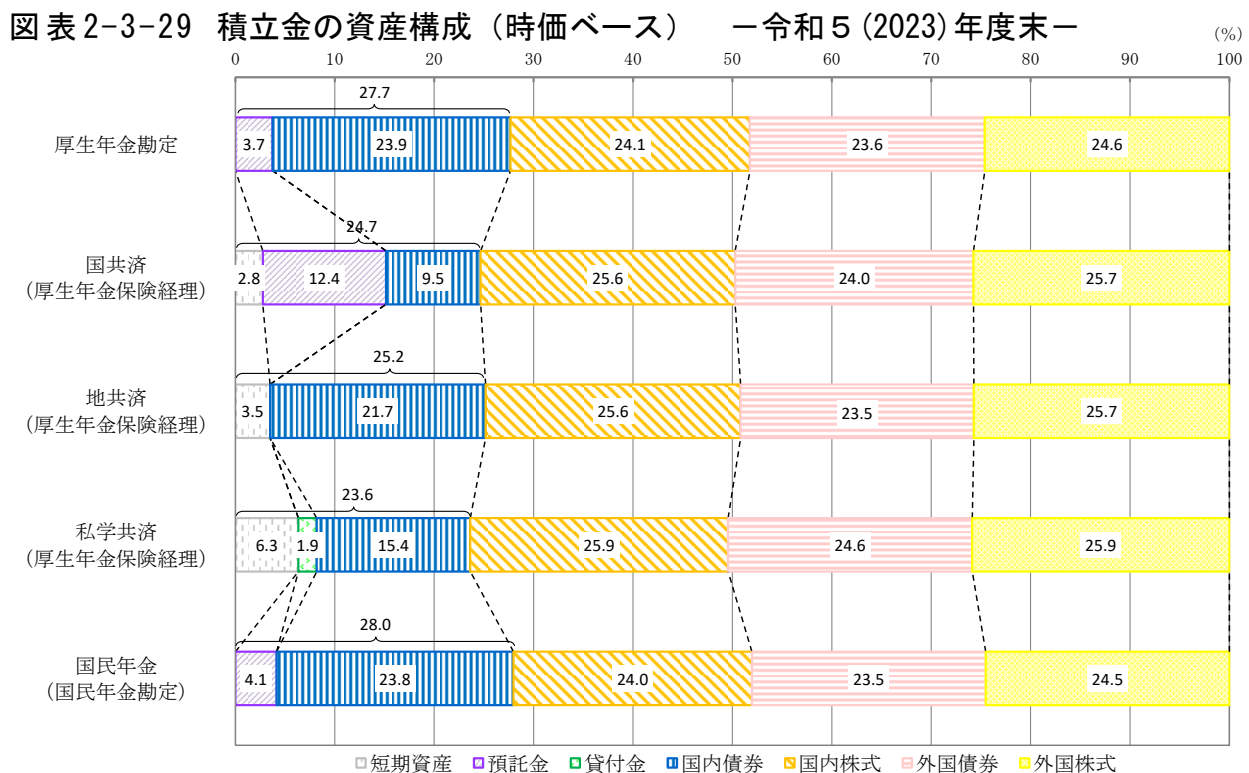
区 分	私学共済(厚生年金保険経理)	
	簿価ベース	時価ベース
流動資産	% 9.2	% 6.8
現金・預金	7.7	5.7
未収収益・未収金等	1.5	1.1
固定資産	91.4	93.7
預託金	—	—
有価証券等	88.9	91.8
包括信託	88.9	91.8
有価証券	—	—
生命保険等	—	—
不動産	—	—
貸付金	2.5	1.9
流動負債等	△0.6	△0.5
年度末積立金	100.0 (29,447)	100.0 (40,089)

注1 厚生年金勘定には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注2 ()内は実額(単位:億円)である。

2-3-46 図表 2-3-29 は、令和 5 (2023) 年度末の各制度（共済組合等については厚生年金保険経理分）の積立金の資産構成を図示したものである。また、図表 2-3-30 は、平成 27 (2015) 年度末から令和 5 (2023) 年度末までの各制度の積立金の推移を資産構成とともに図示したものである。ここでは、図表 2-3-28 における厚生年金勘定及び国民年金勘定の「市場運用分」、国共済、地共済及び私学共済の「有価証券等」を、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産に区分して、全体の中での構成割合を示している。

2-3-47 令和 5 (2023) 年度末の積立金の資産構成は、例えば国共済では預託金が大きな割合を占める等、制度により違いが見られるものの、伝統的 4 資産⁸⁷に区分⁸⁸したときの資産構成割合には制度間の大きな違いはない⁸⁹。また、被用者年金一元化以降、国内債券又は預託金の構成割合が減少傾向にあり、国内株式、外国債券及び外国株式が増加傾向にあるといった変化が見られる⁹⁰。このような資産構成が年金財政に与える影響についても注視していく必要がある。



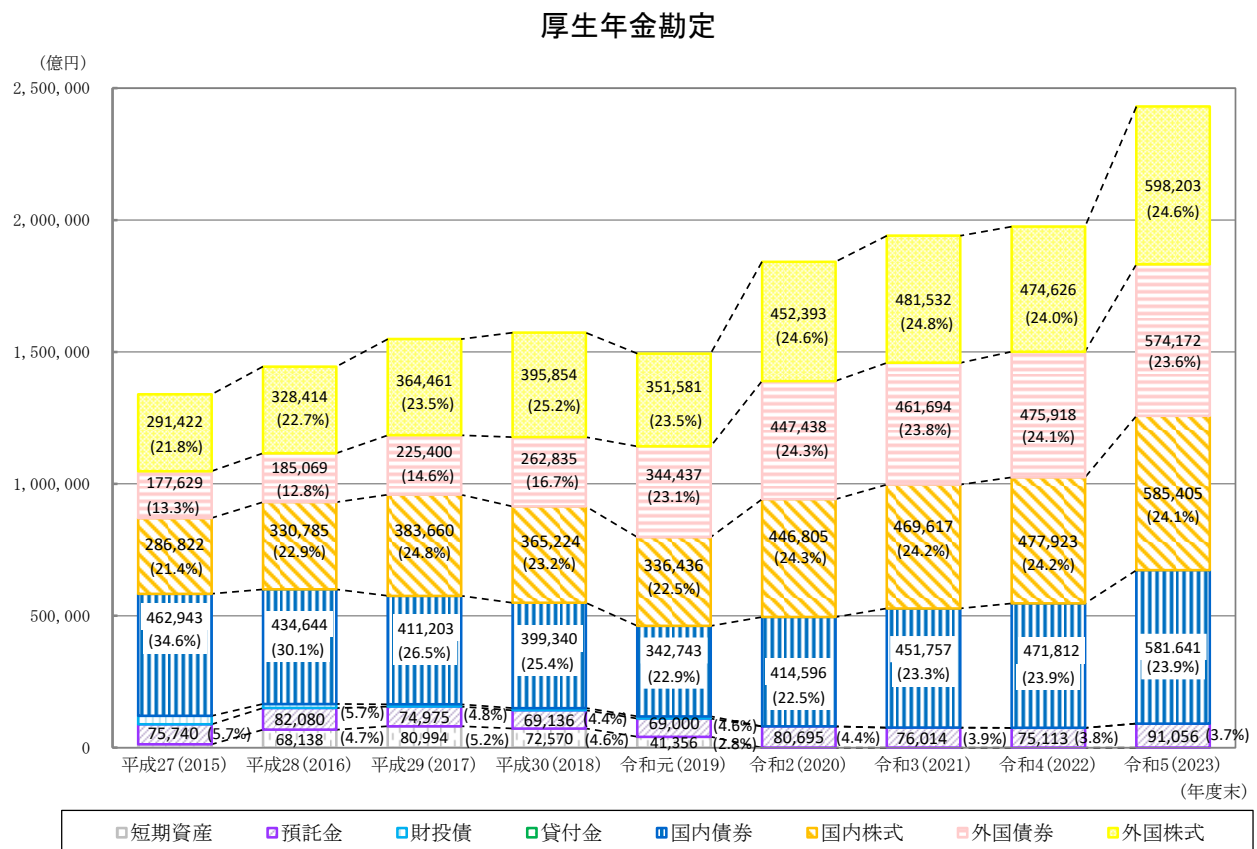
⁸⁷ 国内債券、国内株式、外国債券、外国株式のこと。

⁸⁸ 短期資産、預託金、貸付金を国内債券に含めている。

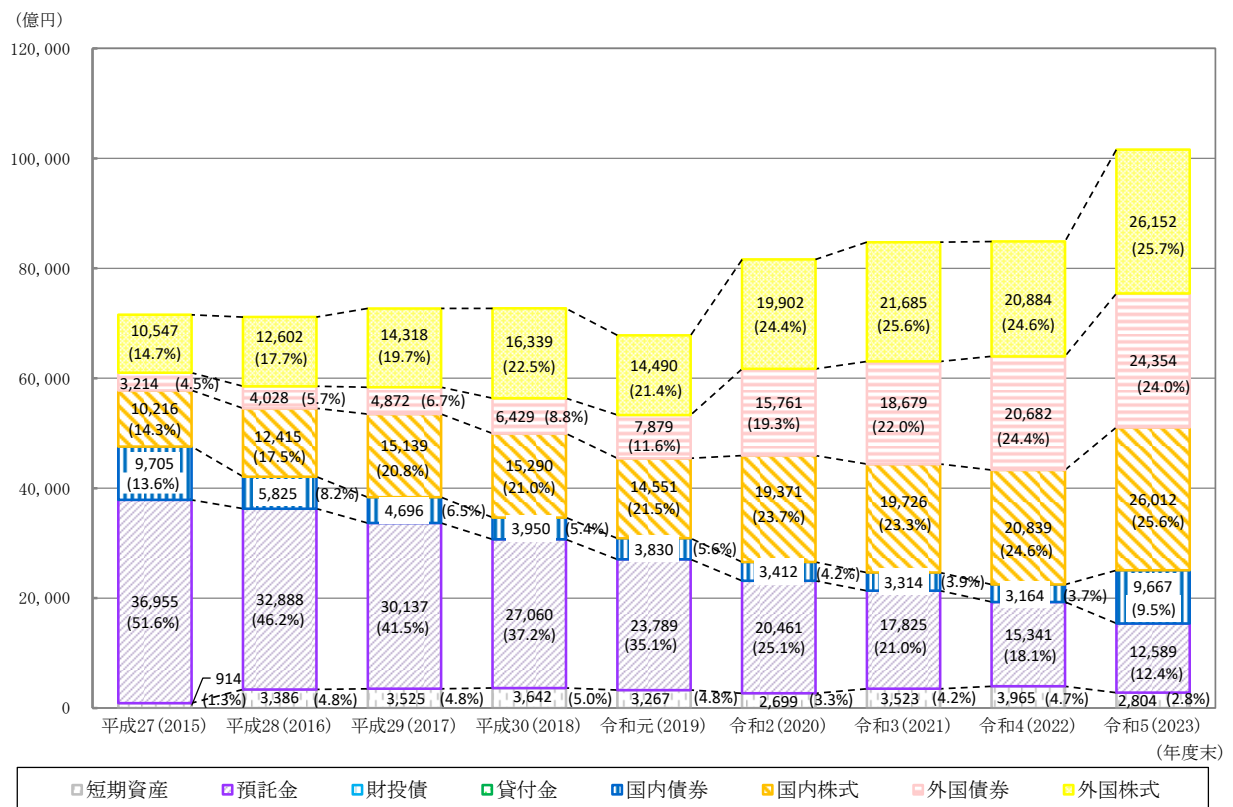
⁸⁹ 各管理運用主体が定めた基本ポートフォリオの資産構成割合が共通していること（図表 1-3-4 (82 頁) を参照。）によるものと考えられる。

⁹⁰ 共済組合等における平成 27 (2015) 年 10 月 1 日の被用者年金一元化に伴う積立金の概算仕分け時点の資産構成は、第 1 章「参考」被用者年金一元化に伴う積立金概算仕分け結果 (83 頁) を参照。

図表2-3-30 公的年金の積立金（時価ベース）の資産構成別の推移

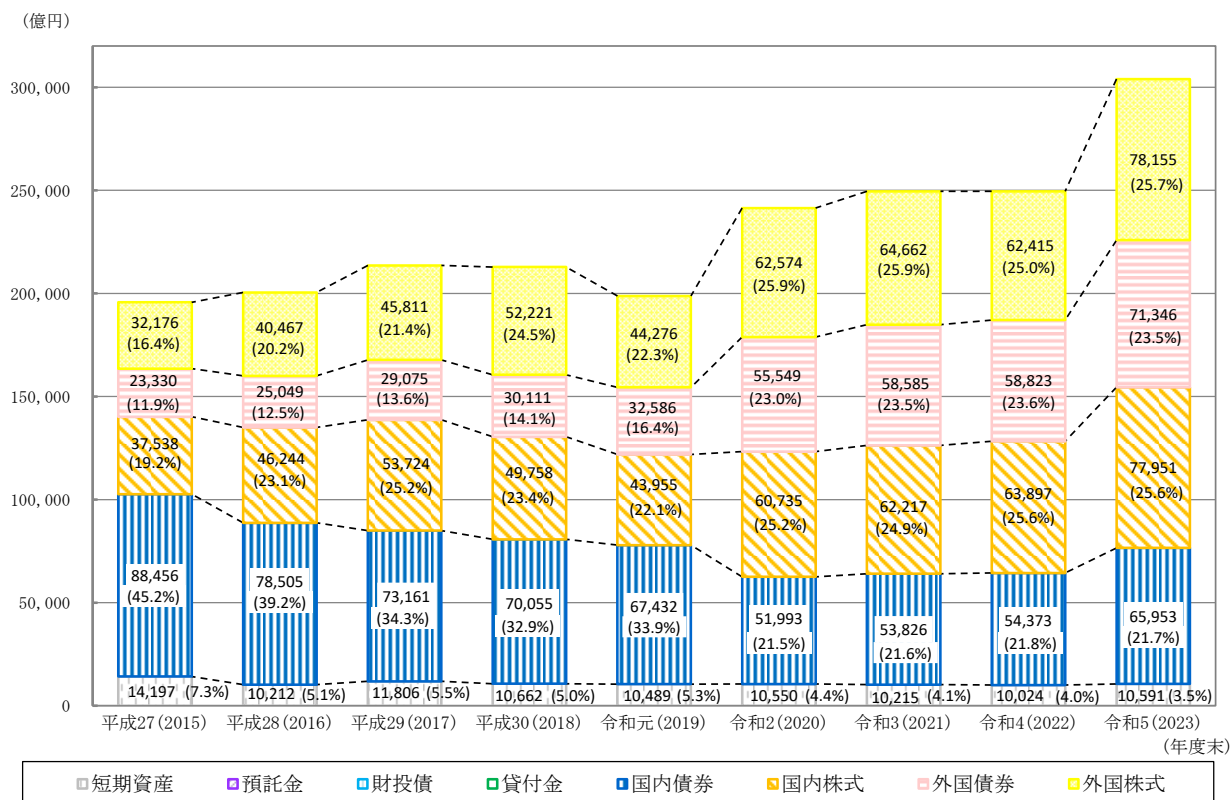


国共済（厚生年金保険経理）

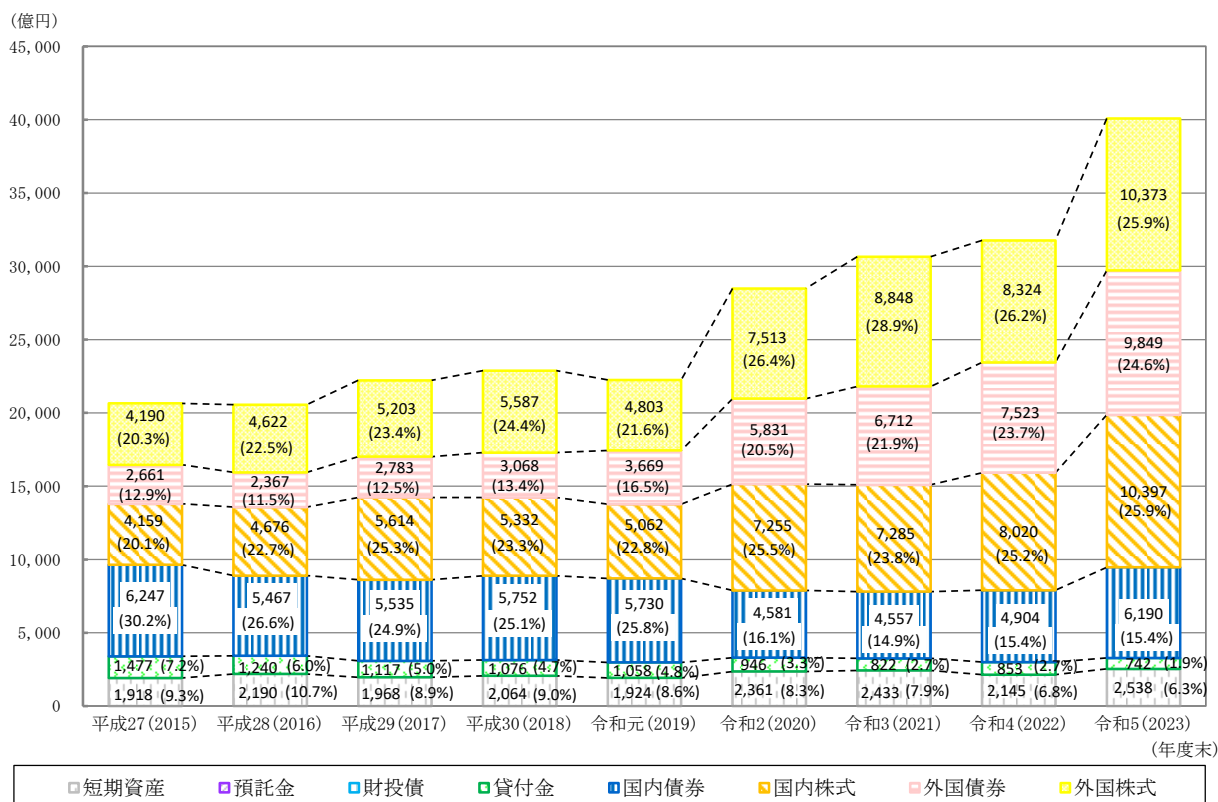


図表 2-3-30 公的年金の積立金（時価ベース）の資産構成別の推移（続き）

地共済（厚生年金保険経理）

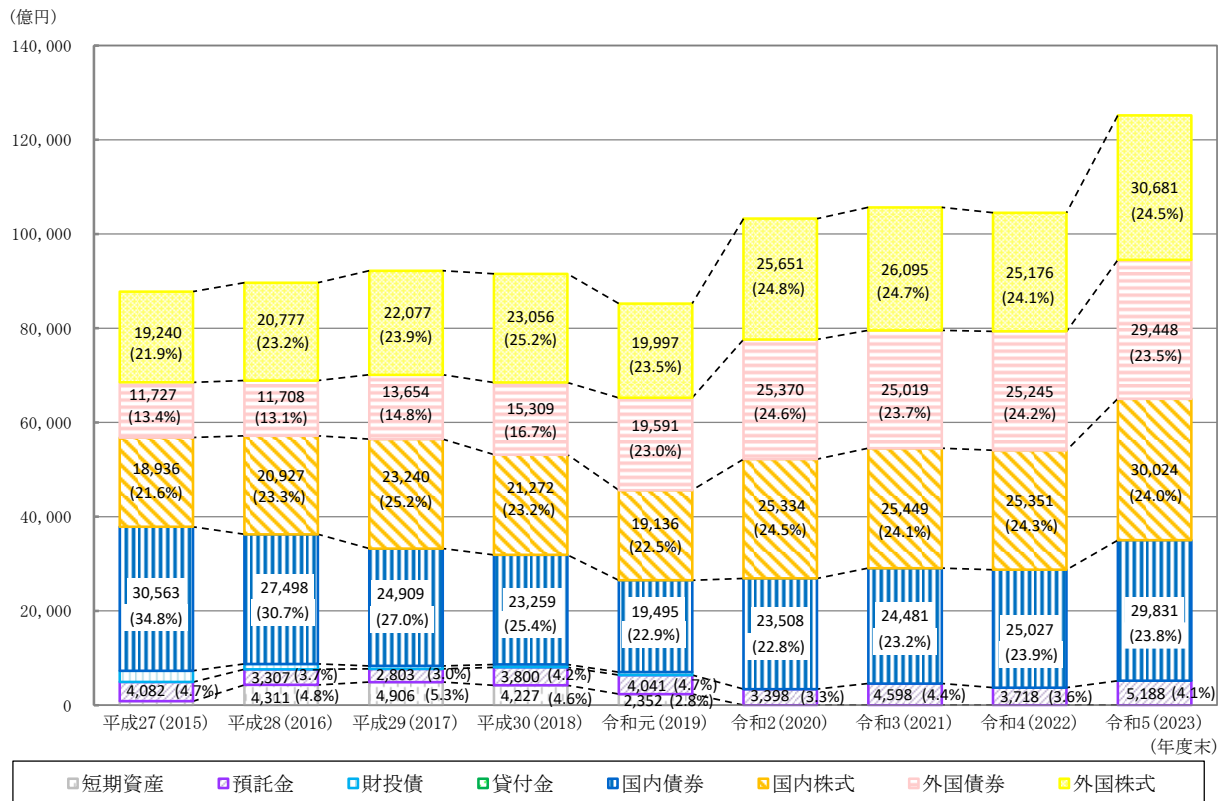


私学共済（厚生年金保険経理）



図表 2-3-30 公的年金の積立金（時価ベース）の資産構成別の推移（続き）

国民年金（国民年金勘定）



8 基礎年金制度の実績（確定値ベース）

2-3-48 図表 2-3-31 は、基礎年金等給付費、特別国庫負担額、保険料・拠出金算定対象額、基礎年金拠出金単価及び基礎年金拠出金算定対象者数等の推移を確定値ベースでみたものである。決算ベースの額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計であることから、基礎年金制度としての実績をみるには確定値ベースでみるのが適当である。

2-3-49 保険料・拠出金算定対象額は令和 4（2022）年度を除き毎年度増加してきた。対前年度増加率は平成 24（2012）年度から平成 29（2017）年度までは 2～3％台、平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度までは 1％台、令和 3（2021）年度は 0.6％と徐々に鈍化したが、令和 5（2023）年度は 1.6％の増加となっている。この保険料・拠出金算定対象額の各制度分担分が各制度の基礎年金拠出金であり、当該算定対象額を各制度の基礎年金拠出金算定対象者数で按分した額となっている。

2-3-50 基礎年金拠出金算定対象者数（合計）は、平成 17（2005）年度に国民年金第 3 号被保険者の特例届出措置の影響等で増加し、平成 24（2012）年度に同年 10 月から 3 年間の時限措置で設けられた保険料の後納制度⁹¹による影響等で増加したほかは、減少傾向であった。平成 26（2014）年度から増加に転じたが、令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度は減少、令和 4（2022）年度は増加し、令和 5（2023）年度は 0.2％の減少となっている。

2-3-51 基礎年金拠出金単価は、上記の保険料・拠出金算定対象額及び基礎年金拠出金算定対象者数の動向を反映し、令和 5（2023）年度は 1.8％増加し、37,697 円（月額）となっている。このうち、国庫・公経済負担分を除いた保険料相当額は、18,849 円である⁹²。

ここで、基礎年金勘定の積立金（昭和 61（1986）年 4 月前に国民年金に任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金⁹³及びその運用益）については、平成 27（2015）年度から令和 6（2024）年度までの各年度において基礎年金拠出金の軽減に充てることになっている。この軽減後の拠出金単価は、被用者年金で 37,422 円、国民年金で 37,578 円である。

⁹¹ 平成 24（2012）年 10 月から 3 年間の時限措置で設けられた、時効になった保険料を過去 10 年分遡って納めることができる制度。平成 27（2015）年 10 月からは 3 年間の時限措置として 5 年分に短縮された。

⁹² 令和 5（2023）年度の国民年金の保険料は 16,520 円であり、この額を下回っているが、積立金またはその運用収益を充当することにより、国民年金（国民年金勘定）の財政均衡が確保されている（令和元（2019）年財政検証に基づく公的年金制度の財政検証（ピアレビュー）第 2 章第 2 節（3）（100 頁）参照）。

⁹³ 一元化が行われた時点の積立金残高は 1.6 兆円（第 75 回社会保障審議会年金数理部会における年金局数理課の発言）であり、その後、各年度の基礎年金拠出金の軽減に使用された額は、図表 2-3-33 中の（ ）内を参照。

図表2-3-31 基礎年金等給付費、特別国庫負担額、基礎年金拠出金単価、基礎年金拠出金算定対象者数等の推移《確定値ベース》

年度 平成 /令和	基礎年金等 給付費 ①	特別国庫 負担額 ②	保険料・ 拠出金 算定対象額 ①-②	基礎年金 拠出金 単価 ①-②/③/12	基礎年金拠出金算定対象者数							
					合計 ③	厚生年金 勘定			国共済	地共済	私学共済	国民年金 勘定
							旧三共済	旧農林年金				
7 (1995)	109,779	4,914	104,865	14,111	61,928	41,259	731	640	1,571	4,385	481	12,860
12 (2000)	142,140	4,833	137,307	19,149	59,753	40,747		582	1,553	4,224	485	12,162
17 (2005)	169,246	4,830	164,416	22,986	59,606	41,766			1,519	4,097	523	11,701
22 (2010)	199,701	3,300	196,401	29,947	54,651	39,970			1,399	3,615	527	9,141
27 (2015)	225,320	3,353	221,967	34,192	54,098	40,756			1,362	3,424	560	7,996
28 (2016)	230,371	3,414	226,957	34,863	54,250	41,482			1,353	3,394	568	7,453
29 (2017)	235,566	3,574	231,992	35,503	54,454	42,222			1,340	3,363	576	6,953
30 (2018)	238,691	3,721	234,971	35,797	54,700	42,618			1,328	3,327	581	6,846
元 (2019)	241,402	3,799	237,602	36,182	54,724	42,850			1,314	3,304	586	6,670
2 (2020)	244,734	3,906	240,828	36,813	54,516	42,669			1,307	3,385	591	6,564
3 (2021)	246,338	3,985	242,353	37,094	54,446	42,537			1,297	3,391	593	6,627
4 (2022)	246,223	4,053	242,170	37,043	54,480	42,599			1,276	3,313	595	6,696
5 (2023)	250,238	4,182	246,056	37,697	54,393	42,714			1,251	3,235	595	6,599
対前年度増減率 (%)												
17 (2005)	3.3	△0.2	3.4	0.3	3.1	4.2			2.2	1.8	4.5	△0.0
22 (2010)	1.2	△3.0	1.2	2.5	△1.2	△0.6			△0.9	△1.6	0.7	△4.1
27 (2015)	3.2	2.1	3.2	3.2	0.1	1.3			△0.5	△0.8	1.5	△5.2
28 (2016)	2.2	1.8	2.2	2.0	0.3	1.8			△0.6	△0.9	1.5	△6.8
29 (2017)	2.3	4.7	2.2	1.8	0.4	1.8			△0.9	△0.9	1.3	△6.7
30 (2018)	1.3	4.1	1.3	0.8	0.5	0.9			△0.9	△1.1	1.0	△1.5
元 (2019)	1.1	2.1	1.1	1.1	0.0	0.5			△1.1	△0.7	0.7	△2.6
2 (2020)	1.4	2.8	1.4	1.7	△0.4	△0.4			△0.6	2.4	0.9	△1.6
3 (2021)	0.7	2.0	0.6	0.8	△0.1	△0.3			△0.7	0.2	0.4	1.0
4 (2022)	△0.0	1.7	△0.1	△0.1	0.1	0.1			△1.6	△2.3	0.2	1.0
5 (2023)	1.6	3.2	1.6	1.8	△0.2	0.3			△2.0	△2.4	△0.0	△1.4

年度		基礎年金拠出金算定対象者数の構成比							
		合計	厚生年金 勘定			国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金 勘定)
				旧三共済	旧農林年金				
平成 /令和	(西暦)	%	%	%	%	%	%	%	
7	(1995)	100.00	66.62	1.18	1.03	2.54	7.08	0.78	20.77
12	(2000)	100.00	68.19		0.97	2.60	7.07	0.81	20.35
17	(2005)	100.00		70.07		2.55	6.87	0.88	19.63
22	(2010)	100.00		73.14		2.56	6.61	0.96	16.73
27	(2015)	100.00		75.34		2.52	6.33	1.04	14.78
28	(2016)	100.00		76.46		2.49	6.26	1.05	13.74
29	(2017)	100.00		77.54		2.46	6.18	1.06	12.77
30	(2018)	100.00		77.91		2.43	6.08	1.06	12.51
元	(2019)	100.00		78.30		2.40	6.04	1.07	12.19
2	(2020)	100.00		78.27		2.40	6.21	1.08	12.04
3	(2021)	100.00		78.13		2.38	6.23	1.09	12.17
4	(2022)	100.00		78.19		2.34	6.08	1.09	12.29
5	(2023)	100.00		78.53		2.30	5.95	1.09	12.13

注1 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成17(2005)年度は第3号被保険者の特例届出の措置が講じられたため、拠出金算定対象者数が1,472千人増加している。

2-3-52 図表 2-3-32 は、令和 5 (2023) 年度の基礎年金拠出金算定対象者数の内訳（確定値ベース）を示したものである。公的年金制度全体の国民年金第 2 号被保険者数に対する国民年金第 3 号被保険者数の比率は 0.17 であり、制度別にみると、国共済で高く私学共済で低い。

図表 2-3-32 基礎年金拠出金算定対象者数の内訳 —令和 5 (2023) 年度確定値ベース—

区分	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)	合計
拠出金算定対象者数	千人 42,714	千人 1,251	千人 3,235	千人 595	千人 6,599	千人 54,393
国民年金第1号 ①					6,599	6,599
国民年金第2号 ②	36,503	1,007	2,768	527		40,805
国民年金第3号 ③	6,211	244	467	67		6,989
国民年金第2号に対する 国民年金第3号の比率 ③／②	0.17	0.24	0.17	0.13		0.17

2-3-53 図表 2-3-33 は、確定値ベースの基礎年金拠出金（特別国庫負担分を除く）の推移を示したものである。

厚生年金計では、基礎年金等給付費の増加に伴って保険料・拠出金算定対象額が増加していることを反映し、基礎年金拠出金は令和 4 (2022) 年度を除き増加しており、令和 5 (2023) 年度は 1.8%増加している。一方、国民年金（国民年金勘定）では、拠出金算定対象者数の全体に占める割合が減少していることから、基礎年金拠出金は平成 26 (2014) 年度以降減少していたが、令和 2 (2020) 年度以降は増加しており、令和 5 (2023) 年度は 0.3%増加した。

なお、2-3-51 で述べた令和 5 (2023) 年度における基礎年金勘定の積立金による基礎年金拠出金の軽減額は 1,556 億円であり、その内訳は、厚生年金勘定 1,305 億円、国共済 38 億円、地共済 99 億円、私学共済 18 億円、国民年金（国民年金勘定）94 億円である。

図表2-3-33 基礎年金拠出金の推移《確定値ベース》(特別国庫負担分を除く)

年度	厚生年金勘定			国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
		旧三共済	旧農林年金						
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)	69,866	1,239	1,084	2,660	7,425	815	83,089	21,777	104,865
12 (2000)	93,633		1,338	3,569	9,705	1,116	109,361	27,946	137,307
17 (2005)		115,207		4,190	11,300	1,443	132,139	32,276	164,416
22 (2010)		143,640		5,027	12,991	1,894	163,552	32,849	196,401
27 (2015)		165,922		5,543	13,941	2,280	187,687	32,690	220,377
		<167,225> (1,303)		<5,586> (44)	<14,050> (109)	<2,298> (18)	<189,160> (1,473)	<32,807> (118)	<221,967> (1,591)
28 (2016)		172,226		5,616	14,091	2,360	194,293	31,072	225,366
		<173,540> (1,314)		<5,659> (43)	<14,198> (107)	<2,378> (18)	<195,775> (1,482)	<31,181> (109)	<226,957> (1,591)
29 (2017)		178,584		5,669	14,224	2,436	200,913	29,521	230,435
		<179,880> (1,296)		<5,711> (41)	<14,327> (103)	<2,454> (18)	<202,371> (1,458)	<29,621> (99)	<231,992> (1,557)
30 (2018)		181,770		5,665	14,190	2,480	204,105	29,309	233,414
		<183,070> (1,300)		<5,706> (41)	<14,292> (101)	<2,498> (18)	<205,565> (1,460)	<29,406> (97)	<234,971> (1,557)
元 (2019)		184,745		5,666	14,246	2,525	207,182	28,863	236,045
		<186,048> (1,304)		<5,706> (40)	<14,346> (101)	<2,543> (18)	<208,644> (1,462)	<28,958> (95)	<237,602> (1,557)
2 (2020)		187,193		5,733	14,850	2,593	210,369	28,903	239,272
		<188,495> (1,302)		<5,773> (40)	<14,954> (103)	<2,611> (18)	<211,832> (1,463)	<28,997> (94)	<240,828> (1,557)
3 (2021)		188,042		5,734	14,992	2,624	211,392	29,405	240,797
		<189,343> (1,300)		<5,774> (40)	<15,095> (104)	<2,642> (18)	<212,854> (1,462)	<29,499> (95)	<242,353> (1,557)
4 (2022)		188,058		5,634	14,627	2,625	210,944	29,670	240,614
		<189,360> (1,302)		<5,673> (39)	<14,728> (101)	<2,644> (18)	<212,404> (1,461)	<29,766> (96)	<242,170> (1,556)
5 (2023)		191,916		5,619	14,536	2,671	214,743	29,758	244,501
		<193,222> (1,305)		<5,658> (38)	<14,635> (99)	<2,690> (18)	<216,204> (1,461)	<29,852> (94)	<246,056> (1,555)
対前年度増減率(%)									
17 (2005)		4.4		2.5	2.0	4.8	4.2	0.3	3.4
22 (2010)		1.9		1.6	0.9	3.2	1.8	△1.7	1.2
27 (2015)		3.6		1.9	1.5	3.9	3.4	△2.6	2.5
28 (2016)		3.8		1.3	1.1	3.5	3.5	△4.9	2.3
29 (2017)		3.7		0.9	0.9	3.2	3.4	△5.0	2.2
30 (2018)		1.8		△0.1	△0.2	1.8	1.6	△0.7	1.3
元 (2019)		1.6		0.0	0.4	1.8	1.5	△1.5	1.1
2 (2020)		1.3		1.2	4.2	2.7	1.5	0.1	1.4
3 (2021)		0.5		0.0	1.0	1.2	0.5	1.7	0.6
4 (2022)		0.0		△1.8	△2.4	0.1	△0.2	0.9	△0.1
5 (2023)		2.1		△0.3	△0.6	1.8	1.8	0.3	1.6

注1 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

注2 平成27(2015)年度以降の基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金(昭和61年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金及びその運用益)による基礎年金拠出金の軽減後の額である。なお、< >内の額は軽減前の額であり、()内の額は軽減額である。

2-3-54 図表 2-3-34 は、確定値ベースの基礎年金交付金の推移を示したものである。各制度とも減少が続けているが、これは、基礎年金交付金が、旧法年金に係る基礎年金相当給付費に充てられるものだからである。

図表 2-3-34 基礎年金交付金の推移《確定値ベース》

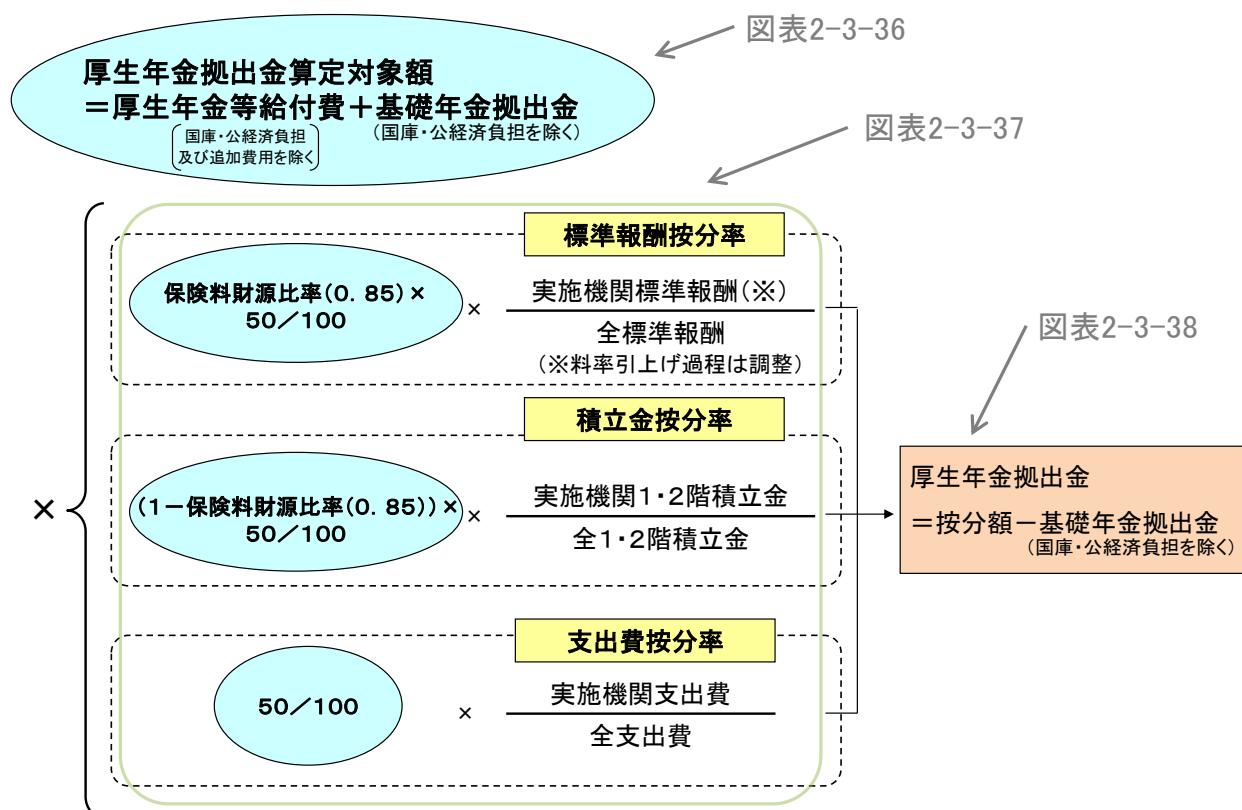
年度	厚生年金勘定			国共済	地共済	私学共済	厚生年金計	国民年金 (国民年金勘定)	公的年金 制度全体
	旧三共済	旧農林年金							
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7 (1995)	25,986	2,347	615	2,167	5,206	297	36,619	31,507	68,126
12 (2000)	24,234		547	2,077	4,724	239	31,822	25,588	57,410
17 (2005)		18,923		1,638	3,563	180	24,304	18,583	42,887
22 (2010)		13,864		1,150	2,559	112	17,685	12,358	30,043
27 (2015)		7,513		678	1,464	58	9,713	6,286	15,999
28 (2016)		6,235		605	1,287	51	8,177	5,384	13,562
29 (2017)		5,280		526	1,114	43	6,964	4,537	11,501
30 (2018)		4,477		454	956	37	5,924	3,778	9,702
元 (2019)		3,771		390	814	31	5,006	3,106	8,112
2 (2020)		3,163		332	690	25	4,210	2,532	6,742
3 (2021)		2,581		278	575	20	3,455	2,026	5,481
4 (2022)		2,049		227	467	16	2,759	1,563	4,322
5 (2023)		1,616		185	378	12	2,192	1,188	3,380
対前年度増減率(%)									
17 (2005)		△ 6.1		△5.3	△5.5	△6.3	△5.9	△6.9	△6.3
22 (2010)		△ 9.1		△7.7	△8.0	△9.0	△8.8	△10.2	△9.4
27 (2015)		△ 14.1		△10.4	△11.2	△12.7	△13.4	△13.2	△13.3
28 (2016)		△ 17.0		△10.8	△12.1	△13.0	△15.8	△14.3	△15.2
29 (2017)		△ 15.3		△13.0	△13.4	△14.9	△14.8	△15.7	△15.2
30 (2018)		△ 15.2		△13.6	△14.2	△15.1	△14.9	△16.7	△15.6
元 (2019)		△ 15.8		△14.2	△14.9	△15.2	△15.5	△17.8	△16.4
2 (2020)		△ 16.1		△14.7	△15.2	△19.8	△15.9	△18.5	△16.9
3 (2021)		△ 18.4		△16.3	△16.7	△19.3	△17.9	△20.0	△18.7
4 (2022)		△ 20.6		△18.3	△18.7	△21.3	△20.1	△22.9	△21.2
5 (2023)		△ 21.1		△18.5	△19.1	△22.0	△20.6	△24.0	△21.8

注 厚生年金勘定の平成7(1995)年度は旧三共済、旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度は旧農林年金を含まない。

9 厚生年金制度の実績（確定値ベース）

2-3-55 厚生年金制度は、各実施機関に分かれて運営されているが、厚生年金拠出金・交付金を通じて財政的に一元化されている。ここで、決算ベースの額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計（初年度である平成 27(2015)年度及び2年目である平成 28(2016)年度は当年度の概算額）であることから、厚生年金制度としての実績をみるには確定値ベースでみるのが適当である。

図表 2-3-35 厚生年金拠出金計算のイメージ（当分の間の激変緩和措置中のもの）

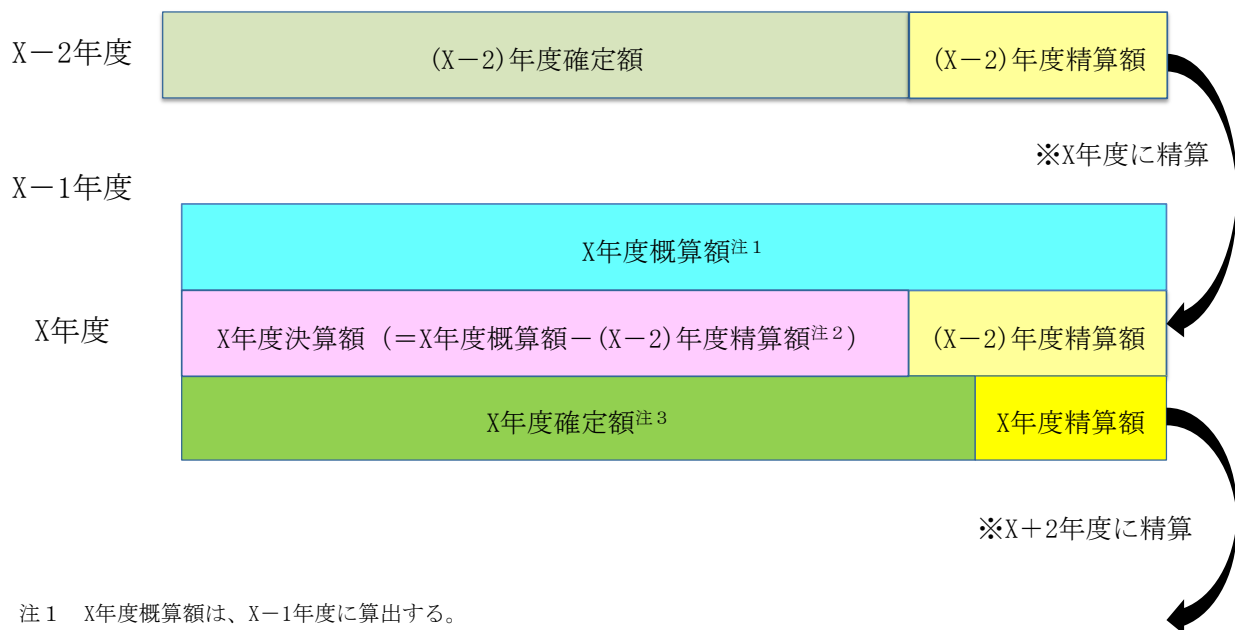


(参考) 厚生年金拠出金の概算・精算の仕組み

年度		概算額 ①	精算額 〔 前々年度の ①-③ ② 〕	決算額 ①-②	確定額 (確定値) ③	翌々年度に 精算する額 ①-③
令和 (西暦)		億円	億円	億円	億円	億円
2 (2020)	国 共 済	10,910	309	10,601	10,597	313
	地 共 済	31,766	1,073	30,694	31,251	515
	私 学 共 済	3,594	223	3,371	3,377	218
3 (2021)	国 共 済	11,249	344	10,906	10,563	686
	地 共 済	33,195	453	32,742	31,241	1,954
	私 学 共 済	3,853	185	3,669	3,486	368
4 (2022)	国 共 済	10,572	312	10,260	10,428	143
	地 共 済	31,681	511	31,170	31,044	637
	私 学 共 済	3,716	211	3,506	3,554	162
5 (2023)	国 共 済	10,784	682	10,102	10,425	360
	地 共 済	32,362	1,942	30,420	30,950	1,412
	私 学 共 済	3,925	420	3,505	3,639	286

注 精算額には、過年度拠出に係る算定額を遡及訂正した場合の影響を含めている。

(イメージ図)



注1 X年度概算額は、X-1年度に算出する。

注2 一般的に概算額は確定額より大きくなるが、小さくなることもあり得る。その場合、決算額は当年度概算額に前々年度精算額を加算した額となる。

注3 X年度確定額は、X+1年度に確定する。

2-3-56 図表 2-3-36 は、確定値ベースの厚生年金拠出金算定対象額の推移である。厚生年金拠出金算定対象額は厚生年金等給付費（国庫・公経済負担及び追加費用を除く）に基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除く）を加えたものであり、令和5（2023）年度は39.6兆円である。

図表 2-3-36 厚生年金拠出金算定対象額の推移《確定値ベース》

年度	厚生年金等給付費 〔国庫・公経済負担 及び追加費用を除く〕 ①	基礎年金拠出金 （国庫・公経済負担を除く） ②	厚生年金拠出金 算定対象額 ①＋②
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円
27 (2015)	141,111	47,325	188,435
28 (2016)	280,962	97,913	378,874
29 (2017)	280,867	101,201	382,067
30 (2018)	282,483	102,795	385,279
元 (2019)	282,296	104,335	386,631
2 (2020)	282,458	105,926	388,384
3 (2021)	283,749	106,435	390,183
4 (2022)	285,122	106,207	391,330
5 (2023)	288,207	108,107	396,314
対前年度増減率(%)			
27 (2015)	・	・	・
28 (2016)	・	・	・
29 (2017)	△0.0	3.4	0.8
30 (2018)	0.6	1.6	0.8
元 (2019)	△0.1	1.5	0.4
2 (2020)	0.1	1.5	0.5
3 (2021)	0.5	0.5	0.5
4 (2022)	0.5	△0.2	0.3
5 (2023)	1.1	1.8	1.3

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である(このため、平成28(2016)年度の対前年度増減率を算出していない。)

2-3-57 図表 2-3-37 は、確定値ベースの厚生年金拠出金按分率の推移である。厚生年金拠出金は標準報酬按分及び積立金按分を原則としつつ、当分の間は激変緩和措置として支出費按分も行われている。

図表 2-3-37 厚生年金拠出金按分率《確定値ベース》の推移

年度	標準報酬按分率				積立金按分率				支出費按分率			
	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済
平成 /令和 (西暦)												
27 (2015)	0.355	0.015	0.040	0.005	0.072	0.003	0.009	0.001	0.423	0.018	0.054	0.005
28 (2016)	0.356	0.015	0.039	0.005	0.072	0.003	0.009	0.001	0.424	0.018	0.053	0.005
29 (2017)	0.357	0.014	0.038	0.005	0.072	0.003	0.009	0.001	0.425	0.018	0.052	0.005
30 (2018)	0.358	0.014	0.038	0.005	0.072	0.003	0.009	0.001	0.425	0.018	0.052	0.005
元 (2019)	0.358	0.014	0.037	0.005	0.072	0.003	0.009	0.001	0.424	0.018	0.053	0.005
2 (2020)	0.366	0.014	0.039	0.006	0.064	0.003	0.008	0.001	0.424	0.018	0.053	0.005
3 (2021)	0.366	0.014	0.039	0.006	0.064	0.003	0.008	0.001	0.424	0.018	0.053	0.005
4 (2022)	0.368	0.014	0.037	0.006	0.064	0.003	0.008	0.001	0.424	0.017	0.053	0.006
5 (2023)	0.369	0.014	0.036	0.006	0.064	0.003	0.008	0.001	0.425	0.017	0.053	0.006

注 ここでは、小数第4位を四捨五入して表示しているが、実際には、厚生年金拠出金の金額に誤差が生じないよう、十分な桁数をもって計算が行われている。

2-3-58 図表 2-3-38 は、確定値ベースの厚生年金の実施機関たる共済組合等の厚生年金拠出金の推移である。

図表 2-3-38 厚生年金拠出金《確定値ベース》の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	計
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円
27 (2015)	5,390	15,862	1,541	22,793
28 (2016)	10,756	30,852	3,086	44,694
29 (2017)	10,644	30,707	3,103	44,454
30 (2018)	10,672	31,019	3,177	44,868
元 (2019)	10,638	31,096	3,256	44,990
2 (2020)	10,597	31,251	3,377	45,225
3 (2021)	10,563	31,241	3,486	45,290
4 (2022)	10,428	31,044	3,554	45,026
5 (2023)	10,425	30,950	3,639	45,013
対前年度増減率(%)				
27 (2015)	・	・	・	・
28 (2016)	・	・	・	・
29 (2017)	△1.0	△0.5	0.6	△0.5
30 (2018)	0.3	1.0	2.4	0.9
元 (2019)	△0.3	0.2	2.5	0.3
2 (2020)	△0.4	0.5	3.7	0.5
3 (2021)	△0.3	△0.0	3.2	0.1
4 (2022)	△1.3	△0.6	2.0	△0.6
5 (2023)	△0.0	△0.3	2.4	△0.0

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である(このため、平成28(2016)年度の対前年度増減率を算出していない。)

2-3-59 図表 2-3-39 は、確定値ベースの厚生年金の実施機関たる共済組合等に対する厚生年金交付金の推移である。

図表 2-3-39 厚生年金交付金《確定値ベース》の推移

年度	国共済	地共済	私学共済	計
平成 /令和 (西暦)	億円	億円	億円	億円
27 (2015)	5,397	16,952	1,303	23,653
28 (2016)	10,875	32,714	2,657	46,246
29 (2017)	10,780	32,624	2,700	46,104
30 (2018)	10,815	33,148	2,769	46,732
元 (2019)	10,820	33,465	2,836	47,121
2 (2020)	10,772	33,425	2,882	47,079
3 (2021)	10,799	33,797	2,942	47,538
4 (2022)	10,803	34,202	2,997	48,003
5 (2023)	10,819	34,419	3,068	48,306
対前年度増減率(%)				
27 (2015)	・	・	・	・
28 (2016)	・	・	・	・
29 (2017)	△0.9	△0.3	1.6	△0.3
30 (2018)	0.3	1.6	2.5	1.4
元 (2019)	0.0	1.0	2.4	0.8
2 (2020)	△0.4	△0.1	1.6	△0.1
3 (2021)	0.2	1.1	2.1	1.0
4 (2022)	0.0	1.2	1.9	1.0
5 (2023)	0.1	0.6	2.4	0.6

注 平成27(2015)年度は、被用者年金一元化後の半年分の額である(このため、平成28(2016)年度の対前年度増減率を算出していない。)

第4節 財政指標の現状及び推移

2-4-1 第3節では財政収支の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をより的確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せて把握する必要がある。

2-4-2 年金数理部会では、従来、財政状況の把握の一助とするため、制度の成熟度を表す「年金扶養比率」、保険料賦課ベースでみた給付費の大きさを表す「総合費用率」、「独自給付費率」、実質的な収支状況を表す「収支比率」、積立状況を表す「積立比率」の5つの財政指標を、平成20(2008)年度からは総合費用を同年度の保険料収入でどの程度まで賄えるかを表す「保険料比率」も作成し、分析を行ってきた⁹⁴。

2-4-3 平成27(2015)年度の被用者年金の一元化に伴い、被用者年金は厚生年金に相当する部分までが財政的に一元化され、共済組合等の職域加算部分は廃止された。これを踏まえ、平成27(2015)年度以降、従来の「厚生年金相当部分に係る総合費用率」を「総合費用率」と、従来の「厚生年金相当部分に係る独自給付費率」を「独自給付費率」と再定義することとした。

また、財政的に一元化された以上、必ずしも全ての財政指標を実施機関別に把握する必要はないため、厚生年金計と国民年金の財政指標を基本とすることとした。ただし、この被用者年金の一元化が統合という形をとっていないことから、「年金扶養比率」と「積立比率」については、引き続き、実施機関別にもみていくこととする。

2-4-4 なお、財政指標の作成にあたっては、厚生年金全体の状況を把握するため、旧厚生年金に厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値を用いている。また、基礎年金拠出金及び国庫・公経済負担について、令和元(2019)年度までは決算額を用いていたが、令和2(2020)年度からは確定値を用いている。

⁹⁴ 令和2(2020)年度の報告において、「平成16(2004)年改正による財政フレームが確立した現在の年金制度の下で、それ以前から用いている財政指標が引き続き適切な指標となっているかについては、今後とも検討すべき課題である。」としたことから、令和3(2021)年度の報告の作成にあたり検討を行い、その結果として、引き続き、これらを作成していくこととなった。

1 年金扶養比率

2-4-5 年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給（権）者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度（末）被保険者数}}{\text{年度（末）老齢・退職年金（老齢・退年相当）受給（権）者数}}$$

2-4-6 年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の老齢・退職年金の受給（権）者を支える被保険者数が多いことを意味する。一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過をたどる。最初のうちは、加入期間が長い老齢・退年相当の老齢・退職年金受給（権）者は被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給（権）者が相対的に増えてくるためである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあつては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

2-4-7 令和5（2023）年度末の受給権者ベースの年金扶養比率は、**図表 2-4-1** 及び **図表 2-4-2** に示すとおり、厚生年金計では 2.48、基礎年金では 1.95 となっている。

厚生年金の実施機関別では、私学共済が 4.27 で最も高く、国共済及び地共済はそれぞれ 1.74、1.44 と低くなっている。年金扶養比率の高い私学共済は成熟が進んでおらず、逆に年金扶養比率の低い国共済及び地共済は成熟が進んでいるといえる。

2-4-8 受給権者ベースの年金扶養比率の推移をみると、令和5（2023）年度末は前年度末と比べて、厚生年金計では 0.02 ポイントの上昇、基礎年金ではほぼ横ばいとなっている。また、厚生年金の実施機関別では、前年度末と比べ、全ての実施機関で上昇している。

図表2-4-1 受給権者ベースの年金扶養比率（年度末）の推移

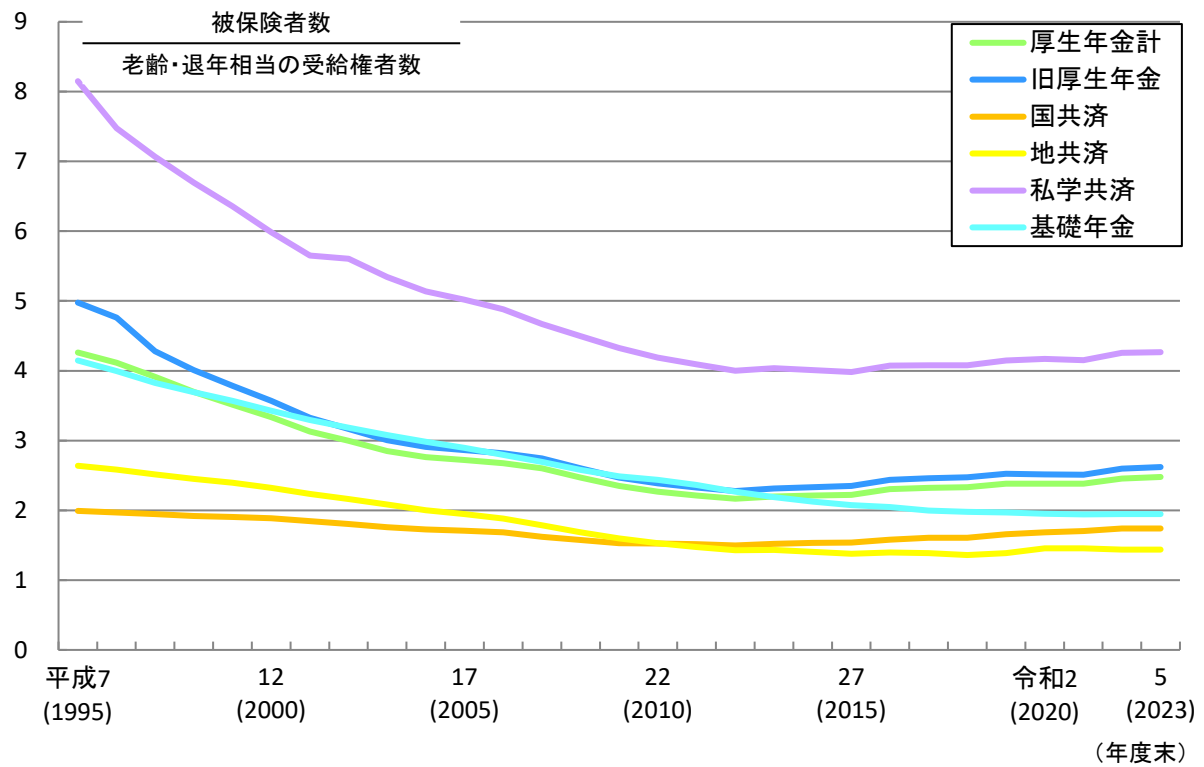
年度末 平成 /令和 (西暦)	厚生年金					基礎年金
	計	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
7 (1995)	4.26	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
12 (2000)	3.34	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
17 (2005)	2.72	2.87	1.71	1.95	5.02	2.89
22 (2010)	2.27	2.39	1.53	1.53	4.19	2.44
27 (2015)	2.22	2.35	1.54	1.38	3.98	2.08
28 (2016)	2.30	2.44	1.58	1.40	4.07	2.05
29 (2017)	2.32	2.46	1.61	1.39	4.08	2.00
30 (2018)	2.33	2.47	1.61	1.36	4.08	1.98
元 (2019)	2.38	2.53	1.66	1.39	4.15	1.97
2 (2020)	2.38	2.51	1.69	1.46	4.17	1.95
3 (2021)	2.38	2.51	1.70	1.46	4.15	1.94
4 (2022)	2.46	2.60	1.74	1.44	4.25	1.95
5 (2023)	2.48	2.62	1.74	1.44	4.27	1.95
対前年度増減差						
17 (2005)	△0.04	△0.04	△0.02	△0.06	△0.12	△0.09
22 (2010)	△0.08	△0.08	△0.00	△0.07	△0.14	△0.05
27 (2015)	0.01	0.02	0.00	△0.03	△0.03	△0.05
28 (2016)	0.08	0.09	0.04	0.02	0.09	△0.03
29 (2017)	0.02	0.02	0.03	△0.01	0.01	△0.05
30 (2018)	0.01	0.01	0.00	△0.02	△0.00	△0.02
元 (2019)	0.05	0.05	0.05	0.03	0.07	△0.01
2 (2020)	△0.00	△0.01	0.03	0.07	0.02	△0.01
3 (2021)	△0.00	△0.00	0.02	0.00	△0.02	△0.01
4 (2022)	0.08	0.09	0.04	△0.02	0.10	0.01
5 (2023)	0.02	0.02	0.00	0.00	0.01	△0.00

注1 旧厚生年金の平成7(1995)年度には旧三共済及び旧農林年金を含まず、平成12(2000)年度には旧農林年金を含まない。

注2 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給権者数は、退年相当の退職共済年金受給権者と老齢相当の老齢厚生年金受給権者の合計である。

注3 基礎年金については、分子を公的年金被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

図表2-4-2 受給権者ベースの年金扶養比率（年度末）の推移



2-4-9 図表 2-4-3 は年度⁹⁵の受給者ベースの年金扶養比率の推移を示したものである。
 年度の受給者ベースの年金扶養比率は、年度末の受給権者ベースとおおむね同様の傾向を示している。

図表 2-4-3 受給者ベースの年金扶養比率（年度）の推移

年度	厚生年金					基礎年金
	計	旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
平成 /令和 27 (2015)	2.35	2.50	1.56	1.42	4.39	2.12
28 (2016)	2.39	2.54	1.59	1.42	4.37	2.09
29 (2017)	2.44	2.59	1.62	1.42	4.37	2.05
30 (2018)	2.45	2.60	1.64	1.41	4.34	2.01
元 (2019)	2.47	2.63	1.67	1.41	4.34	2.00
2 (2020)	2.49	2.63	1.71	1.49	4.36	1.98
3 (2021)	2.48	2.62	1.73	1.50	4.34	1.97
4 (2022)	2.49	2.64	1.75	1.47	4.34	1.97
5 (2023)	2.54	2.69	1.76	1.46	4.35	1.97
対前年度増減差						
28 (2016)	0.03	0.04	0.02	△0.00	△0.01	△0.04
29 (2017)	0.05	0.06	0.04	0.00	△0.00	△0.04
30 (2018)	0.01	0.01	0.02	△0.02	△0.03	△0.04
元 (2019)	0.03	0.03	0.03	0.01	△0.00	△0.01
2 (2020)	0.02	0.01	0.04	0.07	0.02	△0.01
3 (2021)	△0.01	△0.01	0.02	0.01	△0.02	△0.01
4 (2022)	0.01	0.01	0.02	△0.02	0.00	△0.00
5 (2023)	0.05	0.06	0.01	△0.01	0.01	0.00

注1 平成27(2015)年度以降の国共済、地共済及び私学共済の老齢・退年相当の受給者数は、退年相当の退職共済年金受給者と老齢相当の老齢厚生年金受給者の合計である。

注2 基礎年金については、分子を公的年金被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給者数として算出した。

注3 当該年度中の各月末の被保険者数または受給者数の合計を12で割ることで算出した年度間平均値によるものである（ただし、国共済、地共済及び基礎年金の受給者数については前年度末と当年度末の平均によるものである。）。

⁹⁵ 当該年度中の各月末の被保険者数または受給者数の合計を12で割ることで算出した年度間平均値によるものである（ただし、国共済、地共済及び基礎年金の受給者数については前年度末と当年度末の平均によるものである。）。

2 厚生年金計の総合費用率⁹⁶とその分解

2-4-10 総合費用率は、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出⁹⁷－国庫・公経済負担」（以下、「総合費用」という。）の標準報酬総額に対する比率であり、積立金を持たない完全な賦課方式で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{総合費用}}{\text{標準報酬総額}} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}}$$

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給（権）者数を総合費用に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える。ただし、年金扶養比率とは逆に、総合費用率は制度の成熟とともに上昇する。なお、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬の概念がないことから総合費用率は作成できない。

2-4-11 総合費用率の計算式における分子の総合費用を、基礎年金以外に関する支出（以下、「独自給付費用」という。）と基礎年金に関する支出（以下、「基礎年金費用」という。）に分解する。

$$\text{独自給付費用} = \text{総合費用} - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}^{98}$$

$$\text{基礎年金費用} = \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}$$

独自給付費用率は独自給付費用の標準報酬総額に対する比率、基礎年金費用率は基礎年金費用の標準報酬総額に対する比率であり、独自給付費用率と基礎年金費用率は総合費用率を分解したものである。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{独自給付費用}}{\text{標準報酬総額}} = \frac{\text{総合費用} - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}}$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金費用}}{\text{標準報酬総額}} = \frac{\text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}}$$

⁹⁶ 被用者年金の一元化に伴い、被用者年金は厚生年金相当部分までが財政的に一元化され、共済組合等の職域加算部分は廃止されたことから、平成 27(2015)年度報告書から、従来「厚生年金相当部分に係る総合費用率」としていたものを「総合費用率」と、従来「厚生年金相当部分に係る独自給付費用率」としていたものを「独自給付費用率」と再定義している。

⁹⁷ 実質的な支出には追加費用を含まない（用語解説「実質的な支出」（364 頁）を参照）。

⁹⁸ 基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）としているのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担分が含まれているからである。

2-4-12 厚生年金計の総合費用率とその分解は図表 2-4-4 のとおりである。令和 5 (2023) 年度の総合費用率は 17.8%、うち独自給付費用率は 12.9%、基礎年金費用率は 4.8% である。前年度と比べると、総合費用率は 0.1 ポイント低下しており、その内訳は、独自給付費用率は 0.1 ポイント低下し、基礎年金費用率はほぼ横ばいとなっている。

また、令和 5 (2023) 年度の総合費用率と保険料率 (18.3%) とを比較すると、総合費用率の方が 0.5 ポイント低くなっている。

図表 2-4-4 厚生年金計の総合費用率の推移とその分解

年度	総合費用率 ①	独自給付 費用率	基礎年金 費用率	保険料率 ②	差 (①－②)	比 (①／②)
平成 /令和 (西暦)	%	%	%	%	ポイント	
17 (2005)	18.0	13.3	4.7	14.288	3.7	1.26
22 (2010)	20.3	15.2	5.2	16.058	4.3	1.27
27 (2015)	19.8	14.8	5.0	17.828	2.0	1.11
28 (2016)	19.4	14.4	5.0	18.182	1.2	1.07
29 (2017)	18.9	14.0	5.0	18.3	0.6	1.03
30 (2018)	18.8	13.8	5.1	18.3	0.5	1.03
元 (2019)	18.6	13.5	5.1	18.3	0.3	1.01
2 (2020)	18.5	13.4	5.1	18.3	0.2	1.01
3 (2021)	18.3	13.3	5.0	18.3	△0.0	1.00
4 (2022)	17.9	13.0	4.8	18.3	△0.4	0.98
5 (2023)	17.8	12.9	4.8	18.3	△0.5	0.97
対前年度増減差						
17 (2005)	△0.0	△0.0	0.0			
22 (2010)	0.6	0.2	0.4			
27 (2015)	△0.2	△0.3	0.1			
28 (2016)	△0.4	△0.4	△0.0			
29 (2017)	△0.5	△0.4	△0.0			
30 (2018)	△0.1	△0.2	0.1			
元 (2019)	△0.3	△0.3	0.0			
2 (2020)	△0.1	△0.1	△0.0			
3 (2021)	△0.2	△0.1	△0.1			
4 (2022)	△0.4	△0.3	△0.1			
5 (2023)	△0.1	△0.1	△0.0			

注 1 総合費用率及び独自給付費用率は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。

注 2 平成27(2015)年度までの国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前に受給権が発生した年金給付については職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

注 3 令和 2 (2020) 年度より基礎年金拠出金等について確定値を用いて算出している。

注 4 保険料率②は、各年度末における旧厚生年金のものである。

3 保険料比率及び収支比率

(1) 保険料比率

2-4-13 保険料比率は、保険料収入の総合費用に対する比率であり、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分(総合費用)について、同一年度の保険料収入でどの程度まで賄えるかを示した指標である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{総合費用}} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

保険料比率が100%以上ならば、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入だけで賄えているが、100%未満になると、運用益等、他の収入も用いなければならない状況にある。

2-4-14 令和5(2023)年度の保険料比率は、図表2-4-5のとおり、厚生年金計で101.5%、国民年金(国民年金勘定)で82.7%となっている。国民年金(国民年金勘定)については、実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない分が保険料収入より多くなっており、運用益の活用や積立金の取崩し等により補わなければならない状況となっている。

2-4-15 国民年金(国民年金勘定)の保険料比率は、平成22(2010)年度には100%を大きく上回る水準となった。これには、基礎年金の国庫・公経済負担割合の引上げに加え、平成20(2008)年度に係るマイナスの精算額の影響を受けた平成22(2010)年度における決算ベースの基礎年金拠出金の大幅な減少⁹⁹も大きく影響しており(2-3-24 参照)、平成22(2010)年度の保険料比率は本来より高い水準となっていた。また、令和2(2020)年度については、算出にあたり、確定値を用いるとともに保険料収入から過誤納の払戻しを控除したこともあり、9.6ポイント低下している¹⁰⁰。

⁹⁹ 平成22(2010)年度の国民年金(国民年金勘定)の基礎年金拠出金(決算ベース)は、対前年度で22.0%減少した(長期時系列表(4)の8(1)を参照)。

¹⁰⁰ 決算ベースで算出した場合の保険料比率は90.7%であり、前年度に比べて4.1ポイント低下している。

(2) 収支比率

2-4-16 収支比率は、総合費用の「保険料収入＋運用損益」に対する比率である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{総合費用}}{\text{保険料収入} + \text{運用損益}}$$

$$= \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用損益}}$$

収支比率が100%以下ならば、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用益で賄えているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、それ以外の財源が必要な状況にある。

2-4-17 令和5(2023)年度の収支比率(時価ベース)は、**図表 2-4-5**のとおり、厚生年金計で42.6%、国民年金(国民年金勘定)で43.8%となっており、いずれも100%を下回っていることから自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用益で賄えている状況にある。厚生年金計、国民年金(国民年金勘定)ともに令和4(2022)年度の水準から大きく低下しているが、これは、令和5(2023)年度の運用損益が前年度より増加した影響が大きい。

図表2-4-5 保険料比率及び収支比率の推移

年度	保険料比率			収支比率		
	厚生年金計	旧厚生年金	国民年金 (国民年金勘定)	厚生年金計	旧厚生年金	国民年金 (国民年金勘定)
平成 /令和 (西暦)	%	%	%	%	%	%
17 (2005)	・	75.5	85.7	・	88.5	87.6
22 (2010)	・	76.3	125.8	・	137.5	80.4
27 (2015)	87.0	・	98.1	141.5	・	131.6
28 (2016)	91.2	・	89.8	86.0	・	84.2
29 (2017)	94.8	・	87.2	79.1	・	80.7
30 (2018)	95.8	・	93.7	97.1	・	97.4
元 (2019)	97.3	・	94.8	138.3	・	160.2
2 (2020)	96.4	・	85.2	47.7	・	45.2
3 (2021)	99.4	・	84.7	77.0	・	83.6
4 (2022)	101.0	・	85.8	91.1	・	104.5
5 (2023)	101.5	・	82.7	42.6	・	43.8
対前年度増減差						
17 (2005)	・	…	△6.3	・	△23.8	△7.9
22 (2010)	・	△0.1	32.1	・	38.8	△0.9
27 (2015)	・	・	1.3	・	・	67.3
28 (2016)	4.2	・	△8.3	△55.5	・	△47.4
29 (2017)	3.6	・	△2.7	△6.9	・	△3.5
30 (2018)	1.0	・	6.5	18.0	・	16.8
元 (2019)	1.4	・	1.1	41.2	・	62.7
2 (2020)	△0.8	・	△9.6	△90.7	・	△115.0
3 (2021)	3.0	・	△0.5	29.3	・	38.4
4 (2022)	1.6	・	1.1	14.1	・	20.9
5 (2023)	0.5	・	△3.1	△48.5	・	△60.8

注1 旧厚生年金及び厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分を含めた推計値である。

注2 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前に受給権が発生した年金給付については職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

注3 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前の保険料収入は、厚生年金相当部分の推計値である。

注4 平成27(2015)年度の国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前の運用損益は、長期経理の運用損益を被用者年金一元化に伴う積立金の概算仕分けを用いて按分した推計値である。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 平成28(2016)年度の私学共済の運用損益は、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算額に係る評価損益を含めている。

注7 令和2(2020)年度より基礎年金拠出金等について確定値を用いて算出している。

4 積立比率

2-4-18 積立比率は、前年度末積立金の当該年度の総合費用に対する比率であり、前年度末の積立金が、実質的な支出¹⁰¹のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{総合費用}} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

各年度の積立比率は、その前年度末の積立金の水準を反映したものであり、当年度の運用実績は反映されないことに留意する必要がある。例えば令和5(2023)年度の積立比率は、令和4(2022)年度末積立金を基に算出され、令和5(2023)年度中の運用実績は反映されない。

2-4-19 図表 2-4-6 及び図表 2-4-7 は積立比率(時価ベース)の推移を示したものである。

令和5(2023)年度の積立比率(時価ベース)は、厚生年金計では6.2、国民年金(国民年金勘定)では8.1となっている。厚生年金の実施機関別では、国共済が5.6とやや低く、地共済が7.0とやや高くなっている。私学共済は6.4で厚生年金計と同程度となっている。

令和5(2023)年度は旧厚生年金、私学共済及び国民年金の積立比率はほぼ横ばい、国共済では低下し、地共済では上昇している。積立比率には令和5(2023)年度の実質的な支出が反映されるが、国共済では実質的な支出に含まれる財政調整拠出金が積立比率の低下に寄与した。また、地共済では実質的な支出から控除される財政調整拠出金収入が積立比率の上昇に寄与した一方で、国庫・公経済負担等が減少したため、積立比率の上昇幅が抑えられたと考えられる¹⁰²。

なお、国共済及び私学共済の平成29(2017)年度の積立比率(時価ベース)が平成28(2016)年度に比べて低下しているのは、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算により、平成28(2016)年度に厚生年金保険経理の積立金の一部が経過的長期経理に移管された¹⁰³こともあり、平成28(2016)年度末積立金の額が減少した影響が大きい。

¹⁰¹ 公的年金制度において、保険料収入、運用損益、及び国庫・公経済負担により賄うことになる支出のこと。厚生年金勘定では、

実質的な支出＝給付費＋基礎年金拠出金－基礎年金交付金＋厚生年金交付金－厚生年金拠出金収入となる。詳しくは、用語解説「実質的な支出」(364頁)を参照。

¹⁰² この他、積立比率には令和4(2022)年度末積立金の水準が反映されるが、各制度とも同年度末の積立金は令和3(2021)年度末から大きな変化がなかったことから、影響は限定的であると考えられる。

¹⁰³ 地共済については、平成28(2016)年度に、被用者年金の一元化に伴い仕分けられた積立金の精算により、経過的長期経理の積立金の一部が厚生年金保険経理に移管されている。

図表2-4-6 積立比率（時価ベース）の推移

年度		厚生年金計				国民年金 (国民年金勘定)
		旧厚生年金	国共済	地共済	私学共済	
平成 /令和	(西暦)					
17	(2005)	・	6.2	・	・	5.2
22	(2010)	・	4.8	・	・	7.3
27	(2015)	5.2	5.1	5.2	5.4	5.2
28	(2016)	4.9	4.8	4.9	5.0	4.9
29	(2017)	5.0	4.9	4.9	5.6	4.8
30	(2018)	5.1	5.1	5.1	5.8	5.1
元	(2019)	5.1	5.1	5.0	5.7	5.1
2	(2020)	4.9	4.9	4.9	5.2	4.8
3	(2021)	6.0	6.0	6.0	6.4	6.0
4	(2022)	6.3	6.2	6.2	6.8	6.3
5	(2023)	6.2	6.2	5.6	7.0	6.4
対前年度増減差						
17	(2005)	・	△0.2	・	・	△0.4
22	(2010)	・	△0.0	・	・	2.1
27	(2015)	・	0.3	・	・	1.1
28	(2016)	△0.3	△0.3	△0.3	△0.4	△0.3
29	(2017)	0.1	0.1	△0.0	0.6	△0.1
30	(2018)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
元	(2019)	0.0	0.0	△0.1	△0.1	0.0
2	(2020)	△0.2	△0.2	△0.2	△0.4	△0.3
3	(2021)	1.1	1.1	1.2	1.1	1.2
4	(2022)	0.3	0.3	0.2	0.5	0.3
5	(2023)	△0.1	△0.0	△0.7	0.2	0.1

注1 旧厚生年金及び厚生年金計は、厚生年金基金が代行している部分及び国庫負担繰延額を含めた推計値である。

注2 国民年金(国民年金勘定)は、国庫負担繰延額を含んだ推計値である。

注3 国共済、地共済及び私学共済の被用者年金一元化前に受給権が発生した年金給付については、職域加算部分を除いた厚生年金相当部分の推計値である。

注4 平成27(2015)年度の積立比率算出における国共済、地共済及び私学共済の積立金は、単年度収支状況（厚生年金相当部分の推計）から算出した前年度末積立金（推計値）である。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 令和2(2020)年度より基礎年金拠出金等について確定値を用いて算出している。

図表2-4-7 積立比率（時価ベース）の推移

